

## 第 2 章

# 協 定 等

## 〔2(1)-1〕 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)

第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県(以下「県」という。)及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「応援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町(以下「応援市町」という。)及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。

なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は受援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。

(2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

#### 附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

山口県	山口県知事	二井 関 成
下関市	下関市長	中尾 友 昭
宇部市	宇部市長	久保田 后 子
山口市	山口市長	渡 辺 純 忠
萩市	萩市長	野 村 興 兒
防府市	防府市長	松 浦 正 人
下松市	下松市長	井 川 成 正
岩国市	岩国市長	福 田 良 彦
光市	光市長	市 川 熙
長門市	長門市長	大 西 倉 雄
柳井市	柳井市長	井 原 健 太 郎
美祢市	美祢市長	村 田 弘 司
周南市	周南市長	木 村 健 一 郎
山陽小野田市	山陽小野田市長	白 井 博 文
周防大島町	周防大島町長	椎 木 巧
和木町	和木町長	古 木 哲 夫
上関町	上関町長	柏 原 重 海
田布施町	田布施町長	長 信 正 治
平生町	平生町長	山 田 健 一
阿武町	阿武町長	中 村 秀 明

## 〔2(1)－2〕中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「中国5県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部による支援）

第2条 中国5県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会会長県に中国5県広域支援本部（以下「広域支援本部」という。）を設置する。

2 広域支援本部は、中国ブロック内各県、他のブロック知事会及び全国知事会との調整等、広域支援に係る包括的な調整を行う。

3 被災県以外の各県は、広域支援本部に連絡調整員を派遣するとともに、広域支援本部の調整の下、被災県が必要とする支援を実施する。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部による支援を受けようとする県の知事は、中国地方知事会の会長に対し、文書をもって要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国5県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は、平成23年1月11日から施行する。
- 2 平成7年7月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成23年1月11日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平井伸治
島根県代表者	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石井正弘
広島県代表者	広島県知事	湯崎英彦
山口県代表者	山口県知事	二井関成

## 〔2(1)－3〕 関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれ

る場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。

3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

(1) 防災組織体制等に関する情報交換

(2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

(3) その他防災に関する業務

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

中国地方知事会

鳥取県知事 平井伸治

島根県知事 溝口善兵衛

岡山県知事 伊原木隆太

広島県知事 湯崎英彦

山口県知事 村岡嗣政

## 〔2(1)－4〕九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの。

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項及び5項の規定により本部長の職務が代行される場合は、前条第1項の規定にかかわらず、本部、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
  - イ 職員の派遣
  - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - ハ 避難施設及び住宅の提供
  - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
  - ホ 医療支援
  - ヘ 物資集積拠点の確保
  - ト 災害廃棄物の処理支援
  - チ その他応援のため必要な事項
- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの

- イ 検体検査
- ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
- ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援地域」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第2号に係る応援については、この限りではない。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第65条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
- 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
- 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
- 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
- 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に締結する災害、感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。
- 2 平成23年10月31日に締結された協定は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月24日から適用する。
- 2 平成29年10月31日に締結された協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年4月24日

福岡県知事	小川洋	宮崎県知事	河野俊嗣
佐賀県知事	山口義祥	鹿児島県知事	三反園訓
長崎県知事	中村法道	沖縄県知事	玉城デニー
熊本県知事	蒲島郁夫	山口県知事	村岡嗣政
大分県知事	広瀬勝貞		

## 〔2(1)－5〕 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

(3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路

(4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域（以下「応援対象地域」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県（以下「応援府県」という。）は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

（応援の自主出動）

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

（応援経費の負担）

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の協力）

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

（1）防災組織体制等に関する情報交換

（2）情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

（3）その他防災に関する業務

（事務局）

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。

3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合  
代表者広域連合長井戸敏三

九州地方知事会  
代表者会長広瀬勝貞

## 〔2(1)－6〕中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平井伸治
島根県代表者	島根県知事	溝口善兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石井正弘
広島県代表者	広島県知事	湯崎英彦
山口県代表者	山口県知事	二井関成
徳島県代表者	徳島県知事	飯泉嘉門
香川県代表者	香川県知事	浜田恵造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中村時広
高知県代表者	高知県知事	尾崎正直

## 〔2(1)-7〕 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

(災害対策本部等の置)

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

(広域応援の要請)

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全国知事会会長 埼玉県知事 上田 清司

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長 三重県知事 鈴木 英敬

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長 静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会会長 北海道知事 高橋 はるみ

関東地方知事会会長 埼玉県知事 上田 清司

中部圏知事会会長 愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会会長 滋賀県知事 三日月 大造

中国地方知事会会長 広島県知事 湯崎 英彦

四国知事会常任世話人 愛媛県知事 中村 時広

九州地方知事会会長 大分県知事 広瀬 勝貞

## 〔2(1)－8〕大規模災害時における広域応援の実施に関する覚書

山口県、山口県市長会及び山口県町村会は、大規模災害により被災した都道府県及び市区町村（以下「被災県等」という。）の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、山口県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等からの要請に基づき、県及び県内市町が共同で応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この覚書により、県及び県内市町が共同で行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）災害応援に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）避難及び収容施設並びに住宅の提供
- （4）その他、特に要請のあった事項

（応援の調整）

第3条 県は、被災県等から応援の要請があった場合は、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を被災県等に通知するものとする。

（情報の収集）

第4条 県は、被災県等との連絡調整を行うため、必要に応じ、職員を被災県等に派遣し、情報収集を行うとともに、応援の実施に必要な事項を県内市町に連絡するものとする。

（他の協定との関係）

第5条 この覚書は、県又は県内市町が別に締結する災害時の応援に係る他の協定等を妨げるものではない。

（その他）

第6条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、県及び県内市町が協議して定めるものとする。

以上のとおり覚書を締結したことを証するため、この覚書を3通作成し、各自が記名押印の上、各1通を所持する。

平成29年11月14日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県市長会 会長 福田 良 彦

山口県町村会 会長 山 田 健 一

## 〔2(1)－9〕 山口県内広域消防相互応援協定（消防保安課）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の実施区域）

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

（報告及び連絡調整）

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めものとする。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等（以下「受援市町等」という。）の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- （1）災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- （2）発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- （3）その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- （1）災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由。
- （2）要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- （3）応援隊の活動内容。
- （4）応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- （5）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

（応援隊の派遣の中断）

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出勤手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県内広域消防相互応援協定書（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

## 〔2(1)-10〕 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防保安課）

	平成 27 年 3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消防広第 89 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	消防広第 211 号
改正	令和 7 年 3 月 26 日	消防広第 306 号

### 目次

第 1 章	総則
第 2 章	応援等の要請
第 3 章	出動の求め又は指示等
第 4 章	受援体制
第 5 章	部隊移動及び増隊要請
第 6 章	応援等の引揚げの決定
第 7 章	大規模地震発生時における迅速出動基準
第 8 章	防災関係機関との連携
第 9 章	応援等実施計画及び受援計画
第 10 章	応援に要した経費の負担区分
第 11 章	その他

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

- 第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
  - (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
  - (3) 被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。
  - (4) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
  - (5) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
  - (6) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
  - (7) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
  - (8) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
  - (9) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
  - (10) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
  - (11) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
  - (12) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
  - (13) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
  - (14) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
  - (15) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。

- (16) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (17) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (18) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (19) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (20) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (21) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (22) 最大震度消防本部とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した市町村を管轄する消防本部をいう。
- (23) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前 2 項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項について、併せて報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子にメールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1-1）。

- (1) 災害の状況
- (2) 活動を要望する地域
- (3) 要望する活動
- (4) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項について、併せて連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、

- これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
  - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項について、併せて連絡することができるものとする。  
なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。
  - 4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

### 第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

- 第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。  
この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
  - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表Aに定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。
  - 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
  - 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。
  - 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-3）。

（長官による出動の求め、指示等）

- 第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合又は大きな被害の発生が見込まれるもののその状況が明らかではない場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。
- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め若しくは指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合又は大きな被害の発生が見込まれるもののその状況が明らかではない場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
  - 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1(1)の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものとする。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

- 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。
- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

- 第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。
- (4) 情報統括支援隊は、原則として、統括指揮支援隊と同一の消防本部が出動する。ただし、長官が他の消防本部に属する情報統括支援隊の出動が適当と認める場合は、この限りではない。

（航空小隊の基本的な出動計画）

- 第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。
- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊の輸送を任務とし、指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。
- (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又

- はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。
- (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
- (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- 第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 消防庁は、各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

- 第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

#### 第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。
- なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の4第6項に規定する特定災害現地対策本部、第25条第8項に規定する非常災害現地対策本部又は第28条の3第8項に規定する緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
- (1) 法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
- (2) 法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
- (3) 法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
- (4) 法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、被災地消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

- (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
  - (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
  - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
  - (8) 消防庁への情報提供に関すること。
  - (9) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。
- 4 前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
  - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
  - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
  - (5) 報道機関への対応に関すること。
  - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

- 第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。
- (1) 進出拠点  
消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。
  - (2) 宿営場所  
消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

- 第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

## 第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
  - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
  - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成する場合、救急特別編成部隊を編成する場合その他中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。
- 3 部隊移動を部隊単位、中隊又は小隊単位で行った場合において、部隊移動した隊に後方支援小隊が含まれないこととなるときは、当該部隊移動した隊の活動に係る補給活動等の後方支援は、部隊移動前の都道府県大隊に属する後方支援小隊が担うものとする。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-5）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村

の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。

（7）調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

（8）調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

## 第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援本部長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援本部長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援本部長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

（1）活動概要（場所、時間、隊数等）

（2）活動中の異常の有無

（3）隊員の負傷の有無

（4）車両、資機材等の損傷の有無

（5）その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

（1）活動概要（場所、時間、隊員数等）

（2）活動中の異常の有無

（3）隊員の負傷の有無

（4）航空機、車両、資機材等の損傷の有無

（5）その他必要な事項

- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第 27 条 第 25 条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式 4-2)。

(帰署(所)報告)

- 第 28 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署(所)後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書(別記様式 5)を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

## 第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 強(東京都特別区は 6 弱)以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、迅速出動は適用しない。

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

- 第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。
- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式(別記様式 3-1 又は 3-4)を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする(別記様式 3-2)。

(迅速出動の中止)

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動先)

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先(進出拠点を兼ねる。)は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊及び情報統括支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県の都道府県庁舎。

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

(2) 統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊

震央管轄消防本部の庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度消防本部の庁舎。

(3) 航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県又は最大震度消防本部の航空隊基地等。

2 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、情報統括支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長、安全管理部隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

## 第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

## 第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (4) N B C災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 安全管理部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (7) 救急特別編成部隊統括救急隊に関すること。
- (8) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (9) 情報連絡体制に関すること。
- (10) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

## 第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議

により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

## 第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第 44 条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第 45 条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

## 〔2(1)-11〕 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（消防保安課）

	平成 16 年 3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年 3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年 2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年 6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年 7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年 8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年 11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消防広第 89 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	消防広第 211 号
改正	令和 7 年 3 月 26 日	消防広第 308 号

### 目次

第 1 章	総則
第 2 章	編成及び装備等の基準
第 3 章	出動
第 4 章	指揮活動
第 5 章	防災関係機関との連携
第 6 章	指揮支援実施計画及び受援計画
第 7 章	その他

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）及び緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- （2）被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。
- （3）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- （4）指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- （5）航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- （6）応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- （7）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （8）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- （9）代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- （10）登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- （11）登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- （12）航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。

- (13) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

## 第2章 編成及び装備等の基準

### （都道府県大隊の編成）

- 第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。
- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。ただし、部隊移動等により同時に二以上の都道府県大隊指揮隊が必要となり、代表消防機関のみではその任務を遂行できない場合は、代表消防機関及び代表消防機関代行の指揮隊をもって編成する。
  - (2) 都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成するものとする。
  - (3) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
  - (4) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。  
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
  - (5) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
  - (6) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
  - (7) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

### （指揮支援部隊の編成）

- 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第41条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
  - (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
  - (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」、「〇〇消防本部情報統括支援隊」と呼称する。

### （統合機動部隊の編成）

- 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
  - (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の状況、気象状況、道路・交

通の状況等被災地における諸事情を勘案し、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。

- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(安全管理部隊の編成)

第9条 安全管理部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 安全管理部隊指揮隊は、安全管理部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 安全管理部隊は、安全管理部隊指揮隊、消火小隊、救急小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 安全管理部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 安全管理部隊」と呼称する。

(救急特別編成部隊の編成)

第10条 救急特別編成部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとするものとする。

- (1) 救急特別編成部隊長は、救急特別編成部隊統括救急隊の中から指揮支援部隊長が指名するものとする。
- (2) 救急特別編成部隊統括救急隊は、救急特別編成部隊長の属する消防本部の指揮隊又は救急

小隊をもって編成するものとする。

- (3) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊統括救急隊及び緊急消防援助隊として出動している救急中隊又はその一部をもって編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (4) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊長の属する都道府県により「(〇〇都道府県)救急特別編成部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第11条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

- ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。
  - (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊  
呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)
  - (イ) C災害及びB災害対応小隊  
陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク
  - (ウ) N災害対応小隊  
簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

- ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。
- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

- ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
- ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第12条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 遠距離大量送水小隊

- ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
- イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(2) 消防活動二輪小隊

- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(3) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(4) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

- その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。
  - ア はしご車
  - イ 照明車

- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

### 第3章 出動

(指揮本部の設置)

第13条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の活動方針(活動スケジュールを含む。)に関すること。
- (3) 被害状況並びに被災地消防本部及び被災地消防団の活動に係る記録に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第14条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第15条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第16条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するほか、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成し出動するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第17条 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。

なお、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第18条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第19条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第20条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第21条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(安全管理部隊の出動等)

第22条 安全管理部隊は、原則として、当該部隊が属する都道府県の大隊と同時に出動するものとし、被災地において当該都道府県の大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第23条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第24条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び安全管理部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同じ。)

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

#### (4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。また、津波警報等が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

#### (進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第25条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

#### (被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第26条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地到着後、指揮者及び当該被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

## 第4章 指揮活動

#### (指揮体制)

第27条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

2 指揮支援隊長は、第28条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 情報統括支援隊長は、消防応援活動調整本部の指揮支援部隊長を補佐し、被災地における災害に関する情報の管理を行うものとする。

5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指

揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 8 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 救急特別編成部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該救急特別編成部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 12 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第28条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
  - (1) 第1順位 指揮支援隊長
  - (2) 第2順位 都道府県大隊長
  - (3) 第3順位 統合機動部隊長
  - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
  - (2) 被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
  - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
  - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
  - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
  - (8) 消防庁への情報提供に関すること。
  - (9) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第29条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
  - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
  - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
  - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
  - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
  - (5) 消防庁への情報提供に関すること。
  - (6) その他必要な事項に関すること。

- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第30条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。
  - 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。
  - 4 前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
    - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
    - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
    - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
    - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
    - (5) 報道機関への対応に関すること。
    - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

- 第31条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
    - (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
    - (2) 隊員の安全管理に関すること。
    - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
    - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
    - (5) 被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
    - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
    - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
    - (8) その他必要な事項に関すること。
  - 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

- 第32条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
  - 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長、救急特別編成部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
  - 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

- 第33条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮

- 者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。
  - 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
  - 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

- 第34条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
  - 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
  - 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
  - 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第18条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
  - 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
  - 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
  - 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
  - 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

- 第35条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。
- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
  - (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
  - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
  - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
  - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
  - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
  - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互、同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互及び同一安全管理部隊に属する隊相互の無線通信は、別表の

とおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

救急特別編成部隊に属する隊相互の無線通信は、救急特別編成部隊長の属する都道府県の主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
  - (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
  - (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
  - (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
  - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
    - ア 応援要請を行う場合
    - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
    - ウ 新たな災害が発生した場合
    - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

## 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E (国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第38条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、D M A T、ドクターヘリ(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第39条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第40条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

## 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第41条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
  - (3) 関係機関との活動調整に関すること。
  - (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
  - (5) 情報連絡体制に関すること。
  - (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
  - (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
  - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
  - (3) 情報連絡体制に関すること。
  - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 42 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
  - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
  - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
  - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
  - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
  - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
  - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
  - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
  - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告するものとする。

## 第 7 章 その他

(消防本部等の訓練)

第 43 条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第 44 条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第 45 条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

[ 2 ( 1 ) - 1 2 ] 緊急消防援助隊部隊編成表 (消防保安課)

令和7年4月1日現在

都道府県	指揮支援隊	情報統括支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	災害エネルギー応部・産業基地盤	NBC災害即応部隊	支土砂・風水害機動隊	安全管理部指揮隊	救急特別編成統括救急隊	消防小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊	対毒・火災・規格等危険小隊	密閉空間小隊	送水距離小隊	特殊装備小隊	消防車震災対応小隊	特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊	水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	重複を除く合計
北海道	3	1	2	7	1	1	3	1			156	30	93	37	1	10	21	1	1		1	23		3	2	398	383
青森県			1	4	1		1	1	2	1	44	8	27	20	1	2	9				1	4		1	1	129	125
岩手県			1	4	1		1	1	1	1	42	7	23	17	1	1					1	3		1	1	107	101
宮城県	3	1	2	4	1		1	2		1	52	12	26	18	2	4	3	1	2		1	7		3	2	148	140
秋田県			1	3	1		1	1			40	10	20	11		1	5				1	3		1	1	100	95
山形県			1	3	1		1	1	1	1	30	8	18	15		1					1	2		1	1	86	81
福島県			1	5	1		1	2	1	1	50	9	34	21	1	5	2		1		1	9		1	2	148	137
茨城県			1	3	3		1	1			64	16	53	30	1	7	3				2	17	1	1	1	205	195
栃木県			1	3	1		1	1			38	12	30	18		6					1	9		1	1	123	114
群馬県			1	4	2		1	1	1	1	40	9	26	16	1	4					1	4		1	1	114	106
埼玉県	3		1	5	1		1	1			108	27	60	43		11					3	19		3	1	287	279
千葉県	3		1	3	2	1	1	1	1	2	102	25	69	50	1	15	8		1		1	19	2	2	1	311	291
東京都	3	1	1	3	1		1	1			175	17	70	37	1	3	6	2	2	4	4	18	4	8	1	363	360
神奈川県	8	1	2	3	1	1	3	1	1	1	97	33	71	33	2	12	11	3	5		7	21	2	4	2	325	316
新潟県	3		1	3	1	1	1	1	1		63	16	41	22	2	2	9		2		1	5	1	1	1	178	173
富山県			1	3	1		1	1	1	1	29	11	19	11	1	2	1				1	6		1	1	92	86
石川県			1	3	1		1	1	1	1	30	6	17	17	1	3	3					9		1	1	97	89
福井県			1	3	1		1	1			29	7	13	12	1	2	3				1	2		1	1	79	74
山梨県			1	3	1		1	1			21	6	15	15	1	2					1	3		1	1	73	68
長野県			1	3	2		1	1			51	16	39	18	3	3					1	14		1	1	155	148
岐阜県			1	4	3		1	1			58	15	38	16	1	2					1	6		2	1	150	142
静岡県	5		3	2	1	1	2	1	3	3	55	22	46	29		4	5		2	2	4	14		3	3	210	202
愛知県	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	116	29	77	41	1	14	5	3		2	2	26	1	3	2	336	322
三重県			1	3	1	1	1	1			46	7	32	15		1	4				1	5		1	1	121	117
滋賀県			1	3	1		1	1	1	1	25	7	16	12	1	3					1	4	1	1	1	81	73
京都府	3	1	1	4	1		1	1	1	1	46	16	23	14	1	4		1	1		3	6		2	1	132	125
大阪府	5	1	1	5	1	1	2	1	1	5	133	28	64	32	2	9	11	1	3		1	22	2	2	1	334	319
兵庫県	2		1	4	1	1	1	1	1	1	97	22	66	31	2	10	5		2		2	18	2	3	1	274	263
奈良県			1	3	2		1	2	1	1	28	9	19	13	2	3					1	5		1	2	94	84
和歌山県			1	3	1		1	1	1	1	30	10	18	11	1	6	2				1	1		1	1	91	80
鳥取県			1	3	2		1	1			19	5	8	8	1	4					1	2		1	2	59	50
島根県			1	3	1		1	1			23	7	23	8		1					1	4		1	1	76	71
岡山県	2		2	3	1	1	1	1			44	13	28	12	1	4	5				2	9		2	2	133	129
広島県	3	1	2	3	1		1	1			69	14	39	24	1	4	3		1	2	1	11	2	2	2	187	182
山口県			1	3	1		1	1			39	9	24	17		5					2	6		1	1	111	105
徳島県			1	3	1		1	1			20	11	17	6	1	2	3				1	5		1	2	76	71
香川県			1	3	1		1	1			21	8	13	8		2					1	8		1	1	70	65
愛媛県			1	3	1		1	1			30	12	22	14	1	2	3		2		1	6	1	1	1	103	98
高知県			1	3	2		1	1	1	1	19	10	18	7	1	2					1	2		2	1	73	67
福岡県	6	1	2	6	2	1	2	1		1	55	22	50	34	1	10	7	1			1	14	2	3	2	224	215
佐賀県			1	2	1		1	1			17	6	13	9		1					1	3		1	1	58	57
長崎県			1	3	1		1	1			35	8	25	13		2	2				1	2		1	1	97	91
熊本県	2		1	4	1		1	1	1	1	33	14	30	15	1	5				2	3	9		1	1	126	120
大分県			1	3	2		1	1	1	1	28	10	16	12	1	4					1	5		1	1	89	80
宮崎県			1	3	1		1	1			18	5	16	12	1	2						2		1	1	65	59
鹿児島県			1	3	2	1	1	1	1	1	33	11	30	14	1	4	5				1	4		1	1	116	106
沖縄県				3	1		1	1			25	6	20	15	1	4	1				1	3				82	77
合計	57	9	54	160	60	12	54	50	25	30	2,423	621	1,555	903	44	210	145	13	25	12	68	399	21	77	59	7,086	6,731

〔2(1)-13〕 緊急消防援助隊出動計画表（消防保安課）

1 山口県内において大規模災害が発生した場合の出動計画

陸上隊	第一次出動都道府県大隊
	岡山県、広島県、島根県、福岡県
	出動準備都道府県大隊
	兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
航空隊	第一次出動航空小隊
	愛媛県、高知県、島根県、岡山県、広島県、大分県、広島市、岡山市、北九州市、福岡市
	出動準備航空小隊
	東京、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、京都市、大阪市、神戸市

※東京：東京消防庁を示す。

2 他県において大規模災害が発生した場合の山口県大隊の出動計画

陸上隊	第一次出動
	広島県、島根県、福岡県
	出動準備
	鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
航空隊	第一次出動
	島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
	出動準備
	鳥取県、岡山県

## 〔2(1)-14〕 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（防災危機管理課）

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防衛が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

（応援要請の方法）

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成22年4月14日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、原則として山口県が負担するものとする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

（協定書の保管）

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

## [ 2 ( 1 ) - 1 5 ] 山 口 県 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 運 航 管 理 要 綱 ( 防 災 危 機 管 理 課 )

### 目 次

第 1 章 総 則 ( 第 1 条 ~ 第 3 条 )
第 2 章 運 航 体 制 ( 第 4 条 ~ 第 1 2 条 )
第 3 章 運 航 管 理 ( 第 1 3 条 ~ 第 1 9 条 )
第 4 章 安 全 管 理 等 ( 第 2 0 条 ~ 第 2 1 条 )
第 5 章 教 育 訓 練 ( 第 2 2 条 ~ 第 2 3 条 )
第 6 章 事 故 防 止 対 策 等 ( 第 2 4 条 ~ 第 2 6 条 )
第 7 章 雑 則 ( 第 2 7 条 ~ 第 2 8 条 )
附 則

### 第 1 章 総 則

#### ( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、消防防災ヘリの安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

#### ( 他 の 法 令 と の 関 係 )

第 2 条 消防防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### ( 用 語 の 定 義 )

第 3 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ( 1 ) 消 防 防 災 ヘ リ 等 消防防災ヘリ、消防防災ヘリ用装備品及びその他消防防災ヘリに必要な資機材等をいう。
- ( 2 ) 航 空 消 防 防 災 業 務 消防防災ヘリを活用して行う災害応急活動、火災防御活動、救急活動、救助活動及びその他の航空消防防災活動に関する業務をいう。
- ( 3 ) 航 空 隊 員 消防防災ヘリに搭乗し、航空消防防災業務に従事する防災危機管理課の職員をいう。
- ( 4 ) 自 隊 訓 練 消防防災航空隊員が技術の習得を図るために行う訓練をいう。
- ( 5 ) 運 航 計 画 消防防災ヘリを効率的に運航するため、航空消防防災業務及び自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

### 第 2 章 運 航 体 制

#### ( 常 駐 基 地 )

第 4 条 消防防災ヘリの常駐基地は、山口宇部空港（宇部市沖宇部 6 2 5）内「山口県消防防災航空センター」（以下「航空センター」という。）とする。

#### ( 総 括 管 理 者 )

第 5 条 消防防災ヘリの運航管理の総括は、山口県総務部理事（以下「総括管理者」という。）が行う。

#### ( 運 航 責 任 者 等 )

第 6 条 消防防災ヘリの運航、航空隊の指揮監督及び消防防災ヘリ等の維持管理など消防防災ヘリの運航管理に関する事務は、航空センター所長（以下「運航責任者」という。）が掌理する。

2 運航責任者は、消防防災ヘリの運航管理に関する事務を整理し、運航管理を補佐する「運航責任補助者」及び、運航の安全に関する助言等を行う「運航安全管理者」を置く。

3 運航責任補助者は、防災危機管理課長及び消防防災ヘリ運航委託業者のうち運航責任者が指定する職員とする。

4 運航安全管理者は、航空機の運航その他航空消防活動に専門的な知見を有する者とする。

5 運航責任者は、航空消防防災業務に従事させるため、航空センターに必要な職員を駐在させるものとする。

(消防防災航空隊の設置)

第7条 航空消防防災業務を安全かつ効果的に遂行するため、前条第3項の職員により山口県消防防災航空隊(以下「航空隊」という。)を編成する。

2 航空隊は、消防防災ヘリに搭乗し、航空消防防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員(以下「航空隊員」という。)を置く。

(隊長の任務)

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して航空消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第9条 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、運航責任者があらかじめ指名する順位に基づき、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第10条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した航空消防防災業務に努めなければならない。

2 航空隊員は、航空消防防災業務の遂行に当たり、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(消防防災ヘリに搭乗する者の指定)

第11条 運航責任者は、消防防災ヘリを運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して、当該運航の責任体制を明確にしなければならない。ただし、第13条第1項第8号または9号に規定する活動のために運航する場合には、航空隊員を搭乗させないことができる。

(航空消防活動指揮者)

第12条 航空消防活動指揮者は、隊長をもって充てる。隊長が消防防災ヘリに搭乗しないときは、運航責任者が消防防災ヘリに搭乗する副隊長又は隊員の中から航空消防活動指揮者を指定するものとする。

2 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリに搭乗中、航空法第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、消防防災ヘリに搭乗している者を指揮監督し、航空消防防災業務に万全を期さなければならない。

### 第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 消防防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、消防防災ヘリの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 自隊訓練及び消防防災訓練
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 消防防災ヘリの運航は、原則として午前8時30分から午後17時15分までとする。ただし、総括管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(緊急運航)

第14条 緊急運航は、前条第1項第1号から第5号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、前条第1項第6号から第9号に規定する運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

3 運航責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに消防防災ヘリの出勤を決定するものとする。ただし、消防防災ヘリが通常運航中である場合は、航空消防活動指揮者に対し、通常運航の中断と緊急運航の実施について必要な指示をしなければならない。

4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(運航計画)

第15条 運航責任者は、航空消防防災業務等を適正かつ円滑に行うため、通常運航に係る計画（以下「運航計画」という。）を定めなければならない。

2 運航計画は、山口県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び山口県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第2号）とする。

(情報連絡及び報告)

第16条 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た情報等を運航責任者に報告しなければならない。

2 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリに搭乗し、業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第3号）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

(ヘリコプター保有機関との相互応援等)

第17条 総括管理者は、消防防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の航空消防防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

2 総括管理者は、警察航空隊、自衛隊と密接に連携するものとし、緊急運航の連携及び整備点検時における緊急運航等について調整を行うものとする。

(飛行場外離着陸場等)

第18条 運航責任者は、市町等と協議し、航空消防防災業務を円滑に遂行するため、航空法第79条ただし書きの規定による飛行場外離着陸場及び同法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(一般行政利用)

第19条 一般行政利用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 安全管理等

(安全管理)

第20条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める消防防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、航空消防防災業務の適正な執行体制及び航空機事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空センターの施設設備の適正な保守管理を行わなければならない。

3 航空消防活動指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

(消防防災ヘリ等の管理)

第21条 総括管理者は、航空法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する整備士による整備点検を受けなければ、消防防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、消防防災ヘリ等を適正に管理し、その性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

#### 第5章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第22条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員等の資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、運航計画に基づき自隊訓練を実施しなければならない。

(他機関との連携)

第23条 運航責任者は、航空消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施するとともに、市町等が実施する訓練へ消防防災ヘリを参加させるものとする。

2 前項による市町等が実施する訓練への消防防災ヘリの参加に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第24条 総括管理者は、航空事故が発生する恐れ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(事故発生時の措置)

第25条 消防防災ヘリの運航中、消防防災ヘリの故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合、又は発生した場合には、機長はその状況を直ちに航空消防活動指揮者に報告するものとし、報告を受けた航空消防活動指揮者は、航空法第75条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力するとともに、その状況を運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項による報告を受け、又は情報を入手した場合は、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第26条 消防防災ヘリに航空事故が発生した場合には、機長は直ちに原因、損害等について調査し、その結果を書面により運航責任者を經由して総括管理者に報告しなければならない。

2 総括管理者は、航空法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第7章 雑 則

(記録及び保存)

第27条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第28条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第14条の規定は、平成12年5月24日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。ただし、組織の改編により「消防防災課」を「防災危機管理課」と改称した箇所は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※ 様式については略

## 〔2(1)-16〕 山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（防災危機管理課）

（趣旨）

第1条 この要領は、山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第4項の規定により、山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第2条 緊急運航については、要綱及び山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「応援協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の基準）

第3条 緊急運航基準は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

### （1）災害応急活動

#### ア 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害、又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握 調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があるとき。

#### イ 救援物資等の緊急搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要がある場合。

#### ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要がある場合。

#### エ その他

消防防災ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合。

### （2）火災防御活動

#### ア 林野火災等における空中からの消火活動

消防防災ヘリによる消火がより効果的である場合。

#### イ 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要がある場合。

#### ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防防災ヘリによる人員、資機材等の搬送がより有効である場合。

#### エ その他

消防防災ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合。

### （3）救急活動（必要により医師の搭乗）

#### ア 事故又は急病等による搬送

事故又は急病等に起因して重症が疑われ、又は離島、山村等から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合。

#### イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要がある場合。

#### ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認める場合。

#### エ その他

消防防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合。

### （4）救助活動

#### ア 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故又は山岳遭難事故等において、消防防災ヘリによる対応がより有効な場合。

- イ 中高層建築物火災による救助  
中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要な場合。
- ウ 山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出  
大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が困難で、救出が緊急に必要な場合。
- エ その他  
消防防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

消防組織法第44条（昭和22年法律第226号）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）、中国5県の相互応援協定（平成7年7月締結）、中国・四国9県の相互応援協定（平成7年12月締結）、九州・山口9県の相互応援協定（平成7年11月締結）等に基づく要請があった場合。

2 前項の場合において、前項(1)アと前項(1)ア以外の各号いずれにも該当する場合

及び前項(1)アの活動中に前項(1)ア以外の各号に該当することとなった場合については、前項(1)ア以外の各号に該当する場合を優先するものとする。

（緊急運航の要請）

第4条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町、消防本部（局）又はその他の関係機関（以下「市町等」という。）の長が、航空センター所長（以下「運航責任者」という）に対し行うものとする。

（緊急運航要請の手続き）

第5条 前条の緊急運航の要請は、航空センター（特別な場合は山口県防災危機管理課）に対して電話で要請の後、山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）をFAXで提出するものとする。

なお、要請者は電話での要請時に次の情報を報告するものとする。

- (1) 災害発生場所
- (2) 災害等の内容
- (3) その他必要と判断する情報

（緊急運航の決定）

第6条 運航責任者は、第5条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び気象状況等を確認の上、出動の可否を決定するとともに、運航責任補助者（防災危機管理課長及び消防防災ヘリ運航委託業者のうち運航責任者が指定する職員）又は隊長若しくは副隊長（以下「運航責任補助者等」という。）に対し、緊急運航の可否及びその他必要な事項を指示するものとする。

2 運航責任補助者等が前項の指示を受けたときは、直ちに緊急運航を要請した市町等の長（以下「要請者」という。）に対し、緊急運航の可否を連絡するとともに、速やかに要請内容に対応する出動体制を行うものとする。

（受入体制）

第7条 要請者は、航空センターと緊密な連絡を図るとともに、当該要請者の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリの航空消防活動指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

また、要請者は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を必要とする場合は、給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

（情報連絡及び報告）

第8条 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た情報等を運航責任者に報告するとともに、帰還後、緊急運航報告書（様式第2号）を作成し、速やかに防災危機管理課長に報告しなければならない。

2 防災危機管理課長は、緊急運航を行った場合及びその他重要事項について、直ちに総括管理者に報告するものとする。

3 防災危機管理課長が災害等の状況を把握する必要があると認めるときは、災害等が収束した後、要請者に対して、災害等状況報告書（様式第3号）により報告を求めることができるものとする。

(運航不能時)

第9条 防災危機管理課長は消防防災ヘリの運航不能時等の場合は、隣接各市の消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊に派遣を要請するものとする。

なお、この場合において、本要領中の消防防災ヘリは応援ヘリコプターと読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成12年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。ただし、組織の改編により「消防防災課」を「防災危機管理課」と改称した箇所は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要 請 市 町 消防本部 (局)	市町・本部名 電話	F a x	発信者		
2	発 生 日 時	年 月 日 ( )	時	分頃		
3	緊急運航種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)災害応急 (5)その他 ( )				
4	要 請 内 容	(1)消火 (2)救助 (3)救急 (4)物資搬送 (5)その他 ( )				
5	出 動	発 生 場 所				
6		事 故 概 要				
7		離 着 陸 場	名 称 ( ) GPSコード ( Y _ _ _ _ ) 場 所 ( 市・町 ) 調整中			
8		通 信 手 段	消防本部名 通信手段 (統制波 1, 2, 3・主運用波・その他) MHz 呼び出し名称 ( ) ・通信手段なし			
9	状 況	天 候	(晴れ)	(曇り)	(雨)	(不明)
		雲の状態	(雲はあるが山にかかっていない) (中腹に雲あり) (山頂に雲あり) (雲なし) (不明)			
		風の状況	(無風)	(弱い)	(強い)	(不明)
10	現 況	現 場 指 揮 者	所属	職名	氏名	
11		搭 乗 予 定	消防職員 ( ) 名 救命士 ( ) 名 医 師 ( ) 名 看護師 ( ) 名 その他 ( ) 名			
12		活 動 隊	消防隊 (現場着 ・ 出動中)		救助隊 (現場着 ・ 出動中)	
				救急隊 (現場着 ・ 出動中)	その他 (現場着 ・ 出動中)	
			航空センター受信者			

※ 地図(目標)を添付してください

次については、航空センターから連絡します。

13	航空消防活動指揮者	指揮者名	出動者数	(内隊員 名)
14	通 信 手 段	(統制波 1, 2, 3・主運用波・その他) コールサイン		
15	要請元到着予定時間	年 月 日 ( )	時	分
16	活 動 予 定 時 間	時間	分	
山口県消防防災航空センター 電話 0836-37-6422 Fax 0836-37-6423				

緊 急 運 航 報 告 書

年 月 日

防災危機管理課長 様

航空消防活動指揮者

災 害 種 別		要 請 機 関	
発 生 日 時	年 月 日	曜 日	時 分頃
要 請 日 時	年 月 日	曜 日	時 分
出 動 日 時	年 月 日	曜 日	時 分
帰 還 日 時	年 月 日	曜 日	時 分
発 生 場 所			
災 害 等 の 概 況			
現 地 の 気 象	天候 視程	風向 m 雲高	風速 m/s 気温 ℃ 注警報
活 動 時 間 等			
出 場 時 刻	時 分 時 分	飛行時間 時間 分	着陸場所
	時 分 時 分	時間 分	燃料補給量 リットル
	時 分 時 分	時間 分	総飛行時間 時間 分
帰 還 時 刻	時 分 時 分	時間 分	総所要時間 時間 分
消 火	回	%	物資搬送 回 kg
救 助	回	人	情報収集 回
救 急	回	人	調 査 回
人 員 搬 送	回	人	災害応急活動 回
医 師 搬 送	回	人	そ の 他

災害等の概況・傷病者の状況及び活動内容

特 記 事 項	活動編成	SM		OP		R 1		R 2	
		R 3		地上		地上		通信	
		P		CoP		M 1		M 2	
		運管							
<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>									

山口県総務部防災危機管理課長 様

要請機関の長

災 害 等 状 況 報 告 書

山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分		
発 生 場 所			
災害等の概要			
活 動 内 容			
事 故 種 別	火災 ・ 救急 救助 ・ その他 ( )		
	連携活動 (出動隊)	傷病程度及び行方不明	活動内容チェック
	消防防災ヘリ 隊 名	死 亡 名	消 火 <input type="checkbox"/>
	ドクターヘリ 隊 名	重 篤 名	救 助 <input type="checkbox"/>
	ドクターカー 隊 名	重 症 名	救 急 <input type="checkbox"/>
	救 急 隊 隊 名	中 等 症 名	転院搬送 <input type="checkbox"/>
	救 助 隊 隊 名	軽 症 名	人員搬送 <input type="checkbox"/>
	消 防 隊 隊 名	そ の 他 名	医師搬送 <input type="checkbox"/>
	その他( ) 隊 名	行方不明 名	物資搬送 <input type="checkbox"/>
	合 計 隊 名	合 計 名	そ の 他 <input type="checkbox"/>
その他参考 となる事項			

〔2(1)-17〕 広域航空消防応援要請先一覧（防災危機管理課）

1 広域航空消防応援の要請手続

(1) 広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第6項及び第8項の要請についての消防庁等の連絡先は次のとおりとする。

① 消 防 庁

	連絡・要請窓口の名称	電 話 番 号	F A X 番号	消防防災無線
昼 間	広 域 応 援 室	03-5253-7569	03-5253-7537	27-90-43442
夜 間	宿 直 室	03-5253-7777	03-5253-7553	27-90-49102

(注) 昼間（9：30～18：15）、夜間（18：15～9：30）

② 航 空 隊

都道府県	団体名	航空隊名称	基地電話番号	基地F A X 番号	緊急連絡先 (場所)	夜間緊急連絡 電話番号	夜間緊急連絡 F A X 番号	基地衛星電話番号
北海道	北海道	北海道防災航空隊	011-782-3233	011-782-3234	宿直室	011-782-3233	011-782-3234	080-2863-6904
	札幌市消防局	札幌市消防局航空隊	0133-62-4119	011-271-0632	指令室	011-215-2080	011-271-0632	なし
青森県	青森県	青森県防災航空隊	017-729-0355	017-729-0377	宿直室	017-729-0355	017-729-0377	080-2807-4082
岩手県	岩手県	岩手県防災航空隊	0198-26-5251	0198-26-5256	携帯	090-6853-4083 (隊長公用)	0198-26-5256	003-592-1
宮城県	宮城県	宮城県防災航空隊	0223-24-0741	0223-24-0872	携帯	090-6787-6588 (隊長公用)	0223-24-0872	なし
	仙台市消防局	仙台市消防航空隊	0223-23-7850	0223-23-7848	自隊基地	0223-23-7850	0223-23-7848	010-870-776735216
秋田県	秋田県	秋田県消防防災航空隊	018-886-8103	018-886-8105	基地	018-886-8103	018-886-8105	080-2846-5822
山形県	山形県	山形県消防防災航空隊	0237-47-3275	0237-47-3277	携帯	090-1494-1816	0237-47-3277	001-010-8816-2341-0470
福島県	福島県	福島県消防防災航空隊	0247-57-3000	0247-57-3500	携帯	090-6258-0836	0247-57-3500	007-333-02
茨城県	茨城県	茨城県防災航空隊	029-857-8511	029-857-8501	携帯	090-3061-5001 (隊長公用)	029-301-2898	008-620-409
栃木県	栃木県	栃木県消防防災航空隊	028-677-1119	028-677-0775	携帯	090-1655-8475 (隊長公用)	028-677-0775	009-511-05
群馬県	群馬県	群馬県防災航空隊	027-265-0200	027-265-6900	宿直室	027-226-2251	027-221-0158	010-360-6300
埼玉県	埼玉県	埼玉県防災航空隊	049-297-7810	049-297-7906	自隊基地	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300
千葉県	千葉市消防局	千葉市消防航空隊	043-292-9186	043-292-9189	指令室	043-202-1677	043-202-1678 (指令課)	なし

都道府県	団体名	航空隊名称	基地電話番号	基地FAX番号	緊急連絡先 (場所)	夜間緊急連絡 電話番号	夜間緊急連絡 FAX番号	基地衛星電話番号
東京都	東京消防庁	装備部航空隊	03-3521-5811 042-521-0190 03-3212-2258 (応援要請)	03-3522-0120 042-521-0191	宿直室	03-3521-5811 042-521-0190	03-3522-0120 042-521-0191	なし
神奈川県	横浜市消防局	横浜市消防局航空消防隊	045-784-0119	045-784-0116	宿直室	045-784-0119	045-784-0116	014-700-12-408
	川崎市消防局	川崎市消防局警防部航空隊	03-3522-0119	03-3522-0159	自隊基地 (不在時は指 令センター)	03-3522-0119 044-223-2654	03-3522-0159	014-300-21-48701
新潟県	新潟県	新潟県消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	携帯	090-8943-9409 (隊長公用)	025-270-0265	015-524-10
富山県	富山県	富山県消防防災航空隊	076-495-3060	076-495-3066	自隊基地	076-495-3060	076-495-3066	016-116-80-11-3371
石川県	石川県	石川県消防防災航空隊	0761-24-8930	0761-24-8931	県関係機関等	076-225-1481 (消防保安課)	0761-24-8931	017-158-10
福井県	福井県	福井県防災航空隊	0776-51-6945	0776-51-6947	携帯	0776-51-6945 (隊長携帯転送)	0776-51-6947	018-418-1-10
山梨県	山梨県	山梨県消防防災航空隊	0551-20-3601	0551-20-3603	宿直室	055-223-1430	055-223-1429	019-416
長野県	長野県	長野県消防防災航空隊	0263-85-5512	0263-85-5513	宿直室	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-79
岐阜県	岐阜県	岐阜県防災航空隊	058-385-3772	058-385-3774	携帯	090-1091-1924 (隊長携帯)	058-385-3774	010-8816-234-37439
静岡県	静岡県	静岡県消防防災航空隊	054-261-4483	054-261-4761	県関係機関等	090-2771-9522 (隊長公用)	054-261-4761	022-137-9000
	静岡市消防局	静岡市消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	指令室	054-280-0120	054-280-0128	001-010-881-641-497-490
	浜松市消防局	浜松市消防航空隊	053-428-9119	053-428-1181	指令室	053-475-7552	053-472-1198	001-010-8816-5146-9844
愛知県	名古屋市消防局	名古屋市消防航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	指令室	052-961-0119	052-953-0119	なし
三重県	三重県	三重県防災航空隊	059-235-2555	059-235-2557	自隊基地	090-5630-3214 (隊長携帯)	059-235-2557	090-1625-1104
滋賀県	滋賀県	滋賀県防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	携帯	090-6916-0678 (隊長公用)	0748-52-6679	025-100-3-140-0
京都府	京都市消防局	京都市消防航空隊	075-621-1834	075-621-1683	自隊基地	075-621-1834	075-621-1683	なし
大阪府	大阪市消防局	大阪市消防航空隊	072-992-4900	072-991-0119	指令室	06-4393-4988	072-991-0119 (基地) 06-4393-4060 (指令室)	なし
兵庫県	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊	078-303-1192	078-302-8119	県関係機関等	078-362-9898	078-362-9911	なし
	神戸市消防局	神戸市航空機動隊	078-303-1192	078-302-8119	指令室	078-325-8529	078-392-2119	なし

都道府県	団体名	航空隊名称	基地電話番号	基地FAX番号	緊急連絡先 (場所)	夜間緊急連絡 電話番号	夜間緊急連絡 FAX番号	基地衛星電話番号
奈良県	奈良県	奈良県防災航空隊	0742-81-0399	0742-81-5119	宿直室	0742-27-8944 (宿日直室)	0742-23-9244	080-8936-4405
和歌山県	和歌山県	和歌山県防災航空隊	0739-45-8211	0739-45-8213	宿直室	0739-45-8211	0739-45-8213	090-8650-9200
鳥取県	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	0857-38-8119	0857-38-8127	携帯	090-3370-6664 0857-26-7064 (県宿直)	0857-38-8127 0857-26-8137 (県宿直)	031-500-60
島根県	島根県	島根県防災航空隊	0853-72-7661	0853-72-7671	宿直室	0853-72-7661	0853-72-7671	032-335-211
岡山県	岡山県	岡山県消防防災航空隊	086-250-0330	086-294-7885	携帯	086-250-5119 (隊長携帯転送)	086-294-7885	033-101-6210-200
	岡山市消防局	岡山市消防航空隊	086-261-0119	086-261-1190	指令室	086-253-9978	086-253-9984	なし
広島県	広島県	広島県防災航空隊	0848-86-8931	0848-86-8933	携帯	090-9060-0604 (センター長公用)	0848-86-8933	8816-2344-0540
	広島市消防局	広島市消防航空隊	082-546-3454	082-546-3455	指令室	082-546-3456	082-542-1007	034-701-79342
山口県	山口県	山口県消防防災航空隊	0836-37-6422	0836-37-6423	携帯	0836-37-6422 (携帯電話へ転送)	0836-37-6423	035-264-01
徳島県	徳島県	徳島県消防防災航空隊	088-683-4119	088-683-4121	携帯	090-4975-5302 (隊長公用)	088-683-4121	036-211-0-378
香川県	香川県	香川県防災航空隊	087-879-0119	087-879-1400	携帯	090-4337-0011	087-879-1400	037-200-433-561
愛媛県	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	089-972-2133	089-972-3655	携帯	090-8975-9354 (隊長公用)	089-972-3655	010-8707-7671-2670
高知県	高知県	高知県消防防災航空隊	088-864-3890	088-864-3896	携帯	090-8972-2272	088-864-3896	010-8816-2247-4109
福岡県	北九州市消防局	北九州市消防航空隊	093-475-6701	093-475-6700	指令室	093-582-3811	093-592-6805	なし
	福岡市消防局	福岡市消防航空隊	092-608-3119	092-608-3122	指令室	092-725-6595 (指令室)	092-735-1074	040-130-7121
佐賀県	佐賀県	佐賀県防災航空隊	0952-34-9001	0952-45-9070	携帯	080-8593-7561 (副隊長公用)	0952-45-9070	080-8722-2378
長崎県	長崎県	長崎県防災航空隊	0957-52-9590	0957-52-9549	県関係機関等	0957-52-9598 (公用携帯転送)	0957-52-9549	8816-2344-0607
熊本県	熊本県	熊本県防災消防航空隊	096-279-1571	096-279-1573	携帯	070-7893-9688 (隊長公用携帯)	096-279-1573	8816-5146-9931
大分県	大分県	大分県防災航空隊	0974-34-2192	0974-34-2195	携帯	0974-34-2192 (公用携帯転送)	0974-34-2195	044-850
宮崎県	宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	0985-56-0586	0985-56-0597	携帯	080-1762-2159	045-101-301-16	なし
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	0993-73-2881	0993-73-2882	携帯	090-8415-8084	0993-73-2882	なし

③ 所 管 課

都 道 府 県		
都道府県	所 管 課	電話番号
北海道	総務部危機対策局危機対策課	011-204-5009
青森県	危機管理局消防保安課	017-734-9086
岩手県	復興防災部消防安全課消防担当	019-629-5151
宮城県	復興・危機管理部消防課	022-211-2372
秋田県	総務部総合防災課	018-860-4565
山形県	防災くらし安心部 消防救急課	023-630-2227
福島県	危機管理部災害対策課	024-521-7641
茨城県	防災・危機管理部消防安全課	029-301-1111
栃木県	県民生活部消防防災課航空担当	028-623-2132
群馬県	総務部消防保安課	027-897-2686
埼玉県	危機管理防災部消防課	048-830-8171
千葉県	防災危機管理部危機管理課災害対策室	043-223-2150
東京都	総合防災部防災管理課	03-5388-2457
神奈川県	くらし安全防災局防災部消防保安課	045-210-3436
新潟県	防災局危機対策課	025-285-5511
富山県	危機管理局消防課	076-444-3188
石川県	危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	076-225-1481
福井県	安全環境部危機対策・防災課	0776-20-0310
山梨県	防災局消防保安課	055-223-1430
長野県	危機管理部消防課	026-235-7182
岐阜県	危機管理部防災課	058-272-1111
静岡県	危機管理部消防保安課	054-221-2074
愛知県	防災安全局防災部消防保安課	052-954-6141
三重県	防災対策部消防・保安課消防班	059-224-2108
滋賀県	知事公室防災危機管理局	077-528-3431
京都府	危機管理部消防保安課	075-414-4471
大阪府	危機管理室消防保安課	06-6944-6458
兵庫県	企画県民部災害対策局消防課	078-362-9873
奈良県	総務部知事公室消防救急課	0742-27-8423
和歌山県	総務部危機管理局災害対策課	073-441-2262
鳥取県	危機管理局消防防災課	0857-26-7062
島根県	防災部消防総務課	0852-22-5884
岡山県	知事直轄消防保安課	086-226-7295
広島県	危機管理監危機管理課	082-513-2786
山口県	総務部防災危機管理課	083-933-2370
徳島県	危機管理環境部消防保安課	088-621-2109
香川県	危機管理総局危機管理課	087-832-3200
愛媛県	県民環境部防災局消防防災安全課	089-912-2316
高知県	危機管理部消防政策課	088-823-9318
福岡県	総務部防災危機管理局消防防災指導課	092-643-3111

都道府県	所 管 課	電話番号
佐賀県	政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課消防保安室	0952-25-7026
長崎県	危機管理監危機管理課	095-895-2143
熊本県	総務部市町村・税務局消防保安課	096-333-2116
大分県	生活環境部防災局消防保安室	097-506-3158
宮崎県	総務部危機管理局消防保安課	0985-26-7627
鹿児島県	危機管理防災局消防保安課消防係	099-286-2259
沖縄県	知事公室防災危機管理課	098-866-2143
政 令 市 消 防 本 部		
札幌市消防局	警防部消防救助課	011-215-2060
仙台市消防局	警防部消防航空隊	0223-23-7850
千葉市消防局	警防部航空課	043-292-9186
東京消防庁	警防部警防課	03-3212-2258
横浜市消防局	(平日昼間) 警防部警防課計画係	045-334-6713
	(休日・夜間) 消防局警防部司令課	045-334-6412
川崎市消防局	(平日昼間) 警防部警防課計画係	044-223-2615
	(休日夜間) 消防局警防部指令課	044-223-2645
静岡市消防局	警防部航空課	054-267-3019
浜松市消防局	警防課消防航空隊	053-428-9119
名古屋市消防局	消防部消防課消防係	052-972-3557
京都市消防局	警防部警防計画課	075-212-6727
大阪市消防局	警防部警防課警防対策担当	06-4393-6545
神戸市消防局	(所管課) 警防部警防課	078-322-5734
	(応援調整先) 警防部司令課	078-333-0119
岡山市消防局	警防部警防課航空隊	086-234-0119
広島市消防局	警防部警防課消防航空隊	082-546-3454
北九州市消防局	警防部消防航空隊	093-582-3802
福岡市消防局	警防部消防航空隊 航空係	092-725-6600

〔2(2)-1〕海上保安関係の協定（海上保安部）

協 定 事 項	協 定 者
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官－防衛庁長官
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長－海上自衛隊呉地方総監 第七管区海上保安本部長－海上自衛隊佐世保地方総監
非常災害時における救助業務等に関する協定	徳山海上保安部長 岩国海上保安署長 仙崎海上保安部長 門司海上保安部長 －日本赤十字社山口県支部長
消 防 協 定	徳山海上保安部長－周南市、下松市、防府市各消防長、 光地区消防組合、柳井地区広域消防組合 門司海上保安部長－下関市 宇部海上保安署長－宇部市、山陽小野田市 仙崎海上保安部長－長門市消防本部 萩海上保安署長－萩市 岩国海上保安署長－岩国地区消防組合消防長 柳井海上保安署長－柳井地区広域消防組合消防本部消防長
船舶消防の相互応援に関する覚書	徳山海上保安部長－ 出光興産(株)徳山事業所 東ソー(株)南陽事業所 (株)トクヤマ徳山製造所 ENEOS(株)下松事業所
海上災害の応援に関する覚書	岩国海上保安署長－ 内外運輸(株)岩国営業所 日本海事興業(株)岩国出張所 JXTGエネルギー(株)麻里布製油所 日本製紙(株)岩国工場 日本製紙(株)大竹工場 (株)ダイセル大竹工場 中国電力(株)岩国発電所 帝人(株)岩国事業所 東洋紡(株)岩国工場 三井化学(株)岩国大竹工場 三井・デュポン ポリケミカル(株)大竹工場 三菱ケミカル(株)大竹事業所 ユニオン石油(株)岩国工場

## 〔2(2)－2〕北九州救助調整本部活動方針・広島救助調整本部活動方針 (海上保安部)

### 北九州救助調整本部活動方針

海上における捜索救助に関する協定（S 60. 3. 13）第6条に基づき、北九州救助調整本部の実施する捜索救助活動の活動方針を下記のとおり定める。

#### 記

#### 1 協力

北九州救助調整本部を構成する次の機関（以下「地方機関等」という。）は、この活動方針の定めるところに従い、海上における捜索救助活動を迅速かつ的確に実施するため相互に密接に協力するものとする。

- (1) 中国四国管区警察局、九州管区警察局
- (2) 中国総合通信局、九州総合通信局
- (3) 広島出入国在留管理局、福岡出入国在留管理局
- (4) 門司税関、長崎税関
- (5) 福岡検疫所
- (6) 九州漁業調整事務所
- (7) 中国運輸局、九州運輸局
- (8) 第七管区海上保安本部
- (9) 福岡管区气象台
- (10) 呉地方総監部、佐世保地方総監部
- (11) 山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
- (12) 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、雲仙市、南島原市、川棚町、新上五島町
- (13) 長門市消防本部、北九州市消防局、福岡市消防局、佐賀広域消防局、唐津市消防本部、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部、長崎市消防局、島原地域広域市町村圏組合消防本部、対馬市消防本部、五島市消防本部、中津市消防本部、国東市消防本部、杵築速見消防組合消防本部

#### 2 捜索救助区域

福岡県、山口県（下関市、山陽小野田市、萩市、宇部市、長門市及び阿武郡に限る。）、大分県、佐賀県及び長崎県の沿岸水域（別図参照）

#### 3 情報の取扱い

- (1) 地方機関等は、船舶が緊急の状態にあるとの情報及び外国の救助隊が我が国の領海、領土または領空へ立ち入ることの許可を求めているとの情報（以下「遭難情報等」という。）を入手した場合は、当該情報を北九州救助調整本部にできる限り速やかに通報するものとする。  
ただし、即時に救助を完了した場合、通報するいとまのない場合、その他通報する必要がないと認める場合は、この限りではない。
- (2) 北九州救助調整本部は、遭難情報等を入手した場合は、地方機関等にできる限り速やかに当該情報を通報するものとする。  
ただし、即時に救助を完了した場合、通報するいとまのない場合その他通報する必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 外国機関に対し救助隊の出動等の援助を要請する必要があるとき及び外国機関からかかる援助の要請があったときは、北九州救助調整本部は、関係する地方機関等にその旨を通報するものとする。

#### 4 搜索救助活動等の実施

- (1) 地方機関等は、3の情報を受領した場合には、活動計画又は活動指針に従って、所要の措置をとるものとする。
- (2) 一の地方機関等が行う搜索救助活動では十分でなく、相互に特別な協力をして搜索救助活動を実施する必要がある場合は、地方機関等は、北九州救助調整本部における連絡協議を行うこと等により、所要の措置をとるものとする。

#### 5 搜索救助活動終了の通報

地方機関等は、搜索救助活動を終了した場合（外国船の海難に係るものに限る。）は、その旨をできる限り速やかに北九州救助調整本部に通報するものとする。

#### 6 利用し得る救助隊

地方機関等の搜索救助活動に利用し得る救助隊は、北九州救助調整本部から別途通知する「北九州救助調整本部救助隊一覧」のとおりとする。

#### 7 情報連絡窓口

地方機関等の情報連絡窓口は、北九州救助調整本部から別途通知する「北九州救助調整本部地方機関等連絡窓口一覧」のとおりとする。

#### 8 変更の通知

- (1) 地方機関等は、「北九州救助調整本部救助隊一覧」及び「北九州救助調整本部地方機関等連絡窓口一覧」に記載された事項に変更を生じた場合は、当該事項を北九州救助調整本部に通知するものとする。
- (2) 北九州救助調整本部は、(1)の通知を受けた場合は、当該事項を他の地方機関等に通知するものとする。

## 広島救助調整本部活動方針

昭和60年9月10日

広島救助調整本部決定

海上における搜索救助に関する協定（60.3.13）第6条に基づき、広島救助調整本部の実施する搜索救助活動の活動方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 協 力

広島救助調整本部を構成する中国管区警察局、四国管区警察局、呉地方総監部、広島入国監理局、高松入国監理局、神戸税関、門司税関、神戸検疫所、広島検疫所、門司検疫所、中国運輸局、四国運輸局、第六管区海上保安本部、神戸地方気象台、広島地方気象台、中国電気通信監理局、四国電気通信監理局、広島県総務部消防防災課、広島市消防局、江能広域消防本部、宮島町消防本部、福山市消防局、岡山県地域振興部消防防災課、倉敷市消防局、山口県総務部消防防災課、徳山市消防本部、香川県総務部消防防災課、高松市消防局、丸亀市消防本部、多度津町消防本部、愛媛県地方振興部交通消防課、松山市消防局、新居浜市消防本部、今治地区事務組合消防本部、宇和島地区施設事務組合消防本部、（以下「地方機関等」という。）は、この活動方針の定めるところに従い、海上における捜査救助活動を迅速かつ的確に実施するため相互に密接に協力するものとする。

#### 2 搜索救助区域

広島県、岡山県、山口県（下関市、小野田市、萩市、宇部市、美祢市、長門市、美祢郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡を除く。）、香川県及び愛媛県の沿岸水域（別図参照）

#### 3 情報の取扱い

- (1) 地方機関等は、船舶が緊急の状態にあるとの情報及び外国の救助隊が我が国の領海、領土又は領空へ立ち

入ることの許可を求めているとの情報（以下「遭難情報等」という。）を入手した場合は、当該情報を広島救助調整本部にできる限り速やかに通報するものとする。ただし、即時に救助を完了した場合、通報するいとまのない場合その他通報する必要がないと認める場合、この限りではない。

- (2) 広島救助調整本部は、遭難情報等を入手した場合は、地方機関等にできる限り速やかに当該情報通報するものとする。ただし、即時に救助を完了した場合、通報するいとまのない場合その他通報する必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 外国機関に対し救助隊の出動等の援助を要請する必要があるとき及び外国機関からかかる援助の要請があったときは、広島救助調整本部は関係する地方機関等にその旨を通報するものとする。

#### 4 捜索救助活動等の実施

- (1) 地方機関等は、3の情報を受領した場合には、活動計画又は活動指針にしたがって所要の措置をとるものとする。
- (2) 一の地方機関等が行う捜索救助活動では十分でなく、相互に特別な協力をして捜索救助活動を実施する必要がある場合は、地方開館等は、広島救助調整本部における連絡協議を行うこと等により、所要の措置をとるものとする。

#### 5 捜索救助活動終了の通報

地方機関等は、捜索救助活動を終了した場合（外国船の海難に係るものに限る。）は、その旨をできる限り速やかに広島救助調整本部に通報するものとする。

#### 6 利用し得る救助隊

地方機関等の捜索救助活動に利用し得る救助隊は、別表第1のとおりとする。

#### 7 情報連絡窓口及び情報連絡方法

地方機関等の情報連絡窓口及び情報連絡方法は、別表第2のとおりとする。

#### 8 変更の通知

- (1) 地方機関等は、別表第1及び別表第2に記載された事項に変更を生じた場合は、当該事項を広島救助調整本部に通知するものとする。
- (2) 広島救助調整本部は、(1)の通知を受けた場合は、当該事項を他の地方機関等に通知するものとする。

## 〔2(2)－3〕海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書 (海上保安部)

領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について海上保安官署と消防機関が協力し、円滑に消火活動を行うため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記(1)及び(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議してこれを行なうものとする。

3 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消化剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

4 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

5 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安官署及び消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官 亀山信郎  
消防庁長官 佐久間 彊

## 〔2(2)－4〕海上における搜索救助に関する協定（海上保安部）

昭和60年3月13日協定（最終改正：平成19年2月16日）

（目的）

第1条 この協定は、関係機関の合意により、1979年の海上における搜索及び救助に関する国際条約（以下「SAR条約」という。）に準拠して、海上における搜索救助を迅速、かつ、的確に実施するための手続等を定めることを目的とする。

（関係機関の協力）

第2条 警察庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁及び防衛省は海上における搜索救助に関する関係機関（以下「関係機関」という。）として、その実施のため相互に密接に協力する。

（搜索救助に関する手続等）

第3条 海上における搜索救助に関する手続等については、この協定及び別に定めるところによるほか、SAR条約附属書の規定による。

（連絡調整本部）

第4条 海上における搜索救助業務を総合的に連絡・調整するために、関係機関で構成する連絡調整本部を海上保安庁に設置する。

2 連絡調整本部においては、次の場合に関係機関が協議を行う。

（1）救助調整本部が調整する搜索救助活動の基本的な事項について取決めを行う必要があるとき。

（2）救助調整本部による搜索救助活動の実施に当たり、外国の救助隊が我が国の領海、領土又は領空へ立ち入ることの許可を求めたときなど特に連絡・調整を行う必要があるとき。

3 外国機関に対し援助を要請する必要があるとき又は外国機関から援助の要請があったときは、外務省その他の関係機関は、所要の措置をとるものとする。

4 第2項の協議は、海上保安庁長官又はその指名する職員が議事を進行する。

5 関係機関は、第2項の協議を行う必要があると認めるときは、海上保安庁長官に議題を示して協議を求めることができる。

6 海上保安庁長官は前項の要求があったときは、速やかに会議を招集する。

7 関係機関は、第2項の協議の結果に基づき、所要の措置をとるものとする。

8 連絡調整本部の庶務は、海上保安庁において処理する。

（救助調整本部）

第5条 搜索救助区域において、搜索救助業務の効率的な組織化を促進し、かつ、搜索救助活動の実施を調整するために、協定実施細目で定める関係機関の地方機関等（以下「地方機関等」という。）で構成する救助調整本部を海上保安庁の各管区海上保安本部に設置する。

（活動方針）

第6条 救助調整本部においては、地方機関等が協議して海上における搜索救助活動を効率的に実施するための活動方針を策定する。

2 地方機関等の船舶又は航空機の現場における搜索救助活動は、それぞれの指揮命令系統の下に実施されるものとし、指揮命令系統の異なる船舶又は航空機が協力して当該搜索救助活動を行う必要があると認められる場合には、相互に所要の調整を行うものとする。

3 地方機関等の船舶又は航空機が搜索救助活動に従事する場合にあっては、SAR条約附属書4.7.2及び4.7.3でいう「現場調整者」の指定は行わないこととする。

4 地方機関等は、第1項の活動方針に基づき、海上における搜索救助活動の実施に必要な活動計画又は活動指針を作成する。

（通報）

第7条 外国の救助隊が我が国の領海、領土又は領空へ立ち入ることの許可を求めてきたときは、救助調整本部は直ちに外務省及び地方機関等にその旨を通報するものとする。

2 外国機関に対し救助隊の出動等の援助を要請する必要があるとき及び外国機関からかかる援助の要請があつ

たときは、救助調整本部は外務省にその旨を通報するものとする。

(協議)

第8条 救助調整本部において、次の場合に地方機関等が連絡・調整のための必要な協議を行う。

(1) 地方機関等が相互に特別な協力をして捜索救助活動を実施する必要があるとき。

(2) 外国の救助隊が我が国の領海、領土又は領空へ立ち入ることの許可を求めてきたとき。

2 前項の場合において、救助調整本部は、必要があると認めるときは、関係地方公共団体及びその他の機関に対し、あらかじめ遭難情報等を提供しておくとともに、その参加を求めることができる。

(議事の進行及び庶務)

第9条 第6条第1項及び前条第1項の協議は、管区海上保安本部の長はその指名する職員が議事を進行する。

2 地方機関等は、第6条第1項及び前条第1項の協議を行う必要があると認めるときは、管区海上保安本部の長に議題を示して協議を求めることができる。

3 管区海上保安本部の長は、前項の要求があったときは、速やかに会議を招集する。

4 救助調整本部の庶務は、管区海上保安本部において処理する。

(自衛隊の派遣の要請)

第10条 海上における捜索救助のため、自衛隊法第83条第2項の規定に基づく自衛隊の派遣を要請する必要があると認められたときは、海上保安庁又は救助調整本部の協議に参加した都道府県は、同条第1項の規定による所要の手続をとるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な細目は、連絡調整本部が別に定めるものとする。

附 則

第1条 この協定は、我が国についてSAR条約の効力が発生する日から施行する。

第2条 この協定(救助調整本部の設置を含む。)は、関係機関の従来の権限及び現行法に基づく他の諸制度に影響を与えるものと解してはならない。

## 〔2(2)－5〕船舶消防の相互応援に関する覚書（徳山海上保安部）

（目的）

第1条 この覚書は船舶の火災又は爆発（以下「火災等」という。）が発生した場合、災害の拡大防止と迅速円滑な消防ならびに救難作業の実をあげるため、出光興産株式会社徳山製油所（大浦油漕所を含む）と出光石油化学株式会社徳山工場（以下「甲」という。）と、徳山海上保安部（以下「乙」という。）が協力しておこなう救難作業の相互応援について定めるものとする。

（区域）

第2条 この覚書にもとづく区域は甲の岸壁付近の海域とする。

（適用の範囲）

第3条 この覚書は前条の区域において次にかかげる事態が発生し、甲と乙が協力して救難作業を実施する場合に適用するものとする。

- 1 甲にかかわる船舶の火災及び重大海難等
- 2 甲の岸壁付近にある船舶ならびに甲の陸上施設に災害が及ぶおそれのある海上における火災等
- 3 海上における流出油に関する事故

（化学消火剤等の協力）

第4条 乙は前条にかかげる救難作業を遂行するに当たり、必要がある時は甲から化学消火剤及び消防器材等の協力を受けることができるものとする。

（災害時の通報）

第5条 前3条に該当する事態が発生したときは、すみやかに相互に通報しあうものとする。

（指揮）

第6条 第3条にかかげる救難作業のため出勤した甲は、自動的に乙の指揮を受けるものとする。

（協力職員の業務）

第7条 この覚書にもとづいて出勤する甲は、原則として消防及び海上に流出した油の拡散防止活動を主体とするものとする。

（緊急退避）

第8条 第3条にかかげる救難作業を実施中、人命に危険が及ぶおそれがあると判断した時は甲の責任者は甲にかかわる作業を打ち切りすみやかに安全圏まで退避を命ずることができる。この場合、甲の責任者は乙にでき得れば事前に、もし不可能なれば事後すみやかに退避の旨を連絡するものとする。

（経費等の負担）

第9条 費用負担についてはその都度両者が協議して定めるものとする。

（その他）

第10条 この覚書以外に必要なと認められた場合は、その都度両者が協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、昭和42年7月25日から施行する。

昭和42年7月25日

出光興産株式会社徳山製油所  
常務取締役所長 熊谷 岳次  
出光石油化学株式会社徳山工場  
取締役工場長 増森 萬一  
徳山海上保安部長 池端 鉄策

（注）本覚書のほか、日本石油精製下松製油所長、日本石油ガス下松営業所長、徳山曹達株式会社社長、東ソー株式会社南陽工場長、日本ゼオン株式会社徳山工場長と徳山海上保安部長との間におのおの同主旨の覚書が取りかわされている。

## 〔2(2)－6〕海上災害の応援に関する覚書（岩国海上保安署）

（目的）

第1条 この覚書は、火災、爆発、石油等の漏洩による海上災害が発生し、もしくはそのおそれのある場合、災害の拡大防止と迅速円滑な防災活動の実をあげるため、岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（以下「甲」という。）と日本海事興業株式会社、内外運輸株式会社（以下「乙」という。）と岩国海上保安署（以下「丙」という。）の間の応援について定めるものとする。

（区域）

第2条 この覚書に基づく区域は、甲の使用する栈橋（公共岸壁を含む。以下同じ）付近および甲の地先海域とする。

（適用範囲）

第3条 この覚書は、前条に定める海域又は甲の陸上施設において、次に掲げる事態が発生した場合に適用するものとする。

- (1) 甲にかかわる船舶の火災爆発および重大海難等
- (2) 甲の栈橋付近にある船舶ならびに甲の陸上施設に災害が及ぶおそれのある海上における火災等
- (3) 海上に災害が及ぶおそれのある甲の陸上施設における火災等
- (4) 海上における石油等の漏洩等

（災害等の通報）

第4条 前条に該当する事態が発生したときは、甲はすみやかに丙に通報するものとする。

（応援出動）

第5条 乙は、丙又は甲より出動要請があった場合、ただちに応援出動するものとする。

2 甲相互間において応援を必要とする場合は、岩国大竹地区特別防災区域協議会において別に定める相互援助協定書（以下「相互援助協定書」という。）の定めによるものとする。

（指揮）

第6条 第3条に掲げる事態が発生し、海上における防災活動に出動した甲または乙は、自動的に丙の指揮を受けるものとする。

2 甲にかかわる船舶に、火災、爆発等が発生し、当該船舶の引出しを要する場合は、甲又は丙は原則として予め定められた場所（別図－1）に引出すものとする。

（活動範囲）

第7条 この覚書に基づいて出動する甲は、原則として陸上施設への災害の波及防止および海上に流出した石油等の拡散防止活動に従事するものとする。

（緊急退避）

第8条 防災作業実施中、人命に危険が及ぶおそれがあると判断したときは、甲または乙の責任者は、甲または乙にかかわる作業を打ち切り、すみやかに安全圏まで退避を命ずることができる。

この場合、甲または乙の責任者は、丙にできれば事前に、もし不可能の場合は事後すみやかに、退避の旨を連絡するものとする。

（資器材等の協力）

第9条 乙または丙が防災作業をすみやかに遂行するに当たり、必要あるときは、丙は甲に対し化学消火剤、消防器材等の提供を求めることができる。

（経費等の負担）

第10条 費用の負担については、その都度甲、乙、丙協議の上、甲が誠意をもってその処理に当たるものとする。ただし、甲相互間の費用負担については、「相互援助協定書」の定めによるものとする。

（その他）

第11条 この覚書に定めのない事項その他必要な事項については、その都度甲、乙、丙協議の上定めるものとする。

附 則

この覚書は昭和55年4月1日から実施する。

昭和55年4月1日

## 〔2(2)-7〕船舶消防の応援派遣に関する申し合わせ（徳山海上保安部）

（目的）

第1条 この申し合わせは、船舶の火災又は爆発（以下「火災等」という。）が発生した場合、徳山在港の消火能力を有する曳船（以下「曳船」という。）の協力を得て災害の拡大防止と迅速な消防ならびに救難活動の実をあげるため、出光興産株式会社徳山製油所及び出光石油化学株式会社徳山工場（以下「甲」という。）と曳船所属会社熊谷海運株式会社、内外運輸株式会社、日本海事興業株式会社（以下「乙」という。）と船主又は代理店及び出光徳山船舶安全協議会（以下「丙」という。）の間の相互応援について定めるものである。

（区域）

第2条 この申し合わせに基づく区域は甲の岸壁付近の海域とする。

（適用の範囲）

第3条 この申し合わせは、前条の海域において(1)甲にかかわる船舶の火災および重大海難等(2)甲の岸壁付近にある船舶ならびに甲の陸上施設に災害が及ぶおそれのある海上における火災等(3)海上における流出油に関する事故が発生し、海上保安部より甲に対し「船舶消防の相互応援に関する覚書」に基づき出動要請があった場合、又は甲において曳船の応援を必要と認めた場合に適用するものとする。

（通報）

第4条 第3条により甲において曳船の応援を要請したときは、速やかに海上保安部にこの旨を通報するものとする。

（消火剤等の協力）

第5条 曳船は消火活動に必要な薬剤、器材等につき甲より協力を受けることができる。

（消火活動）

第6条 出動した曳船は消火活動については自動的に海上保安部長の指揮を受けるものとする。

（緊急退避）

第7条 出動した曳船が作業中、自船に危険が迫ったときは保安部長に連絡の上退避するものとする。

（消火剤補給）

第8条 曳船の使用する消火剤等の補給は別に定めるところにより甲、乙において行う。

（経費の負担）

第9条 経費の負担等については、甲、乙、丙の間で協議の上定める。

（その他）

第10条 この申し合わせ以外に必要ながあると認めた場合はその都度三者で協議して定めるものとする。

附 則

この申し合わせは、昭和42年8月1日から実施する。

昭和42年8月1日

出光興産株式会社徳山製油所  
常務取締役所長 熊谷 岳次  
出光石油化学株式会社徳山工場  
取締役工場長 増森 萬一  
熊谷海運株式会社  
代表取締役 緋田 太治  
内外運輸株式会社徳山出張所  
所 長 兼本 勉  
日本海事興業株式会社徳山出張所  
所 長 立野 二三雄  
出光徳山船舶安全協議会

（注）この申し合わせのほか、日本石油精製下松製油所長と上記曳船会社代表との間にも同主旨の申し合わせがなされている。

## 〔2(2)－8〕 大量流出油事故対策に係る協議会会則等(海上保安部)

### 1 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則・活動要綱

#### 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門港、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶、港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流出又は大規模火災(以下「油等災害」という。)が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消防活動等、海洋汚染等及び海上災害を防止するための活動(以下「防災活動」という。)を講ずることをいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 排出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
  - (1) 排出油等防除マニュアルの作成
  - (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
  - (3) 排出油等の防除活動の実施の推進
- 二 排出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 排出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、排出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構 成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役 員)

第7条 協議会に、次の役員及び所要の委員をおく。

会長	1名
副会長	1名
会計監事	2名

2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。

3 副会長及び会計監事は、会長が委嘱する。

4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐するものとする。

3 会計監事は、会務の状況及び会計を監査する。

4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員の仕事)

第9条 会長を除く役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。
- 3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会は必要に応じ開催する。
- 4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項及びその他必要と認める事項を協議決定する。

- 2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。
- 3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(活動)

第14条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

- 2 前項の求めに応じた会員は、それぞれの立場に応じた人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第15条 会長は、会員にそれぞれの立場に応じた防除活動を求めた場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

- 2 防除活動を求められた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。
- 3 防災活動は、活動する会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第16条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ活動した会員が行う。

- 2 会長が必要と認める場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第17条 防災活動に従事した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令の定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓練)

第18条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第20条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第21条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

- 2 応援の調整は、会長が判断、決定して行うものとする。

附 則 この会則は、平成28年7月25日から施行する。

## 関門・宇部海域排出油等防除協議会防災活動要綱

(趣 旨)

1 この趣旨は、関門・宇部海域排出油等防除協議会が、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油等災害が発生した場合に実施する防災活動の基準を定めたものである。

(油等災害発生時の通報)

2 事故原因者又は事故発見者等から油等災害発生に関する通報を受けた機関又は団体は、別表1の通報連絡系統により速やかに災害状況を通報するものとする。

- (1) 発生日時及び場所
- (2) 災害の状況(種類、規模、範囲)
- (3) 現在実施している措置
- (4) その他必要事項

(活動依頼)

3 会長は、油災害発生の場所、規模及び災害の推移、機関又は団体の防災活動の適否等を勘案し、会員の一部又は全部に対し、会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

依頼を行う場合、会長は、次の通知をするものとする。

- (1) 発生日時、場所及び災害の状況並びに現在実施している措置
- (2) 活動を求める理由
- (3) 必要とする人員、資器材、船舶施設
- (4) その他必要事項

(活 動)

4 前項の要請を受け出動した会員は、会長に次の事項を通知するものとする。

(1) 活動するとき

- イ 派遣する人員、資器材の種類、数量、船舶の種類、船名、総トン数、提供する施設の概要等
- ロ 派遣責任者及び提供施設責任者の職名、氏名、連絡方法
- ハ 活動開始時刻及び現場到着予定時刻
- ニ その他必要事項

(2) 当日の作業終了したとき

- イ 派遣した人員、船名、提供した施設の概要
- ロ 使用した資器材の種類、数量
- ハ 活動開始時刻及び活動終了時刻
- ニ その他必要事項

(活動の分担)

5 防災活動を効果的に実施するため、会員の主たる業務分担を別表2のとおりとし、活動分担を原則として次のとおり定める。

- (1) 国の機関及び地方公共団体は、それぞれの行政区分に応じ活動する。
- (2) 公共的機関及び海事関係団体は、それぞれの業務に応じ活動する。
- (3) 漁業協同組合は、それぞれの地先海域において活動する。
- (4) 石油貯蔵関係、大量貯油企業関係及びHNS取扱企業関係は別表3のとおりブロック及びグループ別に編集し、次の基準により活動する。
  - 1号防衛・・・発生グループ内の会員の活動
  - 2号防衛・・・発生ブロック内の会員の活動
  - 3号防衛・・・全ブロックの会員の活動

(5) 民間防除・消防関係は、第3項の会長の活動依頼により活動する。

(総合連絡調整本部の設置)

6 会長は、会則第14条に基づき防災活動を実施する場合は、実施細目第2条の基準に従い、総合連絡調整本部を設置する。

(連絡調整事項)

7 総合連絡調整本部における連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 油等災害情報の収集、分析、検討に関すること。
- (2) 総合的活動計画の樹立と実績に関すること。
- (3) 各機関の活動の効果的推進のための連絡調整に関すること。
- (4) 協議会の活動等の広報に関すること。
- (5) その他、油等災害対策実施について必要な事項に関すること。

(活動の解除)

8 会長は、防災活動の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに会員の出動を解除し、総合連絡調整本部を解散しなければならない。

別表2 会員の主たる業務分担

会 員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
海上保安部 (協議会長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 巡視船艇、航空機の出動</li> <li>3. 会員に対する活動依頼</li> <li>4. 総合連絡調整本部の設置</li> <li>5. 人員、資器材等の緊急輸送</li> <li>6. 遭難者の救助</li> <li>7. 原因者に対する応急対策の指導及び命令               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 油の流出防止</li> <li>(2) 瀬取船等による抽の抜取り</li> <li>(3) 安全海域への移動</li> </ol> </li> <li>8. 海面流出油の防除指導及び援助               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オイルフェンスの展張</li> <li>(2) 油吸着材の散布及び回収</li> <li>(3) 油処理剤の散布</li> <li>(4) 油回収器材（船）による回収</li> </ol> </li> <li>9. 船舶交通の安全確保               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出入港及び航行の制限又は禁止</li> <li>(2) 火気使用の制限又は禁止</li> <li>(3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導</li> </ol> </li> <li>10. 流出油海域の警戒及び拡散状況の調査</li> <li>11. 広報活動（総合連絡本部）</li> <li>12. その他の応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 巡視船艇、航空機の出動</li> <li>3. 会員に対する活動依頼</li> <li>4. 総合連絡調整本部の設置</li> <li>5. 人員、資器材等の緊急輸送</li> <li>6. 遭難者の救助</li> <li>7. 原因者に対する対応戦略の指導及び命令               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物質の拡散防止</li> <li>(2) 安全海域への移動</li> </ol> </li> <li>8. 防除指導及び援助</li> <li>9. 船舶交通の安全確保               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 出入港及び航行の制限又は禁止</li> <li>(2) 火気使用の制限又は禁止</li> <li>(3) 船舶の避難指示、勧告及び誘導</li> </ol> </li> <li>10. 現場海域の警戒及び現場状況の調査</li> <li>11. 広報活動（総合連絡本部）</li> <li>12. その他の応急措置</li> </ol>
港湾建設局 工事事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 油回収船等の出動</li> <li>3. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>4. 人員、資器材等の緊急輸送</li> <li>5. 海面流出油の防除               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オイルフェンスの展張</li> <li>(2) 油吸着材の散布及び回収</li> <li>(3) 油処理剤の散布</li> <li>(4) 油回収船による回収</li> </ol> </li> <li>6. 流出油拡散状況の調査</li> <li>7. その他の応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 人員、資器材等の緊急輸送</li> <li>4. 状況の調査</li> <li>5. その他の応急措置</li> </ol>

会 員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 応急対策上必要な指示</li> <li>4. 備蓄資器材の搬出、輸送</li> <li>5. 所有船の出動及び防除作業の実施</li> <li>6. 漁具の移動、オイルフェンス展張等自衛措置の指導</li> <li>7. 港湾施設の使用の制限</li> <li>8. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請</li> <li>9. その他の応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 応急対策上必要な指示</li> <li>4. 港湾施設の使用の制限</li> <li>5. 港湾建設業者等に対する指導、強力要請</li> <li>6. その他の応急措置</li> </ol>
市 町 村 (消防機関を含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 沿岸住民に対する周知及び警戒 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 油の漂着が予想される沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知及び火気使用の禁止</li> <li>(2) 沿岸及び地先海面の巡回監視</li> <li>(3) ガス検知の実施</li> <li>(4) 警戒区域の設定</li> <li>(5) 住民の避難指示及び誘導</li> </ol> </li> <li>4. 浮流油、漂着油の防除措置の指導及び援助</li> <li>5. 港湾施設の使用の制限</li> <li>6. 港湾建設業者等に対する指導、協力要請</li> <li>7. その他の応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 沿岸住民に対する周知及び警戒 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 沿岸住民に対する災害状況等の必要事項の周知</li> <li>(2) 警戒区域の設定</li> <li>(3) 住民の避難指示及び誘導</li> </ol> </li> <li>4. 関係者等に対する指導、協力要請</li> <li>5. その他の応急措置</li> </ol>
警 察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動</li> <li>4. 危険行為の取締り</li> <li>5. 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制</li> <li>6. 警備艇による警戒</li> <li>7. 住民の避難指示</li> <li>8. その他の応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集及び関係機関への伝達</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動</li> <li>4. 危険行為の取締り</li> <li>5. 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制</li> <li>6. 警備艇による警戒</li> <li>7. 住民の避難指示</li> <li>8. その他の応急措置</li> </ol>

会 員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
漁業協同組合	1. 組合員に対する情報の伝達 2. 自衛措置の実施 (1) 定置漁具等の移動、撤収 (2) オイルフェンスの展張 3. 漁船による防除作業の協力 (1) 油吸着材の散布及び回収 (2) 油処理剤の散布 (3) 油回収器材による回収 4. その他の応急措置	1. 組合員に対する情報の伝達 2. 自衛措置の実施 3. その他の応急措置
企 業 等	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の協力 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材（船）による回収 6. その他応急措置の協力	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 資器材の貸出し及び施設の提供 4. 防除作業の協力 5. その他の応急措置
民間防除 消 防 関 係	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 応急対策の実施 (1) 油の流出防止 (2) 瀬取船等による油の抜取り (3) 安全海域への曳航 6. 海面流出油の防除作業の実施 (1) オイルフェンスの展張 (2) 油吸着材の散布及び回収 (3) 油処理剤の散布 (4) 油回収器材（船）による回収 7. その他の応急措置	1. 情報収集及び関係機関への伝達 2. 総合連絡調整本部への職員派遣 3. 資器材の貸出し及び施設の提供 4. 人員、資器材等の緊急輸送 5. 防除作業の実施及び協力 6. その他の応急措置

会 員	業 務 分 担	
	排 出 油 対 策	H N S 対 策
原 因 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関への油災害状況の通報</li> <li>2. 総合連絡調整本部への動員派遣</li> <li>3. 人員、船艇の出動</li> <li>4. 資器材の搬出、輸送及び調達</li> <li>5. 応急対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 油の流出防止</li> <li>(2) 瀬取船等による油の抜取り</li> <li>(3) 安全海域への曳航</li> </ol> </li> <li>6. 海面流出油の防除作業の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オイルフェンスの展張</li> <li>(2) 油吸着材の散布及び回収</li> <li>(3) 抽処理剤の散布</li> <li>(4) 油回収器材（船）による回収</li> </ol> </li> <li>7. サルベージ、その他防除作業機関に対する諸手配の実施</li> <li>8. 海上保安部等の指示に基づく諸作業の実施</li> <li>9. その他の応急措置</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関への油火災等災害状況の通報</li> <li>2. 総合連絡調整本部への職員派遣</li> <li>3. 人員、船艇の出動</li> <li>4. 資器材の搬出、輸送及び調達</li> <li>5. 応急対策の実施</li> <li>6. 防除作業の実施</li> <li>7. サルベージ、その他防除作業期間に対する諸手配の実施</li> <li>8. 海上保安部の指示に基づく諸作業の実施</li> <li>9. その他の応急措置</li> </ol>

別表3 石油貯蔵及び大量貯油企業関係編成表

ブロック	グループ	機 関	ブロック	グループ	機 関
関 門 (主として、関門海峡、響灘及び周防灘西部海域並びに沿岸)	門 司	セントラル・タンクターミナル(株) 門 司 事 務 所 出光ルプテクノ(株)門 司 事 業 所 丸 紅 エ ネ ッ ク ス (株) 門 司 ターミナル	宇部・小野田 (主として宇部港、小野田港及び周防灘北西海域(西部石油シーバースを含む)並びに沿岸)	下関・六連	(株)神戸製鋼所長府製造所 下 関 三 井 化 学 (株) 彦 島 製 錬 (株) 三 菱 造 船 (株)
	小 倉	ジヤポオイルネットワーク(株)小倉油槽所 兼 松 油 槽 (株) 小 倉 油 槽 所 九州電力(株)新小倉発電所 東西オイルターミナル(株) 北九州油槽所		周 防 灘	麻 生 セ メ ン ト (株) 苅 田 工 場 九州電力(株)豊前発電所 中国精油(株)新門司工場 UBE三菱セメント(株) 九州工場苅田第二地
	洞海湾・戸畑・響灘	北九州エル・エヌ・ジー(株) 日本製鉄(株)九州製鉄所 日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九 州 製 造 所 三菱ケミカル(株)九州事業所 UBE三菱セメント(株) 九州工場黒崎地区 電 源 開 発 (株) 若松総合事業所 日本コークス(株)北九州事業所 (株) ト ー カ イ 黒 崎 播 磨 (株) 東海カーボン(株)九州若松工場 白鳥石油備蓄(株)北九州事業所 ひびきエル・エヌ・ジー(株) ひびき LNG 基地		宇 部	日 興 石 油 (株) 沖 の 山 油 槽 所 UBE三菱セメント(株) 山 口 工 場 UBE(株)宇部ケミカル工場 宇 部 マ テ リ ア ル ズ (株) 宇 部 工 場 セントラル硝子(株)宇部工場 チタン工業(株)宇部工場 テクノUMG(株)宇部事業所
	下関・六連	大 東 タ ン ク ターミナル (株) (株) フ リ チ ャ ス ト ン 下 関 工 場		小 野 田	西部石油(株)山陽小野田事業所 太平洋マテリアル(株)小野田工場 西 部 特 ア ス (株)

別表 3-2 HNS取扱企業関係編成表

ブロック	グループ	機 関
関 門	門 司	セントラル・タンクターミナル(株)門司事業所 日本アルコール販売(株)福岡支店門司営業所 小野田化学工業(株)門司工場 ニッカウイスキー(株)門司工場
	洞海湾・戸畑・響灘	日本製鉄(株)九州製鉄所 日鉄ケミカル&マテリアル(株)九州製造所 三菱ケミカル(株)九州事業所 日本コークス工業(株)北九州事業所 光和精鉱(株) (株)サニックスひびき工場 (株)J-オイルミルズ若松工場 正栄運輸(株)
	下関・六連	下関三井化学(株) (株)辰巳商会彦島出張所 キャボットジャパン(株)下関工場
	周 防 灘	中国精油(株)新門司工場
宇部・小野田	宇 部	宇部マテリアルズ(株)宇部工場 セントラル硝子(株)宇部工場 テクノUMG(株)宇部事業所 チタン工業(株)宇部工場 UBE(株)宇部ケミカル工場 UBE過酸化水素(株)宇部工場 太陽石油(株)山口事業所
	小 野 田	西部石油(株)山陽小野田事業所 小野田化学工業(株)小野田工場 戸田工業(株)小野田事業所



## 2 周防地区海上安全対策協議会会則等

### 周防地区海上安全対策協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、周防地区海上安全対策協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、周防地区（徳山海上保安部管轄区域の地先海域をいう。）及びその周辺海域における海難の防止を図るとともに、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議することを目的とする。

2 本会は、大量の流出事故が発生した場合の大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第3条 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、瀬戸内海中部海域に係る同法律第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(業 務)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 海難防止に関すること。
- (2) 航路標識の整備促進に関すること。
- (3) 排出油等の防除作業に関すること。
- (4) 研修・訓練に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(構 成)

第5条 本会は、周防地区において海難の防止及び排出油等の防除活動に関係する官公庁、会社及び 団体（以下「会員機関」という。）をもって構成する。

(部会)

第6条 本会の目的を達成するため、次の部会を置く。

海難防止対策部会

排出油等防除対策部会

2 対策部会の規約は別に定める。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
部 会 長	2名
幹 事	若干

- 2 会長は、徳山海上保安部長とする。
- 3 会長を除く役員の任期は2年とする。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長は、各部会を代表し、その調整に当たる。
- 6 幹事は、会長及び部会長を補佐する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

第9条 会議は、次の事項を審議する。

(1) 総会

- イ 業務の企画に関すること。
- ロ 会則の改正に関すること。
- ハ 役員の選出に関すること。

ニ その他会長が必要と認める事項。

(2) 役員会

イ 総会に付議する事項に関すること。

ロ その他部会長が必要と認める事項。

(3) 部会

別に定める規約による。

第10条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

第11条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第12条 部会は、会長又は部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第13条 総会及び役員会の議長は、会長とする。

2 部会の議長は、部会長とする。

第14条 会員機関は、会長に対し会議の招集を求めることができる。

第15条 緊急に処理を必要とする事項については、役員会又は部会の決議をもって、総会の決議に代えることができる。

(経費)

第16条 本会の運営に必要な経費は、原則として公益財団法人海上保安協会徳山支部の助成による。

2 特に経費が必要なときは、その調達の方法を役員会において決定する。

(その他)

第17条 本会の事務は、徳山海上保安部において行う。

附則 1 この会則は、昭和63年6月1日から施行する。

2 周南地区外国船舶安全対策連絡協議会会則（昭和58年1月）周南地区大量流出油対策協議会会則（昭和49年12月）及び徳山港船舶災害防止対策協議会会則（昭和40年6月）は、昭和63年6月1日をもって廃止する。

3 平成8年5月16日一部改正

4 平成10年5月22日一部改正

5 平成17年5月20日一部改正

6 平成20年5月27日一部改正

7 令和3年6月28日一部改正

8 令和7年7月9日一部改正

## 海難防止対策部会規約

(趣旨)

第1条 本部会は、周防地区の主要港湾及びその周辺海域における海上交通の安全確保について必要な事項を協議し、もって海難を防止することを目的とする。

(業務)

第2条 本部会は次の業務を行う。

- (1) 港湾整備の要望・改善に関すること。
- (2) 航路標識の整備促進に関すること。
- (3) 日本船舶・外国船舶の海難防止に関する調査・研究及び協議に関すること。
- (4) 日本船舶・外国船舶の航行安全に関する資料・情報の収集及び周知に関すること。
- (5) その他海上交通の安全を確保するために必要な事項。

(審議事項)

第3条 本部会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 第2条に掲げる業務に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める事項。

(区域の設定等)

第4条 本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため周防地区を次のとおり区分する。

- (1) 熊毛区 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
- (2) 光・下松区 山口県光市、下松市の地先海域をいう。
- (3) 周南区 山口県周南市の地先海域をいう。
- (4) 山口・防府区 山口県山口市、防府市の地先海域をいう。

2 幹事は、各区を代表してその調整を行う。

3 各区固有の問題については各区において協議する。

(専門委員会)

第5条 本部会各区の下に、次の専門委員会を置く。

仙島水道航行安全対策委員会

外国船舶安全対策検討委員会

台風・津波等対策検討委員会

2 専門委員会に会則を設けることができる。

3 部会への報告は、年1回以上行う。

附 則

1 この規約は昭和63年6月1日から施行する。

2 平成15年6月24日一部改正

3 平成16年7月9日一部改正

4 平成17年2月21日一部改正

5 平成18年5月17日一部改正

6 令和3年6月28日一部改正

## 排出油等防除部会規約

(趣旨)

第1条 本部会は、周防地区及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつその活動を推進することを目的とする。

(業務)

第2条 本部会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成に関すること。
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員・施設・機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設・機材の整備に関すること。
- (3) 排出油等防除の調整に関すること。
- (4) 排出油等防除に関する研修及び訓練に関すること。
- (5) その他排出油等防除に必要な事項

(審議事項)

第3条 本部会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 第2条に掲げる業務に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める事項

(資料の提出)

第4条 会員機関は、毎年3月31日現在の次の資料を速やかに部会長に提出するものとする。

- (1) 施設・器材の整備・保有状況
- (2) 情報連絡体制
- (3) その他参考事項

(訓練)

第5条 排出油等事故発生時における会員機関の防止活動の技術向上を図るため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(区域の設定)

第6条 本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため周防地区を次のとおり区分する。

- (1) 熊毛区 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
- (2) 光・下松区 山口県光市、下松市の地先海域をいう。
- (3) 周南区 山口県周南市の地先海域をいう。
- (4) 山口・防府区 山口県山口市、防府市の地先海域をいう。

2 幹事は、各区を代表しその調整を行う。

(情報提供)

第7条 会長は、油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会員に対し、速やかに事故に関する情報を通知する。

2 情報提供は、原則として一斉同報ファックスにより行うものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(防除支援協定及び相互応援協定)

第10条 会長は、本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため、防災関係機関との防除支援協定及び隣接の排出油等の防除に関する協議会との相互応援協定を締結することができる。

2 前項に係る支援協力及び相互応援に係る要請等は、会長が決定するものとする。

(求償事務)

第11条 会員機関の防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各会員機関が処理するものとする。ただし、部会長が必要と認めた場合は、本部会により調整を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり又は重度障害になった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるほか、当該被災した者が所属する会員機関が当たるものとする。

#### 附 則

1 この規約は、昭和63年6月1日から施行する。

2 平成10年5月22日一部改正

3 平成15年6月24日一部改正

4 平成17年3月28日一部改正

5 平成18年5月17日一部改正

6 平成20年4月18日一部改正

7 平成24年3月5日一部改正

8 令和3年6月28日一部改正

### 3 岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会会則等

#### 岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会会則

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6に基づく協議会として、岩国港及び大竹港並びにその周辺海域（以下、「岩国（周東・大竹）地区」という。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、岩国（周東・大竹）地区に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

（名称）

第3条 会の名称を「岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

（業務）

第4条 地区協議会は次の事務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

（組織）

第5条 地区協議会は会長及び会員をもって組織する。

2 会長は岩国海上保安署長をもってあてる。

3 会長は会務を統理する。

4 会員は岩国地区において排出油等防除に関係ある別添（会員名簿）に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に会の運営について会長を補佐するため幹事会を置く。幹事は会員のうちから会長が指名する。

6 地区協議会に排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

7 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものうちから、会議の同意を得て会長が委嘱する。

（会議）

第6条 会議は会長が必要と判断した場合にこれを招集する。

（資料の交換）

第7条 会員は排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末現在）会長に提出するものとする。

なお、大幅な変更があった場合は、その都度、会長に通報するものとする。

- (1) 施設、機材の整備保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間等の電話番号等）
- (3) その他必要事項

（情報提供）

第8条 会長は大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各

号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに、防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上訓練を含む)を行うものとする。

なお、訓練の目的を達成するため「訓練部会」を置くこととし、同部会の規約は別に定める。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員毎に処理することを原則とする。

ただし会長が必要と認めた場合は協議会に「求償部会」をおき、会員の求償事務に協力させることができる。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは病気にかかり、又は廃疾となった場合の災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費の調達方法は会長がその必要の都度、幹事会に図って定めるものとする。

(庶務)

第15条 地区協議会の庶務は岩国海上保安署において行う。

(その他)

第16条 この会則に定める事項のほか、地区協議会の運営に関し必要な事項は会長がその都度、幹事会に図って定めるものとする。

附 則

- 1 この会則は平成10年6月26日から施行する。
- 2 平成19年12月4日改正

## 排出油等防除活動調整要領

(趣旨)

第1条 本要領は、「岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会」の円滑な運営並びに効果的な防除活動を実施するため、岩国地区に大量の油等が排出され、沿岸被害等の発生が予測される場合等における被害の極限を図るため、情報の共有、関係機関の相互連携、防除活動の調整、その他必要な事項を定めるものとする。

(事故発生等の情報連絡)

第2条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合には、事故の発生地域、規模等を勘案し、協議会会員の一部又は全部に対し、情報を通知するものとする。

なお、会員への情報提供については、別添の情報連絡系統により実施するものとする。

- 2 情報連絡要領は次によるものとする。

(1) 次の情報事項のうち、判明している事項について通知するものとする。

- ① 施設の名称及び所在地
- ② 施設の設置者の氏名及び名称及び住所

- ③ 事故に船舶が関連している場合には、当該船舶の名称、大きさ、用途等
- ④ 排出のあった日時及び場所又は異常な現象のあった日時及び場所
- ⑤ 排出された油等の種類、量及び広がり状況
- ⑥ 事故の概要又は異常な現象の概要
- ⑦ 発生原因
- ⑧ 施設において管理されていた又は管理されている油の種類及び量
- ⑨ 事故に船舶が関連している場合には、当該船舶に積載されている油の種類及び量
- ⑩ 気象及び海象の状況等  
風向、風速、天候、海面の状況、その他
- ⑪ 死者又は負傷者の有無
- ⑫ 施設の破壊により油等が排出された場合、当該破損箇所及びその損壊の程度
- ⑬ 排出された油等による海洋の汚染の防止のために講じた措置又は油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置
- ⑭ 施設の保有する排出油等防除のための船舶、機材及び消耗品の種類及び量並びに人的勢力
- ⑮ 外部からの援助の必要性
- ⑯ その他参考事項

(2) 後刻判明した事項及び報告済の事項で訂正する必要がある事項については、その都度追加通知するものとする。

3 連絡を受けた会員は、それぞれの系統により、その所属する機関又は傘下の各企業に必要に応じ連絡の内容を通報するものとする。

(総合調整本部の設定)

第3条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設置するものとし、日時場所を会員に通報するものとする。

2 前項の通報を受けた会員は、防除活動の連絡調整のため会員の所属する幹部職員を、総合調整本部に派遣するものとする。

3 総合調整本部においては、別表1に定める事項について連絡調整を図るものとする。

(防除活動)

第4条 会員の出勤にあつては、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体（警察、消防、防災、水産、環境担当部局等）の会員は、固有の事務、又は海防法第41条の2の規定による第六管区海上保安本部長等からの要請により出勤するものとする。
- (2) 船舶所有者、石油関係企業等の会員は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同法第4項各号に掲げる協力者として出勤するものとする。
- (3) 曳船、漁業者団体等の会員は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛により出勤するものとする。

2 海防法第39条第2項各号に掲げる原因者等が会員に出勤要請を行う場合には、会員に対し次の事項を通知して行うものとする。

- (1) 要請の日時
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

(出勤の報告)

第5条 会員は、前項第4に基づき出勤の要請を受けた時は、特別な事情がない限り速やかに人員、施設、資機材を現場に派遣するものとする。

2 出勤に当たって会員は、次の事項を会長に報告するものとする。

- (1) 応援事項（人員数、施設名称、資機材の種類、数量）
- (2) 出勤隊の責任者の職氏名
- (3) その他必要事項

3 前項により出勤した会員は、その内容に重要な変更があった場合は、その都度速やかに会長に報告するものとする。

(総合調整本部の解除)

第6条 会長は、防除活動の必要がなくなったと認めた時は、総合調整本部を解散するものとする。  
(各関係機関の業務分担)

第7条 各関係機関の主たる業務分担は、別表2に掲げるとおりとする。  
(協議)

第8条 この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度関係者が協議して決定する。

#### 別表1

- 1 総合調整本部は、概ね次の事項について連絡調整をするものとする。
- 2 総合調整本部の運営にあたり必要がある場合は、業務の分担により統括班、支援補給班、技術班、庶務班等の組織をおくことがあるものとする。

#### 総合調整本部連絡調整事項

##### (1) 統括に関する事項

- イ 総合調整本部の業務計画の策定、運営に関すること。
- ロ 総合調整本部要員の配置計画に関すること。
- ハ 関係機関に対する通報に関すること。
- ニ 通信系統の整備に関すること。
- ホ 防除現場との通信連絡に関すること。

##### (2) 支援補給に関する事項

- イ 機材、消耗品等の物品及び役務の調達補給に関すること。
- ロ 機材、消耗品等の物品の運用及び在庫の状況の把握に関すること。
- ハ 施設(自動車、船舶等)の調達、運用に関すること。

##### (3) 技術に関する事項

- イ 防除作業に関する技術的事項の調査研究に関すること。
- ロ 海潮流等の海象気象状況の把握、資材の提供に関すること。
- ハ 処理剤の使用の調整に関すること。
- ニ 使用済の吸着材等の処分に関すること。

##### (4) 庶務に関する事項

- イ 写真撮影、記録の作成に関すること。
- ロ 資材の収集、提供に関すること。
- ハ 被害状況の調査に関すること。
- ニ 総合調整本部の運営に必要な設備に関すること。
- ホ 総合調整本部要員の健康管理、給食に関すること。
- ヘ その他前各項に属さない事項

#### 別表2

##### 1 海上保安署

- (1) 関係機関への伝達及び協力要請
- (2) 遭難船乗組員の救助作業
- (3) 遭難船の応急対策指導
  - イ 油の流出防止作業指導
  - ロ 安全海域への移動等の指導
- (4) 航行の安全確保(危険範囲の設定を含む)
  - イ 航行制限又は禁止
  - ロ 航泊船舶の火気使用禁止指導
  - ハ 航泊船舶の避難の指示勧告及び誘導
- (5) オイルフェンスの展張及び油処理剤散布に関する指導援助
- (6) 瀬取船に対する油抜き作業の指導
- (7) 資機材の輸送

(8) その他応急措置

## 2 県

- (1) 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指導
- (2) 資機材の搬出、輸送
- (3) 資機材の斡旋、調達
- (4) 県所属船舶の派遣と防除作業の実施
- (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等自衛措置の勧奨指導
- (6) 港湾施設使用制限等の措置
- (7) 港湾建設業者等に対する指導、協力要請
- (8) 災害救助法適用に関する措置
- (9) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (10) その他応急措置

## 3 市町村（消防横関を含む。）

- (1) 沿岸住民に対する広報及び警戒
  - イ 漂着のおそれのある沿岸住民、船舶に対する災害状況の周知、火気制限
  - ロ 地先海面の巡回監視
  - ハ ガス検知の実施
  - ニ 警戒区域の設定と警戒、住民の避難指示勧告
- (2) 資機材の搬出、輸送
- (3) 漂着油等の防除措置の指導、援助

## 4 警察

- (1) 警備艇による排出油等海域のパトロール
- (2) 警戒区域の設定と警戒、民心安定のための広報活動
- (3) 危険行為の取締り
- (4) 応急資機材の救急輸送協力、交通規制

## 5 電信電話株式会社

- (1) 臨時電話の仮設

## 6 漁業協同組合

- (1) 漁民に対する情報の伝達
- (2) 漁具等の移動、オイルフェンス展張等の自衛措置
- (3) 漁船による防除作業の協力

## 7 関係企業

- (1) 関係機関への通報
- (2) 資機材の搬出、輸送及び調達
- (3) 防除作業及び協力
- (4) その他応急措置の協力

#### 4 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会会則

### 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は、「山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)という。

2 本協議会の略称を「県北油防協」とする。

(目的)

第2条 協議会は、山口県長門市、萩市、阿武郡阿武町及び下関市豊北町沿岸海域において、大量の油又は有害液体物質が排出された場合における防災対策について必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質(以下「排出油等」という。)による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 協議会は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)(以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として活動する。

(排出油等防除計画に係わる意見の提出)

第3条 協議会は、会員の協議により必要と認める場合は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、九州北部沿岸海域に係わる同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べることができるものとする。

(業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除活動の実施の推進
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資器材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究に関すること。
- (4) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施に関すること。
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、仙崎海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

4 会員は、別表1に掲げる機関又は団体の代表者若しくはその指名する者をもってあてる。

(会議)

第6条 会議は、総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長又は会長が指名した者があたる。

3 総会は年1回とし、臨時総会は必要に応じ開催する。

4 会議は、委任状の提出者を含め、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正その他会長が必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第8条 協議会は、協議会の業務の推進等に係る調査研究及び技術的事項に関する検討並びに助言を行うため委員会を置く。

2 委員会は、会長及び委員により構成する。

3 委員は、別表2に掲げる機関又は団体の代表者若しくはその指名する者をもってあてる。

4 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。

5 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、又は、会員以外の学識経験者を招聘することができる。

(資料の提出)

第9条 会員は、協議会による防除活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

提出資料は、別表3によるものとし、毎年4月1日現在のものを提出するものとする。

(情報提供)

第10条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、速やかに事故に関する情報を提供するものとする。

(出動)

第11条 会長は、海防法により排出油等の防除措置を講ずべき者が、その措置を講じても海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合は、汚染の原因者である施設の管理者等、船舶の長、船舶の所有者やその代理人との連絡を密にし、防除依頼の確認がとれた際には、会員の全部または一部に対し、会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

2 出動を求められた会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合連絡調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 会長は、会員による防除活動が行われる場合は、直ちに適当と認める場所に総合連絡調整本部を設置し、次に掲げる事項等に関し、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

- (1) 事故情報に関すること
- (2) 会員が実施している防除活動状況に関すること
- (3) 会員が実施する防除活動計画の策定及び調整に関すること
- (4) 会員が実施する防除活動に係る広報に関すること
- (5) その他排出油等防除活動について必要な事項

2 出動を求められた会員またはこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、活動要領に定める事項について、連絡調整を行うものとする。

3 防除活動は、出動した会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(出動の解除)

第13条 会長は、会員による防除活動の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに会員のその旨を通知し、総合連絡調整本部を解散するものとする。

(訓練)

第14条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(経費の求償)

第15条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれの出動した会員が行う。

2 協議会は、前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第16条 防除活動に出動した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関が行うものとする。

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、仙崎海上保安部警備救難課が担当する。

(活動要領の制定)

第18条 会長は、会則第4条第1号の業務を円滑に遂行するため、活動要領を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第19条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

附 則

この会則は、平成9年6月23日から施行する。

附 則

会則第22条の規定は議決の日（平成17年2月8日）から施行する。

附 則

この会則は、平成19年8月28日から施行する。

## 排出油防除活動要領

(趣旨)

1 この要領は山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会が実施する排出油防除活動について定められたものである。

(排出油情報の通報)

2 事故原因者又は事故発見者等から排出油災害発生に関する情報を入手した会員は、次の事項について判明したのから順に、速やかに会長に通報するものとする。

- (1) 原因者(船舶にあってはその所有者)の住所、氏名
- (2) 発生又は発見日時及び場所
- (3) 災害の状況(種類、規模、範囲等)
- (4) 現在実施している措置
- (5) その他参考事項

(通報連絡系統)

3 会員相互の通報連絡系統は、別表1のとおりとする。

(出動要請)

4 会長は、出動要請を行う場合、会員に対し次の通知をするものとする。

- (1) 発生日時、場所及び災害状況並びに現在実施している措置
- (2) 出動を要請する理由
- (3) 必要とする人員、資器材、船舶施設
- (4) その他必要事項

(出動)

5 前項の要請を受けた出動した会員は、会長に次の事項を通知するものとする。

(1) 出動するとき

- イ 派遣する人員、資器材の種類、数量、船舶(種類、船名、総トン数)、提供する施設の概要等
- ロ 派遣責任者及び提供責任者の職名、氏名、連絡方法
- ハ 出動時間及び現場到着予定時刻
- ニ その他必要事項

(2) 当日の作業を終了したとき

- イ 実施した作業の概要
- ロ 派遣した人員、船名、提供した施設の概要
- ハ 使用した資器材の種類、数量
- ニ 出動時刻及び帰投時刻
- ホ その他必要事項

(活動の分担)

6 防除活動を効果的に実施するため、会員の主たる業務分担を別紙2のとおりとし、活動分担を原則として次のとおり定める。

- (1) 国の機関及び地方公共団体は、それぞれの行政区分に応じ活動する。
- (2) 石油貯蔵関係団体及び港湾工事関係団体は、それぞれの業務に応じ活動する。
- (3) 漁業協同組合は、それぞれの地先海域において活動する。

## 会員の主たる業務分担

- 1 海上保安部（協議会会長）、署
  - (1) 情報の収集及び関係機関への通報
  - (2) 巡視船艇・航空機の出動
  - (3) 会員に対する出動要請
  - (4) 総合連絡調整本部の設置
  - (5) 人員、資機材等の緊急輸送
  - (6) 遭難者の救助
  - (7) 原因者に対しては、次の事項を指導・要請
    - イ 関係機関への油災害状況の通報
    - ロ 総合連絡調整本部への職員の派遣
    - ハ 人員、船艇の出動
    - ニ 資機材の抛出、輸送及び調達
    - ホ 応急対策の実施
      - a 油の流出防止
      - b 瀬取船等による油の抜き取り
      - c 安全海域への移動
    - ヘ 海面流出油の防除作業の実施
      - a オイルフェンスの展張
      - b 油吸着材の散布及び回収
      - c 油処理剤の散布
      - d 回収器材（船）による回収
    - ト 海上災害防止センター、サルベージ、その他防除作業機関に対する諸手配の実施
    - チ 海上保安部署等の指示に基づく諸作業の実施
    - リ その他の応急措置
  - (8) 海上災害防止センターへの通報
  - (9) 海面流出油の防除指導及び援助
    - イ オイルフェンスの展張
    - ロ 油吸着材の散布及び回収
    - ハ 油処理剤の散布
    - ニ 油回収器材（船）による回収
  - (10) 船舶交通の安全確保
    - イ 出入港及び航行の制限又は禁止
    - ロ 火気使用の制限又は禁止
    - ハ 船舶の避難指示、勧告及び誘導
  - (11) 流出油海域の警戒及び拡散状況調査
  - (12) 広報活動
  - (13) その他応急措置
- 2 県
  - (1) 情報収集及び関係機関への周知
  - (2) 総合連絡調整本部への職員の派遣
  - (3) 応急対策上必要な指示
  - (4) 備蓄資器材の抛出、輸送
  - (5) 所有船の出動及び防除作業の実施
  - (6) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等自衛措置の指導
  - (7) 港湾等施設の使用の制限
  - (8) その他の応急措置

### 3 市、町及び消防機関

- (1) 情報収集及び関係機関への周知
- (2) 総合連絡調整本部への職員の派遣
- (3) 沿岸住民に対する周知及び警戒
  - イ 油の漂着が予想される沿岸住民及び船舶に対する災害状況の周知及び火気使用の禁止
  - ロ 沿岸及び地先海面の巡回監視
  - ハ ガス検知の実施
  - ニ 警戒区域の設定
- ホ 住民の避難指示及び誘導
- (4) 備蓄資器材の抛出、輸送
- (5) 浮流油、漂着油の防除措置の指導及び援助
- (6) 防災活動に係るボランティアへの対応
- (7) その他の応急措置

### 4 警察

- (1) 情報の収集及び関係機関への周知
- (2) 総合連絡調整本部への職員の派遣
- (3) 警戒区域の設定及び民心安定のための広報活動
- (4) 危険行為の取締り
- (5) 応急資器材の緊急輸送協力、交通規制
- (6) 警備艇による警戒
- (7) 住民の避難指示
- (8) その他の応急措置

### 5 石油類貯蔵・港湾工事・海運関係

- (1) 情報の収集及び関係機関への周知
- (2) 総合連絡調整本部への職員の派遣
- (3) 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供
- (4) 人員、資器材等の緊急輸送
- (5) 防除作業の協力
  - イ オイルフェンスの展張
  - ロ 油吸着材の散布及び回収
  - ハ 油処理剤の散布
  - ニ 油回収器材（船）による回収
- (6) その他の応急措置

### 6 漁業関係団体

- (1) 情報の収集及び関係機関への周知
- (2) 総合連絡調整本部への職員の派遣
- (3) 自衛措置の実施
  - イ 定置漁具等の移動、撤収
  - ロ オイルフェンスの展張
- (4) 漁船等による防除作業の協力
  - イ オイルフェンスの展張
  - ロ 油吸着材の散布及び回収
  - ハ 油処理剤の散布
- (5) その他の応急措置

5 排出油等防除の相互応援に関する協定書（徳山海上保安部・門司海上保安部）

排出油等防除の相互応援に関する協定書（徳山海上保安部・門司海上保安部）

周南地区海上安全対策協議会と関門・宇部海域排出油等防除協議会は、周防灘において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生し、発生海域を担当する協議会の防除活動の実施のみでは被害が他の協議会の担当海域に及び、又は及ぶおそれがある場合の防除活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援は、防除活動の実施に必要な人員、資機材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供によるものとする。  
（手続き）

第2条 応援を受けようとする協議会は、排出油等事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして応援調整を求めめる。

（出動）

第3条 応援の調整依頼を受けた協議会会長は、所属する協議会の会則に従い会員に出動を調整する。

（指揮及び活動調整）

第4条 応援出動した人員及び船舶（以下「応援人員等」という。）は、原則としてそれぞれの協議会会員の固有の指揮系統により防除活動を実施するものとする。

2 応援を受けた協議会は、効果的に防除措置を講じるため、応援出動した時点から応援人員等の防除活動との調整を行うものとする。

（求償及び災害補償）

第5条 応援する協議会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の協議会会則に定めるところによる。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協議会が協議して定めることとする。

第7条 平成10年7月15日締結した「排出油防除の相互応援に関する協定書」については、本協定書の締結をもって解消する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、各協議会が記名・押印して、各自その1通を所持する。

平成21年7月29日

関門・宇部海域排出油等防除協議会

会長 門司海上保安部長 石川 莊 資

周南地区海上安全対策協議会

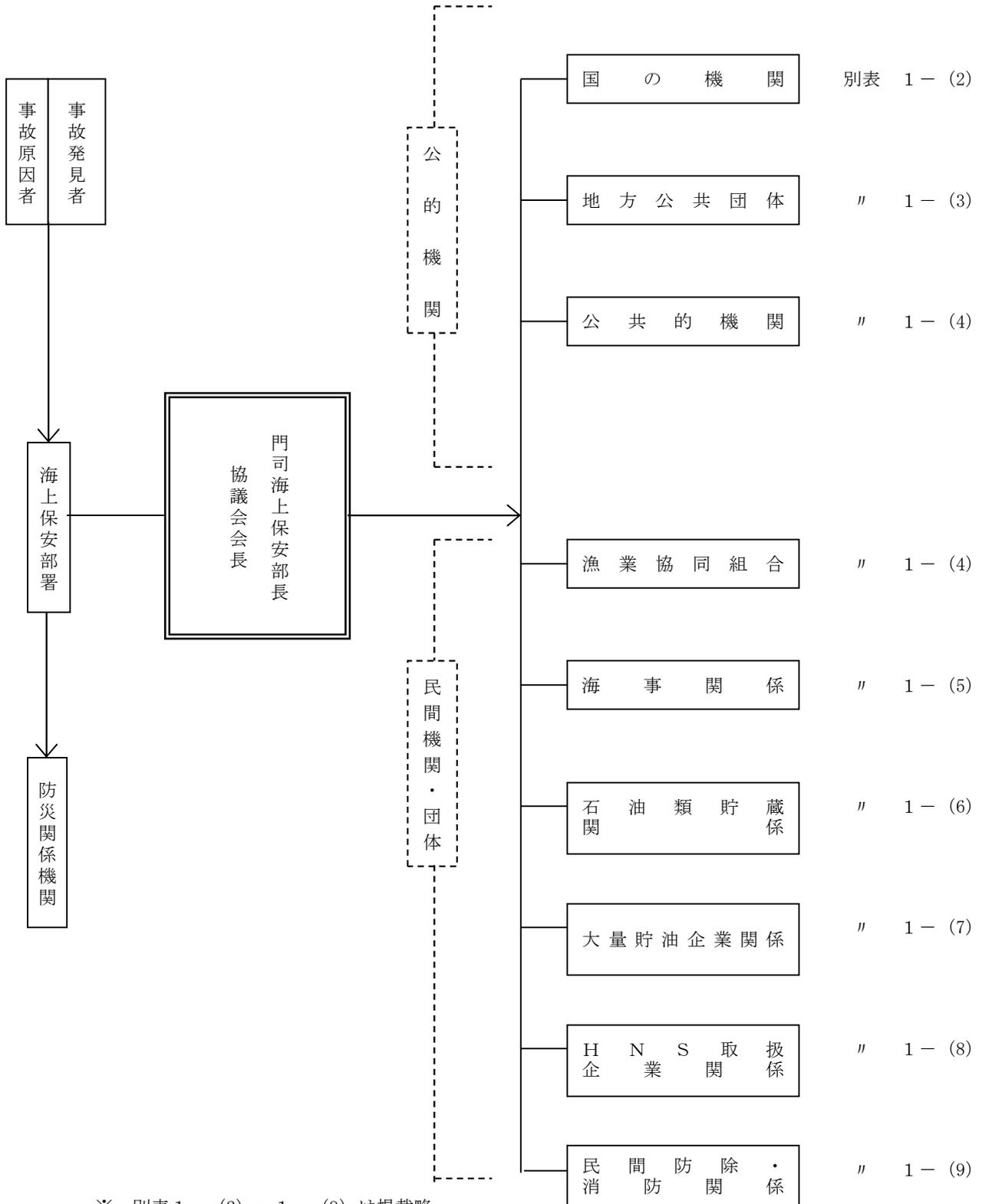
会長 徳山海上保安部長 山下 孝 光

# 〔2(2)-9〕大量流出油災害対策協議会等事故発生時連絡系統図

(海上保安部)

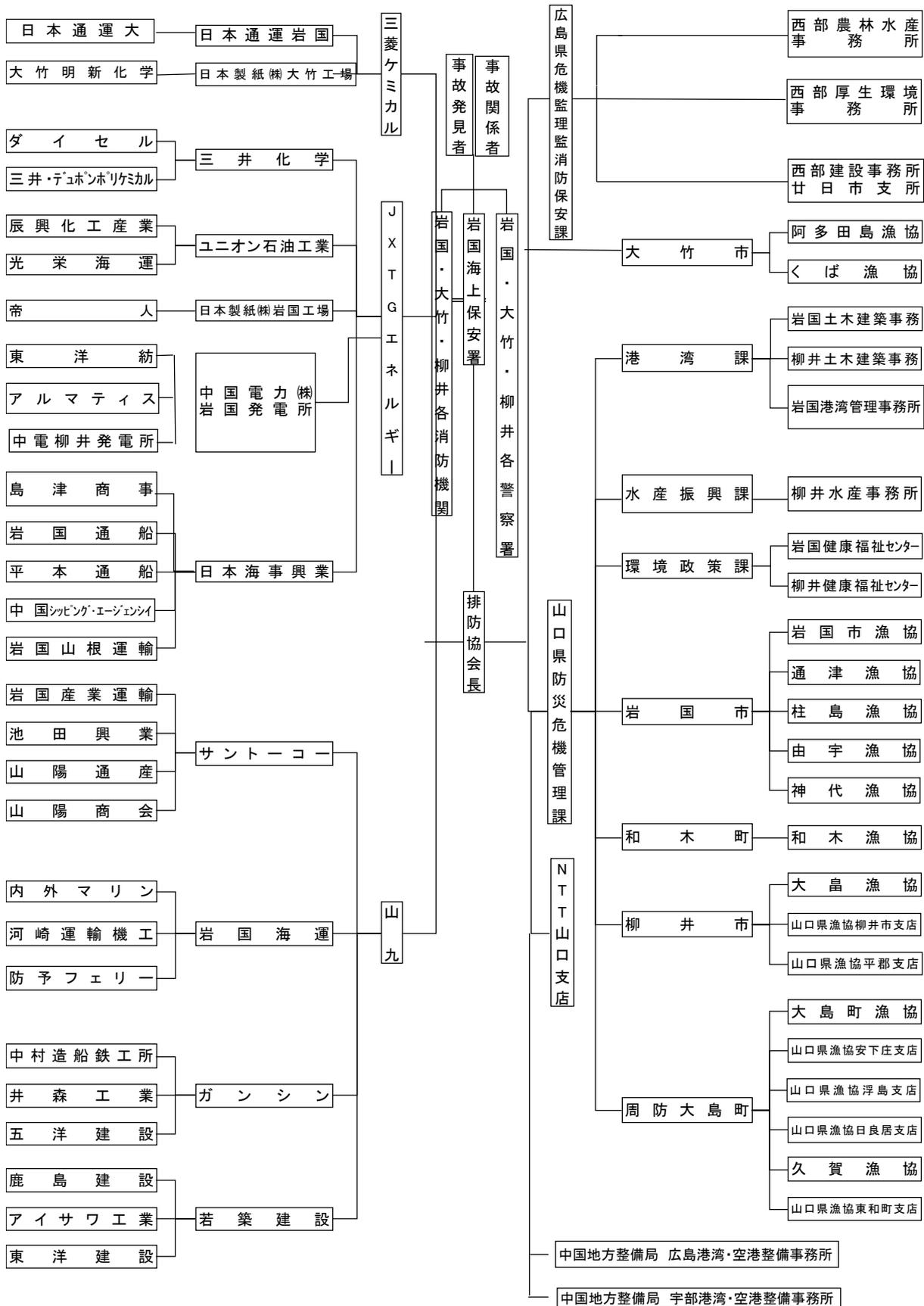
## 1 関門・宇部海域排出油等防除協議会連絡系統図

別表1-(1)



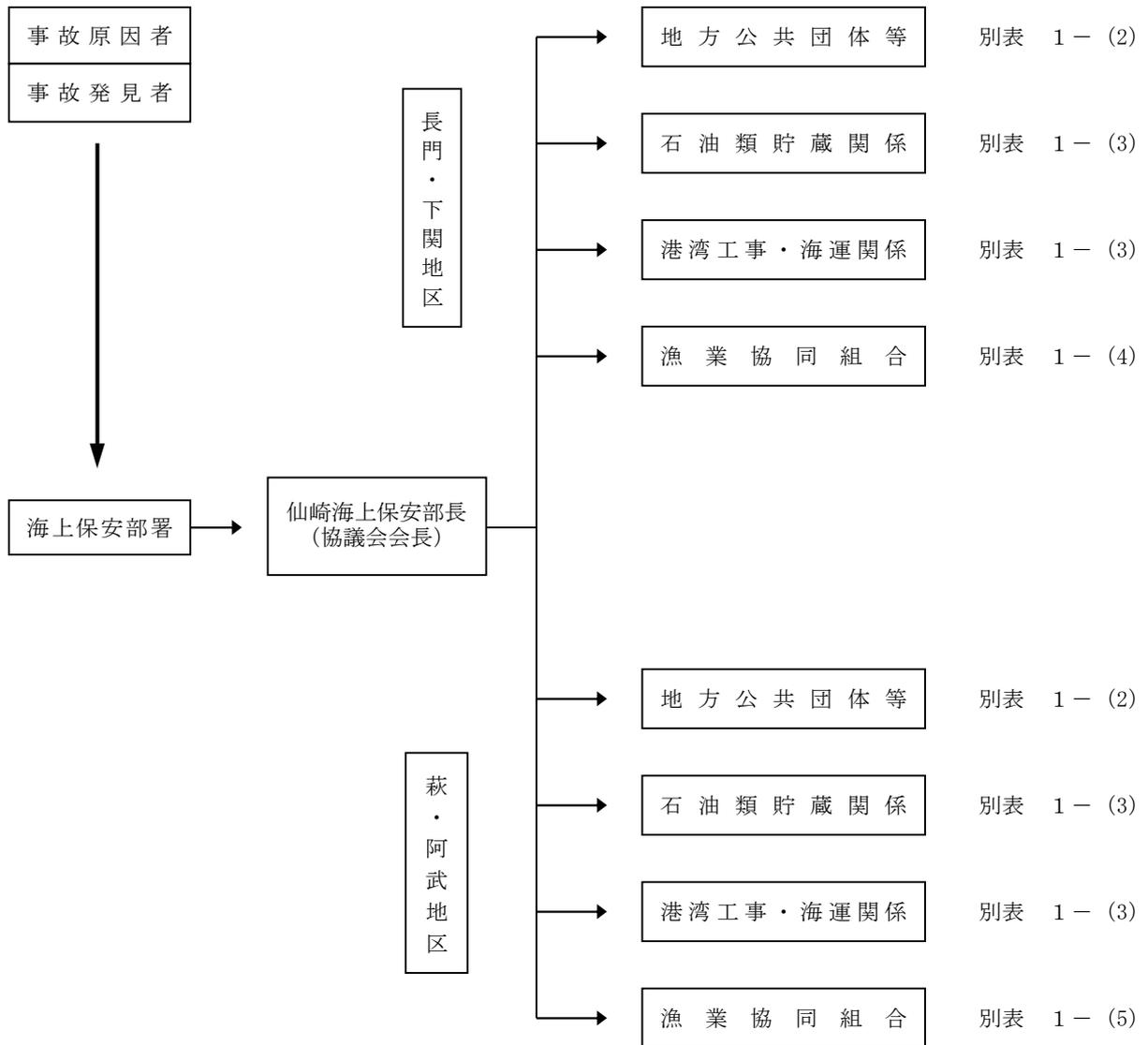
※ 別表1-(2)～1-(9)は掲載略

岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会連絡系統



3 山口県北部沿岸海域排出油等防除協議会連絡系統図

協議会情報伝達系統図



※ 別表－1 (2) ～ 1 (5) は掲載略

〔 2 (3) - 1 〕 **山口宇部空港緊急時対応計画**（港湾課）

※ 不掲載

〔 2 (3) - 2 〕 **山口宇部空港消防救難隊設置業務要領**（港湾課）

※ 不掲載

〔 2 (3) - 3 〕 **山口宇部空港消防救難隊についての業務協定**（港湾課）

※ 不掲載

〔 2 (3) - 4 〕 **岩国空港緊急計画**（岩国空港事務所）

※ 不掲載

〔 2 (3) - 5 〕 **岩国空港消火救難隊業務要領**（岩国空港事務所）

※ 不掲載

〔 2 (3) - 6 〕 **航空機事故発生時の各関係機関の連絡一覧**（各関係機関）

※ 不掲載

〔 2 (3) - 7 〕 **航空機の搜索救難に関する協定**

（岩国・北九州空港事務所、山口宇部空港出張所）

※ 不掲載

{  
2(3)-1-1  
2(3)-2-1  
2(3)-3-1  
2(3)-4-1  
2(3)-5-1  
2(3)-6-1  
2(3)-7-1  
}

## 〔2(3)－8〕 小月飛行場周辺航空事故連絡協議会会則・要綱

(海上自衛隊小月教育航空群)

### 小月飛行場周辺航空事故連絡協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は「小月飛行場周辺航空事故連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、小月飛行場周辺(小月飛行場を中心とするおおむね半径9km圏内)において自衛隊機による航空事故及び航空機事故に伴う災害が発生した場合の応急救助活動等を適切かつ迅速に実施するため、関係機関相互における連絡、調整体制の整備について連絡協議することを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、災害発生時における関係機関相互間の連絡、調整体制の調整について協議し、前条の目的を達成するために「小月飛行場周辺航空事故連絡調整要綱」を定め応急救助活動等の円滑化を期するものとする。

(委員)

第4条 協議会は次に掲げる関係機関の代表する委員各1名をもって構成する。

山口県庁

山口県警察本部

長府警察署

山陽小野田警察署

門司海上保安部

下関市役所

山陽小野田市役所

下関市消防局

山陽小野田市消防本部

海上自衛隊小月教育航空群

(会議)

第5条 会議は関係機関の要請があった場合又は、必要に応じて随時開催する。

2 会議は、関係機関の3分の2以上の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の全員の同意を必要とする。

(運営)

第6条 協議会の運営は、海上自衛隊小月教育航空群が担当し、会運営に関する連絡、調整及び庶務を行う。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は協議会でこれを定めるものとする。

附則

この会則は、昭和54年3月27日から施行する。

この会則は、平成14年1月28日から施行する。

この会則は、平成21年8月5日から施行する。

## 小月飛行場周辺航空事故連絡調整要綱

小月飛行場周辺航空事故連絡協議会は同会則第3条の規定に基づく、小月飛行場周辺航空事故連絡調整要綱を次のとおり定める。

### 第1章 紙別

(目的)

第1条 本要綱は、小月飛行場周辺において、自衛隊機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の応急救助活動等を適切かつ迅速に実施するため、関係機関における連絡調整体制を整備することを目的とする。

### 第2章 連絡調整体制

(関係機関及び連絡先)

第2条 事態発時における関係機関相互の連絡調整を図るための連絡調整先は別表第1のとおりとする。

2 前項の連絡、調整は連絡責任者を通じて行う。

3 関係機関は連絡責任者に変更があった場合、その都度海上自衛隊小月教育航空群連絡責任者に通知するものとする。

4 海上自衛隊小月教育航空群連絡責任者は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知する。

(連絡通報)

第3条 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生を知った関係機関は、相互に連絡通報するものとする。この場合の基本的な連絡経路は別図のとおりとする。

2 前項の連絡、通報内容の標準は、別表第2による。

(現場連絡場所の設定)

第4条 関係機関は、協議のうえ必要に応じ事故現場における応急救助活動等を調整するため、災害現場に現場連絡所を設置する。

2 当該関係機関は、現場連絡所の確保又は提供に協力する。

3 関係機関は、必要な連絡員を派遣し緊密な連絡調整に努めるものとする。

(応急救助活動等における分担)

第5条 応急救助等の実施に際して、各関係機関は、相互の保有機能を効果的に発揮するため、別表第3に示す分担区分を標準として、調整を図りつつ活動するものとする。

### 第3章 雑則

(その他)

第6条 本要綱に定める以外の事項及び本要綱により難しい事項に関しては、その都度関係機関の調整により処理するものとする。

### 附則

本要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

本要綱は、平成14年1月28日から施行する。

本要綱は、平成21年8月5日から施行する。

機 関 名	勤 務 時 間 内		勤 務 時 間 外	
	連 絡 責 任 者	電 話 番 号 F A X 番 号 e-mailAddress	連 絡 責 任 者	電 話 番 号 F A X 番 号 e-mailAddress
○山 口 県 庁	防災危機管理課長	083-933-2367 FAX : 083-933-2408 al0900@pref.yamaguchi.lg.jp	防災危機管理課 連 絡 員	083-933-2390 FAX、e-mail : 同 左
○山 口 県 警 察 本 部	警 備 課 長	083-933-0110 FAX : 083-925-8050 keibi@police.pref.yamaguchi.lg.jp	当 直 長	同 左
長 府 警 察 署	警 備 課 長	083-248-0110 FAX : 083-248-1019 choufusho@police.pref.yamaguchi.lg.jp	当 番 主 任	同 左
下 関 警 察 署	警 備 課 長	083-231-0110 FAX : 083-224-3190 shimonoseki@police.pref.yamaguchi.lg.jp	当 番 主 任	同 左
山 陽 小 野 田 警 察 署	警 備 課 長	0836-84-0110 FAX : 0836-84-2978 sanyounodasho@police.pref.yamaguchi.lg.jp	当 番 主 任	同 左
○門 司 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課 長	093-321-3215 (内線3250) FAX : 093-321-0373 mojiop-e3g36@kaiho.mlit.go.jp	当 直 班 長	同 左
○下 関 市 役 所	防 災 安 全 課 長	083-231-9333 FAX : 083-231-9966 skbousai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	宿 日 直 者	083-231-1111 FAX、e-mail : 同 左
○山 陽 小 野 田 市 役 所	総 務 課 長	0836-82-1122 (内線212) FAX : 0836-83-2604 soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp	警 備 員	同 左
○下 関 市 消 防 局	警 防 課 長	083-233-9112 FAX : 083-224-0119 sbkeibou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	当 直 指 令	同 左
○山 陽 小 野 田 市 消 防 本 部	警 防 課 長	0836-83-0119 FAX : 0836-83-0233 shoubo-keibou@city.sanyo-onoda.lg.jp	当 直 指 令	同 左
海 上 自 衛 隊 小 月 教 育 航 空 群	運 用 幕 僚	083-282-1180 (内線213) FAX : 083-282-0268 ozatg-nunyou@inet.msdf.mod.go.jp	群 当 直 士 官	083-282-1180 (内線223) FAX : (内線220) e-mail : 同 左

○印：小月教育航空群が直接連絡する機関

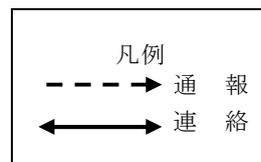
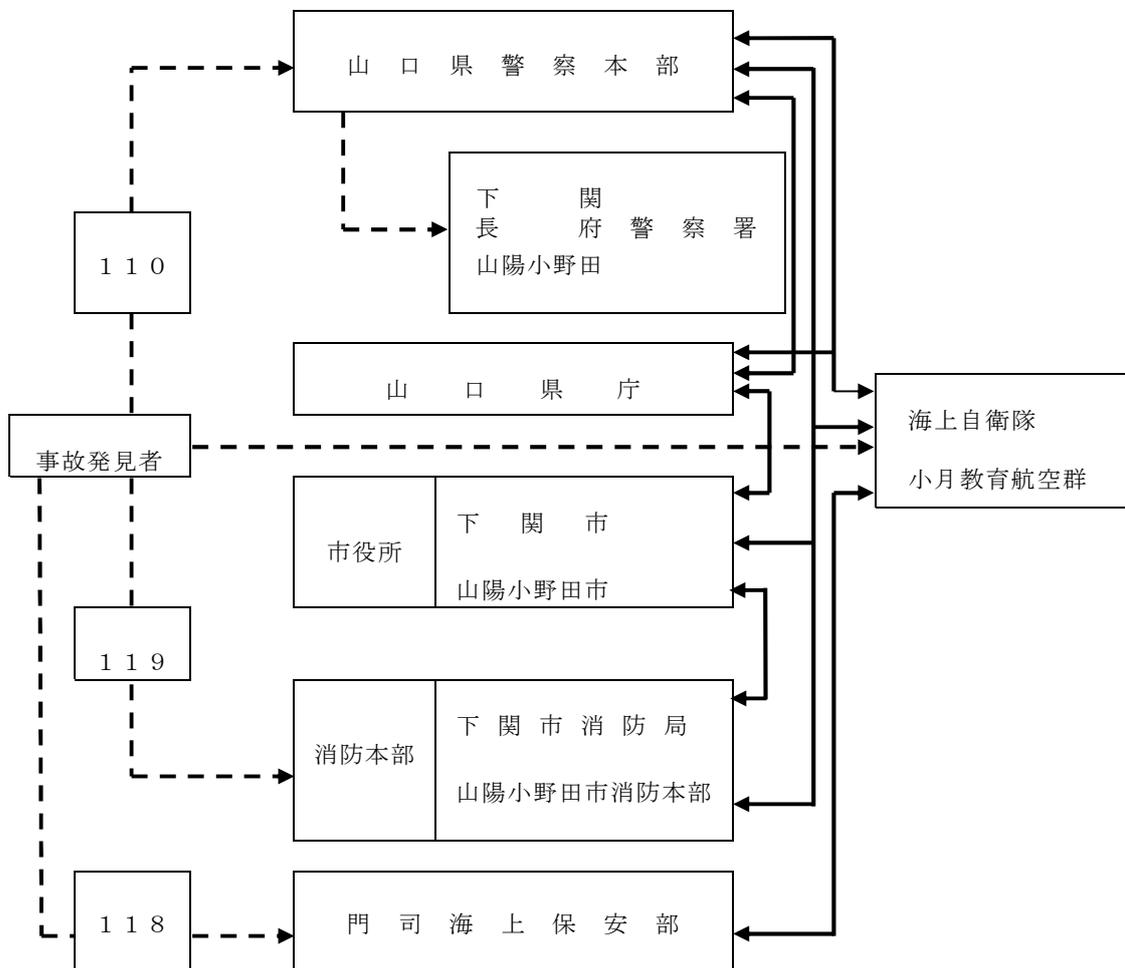
(別表第2)

連絡事項			
発信者	機関名	官職	氏名
受信者	機関名	官職	氏名
事故発生状況	1	事故発生時間	年 月 日 : 時 分頃
	2	事故発生場所 (陸上・海上の別)	(陸 上、海 上) 場所 :
	3	事故の種類 (不時着・器物落下等)	
	4	搭乗員数	名
	5	その他 (付近の状況 : 山林、田畑、市街地等)	
災害発生状況	6	被災者の状況 (住所、氏名、負傷の程度等)	
	7	人身の被害及び財産等の被害	死 者 名 負 傷 者 名 被害戸数 戸
	8	負傷者の救急活動 (搬送先病院・収容者数等)	
	9	消火活動 (延焼中・鎮火等)	
	10	その他必要事項 (他機関の出動要請の有無等)	
その他の	11	航空機の状況 (機種・機番号)	機種 : 機番号 :
	12	危険物の積載の有無 (燃料搭載量等)	危険物の搭載 有・無 残燃料 K1 ( 時 分まで飛行可能)

## 応急救助活動等分担区分

関係機関		県	市・町	消 防	警 察	※ 海 保	自衛隊	摘 要
活動等								
救 助 救 急 活 動 等			○	◎	◎	◎	○	◎印：主務機関 ○印：協力機関
消 火 活 動 等				◎		◎	○	
警 察 活 動	立 入 制 限			○	◎	◎	○	※：海上保安庁は、 海上における活動 に限る。
	現 場 保 存				◎	◎	○	
	現 場 交 通 整 理				◎	◎	○	
	財 産 保 護 ・ 整 備				◎	◎	○	

連絡経路



## 〔2(3)－9〕 防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則・要綱

(航空自衛隊第12飛行教育団)

### 防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、防府飛行場周辺（防府飛行場を中心とした半径9kmの圏内）において、自衛隊機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の応急活動等を適切、かつ迅速に実施するため、関係機関が連絡調整体制整備について協議するとともに、緊密化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称を、「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」とする。

(機能)

第3条 本会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 連絡調整体制の整備に関すること
- (2) 「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」の策定

#### 第2章 委員

(委員)

第4条 本会は、別表に掲げる関係機関を代表する委員（1名）をもって構成する。

(幹事)

第5条 本会に幹事を置く。

- 2 幹事は、航空自衛隊の担当とする。
- 3 幹事は、会運営の全般事項を実施する

- (1) 会運営に関する連絡、調整及び計画
- (2) 庶務全般

#### 第3章 会議

(会議)

第6条 会議は、関係機関から要請があった場合又は、必要に応じて随時開催する。

(会議の議決)

第7条 会議は、委員の2/3の出席（代決委任者を含む。）で成立し、議事は、出席者全員の同意で議決する。ただし、関係機関全部の参画を必要としない特定の事項に関しては、その当該範囲の機関による別段の取扱いにゆだねるものとする。

- 2 会議の議決事項は、会議議事録として関係機関に書類配布するものとする。

#### 第4章 その他

第8条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会議でこれを定めるものとする。

附則

この会則は、昭和54年3月23日から施行する。

附則

この会則は、平成9年6月4日から施行する。

附則

この会則は、平成14年8月6日から施行する。

別表（第4条関係）

関係機関一覧表

関係機関			
山		口	県
山	口	県	警察本部
防	府	警	察署
徳	山	海	上保安部
防		府	市
山		口	市
防	府	市	消防本部
山	口	地域	消防組合消防本部
航空	自衛隊	第12	飛行教育団
陸上	自衛隊	第13	飛行隊
航空	自衛隊	防府	地方警務隊

## 防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱

防府飛行場周辺航空事故連絡協議会は、同会則第3条の規定に基づく緊急措置要綱を次のとおり定める。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、防府飛行場の周辺において、自衛隊機の航空事故及び航空事故に伴う人身及び財産等の災害が発生した場合の連絡通報及び応急救助活動等の要領を定めることを目的とする。

### 第2章 連絡通報

(連絡通報先等)

第2条 事態発生時における関係機関相互の連絡調整を図るための連絡通報先は、別紙第1のとおりとする。

2 関係機関は、連絡責任者を指定するとともに、別紙第1の内容に変更があった場合、防府飛行場周辺航空事故連絡協議会幹事（航空自衛隊第12飛行教育団）に通知するものとする。

3 防府飛行場周辺航空事故連絡協議会幹事は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知する。

(連絡通報)

第3条 航空事故及び航空事故に伴う災害の発生を知った関係機関は、別図による連絡系統（基準）により連絡通報するものとする。

(通報の内容)

第4条 前条の通報を行う場合は、その内容の標準は、別紙様式による。

(現場連絡所の設置)

第5条 関係機関は、協議のうえ、必要に応じ事故現場における応急活動等を調整するため、災害現場に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の関係機関は、現場連絡所の確保又は提供に協力するものとする。

3 第1項の関係機関は、必要な連絡員を派遣し緊密な連絡調整に努めるものとする。

### 第3章 応急救急活動等

(応急活動の分担区分)

第6条 関係機関の任務権限に応じた応急救急活動の分担区分は、原則として別紙第2に掲げるとおりとする。

### 第4章 雑則

(その他)

第7条 本要綱に定める以外の事項及び本要綱によりがたい事項に関しては、その都度関係機関の調整により処理するものとする。

### 附則

この要綱は、昭和54年4月1日施行する。

### 附則

この要綱は、平成9年6月4日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成14年8月6日から施行する。

## 連絡通報先

機 関 名	勤 務 時 間 内		勤 務 時 間 外	
	連絡責任者	電 話 番 号	連絡責任者	電 話 番 号
航 空 自 衛 隊 第 1 2 飛 行 教 育 団	司令部教育部 計 画 班 長	0835-22-1950 (内線231)	基地当直幹部	0835-22-1950 (内線225, 226)
陸 上 自 衛 隊 第 1 3 飛 行 隊	連絡訓練幹部	0835-22-1950 (内線574, 584)	第13飛行隊当直	0835-22-1950 (内線387)
航 空 自 衛 隊 防 府 地 方 警 務 隊	警 務 隊 長	0835-22-1950 (内線409)	当直警務官	0835-22-1950 (内線409)
山 口 県	防災危機管理課長	083-933-2370	連 絡 員 室	083-933-2390
山 口 県 警 察 本 部	警 備 課 長	083-933-0110	当 直 長	083-933-0110
防 府 警 察 署	警 備 課 長	0835-25-0110	当 番 主 任	0835-25-0110
徳 山 海 上 保 安 部	警備救難課長	0834-31-0110	警備救難当直	0834-31-0110
防 府 市	防災危機管理課長	0835-25-2115	宿 日 直 者	0835-23-2111
山 口 市	防災危機管理課長	083-934-2723	宿 日 直 者	083-922-4111
防 府 市 消 防 本 部	警 防 課 長	0835-23-9918	通 信 係 長	0835-24-0119
山 口 市 消 防 本 部	警 防 課 長	083-932-2602	通 信 指 令 課	083-932-2603

## 分 担 区 分

活動等	関係機関	県	市・町	消防	警察	海保	自衛隊	摘 要
救助救急活動等			○	◎	◎	◎	○	1 ◎印は 主務機関 を示す  2 ○印は 協力機関 を示す
消火活動等				◎		◎	○	
立入制限				○	◎	◎	○	
現場保存					◎	◎	○	
現場交通整理					◎	◎	○	
財産保護・整備					◎	◎	○	

注 1 海上保安庁は、海上における活動に限る。

2 本要綱適用以降における諸活動については、関係機関相互の間の協議により分担区分を取り決めて実施する。

(別紙様式)

### 航空事故等発生通報記録表

(整理番号 No. \_\_\_\_\_ )

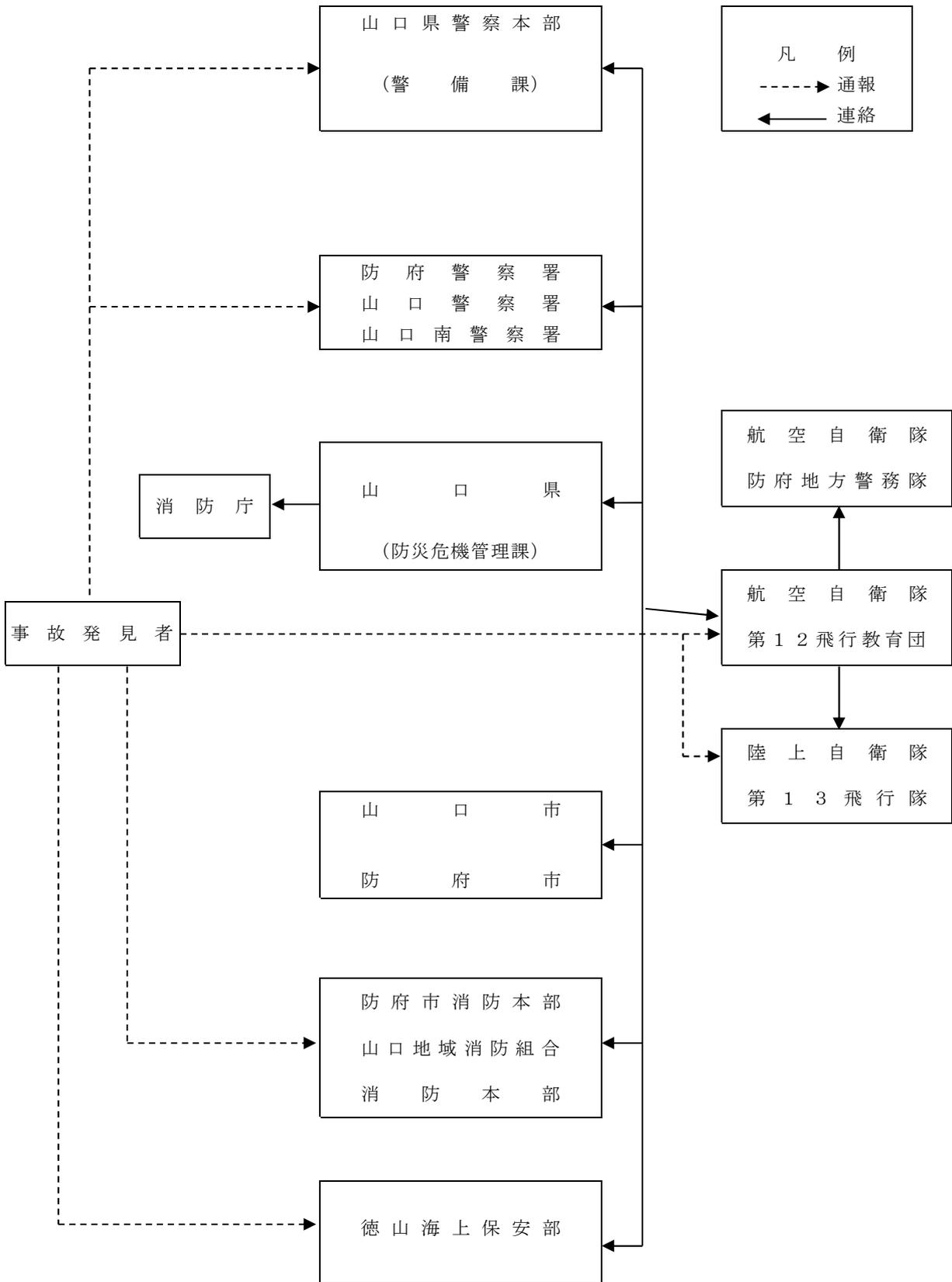
発信、受信年月日：令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分

発信者官職、氏名：

受信者官職、氏名：

事故発生状況	1	事故の種類	墜落、不時着、落下物等
	2	事故発生の日時	
	3	事故発生の場所	
	4	航空機の種別	大型機、小型機、ヘリコプター等
	5	乗員数	_____ 名
	6	危険物搭載の有無	
災害発生状況	7	災害の概要	
	8	現場の状況	地理： 道路： その他：
	9	人身の被害状況	氏名 性別 年齢 負傷の程度 住所 (TEL) 1 _____ / / / / 2 _____ / / / / 3 _____ / / / / 4 _____ / / / / 5 _____ / / / /
	10	財産等の被害状況	家屋： 田畑： その他：
	11	負傷者の救急活動	病院名 死亡 重傷 軽傷 不明 1 _____ / 名 名 名 名 2 _____ / 名 名 名 名 3 _____ / 名 名 名 名
	12	消火活動	
	その他	13	

連 絡 通 報 系 統 図



## 〔2(3)-10〕米海兵隊航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約・要綱

(岩国防衛事務所)

### 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和54年4月24日  
改正 平成元年2月13日  
平成3年2月6日  
平成19年2月1日  
平成20年2月15日  
平成24年11月13日

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)、海上自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は民間の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故等」という。)が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が招集する。

2 定例会議は、原則として年1回(10月)開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月13日から施行する。

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会・関係機関一覧表

(広島県)

番号	機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
1	中国四国管区警察局災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-6411 (内5860)
2	広島県危機管理室	730-8511	広島市中区基町10-52	082-511-6720 (内2783)
3	広島県警察本部警備課	730-0011	広島市中区基町9-42	082-228-0110 (内5710)
4	大竹市総務課	739-0692	大竹市小方1-11-1	0827-59-2120
5	大竹警察署警備課	739-0613	大竹市本町1-8-10	0827-53-0110 (内460)
6	大竹市消防本部	739-0605	大竹市立戸1-2-10	0827-54-0119
7	大竹市消防署	〃	大竹市立戸1-2-10	0827-54-0119
8	第六管区海上保安本部救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5111 (内3250)
9	広島海上保安部警備救難課	〃	広島市南区宇品海岸3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-253-3111 (内3750)
10	中国四国防衛局企画部業務課	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7142

(山口県)

番号	機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
11	山口県防災危機管理課 岩国基地対策室 交通政策課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2370 083-933-2349 083-933-2522
12	山口県警察本部警備課	753-8504	山口市滝町1-1	083-933-0110 (内5710)
13	岩国市危機管理課 基地政策課	740-8585	岩国市今津町1-14-51	0827-29-5119 0827-29-5024
14	和木町企画総務課	740-0061	和木町和木1-1-1	0827-52-2136
15	岩国警察署警備課	740-0018	岩国市麻里布町6-15-20	0827-24-0110 (内460)
16	岩国地区消防組合消防本部警防課	740-0017	岩国市今津町6-2-24	0827-22-1321
17	岩国地区消防組合中央消防署	〃	岩国市今津町6-2-24	0827-22-0119
18	岩国地区消防組合西消防署	741-0061	岩国市錦見1-4-28	0827-22-0119

番号	機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
19	岩 国 海 上 保 安 署	740-0002	岩国市新港3-9-57	0827-21-6118
20	柳 井 海 上 保 安 署	742-0021	柳井市柳井134-126	0820-23-2250
21	柳 井 市 危 機 管 理 室	742-8714	柳井市南町1-10-2	0820-22-2111 (内430)
22	柳 井 警 察 署 警 備 課	742-0031	柳井市南町2-4-18	0820-23-0110 (内460)
23	柳井地区広域消防組合消防本部 警 防 救 急 課	742-0031	柳井市南町5-4-1	0820-23-7773
24	柳井地区広域消防組合柳井消防署	〃	柳井市南町5-4-1	0820-22-0040
25	周 防 大 島 町 総 務 課	742-2192	周防大島町大字小松126-2	0820-74-1000
26	米海兵隊岩国航空基地報道部	740-0025	岩国市三角町1丁目	0827-79-5551
27	大阪航空局岩国空港事務所	740-0024	岩国市旭町3-15-2	0827-24-8221
28	海上自衛隊第31航空群	740-0025	岩国市三角町2丁目	0827-22-3181 (内6213)
29	岩 国 防 衛 事 務 所	740-0027	岩国市中津町2-15-7	0827-21-6195

(愛媛県)

番号	機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
30	愛 媛 県 危 機 管 理 課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2319
31	愛 媛 県 警 察 本 部 地 域 課	790-8573	松山市南堀端町2-2	089-934-0110 (内3560)

(香川県)

番号	機 関 名	〒	所 在 地	電話番号
32	高 松 防 衛 事 務 所	760-0068	高松市松島町1-17-33	087-831-6336

## 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

制定 昭和54年4月24日  
改正 平成元年2月13日  
平成3年2月6日  
平成19年2月1日  
平成20年2月15日  
平成24年11月13日  
平成31年4月26日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故等が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故等の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間以内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局（企画部業務課）に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者等は、航空事故等の発生を知ったときは、相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故等の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故等の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図（第1報）」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容等)

第5条 前条の規定による緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の(7)の事項についてはこの限りではない。

(1) 事故の種類（墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄）

(2) 事故発生の日時、場所

(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無

(4) 事故現場の状況

(5) 搭載燃料の概算量

(6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報

(7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況

(8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(9) その他必要事項

2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。

(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附則

この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

附則

この緊急措置要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(別表1)

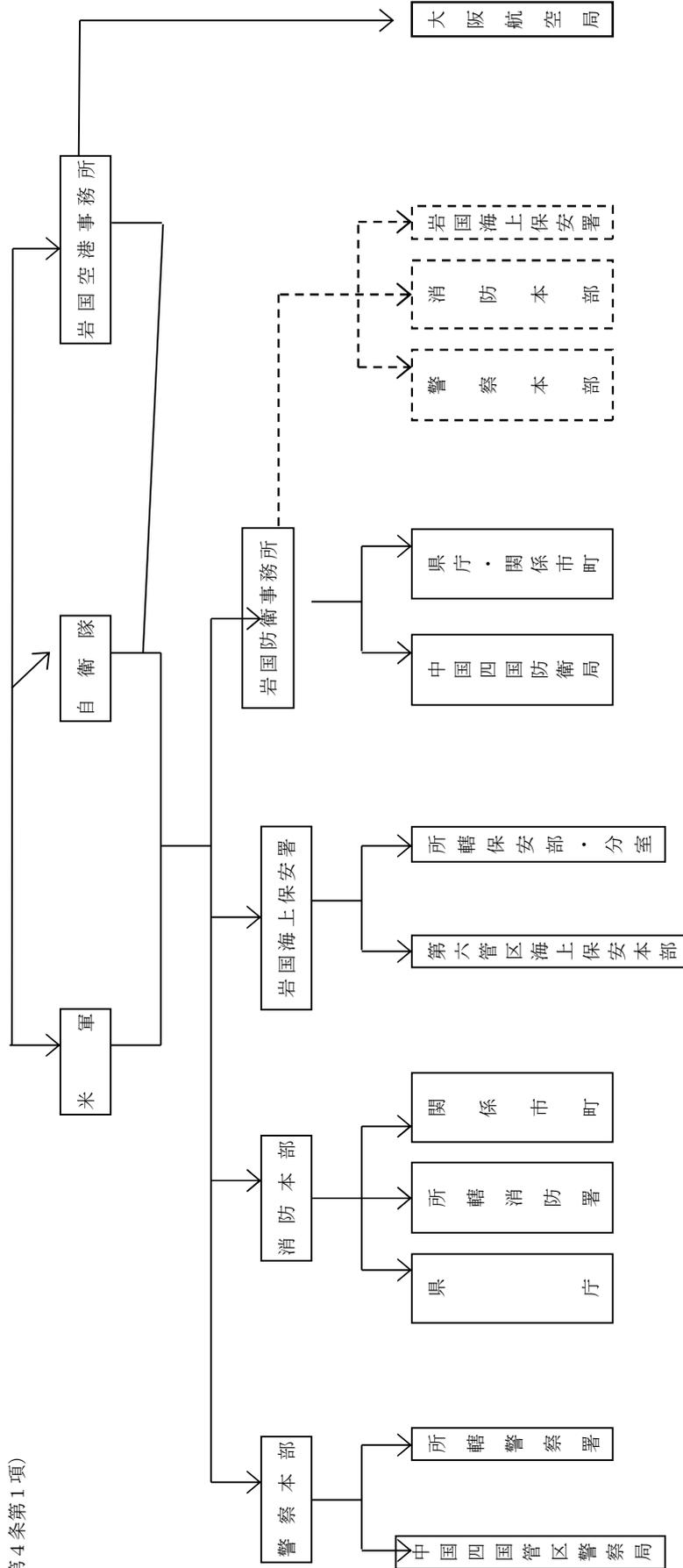
## 連絡責任者等職名指定名簿

機 関 名	電話番号 (代表)	連 絡 責 任 者						備 考
		勤 務 時 間 内			勤 務 時 間 外			
		職 名	責任者	内線又は直通	職名	責任者	内線又は直通	
補助者	補助者							
中国四国管区 警 察 局	082 (228)6411	災 害 対 策 官		(内) 5860	当 直 主 任	(内) 2070		
		災害対策官付補佐		(内) 5531				
広島県警察本部	082 (228)0110	警 備 課 長		(内) 5710	通 信 司 令 官	(内) 6300		
		災 害 対 策 官		(内) 5731	当 直 司 令	(内) 4861		
山口県警察本部	083 (933)0110	警 備 課 長		(内) 5710	当 直 長	(内) 2070		
		災 害 対 策 官		(内) 5711		(内) 2071		
愛媛県警察本部	089 (934)0110	地 域 課 長		(内) 3560	当 直 司 令	(内) 2070		
		地域課課長補佐		(内) 3572	通 信 司 令 官	(内) 4444		
大竹警察署	0827 (53)0110	警 備 課 長		(内) 460	当 直 主 任	(内) 290		
		警 備 課 係 長		(内) 461				
岩国警察署	0827 (24)0110	警 備 課 長		(内) 460	当 番 主 任	(内) 225		
		警 備 係 長		(内) 465				
柳井警察署	0820 (23)0110	警 備 課 長		(内) 460	当 番 主 任	(内) 225		
		警 備 係 長		(内) 463				
第六管区 海上保安本部	082 (251)5111	救 難 課 長		(内) 3250	当直主任運用官	082(251)5115 ～5116	緊急時 電話番号 118	
		運用司令センター所長		(内) 3270				
広島海上保安部	082 (253)3111	警 備 救 難 課 長		(内) 3750	当 直 者	082(253)3111 (251)4999		
		警備救難課救難係長		(内) 3763				
岩国海上保安署	0827 (21)6118	専 門 官		0827(24)4999	当 直 者	0827(24)4999		
		警 備 救 難 係 長						
柳井海上保安署	0820 (23)2250	次 長		0820(23)2250	広島海上保安部当直者 (夜間自動転送)	0820(23)2250		
		署 員						
広 島 県	082 (228)2111	危 機 管 理 室 長		082(511)6720 (内) 2783 2785	危 機 管 理 連 絡 員	082(513)2785		
		危機管理グループリーダー						
山 口 県	083 (933)2367	防 災 危 機 管 理 課 長		083(933)2367	防 災 危 機 管 理 連 絡 員	083(933)2390		
		防災危機管理課主査						

機 関 名	電話番号 (代表)	連 絡 責 任 者					備 考
		勤 務 時 間 内			勤 務 時 間 外		
		職 名	責任者	内線又は直通	職名	責任者	
補助者	補助者						
愛 媛 県	089 (941)2111	危機管理課長		089(912)2319	危機管理課当直員	089(943)6865	
		危機管理課危機管理係長					
大 竹 市	0827 (59)2111	総務課長		0827(59)2120	当 直 者	0827(59)2111	
		総務課総務防災係長					
岩 国 市	0827 (29)5000	危機管理課長		0827(29)5119	守 衛 室	0827(29)5000	
		危機管理課専門員					
柳 井 市	0820 (22)2111	危機管理室長	(内) 430、431		警 備 員	0820(22)2116	
		危機管理室主査					
周 防 大 島 町	0820 (74)1000	総務課長		0820(74)1000	総務課消防防災班長	0820(78)0845	
		総務課消防防災班長					
和 木 町	0827 (52)2135	企画総務課長		0820(52)2136	警 備 員	0827(52)2135	
		企画総務課課長補佐					
大竹市消防本部	0827 (54)0119	署 長		0827(54)0119	副 署 長	0827(54)0119	
大竹消防署		副 署 長			救急通信係長		
岩国地区合 消防組	0827 (22)0119	警 防 課 長		0827(22)1321	通信司令課課長補佐	0827(22)0119	
中央消防署		警 防 課 補 佐			通信第一係担当		
西消防署					通信第二係担当		
柳井地区広域 消防組合	0820 (22)0040	警防救急課長		0820(23)7773	通信第1係長	0820(22)0040	
柳井消防署		警 防 係 長			通信第2係長		
米海兵隊 岩国航空基地	0827 (21)7700	憲兵隊司令部 緊急連絡センター		0827(21)7700 0827(79)3322	憲兵隊司令部 緊急連絡センター	0827(21)7700 0827(79)3322	
大阪航空局 岩国空港事務所	0827 (24)8221	管 理 課 長		0827(24)8221	管理課長(携帯)	080(2899)0482	
	主任保安専門官	主任保安専門官(携帯)					
海上自衛隊 第31航空群	0827 (22)3181	作 成 幕 僚	(内) 6213		司令部当直士官	(内) 6222	
		運 用 幕 僚 B	(内) 6223				
中国四国防衛局	082 (223)7142	業 務 課 長		082(223)7140	当 直 員	082(223)8105	
		業務課課長補佐			業務課長(携帯)	090(1686)5602	
		業務課事故補償係長	業務課課長補佐 (携 帯)	090(9069)8209			
岩国防衛事務所	0827 (21)6195	業 務 課 長		0827(21)6195	業務課事故補償 係 長 (携 帯)	業務課長(携帯)	090(5699)0698
		業務課業務第二係長			業務課業務第二 係 長 (携 帯)	090(1334)0049	

緊急連絡通報系統図（第1報）

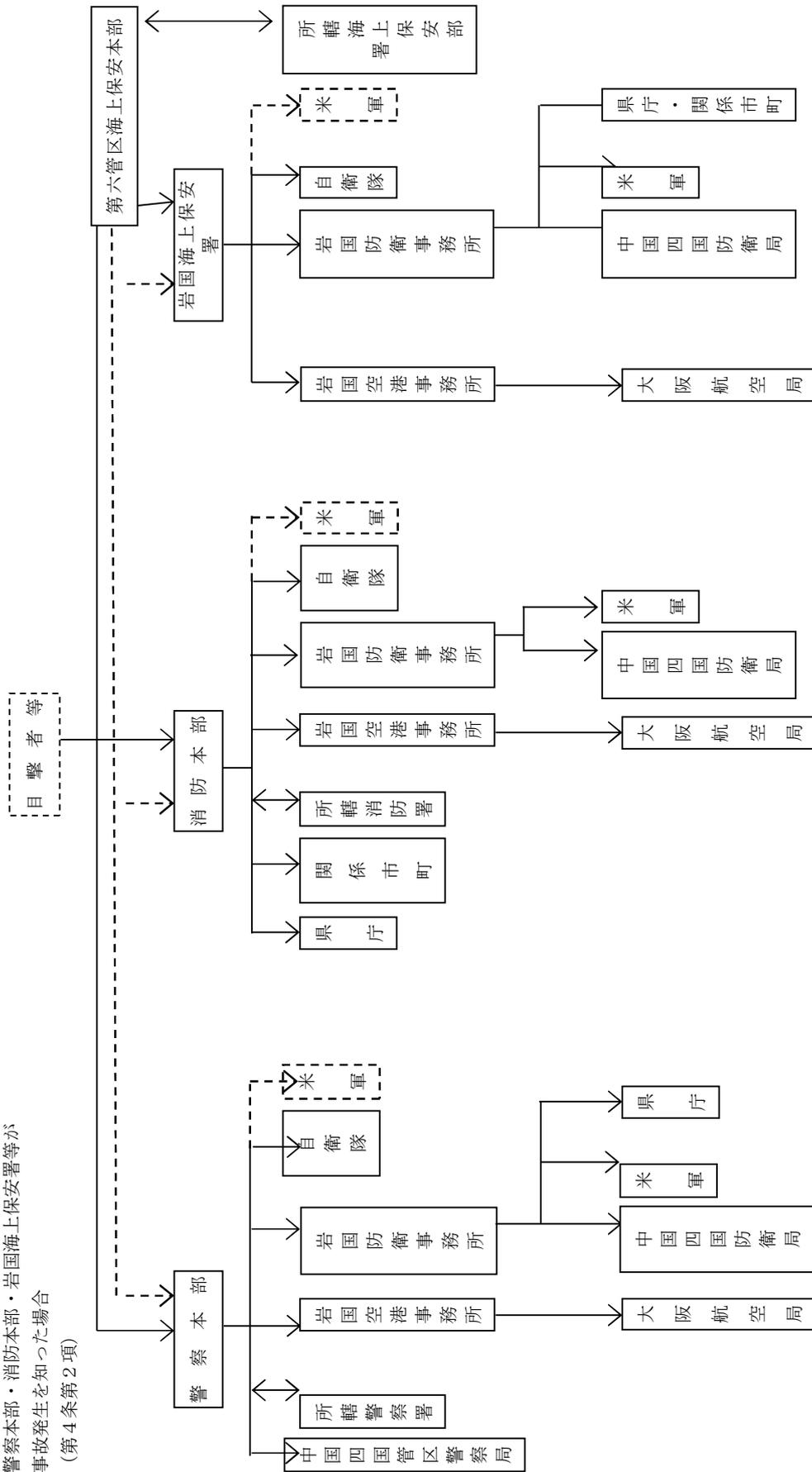
米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港事務所が事故発生を知った場合  
（第4条第1項）



(注) ----- 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

緊急連絡通報系統図 (第1報)

警察本部・消防本部・岩国海上保安署が  
事故発生を知った場合  
(第4条第2項)



(注) ----- 必要に応じ通報する通報経路

(別表 3)

航空機事故等発生通報記録表

機関名：

(整理番号No. )

発信年月日及び時刻：令和 年 月 日 ( 時 分)

受信年月日及び時刻：令和 年 月 日 ( 時 分)

発信者官職氏名 :

発信者官職氏名 :

(1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)
(2) 事故発生の日時： 年 月 日 ( 時 分) " 場所： ( )
(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無 米軍機 ( ) 乗員数 ( ) 自衛隊機 ( ) 搭載燃料の概算量 ( ) 民間機 ( ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類 種類 ( ) , 数量 ( )
(4) 事故現場の状況：陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他) 海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)
(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度並びに収容先
(6) 財産被害者の住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び被害の状況
(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
(8) その他必要な事項

(別表 4)

## 米軍航空事故にかかると関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関										自衛隊	適用	
		市	町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	防 衛 局	自 衛 隊			
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等（他地域者を含む）	◎		○	◎			○			○		
		(2) 乗員等（事故機又は船舶の場合を含む）	○		○	◎	◎		◎			◎		
	負傷者の救急活動	(1) 住民等（上記(1)に同じ）	○		◎	◎			○			○		
		(2) 乗員等（上記(2)に同じ）	○		◎	◎	◎		◎			◎		
		(3) 救急病院の引受け確認	○		◎				○					
財産被害	消 防 活 動	(4) より適切な病院への転院	○		○						◎			
		(5) 負傷者の応急手当	◎		○		◎							
	消 防 活 動 の 統 制	(1) 陸上			◎							○		
		(2) 海上	○		○		◎							
		(1) 陸上	○		◎	○								
現場対策	警 備 活 動	(2) 海上					◎							
		(1) 現場保存				◎					◎			
	救 護 対 策	(2) 立入制限				◎						◎		
		(3) 財産保護、警備	○			◎	◎							
		(4) 現場交通規制及び交通整理				◎	◎							
救護対策	財産被害者の救護及び協力	(5) 残置財産保全	○		○	○					◎			
		(1) 仮住居の斡旋、提供	○									◎		
		(2) 生活必需品の支給										◎		

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

(別表5)

## 自衛隊機航空事故にかかわる関係機関の任務分担表

事項内容	内容	機 関										自衛隊	適用			
		県	市	町	消防	警察	海保	航空局	防衛局	米軍						
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)		◎	○	◎						○				
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)		○	○	◎	◎					○				
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記(1)に同じ)		○	○	◎						○				
		(2) 乗員等 (上記(2)に同じ)		○	○	◎	◎					○				
		(3) 救急病院の引受け確認		○	○	◎						○				
財産被害	消防活動	(4) より適切な病院への転院														
		(5) 負傷者の応急手当		◎	○	○	◎					◎				
	消防活動の統制	(1) 陸上				◎						○				
		(2) 海上		○	○	○	◎					○				
		(1) 陸上		○	○	◎										
現場対策	警備活動	(2) 海上							◎							
		(1) 現場保存											○			
	警備活動	(2) 立入制限												○		
		(3) 財産保護、警備		○										○		
		(4) 現場交通規制及び交通整理													○	
救護対策	財産被害者の救護及び協力	(5) 残置財産保全		○	○	○	◎							◎		
		(1) 仮住居の斡旋、提供		○	○										◎	
		(2) 生活必需品の支給													◎	

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。



**〔2(4)－1〕 中国自動車道及び山陽自動車道消防相互応援協定締結状況**  
(消防保安課)

締結市町名

下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市、岩国地区消防組合

**〔2(4)－2〕 中国自動車道消防相互応援協定締結状況** (消防保安課)

締結市町名

周南市、岩国地区消防組合、益田地区広域市町村圏事務組合(島根県)、広島市(広島県)

**〔2(4)－3〕 山陽自動車道消防相互応援協定締結状況** (消防保安課)

締結市町名

岩国地区消防組合、大竹市(広島県)

**〔2(5)－1〕 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定締結状況**  
(消防保安課)

締結市町名

下関市、宇部・山陽小野田消防組合、周南市、岩国地区消防組合

{  
2(4)-1-1  
2(4)-2-1  
2(4)-3-1  
2(5)-1-1  
}

〔2(6)-1〕市町と企業・団体等との業務協定等締結状況（防災危機管理課）

市町名	協 定 名	企業・団体名
下 関 市	消防応援協定	彦島製錬株式会社
	消防応援協定	株式会社神戸製鋼所 長府製造所
	消防応援協定	コベルコ鋼管株式会社 (現在：丸一ステンレス鋼管株式会社)
	下水道事業における災害時支援に関するルール	社団法人 日本下水道協会
	山口県自治体病院開設者協議会災害初動時相互 応援協力に関する協定	山口県自治体病院開設者協議会会員
	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要 綱	日本水道協会中国四国地方支部の正会員 各都市
	災害時における放送要請に関する協定	株式会社コミュニティエフエム下関
	災害非常無線通信の協力に関する協定	下関アマチュア無線協議会、下関市役所 アマチュア無線クラブ
	災害時における物資の供給に関する協定	日清食品株式会社 下関工場
	消防応援協定	下関三井化学株式会社
	災害時における協力に関する協定	全日本冠婚葬祭互助協会、山口県霊柩葬 祭組合、市内霊祭業者
	災害時における情報収集等支援活動に関する協 定	山口BMWCLUB
	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープやまぐち
	消防相互応援協定	北九州市
	船舶火災に関する業務協定	門司海上保安部、仙崎海上保安部
	北九州市・下関市の非常時における水道水の相 互融通に関する協定書	北九州市水道事業管理者
	中核市災害相互応援協定	中核市各市
	木屋川ダム放流警報設備を利用した災害情報等 の伝達提供に関する協定	木屋川ダム管理事務所
	航空燃料の備蓄に関する協定	山口県
	全国ほたるのまち交流会「災害時の相互応援に 関する基本協定書」	全国ほたるのまち交流会参加市町（阿久 比町、米原市、紀の川市、真庭市）
	防災活動への協力に関する協定	イオン株式会社西日本カンパニー
	災害時における救援物資の提供に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社
	災害時における救援物資提供に関する協定書	株式会社ヤクルト山陽
	災害時の相互応援に関する協定	長門市
	大規模災害時における本州四端協議会の相互援 助に関する協定	岩手県宮古市、和歌山県串本町、青森県 大間町
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援 協定	石油基地自治体協議会加盟団体
	山口県及び市町相互間の災害時応援協定書	山口県、県内19市町
	災害時における物資の供給に関する協定書	大興製函株式会社
	災害時における情報交換に関する協定書	中国地方整備局
	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に 関する協定	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会
	山口県消防防災ヘリコプター応援協定	山口県、13市6町4事務組合
	石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相 互応援協定	岩国地区消防組合、下松市、周南市、宇 部・山陽小野田消防組合
山口県内広域消防相互応援協定	13市6町4事務組合	
中国自動車道及び山陽自動車道における消防相 互応援協定	美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・ 山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周 南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩 国市、岩国地区消防組合	
災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー株式会社	
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本株式会社	
災害に関する対策のための放送要請に関する協 定	株式会社ジュピターテレコム（J:COM）	
災害時等の相互応援に関する協定書	菊川市（静岡県）	

市町名	協 定 名	企業・団体名
下 関 市	下関市と株式会社丸久との地域活性化包括的連携協定	株式会社丸久
	災害時における業務協力に関する協定	関門ロードサービス株式会社
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	竜馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定	高知市、鹿児島市、霧島市、長崎市、下関市、福山市、京都市、品川区
	下関市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局
	災害時における福祉用具等物資の提供に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会
	下関市とイオン株式会社との地域活性化包括的連携協定	イオン株式会社
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	一般社団法人山口県LPガス協会下関支部
	下関市とヤマト運輸株式会社との地域活性化に係る包括連携に関する協定書	ヤマト運輸株式会社
	災害発生時における応急業務等に関する包括的協定書	国土交通省九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、北九州市、佐世保市、(一社)日本埋立浚渫協会九州支部、九州港湾空港建設協会連合会、山口県港湾建設協会、(一社)日本海上起重技術協会九州支部、全国浚渫協会西日本支部、(一社)日本潜水協会福岡支部、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会
	災害時における畳の提供に関する協定書	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
	株式会社レノファ山口、イオングループ及びホームタウン自治体との「地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定書	株式会社レノファ山口、マックスバリュ西日本株式会社
	下関市と株式会社サンリブとの地域活性化包括的連携協定	株式会社サンリブ
	災害時における救援物資提供に関する協定書	株式会社サンリブ
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社法)豊北福祉会、(社法)恩賜財団済生会支部山口県済生会、(社法)菊水会、(社法)季朋会、(社法)くすの園、(社法)慈恵会、(社法)松涛会、(社法)豊浦福祉会、(社法)響会、(社法)朋愛会
	全国青年市長会災害相互応援に関する要綱	全国青年市長会
	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書	全国公設地方卸売市場協議会
	災害時における支援協力に関する協定書	山口県土地家屋調査士会
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	一般社団法人山口県産業ドローン協会
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社法)暁会、(社法)下関市民生事業助成会、(社法)松美会、(社法)稗田福祉会、(社法)豊寿会、(社法)やまばと会員光園
	下関市と日本郵便株式会社下関市内郵便局との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社
	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ
	下関市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と株式会社保険クリエイトとの地方創生に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社保険クリエイト
下関市と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生の推進に係る包括連携に関する連携協定書	東京海上日動火災保険株式会社	
下関市と株式会社下関大丸との包括的連携に関する協定書	株式会社下関大丸	
災害時における避難所等に使用する施設の提供に関する協定書	関光汽船株式会社、下関グランドホテル株式会社	
災害支援物資の調達に関する協定書	株式会社グッデイ	

市町名	協 定 名	企業・団体名
下 関 市	災害支援物資の調達に関する協定書	株式会社ジュンテンドー
	下関市とよい仕事おこしフェア実行委員会との包括的連携に関する協定書	よい仕事おこしフェア実行委員会
	下関市と株式会社スノーピークとの地方創生に係る包括連携に関する協定書	株式会社スノーピーク
	下関市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との包括連携に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
	下関市と損害保険ジャパン株式会社との包括的連携に関する連携協定書	損害保険ジャパン株式会社
	下関市と三井住友海上火災保険株式会社との包括的連携に関する連携協定書	三井住友海上火災保険株式会社
	大規模災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	下関市清掃同業者組合、豊浦地区一般廃棄物協会、下関市浄化槽清掃同業者組合
	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン
	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	特定非営利活動法人NABUC
	災害時における消防水の供給支援に関する協定書	新下関生コンクリート協同組合
	水害時における損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	三井住友海上火災保険株式会社
	災害支援物資の調達に関する協定書	株式会社ガイアート中国支店
	災害支援物資の調達に関する協定書	株式会社イズミ
	災害支援物資の調達に関する協定書	株式会社ゆめマート北九州
	災害時における物資の供給に関する協定書	コーエー株式会社
	下関市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書	社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	L P ガスに係る漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する協定書	山口県L P ガス協会下関支部
	下関市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書	大塚製薬株式会社
	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	下関三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	株式会社イシン
	下関市と山口ダイハツ販売株式会社との包括連携に関する協定書	山口ダイハツ販売株式会社
	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	N I N E W A L L S
	下関市と山口県飲食業生活衛生同業組合下関支部との包括連携に関する協定書	山口県飲食業生活衛生同業組合下関支部
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	株式会社Nドットコム
	下関市と株式会社イズミ及び株式会社ゆめマート北九州との包括連携に関する協定	株式会社イズミ 株式会社ゆめマート北九州
	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	株式会社A-commerce
	災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書	エックス・ワン株式会社
	下関市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書	明治安田生命保険相互会社
	災害時における資機材の供給等に関する協定書	光東株式会社
	災害時における動物の救護に関する協定書	公益社団法人山口県獣医師会
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
	災害時等における車両の移動等に関する協定	エートス協同組合
災害時におけるレンタル資機材の供給等に関する協定書	太陽建機レンタル株式会社	
災害時における避難所等の安全確保に関する協定	総合警備保障株式会社	
災害時におけるレンタル資機材の供給等に関する協定書	株式会社キロク	
下関市・美祢市・長門市消防相互応援協定書	美祢市、長門市	
災害時における連携体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク株式会社下関ネットワークセンター	
災害時における緊急輸送等に関する協定書	下関個人タクシー協同組合	

市町名	協 定 名	企業・団体名
宇 部 市	災害時における宇部市、宇部市内郵便局間の相互協力に関する覚書	宇部市内郵便局
	災害時等における緊急放送に関する協定	(株)エフエムきらら
	災害時の福祉避難所の運営に関する協定	(福)愛世会 (センチュリー21) (福)博愛会 (宇部あかり園) (福)神原苑 (神原苑) (福)光栄会 (日の山園、日の山のぞみ苑、あした) (福)むべの里 (むべの里) (福)南風荘 (セルブ南風) (福)高嶺会 (高嶺園) (福)親生会 (うべくるみ園更生部) (福)アスワン山荘 (アスワン山荘) (医)扶老会 (扶老会病院、楠園、ハイツふなき、ヴィラふなき、老健ふなき) (福)山口県社会福祉事業団 (このみ園) 医療生活協同組合健文会 (宇部協立病院) (有)片倉温泉くぼた (デイサービス小野湖畔リゾート)
	災害時における倒木処理に関する協定	宇部小野田造園業組合
	集団発生傷病者救急医療対策に関する協定	宇部市医師会
	被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定	山口県宇部健康福祉センター 宇部市医師会 宇部市薬剤師会
	災害時における燃料油の供給に関する協定	富士商リテールサービス(株)
	船舶による災害時等の協力に関する協定	西部マリン・サービス(株)
	災害時における救援物資の調達及び供給に関する協定	西中国国分(株)
	災害対応型自動販売機の運用に関する協定	コカ・コーラウエスト(株) サントリーフーズ(株) アサヒカルピスビバレッジ(株) ダイドードリンコ(株)
	災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	NTT西日本(株)
	災害時における協力体制に関する協定	(株)COCOLAND (有)坂井電工社 (有)アクアテクニカル 宇部鴻城高等学校 宇部フロンティア大学短期大学部 宇部フロンティア大学付属香川高等学校・付属中学校 慶進中学校・高等学校 宇部工業高等専門学校 伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株) 野村工電社
	災害時における地下水供給に関する協定	(株)COCOLAND
	災害時における支援協力に関する協定	山口県行政書士会
	厚東川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定	厚東川ダム管理事務所
	今富ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定	宇部土木建築事務所
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体
	宇部市・宇治市災害時相互応援協定	宇治市

市町名	協 定 名	企業・団体名
宇 部 市	災害時における情報交換に関する協定	国土交通省中国地方整備局
	県道山口宇部線における消防相互応援協定	山口市、宇部・山陽小野田消防局
	船舶火災に関する業務協定	宇部海上保安署
	山口宇部空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	山口宇部空港
	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ	山口合同ガス(株) (一社)山口県LPガス協会宇部小野田支部
	瀬戸内・海中路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海中路ネットワーク推進協議会
	いわき市・宇部市災害時相互応援協定	福島県いわき市
	災害時における救助物資確保に関する協定	生活協同組合コープやまぐち
	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	山口県LPガス協会宇部・小野田支部、厚狭支部
	小野きずなトークを利用した災害情報等の伝達に関する協定	小野地区コミュニティ推進協議会
	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ (株)ジュンテンドー
	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	(株)グッデイ (株)ミスターマックス・ホールディングス
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定	日産自動車(株)
	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	宇部市旅館ホテル生活衛生同業組合
	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定	光東(株)
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人 宇部歯科医師会
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	(株)デベロップ
災害時における医薬品等調達に関する協定書	ティーエスアルフレッサ(株)	
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	
山 口 市	避難場所の利用に関する覚書	国立大学法人 山口大学 山口県立西京高等学校 山口学芸大学 山口県立山口農業高等学校 山口県鴻城高等学校 山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター 山口県立山口中央高等学校 公立大学法人 山口県立大学 国立山口徳地青少年自然の家 山口刑務所 学校法人日下学園 西円寺幼稚園
	災害時における道の駅施設使用に関する協定書(避難場所)	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所
	災害時における施設利用の協定に関する協定書	(株)ダイナム (株)ナフコ パナソニック ホールディングス(株)
	災害時における相互協力に関する協定	身体障害者療養施設なでしこ園 (福)ふしの学園 (福)青藍会 (福)山口市社会福祉協議会
	緊急時における生活物資確保に関する協定	生活協同組合コープやまぐち
	防災協力協定書	マックスバリュ西日本(株)

市町名	協 定 名	企業・団体名
山 口 市	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社) ひとつの会 (社) 協愛会 (社) 佐波福祉会 (社) 済生会 (社) 水生会 (社) 正清会 (社) 相清福祉会 (社) 博愛会 (社) 友愛会 (医) 青藍会 (社) 青藍会 (有) あんのメディカル
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター (株)ジュンテンドー (株)グッデイ (株)ミスターマックス・ホールディングス (株)ナフコ 大東建託(株) パナソニック ホールディングス(株)
	災害時等における物資の調達及び供給に関する取り決め	(株)ファーストリテイリング
	災害時等における施設利用の協力に関する取り決め	(株)ファーストリテイリング
	災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運(株)
	山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株) (株)伊藤園 ダイコーフーズ(株)
	災害時における支援協力に関する協定書	セツカートン(株) (株)マダ (株)伊藤園
	災害時における相互協力に関する覚書	郵便事業(株)山口支店
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター
	ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定	三田工業(株) 山口秋徳園 小鯖16区自治会 山口南警察署
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本(株)山口支店
	海拔表示板の電柱への取付に関する覚書	NTT西日本(株)山口支店
	県道山口宇部線における消防相互応援協定書	宇部市、宇部・山陽小野田消防組合
	中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定	広島市、岡山市、松江市、鳥取市、徳島市、高松市、松山市、高知市
	雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定	岡山県総社市、岡山県井原市、島根県益田市、山口県防府市
	災害時における相互応援に関する協定書	福島県福島市 山口市介護サービス提供事業者連絡協議会
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	水位監視カメラ映像の提供に関する協定書	(株)中電工 山口統括支社
	覚書(山口市防災気象情報メールの二次利用)	(株)ウェザーニューズ
	損害調査結果の提供および利用に関する協定書	三井住友海上火災保険(株)
	地方創生に関する包括連携協定に伴う広域水災発生時の共同取組に関する覚書	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会

市町名	協 定 名	企業・団体名
山 口 市	災害時相互応援協定書	宮城県涌谷町、福井県福井市、福井県小浜市、神奈川県鎌倉市、奈良県奈良市、山口県美祢市、山口県防府市、福岡県太宰府市
	災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書	山口市し尿収集許可業者
	災害時における行政書士業務支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書	(株)石垣 中国支店
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県L Pガス協会 (山口市部、吉敷支部、防府徳地支部)
	災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書	山口グルメメーカーリング協同組合
	災害時における避難所等の安全確保に関する協定	総合警備保障(株)
	災害時におけるレンタル重機等の供給に関する協定書	(株)キロク
	災害時における消防活動用重機の搬送に関する協定書	(株)キロク
	災害時における重機等による消防活動の協力に関する協定書	(有)阿武組
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	山口県産業ドローン協会
	洪水関連標識の維持管理等に関する覚書	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	一般廃棄物(可燃ごみ)処理に係る相互支援協定書	萩・長門清掃一部事務組合管理者
災害時における支援協力に関する協定書	山口県土地家屋調査士会	
萩 市	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワークセンター(株) 萩ネットワークセンター
	災害情報に関する放送の実施協定	(株)エフエム萩 萩テレビ(株)
	ガス漏れ事故等の防災対策に係る申し合わせ	(一社)山口県L Pガス協会萩支部
	災害時等の消防活動に必要な燃料の供給等に関する協定	山口県石油協同組合萩支部
	災害時における飲料提供に関する協定	サントリーフーズ(株) コ・コーウエストジャパン(株)代理店 田村商事(株) 山口ヤクルト販売(株)
	災害時における災害救助物資確保に関する協定	エディオン萩店 (株)ジュンテンドー (株)丸久萩店 ホームセンターナフコ南萩店 (株)ユアーズ丸和東萩店 (株)キヌヤ ひやこ店、江崎店、須佐店、菊ヶ浜店 (有)ひまわり 王子コンテナ(株)防府工場 (株)岩崎宏健堂 (株)ケンユー
	災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定	(株)ケンユー
	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	災害時等における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンティア(株)
	災害時における萩市と萩市内の郵便局の相互協力に関する覚書	郵便事業(株)萩支店 萩市内郵便局
	避難所の開設に係る覚書	82施設、団体等
	地域貢献連携協定	マックスバリュ西日本(株)

市町名	協 定 名	企業・団体名
萩 市	大規模災害時における応急対策業務の協力に関する協定	萩市建設業協会
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本㈱
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定	山口県行政書士会
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における災害救助物資確保に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県LPガス協会萩支部
	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱
	災害時における支援協力に関する協定書	山口県土地家屋調査士会
	アマチュア無線による災害時応援協定	JARLアマチュア無線萩クラブ
	災害時における施設利用及び備蓄品の提供等に関する協定	㈱はないろ、 萩・長門清掃一部事務組合、長門市
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	山口県石油商業組合萩支部
	災害時における物資輸送等に関する協定	山陰福山通運株式会社 萩営業所
	災害時における災害救助物資確保に関する協定	株式会社ゆめマート北九州
	災害時における消化ガス発電設備による電力供給に関する協定	萩浄化センター消化ガス発電事業 グリーンレスト㈱ ヤンマーエネルギーシステム㈱ 広島支店共同事業体
	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険㈱ 山口支店
	地域活性化包括連携に係る協定	山口県飲食業生活衛生同業組合萩支部
災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書	株式会社キロク	
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書	萩の御厨 高大、グラン・ジュテ萩、パーク・インまるふく、萩の宿 常茂恵、萩トラベルイン、萩ロイヤルインテリジェントホテル、千春楽、リゾートホテル美萩、萩本陣、夕景の宿 海のゆりかご 萩小町、萩観光ホテル、赤崎旅館	
災害時における物資輸送等に関する協定書	有限会社 吉部運送、マルケー萩貨物自動車株式会社、協栄運輸株式会社、有限会社旭運送、有限会社山根運送	
防 府 市	医療救護活動に関する協定書	(一社)防府医師会
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	避難所の開設に係る覚書	山口県立防府高等学校
		山口県立防府西高等学校
		山口県立防府商工高等学校
		山口県立農業大学校
		高川学園高等学校
		誠英高等学校
		学校法人第二麻生学園山口短期大学
	(福)勝間保育園 (施設：三田尻保育所)	
(株)ブリヂストン防府工場		
NTT西日本㈱山口支店		
学校法人YIC学園 多々良幼稚園		
防府とくち農業協同組合		
(福)みどり会 西佐波保育園		
(福)ライフケア高砂		
災害時における避難場所等の開設にかかる協定書	山口県漁業協同組合 吉佐支店野島支所	
災害発生時における福祉避難所の開設に関する協定書	山口県立防府総合支援学校	
一時避難場所の開設に係る覚書	イオンタウン㈱	

市町名	協 定 名	企業・団体名
防 府 市	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(福)華世会 (福)敬天会 (福)蓬莱会 (福)博愛会 (福)ライフケア高砂 学校法人Y I C学園 Y I C看護福祉専門学校 障害者支援施設 華南園 特別養護老人ホーム 岸津苑 (福)山口県コロニー協会 養護老人ホーム やはず苑 (福)山口県社会福祉事業団
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	(一社)山口県宅地建物取引業協会防府支部
	災害時における物資の供給に関する協定書	レンゴー(株)防府工場 セッツカートン(株)山口工場 NPO法人コメリ災害対策センター 山口県LPガス協会防府徳地支部 生活協同組合コープやまぐち
	災害対応型自動販売機の運用に関する協定書	ベル商事(株)
	防災協力協定書	(株)丸久 (株)イズミ マックスパリュ西日本(株) (株)ユアーズ
	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオンリテール(株)
	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	NPO法人日本レスキュー協会
	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	NPO法人九州救助犬協会
	佐波川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書	山口県佐波川ダム管理事務所
	災害時における緊急告知放送に関する協定書	(株)ふらざFM 山口ケーブルビジョン(株)
	CATV緊急情報表示システムの利用に関する協定書	山口ケーブルビジョン(株)
	災害時等における放送要請に関する協定書	(株)ふらざFM
	災害時における災害警備本部設置に関する協定書	防府警察署
	災害時の応急対策業務に関する協定書	(一社)山口県建設業協会防府支部
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本(株)山口支店
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体
	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会
	災害時相互応援に関する協定書	広島県安芸高田市
	災害時相互応援協定書	東大寺サミット実行委員会構成自治体
	雪舟サミット構成市災害時相互応援協定	雪舟サミット構成市
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	山口県石油協同組合防府支部
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	(有)トラベスト 光東(株) (株)アクティオ中国支店
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ナフコ

市町名	協 定 名	企業・団体名	
防 府 市	災害に係る情報配信等に関する協定書	ヤフー(株)	
	災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定	山口県産業ドローン協会	
	災害時におけるストーマ装具等の供給に関する協定書	(有)加賀メディカル (株)平和医療機器 シジュウカラ薬局 (有)ヘイワ薬局 (株)山口メディカル 山内漢方薬局 (有)いくも薬局	
	防災に係る相互協力に関する協定書	防府市防災士等連絡協議会	
	健康増進に関する包括連携協定書	大塚製薬(株)	
	災害時におけるし尿収集運搬に関する協定書	防府環境設備(株) (株)ホーエー	
	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	防長交通(株)防府営業所	
	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	ビジネスホテルみやま ビジネス旅館わたや スーパーホテル防府駅前 ホテルルートイン防府駅前 ホテルA Z 山口防府店	
	災害時における物資の供給に関する協定書	富士製パン(株)	
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	山口三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	
	避難所の開設に係る覚書	大村印刷(株)	
	避難所の開設に係る覚書	防府天満宮	
	災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運(株)防府営業所	
	災害対応型自動販売機の運用に関する協定書	ダイコーフーズ(株)	
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に係る協定書	(株)デベロップ 山陽建設工業(株)	
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	(株)キロク防府営業所	
	避難場所としての施設利用に関する協定書	社会福祉法人わかば会玉祖保育園	
	避難場所としての施設利用に関する協定書	学校法人玉祖学園玉祖幼稚園	
	下 松 市	災害時における下松市と下松市内郵便局との相互協力に関する覚書	郵便事業(株)下松支店
		消防応援に関する協定	(株)日立製作所 東洋鋼鈑(株) (株)新笠戸ドック
災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書		中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンター	
下松市災害対応型自動販売機設置に関する協定書		コカ・コーラボトラーズジャパン(株) キリンビバレッジ(株)中四国地区本部 (株)ひろや	
末武川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書		山口県周南土木建築事務所	
災害時における放送要請に関する協定書		エフエム周南(株) マックスバリュ西日本(株)	
災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定書		(株)イズミ (株)丸久 (株)サンリブ	
山口県及び市町相互間の災害時応援協定書		山口県及び県内19市町	
災害時における情報交換に関する協定書		国土交通省中国地方整備局	
山口県内広域消防相互応援協定書		山口県内の市町、消防の一部事務組合	
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書		NTT西日本(株)山口支店	
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書		下松商業開発(株)	

市町名	協 定 名	企業・団体名
下 松 市	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書	(公社)山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	下松市・イオン株式会社「住みよいまちづくり連携協定」	イオン(株)
	災害時における災害救助物資確保に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	災害時における支援活動に関する協定書	山口県産業ドローン協会
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県L Pガス協会下松支部
	下松市・ヤマト運輸株式会社山口主管支店地域活性化包括連携協定書	ヤマト運輸(株)山口主管支店
	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	周南設備工業(株) 巡快サービス興業(有) (株)周陽インダストリア (株)みうら
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー 株式会社ムネスエ
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	市内11法人21事業所
	大規模災害時における警察署代替施設としての消防庁舎活用に関する協定書	下松警察署
	津波時における一時避難施設としての施設利用に関する覚書	(株)イズミ
	災害応援協定書	(株)新笠戸ドック
	指定避難所の開設及び管理運営に係る覚書	(一財)下松市施設管理公社 (株)ナフコ
	災害時における物資供給等に関する協定書	(株)ミスターマックス・ホールディングス
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	山口県石油商業組合 周南連合支部 下松地区会
	災害廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定書	(有)クリーンサポートヒラタ、(株)呉島商会、周南設備工業(株)、周南総合リサイクル(株)、(株)周陽インダストリア、巡快サービス興業(有)、日本資源流通(株)山口営業所、八千代興産(有)
	下松市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	(福)下松市社会福祉協議会
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	光東(株) (株)キロク
災害時における電力及び水道水の供給に関する協定書	東洋鋼鉄(株)	
下松市と下松飲食業協同組合との包括連携に関する協定書	下松飲食業協同組合	
災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	ジェムカ(株)	
下松市と第一環境株式会社との包括連携に関する協定書	第一環境(株)	
岩 国 市	災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定書	マックスバリュ西日本(株) (株)中央フード
	災害救助に必要な食料の調達に関する協定書	山口県パン工業協同組合
	災害救助に必要な飲料水の調達に関する協定書	錦町農産加工(株)
	災害情報に関する放送の実施協定書	(株)アイ・キャン
	災害時における郵便事業(株)岩国支店及び岩国西支店と岩国市との相互協力に関する協定	郵便事業(株)岩国支店、岩国西支店
	岩国市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	(社)岩国市医師会 (医)久米病院 (社)岩国歯科医師会 (社)玖珂歯科医師会 (株)葉明館 (一社)岩国薬剤師会
	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	(社)山口県建設業協会岩国支部 岩国西地域防災事業者協議会

市町名	協 定 名	企業・団体名	
岩 国 市	鳥取市及び岩国市災害時相互応援協定書	鳥取県鳥取市	
	御殿場市及び岩国市災害時相互応援協定書	静岡県御殿場市	
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体	
	全国鶴飼サミット関連自治体による災害時における相互応援協定に関する協定書	全国鶴飼サミット関連自治体	
	岩国市及び吉賀町消防相互応援協定	吉賀町	
	消防相互応援協定書	大竹市・和木町・岩国地区消防組合	
	消防相互応援協定書	廿日市市・岩国地区消防本部	
	岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定	岩国地区消防組合・アメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地	
	岩国空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	岩国地区消防組合・国土交通省大阪航空局岩国空港事務所	
	災害時における防災協力に関する協定	(社)山口県電業協会岩国地区	
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	NTT西日本(株)山口支店	
	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会	
	消防相互応援協定	岩国地区消防組合、岩国海上保安署	
	救急救助業務等に関する覚書	岩国地区消防組合、岩国海上保安署	
	定点監視カメラに関する覚書	(株)アイ・キャン	
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会	
	災害救助に必要な食料・生活必需品等の調達に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち	
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター 山口県LPガス協会岩国支部 吉川林産興業(株) (株)ハツタ山口 岩国営業所 王子コンテナ(株) 防府工場	
		(株)デベロップ	
		岩国市し尿等収集運搬許可業者	
	災害時における災害廃棄物の仮置場の設置に関する協定	一般社団法人山口県建設業協会玖珂支部	
	避難所の開設に係る覚書	(医)新生会 介護老人保健施設桜の園 (福)光協会 ひかりの里 NTT西日本(株) 山口県立岩国高等学校 山口県立岩国商業高等学校 山口県立岩国工業高等学校 山口県立岩国総合高等学校 山口県立高森高等学校 山口県立岩国総合支援学校 高水高等学校	
		災害対応における協力、準備、立入りに関する現地実施協定	米海兵隊岩国航空基地
		災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	太陽建機レンタル
		災害に係る情報発信等に関する協定	(株)ヤフー
		災害時における支援協力に関する協定	山口県土地家屋調査士会
		災害時における避難場所としての施設使用に関する協定	岩国刑務所
		災害時等における緊急応急対策業務に関する協定	(株)山産岩国営業所
	防災用品供給に関する協定	JFEエンジニアリング(株)	

市町名	協 定 名	企業・団体名
岩 国 市	災害時における物資供給に関する協定	(株)ナフコ
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	山口県産業ドローン協会
	災害時における住宅家屋の修理等に関する協定書	山口県建設労働組合岩国市部
	災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワークセンター(株) 岩国ネットワークセンター
	災害時における燃料類の供給に関する協定書	山口県石油商業組合岩国支部
	災害時における車両の移動等の協力に関する協定書	(一社)九州レッカー事業協力会
	避難場所開設時における店舗駐車場の利用に関する協定書	マックスバリュ西日本(株)
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン
	災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書	株式会社石垣 中国支店
	水道用水緊急応援協定書	大竹市
	災害時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定書	株式会社コム・ソート ダスキントール周南ステーション
	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	玖珂周東地域防災事業者協議会
	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ジュンテンドー
	岩国市非常用バッテリー搭載災害対応型自動販売機設置に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
	大和市・岩国市災害時相互応援協定書	大和市
	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書	光東株式会社
	災害時における避難場所等の使用に関する協定	株式会社ミヤベ
災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書	株式会社キロク岩国営業所	
光 市	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	ナイスケアまほろば (福)ひかり苑 NPO法人森林の里 (福)光富士白苑 (福)大和福祉会 医療法人社団光仁会 NPO法人優喜会 (福)和光苑 (有)メディビス (有)兼清メディカルサービス
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定	NTT西日本(株)山口支店
	災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	マックスバリュ西日本(株)
	災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定	(株)アステールおかむら NPO法人コメリ災害対策センター (一社)山口県LPガス協会光市部 (株)みうら
	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオン(株)西日本カンパニー
	災害時における協力に関する協定	光地区消防組合
	災害時の救護活動に関する協定	光市医師会
	医薬品等の調達に係る協定	光市薬業組合 光市薬剤師会
	災害時等における協力体制に関する協定書	大和町建設業協同組合 光市管工事協同組合
	災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書	市内郵便局
	災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワークセンター(株)周南ネットワークセンター
	避難所開設に係る覚書	山口県立光高等学校
	救難物資集積場に関する覚書	山口県立光高等学校
	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会

市町名	協 定 名	企業・団体名
光 市	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定	山口県行政書士会
	災害時等における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定	生活協同組合コープやまぐち
	地域活性化包括連携協定	㈱丸久
	災害時における物資協定及び平常時における防災活動に関する協定	(一社)山口県L P ガス協会光支部
	災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定	牛島海運(有)
	災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定	㈱オオジマ ㈱レボ
	災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定	㈱みうら
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン事業統括本部総合販売本部 中四国エリアグループ
	災害にかかる情報発信に関する協定	ヤフー(株)
	災害時における施設等の提供の協力に関する協定	(福)ひかり苑
	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	山口県石油商業組合周南連合支部光地区
	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定	光東(株)
	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	光環境整備(株) 熊谷興業(株) (有)大和清掃興業
	災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定	ワールド動物病院 光動物愛護病院 菅原獣医科医院 かわの動物病院
	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	㈱バカン
	包括的連携に関する協定	大塚製薬(株)
	災害時における物資供給等に関する協定	㈱ジュンテンドー
	災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定	社会福祉法人 ひかり苑
	災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定	光アニマルケアクリニック
	災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定	社会福祉法人 光仁会
	災害時におけるバス利用に関する協定書	株式会社アサヒ観光
	電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定	日産自動車株式会社・山口日産自動車株式会社 社・住友三井オートサービス株式会社
	災害時における避難所等の安全確保に関する協定書	総合警備保障株式会社
	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	D S SKY WORKS 株式会社
	災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運株式会社
光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 光市社会福祉協議会	
長 門 市	長門市内郵便局と長門市との災害時における相互協力に関する覚書	長門市内郵便局
	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク(株)萩ネットワークセンター
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本(株)山口支店
	西日本電信電話株式会社施設の使用に関する覚書	NTT西日本(株)山口支店

市町名	協 定 名	企業・団体名
長 門 市	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時における福祉避難所に関する協定書	(福)福祥会 (ゆもと苑、吉祥苑) (福)明和会 (明和苑、シャイディック和水) (福)新永福社会 (恵光苑) (福)同心会 (養寿苑) (福)へき寿会 (へき楽園) 医療法人社団福寿会 (福寿苑) 医療法人生山会 (かつら苑) 医療法人社団成蹊会 (サンライズ21) (福)長門市社会福祉協議会 (ひだまり長門) (福)福祥会 (きららの里) NPO法人裕心会 (わかば苑) NPO法人ひまわり (ひまわり) 旬ライフサポートながと (ゆうなぎ) (福)清風会 (清風オリオン) (福)長門市社会福祉協議会 (やすらぎの里) (福)清風会 (湯免清風園) (福)福祥会 (福祥苑) (福)永久会 (あけぼの園) NPO法人キュアポート(キュアポート) (福)長門市社会福祉協議会 (俵山湯の家) ひまわり有限会社 (ひまわり日置)
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	(株)フジ長門店 山口県農業協同組合Aコープ長門店・各店舗 (一社)山口県LPガス協会長門支部 (株)丸和 (株)サンマート人丸店 (株)丸久
	災害時における飲料製品提供に関する協定書	山口ヤクルト販売(株)
	災害時における緊急放送に関する協定	(株)FMながと
	避難所の開設に係る覚書	山口県漁業協同組合 (小島支店、川尻支店、大浦支店) 大日比地区自治会 長門市社会福祉協議会 (福)永久会 山口県立大津緑洋高等学校
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
	災害時における災害救助物資確保に関する協定	生活協同組合コープやまぐち
	非常時における飲料水供給に関する協定	(株)千曲 コカ・コーラウエスト(株) ネオス(株) 大塚ウエルネスベンディング(株)
	災害時における応急対策業務に関する協定	長門市土木協同組合
	災害時における施設利用及び備蓄品の提供等に関する協定	(株)はないろ、 萩・長門清掃一部事務組合、萩市
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害に係る情報発信等に関する協定	yahoo株式会社
	災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	セツカートン株式会社
	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定	長門環境管理センター 馬場クリーン
	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ
	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社

市町名	協 定 名	企業・団体名
長 門 市	災害時の避難者の受入れに関する協定書	市内宿泊施設
	災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書	青海島観光汽船株式会社
	非常における飲料供給に関する覚書	株式会社伊藤園山口支部
	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム
	災害時等における物資輸送等に関する協定書	山陰福山通運株式会社長門営業所
	損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	三井住友海上火災保険会社山口支店
	緊急避難施設に関する覚書	山口県河川国道事務所、萩市
	災害時における応急対策資器材の供給等に関する協定	光東株式会社
災害時における応急対策資器材の供給等に関する協定	株式会社キロク	
柳 井 市	災害時における柳井市内郵便局、柳井市間の相互協力に関する覚書	市内郵便局
	避難所の開設に係る覚書	山口県立柳井商工高等学校
	柳井市液化天然ガス施設災害防止協定書	中国電力㈱
	災害防止協定	山口合同ガス㈱
	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	柳井市建設業協同組合
		マックスバリュ西日本㈱
		㈱ミコー食品
		㈱フジ
		㈱丸久
	災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
		㈱イズミ
		㈱ミスターマックス・ホールディングス
		㈱ナフコ
		山口県東部ヤクルト販売㈱
		㈱コスモス薬品
	災害時における物資供給に関する協定書	(一社)山口県LPガス協会柳井支部 NPO法人コメリ災害対策センター
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク㈱ 柳井ネットワークセンター
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本㈱山口支店
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会
	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	市町村広域災害ネットワーク
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	
黒杭川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定	山口県柳井土木建築事務所	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	㈱ゼンリン山口営業所	
災害救助物資の調達に関する協定書	㈱ジュンテンドー	
柳井市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業に係る基本協定書	㈱ウエストエネルギーソリューション	
災害時における応急対策の協力に関する協定	㈱クボタ中四国支社 シンフォニアテクノロジー㈱中国営業所 ㈱ミゾタ山口営業所 ㈱株式会社日立インダストリアルプロダクツ中国営業所 ㈱荏原製作所中国支社	
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	トキワ産業㈱ ㈱柳井環境メンテック ㈱大島技研	

市町名	協 定 名	企業・団体名
柳 井 市	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書	守常レンタリース(株) 山陽リース(株) 光東(株)
	下水道施設（柳井浄化センター）災害支援協定	日本下水道事業団
	災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定	山口県産業ドローン協会
	山口県市町情報システム共同利用災害基本協定書	4市1町
	柳井市及び大塚製菓株式会社の包括連携に関する協定書	大塚製菓(株)
	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	セッツカートン(株) レンゴー(株) 王子コンテナ(株)防府工場
	柳井市及び株式会社ピアレスの包括連携に関する協定書	(株)ピアレス
	災害時における架電製品等の確保に関する協定書	エディオン柳井店
	災害時における物資等の輸送に関する協定書	福山通運(株)
	電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定	日産自動車(株)、山口日産自動車(株)
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	(株)デベロップ
	柳井市と山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部との包括連携に関する協定書	山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部
	災害対策に関する覚書	アサヒ飲料株式会社、藤山珈琲合同会社
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社キロク平生営業所
	災害時におけるバス利用に関する協定書	株式会社アサヒ観光
柳井地域広域水道企業団と柳井市との水道事業の統合に係る事務の取扱いに関する協定書	柳井地域広域水道企業団	
美 祢 市	災害時における美祢市内郵便局、美祢市間の相互協力に関する覚書	美祢市内郵便局
	災害援助に必要な物資の調達に関する協定	(株)美東 ローソン大田店
	災害時における救援物資提供に関する協定	山口ヤクルト販売(株)
	避難所の開設に係る覚書	山口県立美祢青嶺高等学校
	災害時の福祉避難所の運営に関する協定	(福)豊徳会
	災害時の協力活動に関する協定	山口美祢農業協同組合
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク(株) 宇部ネットワークセンター
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT西日本(株)山口支店
	災害時における自販機内飲料の提供に関する協定	(株)ビバックス宇部支店、萩支店
	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	地域活性化包括連携協定	(株)丸久
	災害時相互応援協定	東大寺建立にかかわった市町村 サミット実行委員会の市町
	災害時救助に必要な物資の調達に関する協定	生活協同組合コープやまぐち
	災害時における物資の供給に関する協定	(一社)山口県LPガス協会美祢支部
	災害時における協力活動に関する協定	アマチュア無線ボランティア ネットワークみね
災害時における福祉避難所に関する協定	(福)祐寿会 (福)周美会 (福)同朋福祉会	

市町名	協 定 名	企業・団体名
美 祢 市	地震・風水害・その他の災害応急対策業務に関する協定	美祢市建設安全協議会
	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	(有)美祢清掃センター (有)野村商会 (株)秋芳ヘルス工業
	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	(有)野村商会 (有)美祢環境クリーン (有)大熊工業 (株)秋芳ヘルス工業
	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	光東株式会社
	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
	避難所としての施設利用に関する協定	美祢社会復帰促進センター
周 南 市	避難所の開設に係る覚書	山口県立徳山高等学校 山口県立徳山商工高等学校 桜ヶ丘高等学校 公立大学法人周南公立大学 (福)鼓ヶ浦整肢学園 東部高等産業技術学校 山口県立徳山総合支援学校 山口県立熊毛北高等学校 山口県立南陽工業高等学校 山口県立新南陽高等学校
	災害時における施設の利用に関する協定書	徳山工業高等専門学校
	災害時における施設の利用に関する協定書 (公立化に伴う再締結)	公立大学法人周南公立大学
	災害時における道の駅施設使用に関する協定書 (避難場所)	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	消防応援協定	日本精蠟(株)徳山工場 帝人(株)徳山事業所 出光興産(株)徳山事業所 日本ゼオン(株)徳山工場 三井化学(株)徳山分工場 (株)トクヤマ徳山製造所 日新製鋼(株)ステンレス製造本部 周南製鋼所 東ソー(株)南陽事業所 昭和電工(株)徳山事業所 東ソーファインケム(株)
	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定書	徳山地区タクシー協会
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)全国クレーン建設業協会山口支部
	災害時における救援物資の提供協力に関する協定書	(株)伊藤園
	災害時における救援物資提供に関する覚書	キリンビバレッジ(株)
	災害時における支援協力に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	株式会社南陽車両他2社
	災害時における情報の収集伝達に関する応援協定書	周南アマチュア無線防災ネットワーク
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク(株) 周南ネットワークセンター
	災害時等における放送要請に関する協定書	エフエム周南(株)

市町名	協 定 名	企業・団体名
周 南 市	災害時等における周南市内郵便局、周南市間の相互協力に関する協定書	周南市内31郵便局(郵便局(株))
	周南市消防本部における医療救護活動に関する協定	(独)地域医療機能推進機構徳山中央病院
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体
	大規模災害時の相互応援に関する協定	全国競艇関係16市
	大規模災害発生時の施設の使用に関する協力確認について	出光興産(株)
	地域活性化包括連携協定	(株)丸久
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本(株)山口支店
	防災活動への協力に関する協定書	(株)フジ
		王子コンテナ(株) 生活協同組合コープやまぐち (一社)山口県LPガス協会 (徳山、都濃、光支部)
	防災活動及び緊急避難場所の協力に関する協定書	(株)イズミ
	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会
	周南市と(株)イズミとの地域活性化包括連携協定	(株)イズミ
	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書	(一社)周南カントリー倶楽部
	災害時における支援協力に関する協定書	山口県土地家屋調査士会
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン中国エリア統括部
	災害情報等の放送に関する協定書	(株)シティーケーブル周南
	災害時における施設の使用に関する協定	和泉産業(株)
	災害時における施設の利用に関する協定	(株)トクヤマ
	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書	(株)ポプラ
		(株)ジュンテンテンドー NPO法人コメリ災害対策センター (株)ナフコ
	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	(福)山陽
	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	周南市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会
	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン
	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車工業(株)
		山口三菱自動車販売(株)
	産業廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社
	災害時における包括的消防支援協定書	株式会社トクヤマ製造所他3社
	災害時における応急対策資器材の供給等に関する協定書	株式会社キロク
	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	エックス・ワン株式会社
災害時における医薬品・衛生用品等の供給に関する協定書	ティーエスアルフレッサ株式会社	
山陽小野田市	災害時における緊急放送に関する協定	(株)エフエムきらら (株)FM山陽小野田
	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	小野田建設倶楽部協同組合 山陽小野田市建設業協会 山陽建設業協同組合 あさ建設共同組合
		山口県立小野田高等学校 山口県立小野田工業高等学校 (福)さわやか会
避難所の開設に係る覚書		

市町名	協 定 名	企業・団体名
山陽小野田市	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会加盟団体
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク(株) 宇部ネットワークセンター
	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	山陽小野田電気工事協会
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)山陽小野田市社会福祉事業団 (医)心和会
	災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書	合資会社山陽清掃社 (株)小野田公衛社
	災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	合資会社山陽清掃社
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県LPガス協会 (宇部・小野田支部、厚狭支部)
	特設公衆電話の設置、利用及び管理に関する協定書	NTT西日本(株)
	災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書	(福)山陽小野田市社会福祉協議会
	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	セツカートン(株)
	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー(株)
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
	大規模災害時における支援活動に関する協定書	山口県建設労働組合小野田支部
	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ナフコ (株)ジュンテンドー
	災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書	(株)丸久
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	富士商(株)
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン 山口営業所
	災害時における仮設トイレ等の物資の供給に関する協定書	(有)アクア
	災害時における応急業務及び一時避難場所としての施設の使用に関する協定書	菊乃関工業(株) 嶋田工業(株) 日産化学(株)小野田工場
	災害時における支援及び協力に関する協定	三成建設(株)
	災害時における物資の調達及び供給に関する協定	(株)グッディ
	災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定	山口県産業ドローン協会
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)純心聖母会 小野田老人ホーム (福)山陽小野田市社会福祉事業団 みつば園 医療法人社団心和会 小野田心和園 (福)さわやか会 養護老人ホーム長生園 (福)健仁会ケアタウン フクシア紫苑 医療法人健仁会ケアタウン あさ紫苑 (福)長寿会 特別養護老人ホーム長寿園 (福)健寿会 特別養護老人ホーム高千帆苑 (福)山陽福祉会 特別養護老人ホームサンライフ山陽 小野田赤十字介護医療院
	包括的連携に関する協定	日本郵便(株)山陽小野田市内郵便局
	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に係る覚書	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

市町名	協 定 名	企業・団体名
山陽小野田市	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	(株)アクティオ中国支社
	災害時等の施設利用の協力に関する協定書	(株)ダイナム
	指定緊急避難場所の開設に係る覚書	山口県厚狭高等学校
	災害時における施設利用の協力に関する協定書	日本ゴルフ場企画(株) プレジデントカントリー 倶楽部山陽
		(株)ユニマットプレシヤス 厚狭ゴルフ倶楽部 (株)ユニマットプレシヤス 山陽グリーンゴルフコース
	災害時における物資輸送等に関する協定書	朝陽観光開発(株) 朝陽カントリークラブ
	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書	福山通運(株) 宇部支店
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	光東(株)
津波時の避難場所としての使用に関する協定書	株式会社キロク宇部営業所	
周防大島町	災害時における救援物資提供に関する協定書	共英製鋼株式会社
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	ダイドードリンコ(株)中四国支店
	災害時における情報交換に関する協定書	中国電力ネットワークセンター(株) 柳井ネットワークセンター
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	国土交通省中国地方整備局
	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県建設業協会大島支部
	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時における支援活動に関する協定書	アマチュア無線大島クラブ
	災害時における災害救助物資確保に関する協定書	山口県農業協同組合周防大島統括本部
	災害時における防災協力に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	周防大島電気工事協会
	災害時における物資供給に関する協定書	NTT西日本(株)
	災害発生時における周防大島町と周防大島町内郵便局及び岩国郵便局の協力に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
	連携協力に関する協定	周防大島町内郵便局及び岩国郵便局
	地域活性化包括連携協定	(独)国立高等専門学校機構 大島商船高等専門学校
災害時等の医療救護活動に関する協定	(株)丸久	
災害時における物資の供給に関する協定	(一社)大島郡医師会	
和 木 町	火災時緊急水利協定書	山口県LPガス協会大島支部
	災害時等における岩国郵便局及び和木郵便局、和木町間の相互協力に関する覚書	興亜レジャー開発(株)
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	岩国郵便局、和木郵便局
	姉妹都市災害相互応援協定	中国電力ネットワークセンター(株) 岩国ネットワークセンター
	消防応援協定	北海道恵庭市
	消防相互応援協定	広島県廿日市市
	防災行政無線遠隔制御装置の管理及び運用に関する協定	岩国市、大竹市、岩国地区消防組合
	弥栄ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	岩国地区消防組合
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局 弥栄ダム管理所
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	NTT西日本(株)	
	石油基地自治体協議会加盟団体	

市町名	協 定 名	企業・団体名
和 木 町	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時における食料・生活必需品等の供給に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター ㈱ナフコ
	災害時対応自動販売機の設置契約及び商品の無償提供提供に係る覚書	㈱伊藤園
	ささつな自治体協議会	岐阜県七宗町、島根県津和野町、 秋田県美郷町、福島県棚倉町、 岐阜県白川村、佐賀県上峰町、 秋田県三種町、福岡県うきは市、 北海道苫前町、北海道広尾町
	LPガス協会岩国支部との「災害時における物資の供給に関する協定」	LPガス協会岩国支部
	災害時等における避難所としての使用に関する協定	三井化学㈱岩国大竹工場
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 和木三志会
	地域活性化包括連携協定	㈱丸久
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 和木三志会
	和木町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 和木町社会福祉協議会
	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	光東株式会社 株式会社ゼンリン
上 関 町	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワークセンター㈱ 柳井ネットワークセンター
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害時における災害救助物資確保に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本㈱
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県LPガス協会柳井支部
	災害時における物資供給に関する協定書	㈱みうら
	災害発生時当の物資供給に関する協定	社会福祉法人上関福祉会
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱
	災害時における物資供給に関する協定	㈱ナフコ
災害時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定	㈱コム・ソート ダスキンレントオール 周南ステーション	
災害時における物資輸送等に関する協定	福山通運㈱柳井営業所	
田 布 施 町	防災活動への協力に関する協定書	マックスバリュ西日本㈱
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク㈱ 柳井ネットワークセンター
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本㈱
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱
	災害時における災害救助物資確保に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県LPガス協会柳井支部
	災害時における応急対策の協力に関する協定書	㈱カーアシスト・吉田
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター ㈱ナフコ ㈱ナフコ田布施店
	地域活性化包括連携協定	㈱丸久

市町名	協 定 名	企業・団体名	
田 布 施 町	災害発生時における田布施町と郵便局の協力に関する協定書	日本郵便(株)麻郷郵便局	
	避難所開設に係る覚書	山口県立田布施農工高等学校 山口県立田布施総合支援学校 (社)城南学園 (株)人生経営	
	災害時の福祉避難所の運営に関する協定書	(社)施福会 (医)松栄会 (医)社団 光仁会 (医)寿恵会	
	災害ボランティアセンター設置、運営等に関する協定書	社会福祉法人田布施町社会福祉協議会	
	ヘリポート開設に係る覚書	山口県立田布施農工高等学校	
	連携・協働に関する協定書	山口県立田布施農工高等学校	
	柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定書	1市4町2企業団	
	災害時における連携協力に関する協定書	山口県弁護士会	
	災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書	山口県産業ドローン協会	
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	(株)コム・ソート ダスキレントオール 周南ステーション	
	災害時等における物資輸送等に関する協定書	福山通運(株)柳井営業所	
	災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書	(株)日米クック	
	災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定	山口県環境整備事業協同組合	
	田布施町地災害等発生時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定	株式会社キロク 平生営業所	
	非常時等におけるし尿等の運搬の協力に関する協定書	山口県環境整備事業協同組合	
	災害時における動物の救護に関する協定	公営社団法人 山口県獣医師会	
	平生町との協定の締結について(企業団給水車購入)	平生町	
	災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	社団法人 山口県産業廃棄物協会	
	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	ジェムカ株式会社	
	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定	有限会社田布施衛生社 有限会社ひらお	
	田布施町地災害等発生時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定	光東株式会社	
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ 大晃ホールディングス株式会社	
	田布施町における災害応急対策活動等に関する基本協定		井原建設 株式会社
			大和建设 株式会社
			藤永建設 株式会社
			有限会社 大波野建設
			株式会社 公司
		兼本建設 株式会社	
		株式会社 シマハラ	
		株式会社 吉次建設	
		有限会社 安平興業	
		有限会社 吉川組	
	有限会社 松浦建設		
	有限会社 西本砂利		
	株式会社 カミモト		

市町名	協 定 名	企業・団体名
田 布 施 町	田布施町における災害応急対策活動等に関する基本協定	株式会社 栗原設備 有限会社 尾崎設備 牛島電設工業 株式会社 城電気工業 株式会社 大晃機械工業 株式会社 株式会社 仲田工務店 有限会社 曾田工業 株式会社 ユウキ
平 生 町	防災活動への協力に関する協定	マックスバリュ西日本㈱
	災害時における飲料水等の提供に関する覚書	ベル商事㈱
	避難所の開設に係る覚書	山口県立熊毛南高等学校
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書	中国電力ネットワークセンター㈱ 柳井ネットワークセンター
	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
	災害時における物資の供給に関する協定書	(一社)山口県LPガス協会柳井支部
	災害時における災害救助物資確保に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち
	災害時等における応急対策の協力に関する協定	(有)カーアシスト・吉田
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本㈱
	交流推進及び災害時相互応援に関する協定	鳥取県北栄町、島根県邑南町、 岡山県久米南町、広島県坂町
	ドローンを活用した地域活性化包括連携協定	山口県産業ドローン協会
	平生町と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定	㈱丸久
	㈱レノファ山口、イオングループ及びホームタウン自治体との「オール山口」リーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携」に関する協定書	㈱レノファ山口、イオングループ、 山口県、県内全市町
	災害時における要配慮者の受入れに関する協定書	(福)うちうみ会
		(福)平生町社会福祉協議会
		(福)幸寿会
		(医)光輝会
		(医)松栄会
		(有)長安工業
		(有)皇座山
		(福)平生町社会福祉協議会
		(福)幸寿会
		(医)光輝会
	災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書	(医)松栄会
(有)長安工業		
㈱ブリスホーム		
合同会社分福		
㈱河村福祉サービス		
㈱ジュンテンドー		
災害救助物資の調達に関する協定	㈱ジュンテンドー	
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	セツカートン㈱	
災害時の応急対策活動協力に関する協定書	㈱大池組、吉原建設㈱、㈱米谷技建、㈱ひぐち総業、(有)平田防水塗装工業、(有)久原建設、㈱ヨシトミ、㈱フジタニ、(有)ミヤサン設備工業	
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	
災害時における物資供給に関する協定	㈱ナフコ	

市町名	協 定 名	企業・団体名
平 生 町	災害時における連携協力に関する協定書	山口県弁護士会
	災害時における自家発電設備への燃料の供給に関する協定書	(株)サンピット
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)コム・ソート ダスキンレントオール 周南ステーション
	災害時等における物資輸送等に関する協定書	福山通運(株)柳井営業所
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社キロク
	災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書	光東株式会社
	「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書	一般社団法人助けあいジャパン
	災害発生時等における「みんな元気になるトイレ」活用時の協力に関する協定書	有限会社ひらお
柳井地域水道事業水道災害相互応援に関する協定書	1市4町1企業団	
阿 武 町	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク(株) 萩ネットワークセンター
	災害時における飲料製品無償提供に関する協定	コカ・コーラウエストジャパン(株) 代理店 田村商事(株) 山口ヤクルト販売(株) 東京アート(株)
	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT西日本(株)山口支店
	避難所の開設に係る覚書	山口県立奈古高等学校
	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福)阿武福祉会
	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定	山口県行政書士会
	災害時等における物資の供給に関する協定	(一社)山口県L Pガス協会萩支部
	災害時等における食料・生活必需品等の供給に関する協定	生活協同組合 コープやまぐち
	阿武町と(株)丸久との地域活性化包括的連携協定	(株)丸久
	災害時等における船舶による物資輸送に関する協定	山口県漁業協同組合
	災害情報に関する放送の実施協定書	萩テレビ(株)
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	

## 〔2(7)ア-1〕中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ（監理課）

国土交通省中国地方整備局企画部長（以下、「中国地整」という。）と、鳥取県県土整備部長、島根県土木部長、岡山県土木部長、広島県土木局長、山口県土木建築部長、岡山市都市整備局長及び広島市道路交通局長（以下、「各関係自治体」という。）は、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下、「災害発生時等」という。）の支援について、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1条 この申し合わせは、中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地整と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（支援内容）

第2条 支援の内容は、次の業務の実施に係る災害対策用機械・資材等の利活用、職員の支援及び情報の提供に関するものとする。

- 一 被災状況の把握
- 二 情報通信網の構築
- 三 災害応急対策（被害の拡大や二次災害の防止等に資する応急措置を含む）
- 四 その他必要と認められる事項

（連絡体制）

第3条 中国地整及び各関係自治体は、災害発生時等の連絡体制を確実なものとするため、連絡窓口を定め、相互に通知するものとする。また、連絡窓口を変更する場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

2 中国地整は、災害発生時等、必要に応じて当該地域を管轄する各関係自治体の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換等にあたるものとする。

なお、この場合、あらかじめその旨を通知するものとする。

（支援の要請）

第4条 各関係自治体は、災害発生時等、必要に応じ中国地整に対して文書により支援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第5条 中国地整は、前条に基づき、各関係自治体から支援の要請があった場合、災害の発生状況等を総合的に勘案し、実施可能な支援内容を連絡するとともに、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（要請によらない支援）

第6条 災害発生時等、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条の支援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、中国地整は自らの判断で支援を行うことができるものとする。

この場合、支援内容等を速やかに通知するものとする。

（経費の負担）

第7条 この申し合わせにより支援を行う場合の経費負担は、要請の有無にかかわらず、別紙により負担するものとする。

ただし、これによりがたい場合は個々に協議するものとする。

（平常時の連携）

第8条 中国地整及び各関係自治体は、災害時の円滑な対応を可能とするため、必要に応じて行う、防災に関する情報交換の実施や防災担当者会議の開催等を通じて、平常時からの連携に努めるものとする。

2 中国地整は、保有する災害対策用機械等の状況について、毎年度当初に各関係自治体に通知するものとする。

（訓練等の実施）

第9条 中国地整及び各関係自治体は、それぞれが主催する防災訓練等に相互に参加して支援に関する連絡体制を確認するなど、この申し合わせに基づく災害時の支援が円滑に実施されるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この申し合わせの証として、本書8通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年6月17日

中国地方整備局	企画部長	山中義之
鳥取県	県土整備部長	谷口真澄
島根県	土木部長	鳥屋均
岡山県	土木部長	大塚俊介
広島県	土木局長	大野宏之
山口県	土木建築部長	柳橋則夫
岡山市	都市整備局長	白神利行
広島市	道路交通局長	木時誠

附則

本申し合わせは、平成20年8月20日から適用する。

附則

本申し合わせは、平成21年6月17日から適用する。

※別紙は略

## 〔2(7)ア-2〕災害時における相互協力に関する基本協定書（監理課）

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と山口県知事（以下「乙」という。）は、山口県内に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関する基本事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、山口県民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（相互協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、被災状況の把握、災害に係る情報の収集及び共有、災害応急対策（被害の拡大、二次災害の防止等に資する応急措置を含む。）その他必要と認められる事項について、初動段階から緊密な連携及び調整を行い、最大限の協力を行うものとする。

2 甲は、山口県災害対策本部等が設置された場合において、必要と認めたときは、速やかに当該山口県災害対策本部等に職員をオブザーバーとして派遣し、甲と乙は相互に必要な協力体制を整えるものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関して必要となる事項は、別の定めによるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月5日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 山口県 山口県知事 二井 関成

## 〔2(7)ア-3〕災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書

(監理課)

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）並びに鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、岡山市長及び広島市長（以下「乙」と総称する。）と一般社団法人日本建設業連合会中国支部長（以下「丙」という。）は、災害又は事故（そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。以下同じ。）における緊急的な応急対策（以下「業務」という。）の支援に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、業務の支援範囲において発生した、地震・大雨等の異常な自然現象による業務の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の支援範囲)

第2条 業務の支援範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（以下「所管施設等」という。）における災害又は事故の発生箇所とする。

2 前項に規定する範囲外に特に必要として、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長が丙が長を務める団体の会員（以下「丙の会員」という。）に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

(業務の内容)

第3条 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、所管施設等に被害が発生し、甲及び乙が個別に締結している災害に関する協定を補完する上で、甲又は乙が丙の協力が必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に、使用可能な建設資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて資機材及び人員に関する情報を報告するものとする。

ただし、中国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材及び人員に関する情報収集を開始するものとする。

3 甲は、前1項及び2項の実施にあたり、必要に応じて乙へ助言等を行うものとする。

4 甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲及び丙に通知するものとする。

5 丙の会員は、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長からの出動要請があった場合、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所等の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関の長の指示により、業務の支援を実施するものとする。

6 丙は、本協定に基づく支援が長期にわたり、甲の派遣要請があった場合、中国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

7 甲、乙及び丙は緊急時の連絡体制を整えるとともに、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

8 丙は、丙の会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設資機材等の員数について毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。

9 丙の会員は、業務の支援を迅速に実施できるよう、建設資機材及び必要な人員の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

10 乙が丙と前2項に定める報告と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項に定める報告先から乙を除く。

(契約の締結)

第4条 甲若しくは事務所等の長及び乙若しくは乙の所掌する地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく丙の会員と請負契約等を締結するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第5条 地震・大雨等の異常な自然現象により、複数の県又は政令市にわたる災害等（以下「大規模災害時等」という。）が発生した場合は、第3条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある業務の支援のため必要な調整を行うことができるものとする。

(本協定の適用範囲)

第6条 本協定は、甲又は乙の個別自治体と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲が前条に基づき調整を行うことができるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長に、乙若しくは乙の所掌する地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所等の長に係るものについては甲若しくは事務所等の長と、乙若しくは乙の所掌する地方機関の長に係るものについては乙若しくは乙の所掌する地方機関の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書9通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年3月29日

甲	国土交通省	中国地方整備局長	丸山隆英
乙	鳥取県知事		平井伸治
	島根県知事		溝口善兵衛
	岡山県知事		伊原木隆太
	広島県知事		湯崎英彦
	山口県知事		村岡嗣政
	岡山市長		大森雅夫
	広島市長		松井一實
丙	一般社団法人日本建設業連合会中国支部 支部長		木村普

## 〔2(7)ア-4〕災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書（港湾課）

国土交通省中国地方整備局副局長（以下「甲」という。）並びに鳥取県知事（重要港湾 鳥取港 港湾管理者）、島根県知事（重要港湾 浜田港・西郷港・三隅港 港湾管理者）、岡山県知事（国際拠点港湾 水島港及び重要港湾 宇野港・岡山港 港湾管理者）、広島県知事（国際拠点港湾 広島港及び重要港湾 尾道糸崎港・福山港 港湾管理者）、山口県知事（国際拠点港湾 徳山下松港及び重要港湾 岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港 港湾管理者）、呉市長（重要港湾 呉港 港湾管理者）、及び境港管理組合管理者（重要港湾 境港 港湾管理者）、（以下「乙」と総称する。）と民間協力者（以下「丙」と総称する。）は、災害における緊急的な応急対策業務の支援に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害における緊急的な応急対策業務の支援範囲において発生した、地震・津波・台風・その他の異常な自然現象による緊急的な応急対策業務の支援に関し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部長、中国地区港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会中国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風・その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。（以下、「業務」という。）
- (4) 「港湾施設等」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、中国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。「テックフォース隊」とは、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（業務の支援範囲）

第4条 業務の支援範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害の発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、港湾施設等に被害が発生し、甲及び乙が個別に締結している災害に関する協定を補完する上で、甲又は乙が丙の協力が必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙が長を努める団体の会員（以下、「丙の会員」という。）を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に、資機材等情報の報告を丙に求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに技術者及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、中国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、技術者及び資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、できる限り速や

かに港湾施設等の被災状況を調査し、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長の指示により、業務の支援を実施するものとする。

なお、中国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲の出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

- 5 丙は、本協定に基づく業務が長期にわたる場合、甲の要請により中国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 6 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制を整えると同時に、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。
- 7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する技術者及び資機材等情報について毎年6月末までに甲及び乙に連絡するものとする。
- 8 丙の会員は、業務の支援を迅速に実施できるよう、技術者及び資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は所属する丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。
- 9 乙が丙と前2項に定める報告と同様の報告を求める協定を締結している場合は、前2項に定める報告先から乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく丙の会員と請負契約等を締結するものとする。

- 2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、複数の丙の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条の規定にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害発生時においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき調整を行うことができるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結日から平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その処置について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

甲	国土交通省中国地方整備局副局長		大塚 俊介
乙1	重要港湾 鳥取港 港湾管理者	鳥取県知事	平井 伸治
乙2	重要港湾 浜田港・西郷港・三隅港 港湾管理者	島根県知事	溝口 善兵衛
乙3	国際拠点港湾 水島港及び 重要港湾宇野港・岡山港 港湾管理者	岡山県知事	伊原木 隆太
乙4	国際拠点港湾 広島港及び 重要港湾 尾道糸崎港・福山港港湾管理者	広島県知事	湯崎 英彦
乙5	国際拠点港湾 徳山下松港及び 重要港湾 岩国港・三田尻中関港・宇部港・小野田港港湾管理者	山口県知事	村岡 嗣政
乙6	重要港湾 呉港 港湾管理者	呉市長	小村 和年
乙7	重要港湾 境港 港湾管理者	境港管理組合 管理者	平井 伸治
丙1	一般社団法人日本埋立浚渫協会中国支部長		大下 哲則
丙2	中国地区港湾空港建設協会連合会会長		大下 哲則
丙3	一般社団法人日本海上起重技術協会中国支部長		深山 隆一
丙4	全国浚渫業協会関西支部長		寄神 正文
丙5	一般社団法人日本潜水協会会長		鉄 芳松
丙6	一般社団法人海洋調査協会会長		川嶋 康宏
丙7	一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長		大村 哲夫

## 〔2(7)ア-5〕地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

(防災危機管理課)

国土地理院と山口県は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)の趣旨にのっとり、国土地理院及び山口県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び山口県は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び山口県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び山口県は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び山口県は、この協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び山口県のいずれかが書面をもってこの協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月29日

茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省国土地理院  
院長 村上 広 史

山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 村岡 嗣 政

## 〔2(7)イ-1〕災害時における放置車両移動に関する覚書（県警察本部）

### 覚 書

山口県警察本部長（以下「甲」という。）及び社団法人日本自動車連盟中国本部山口支部長（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の3に規定する警察官の措置命令等（以下「警察官の措置命令等」という。）の権限行使に関し、下記のとおり了承する。

### 記

#### 第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の排除活動について、協力を要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所、及び災害の状況
- 2 通行妨害車両等の種別及び台数等
- 3 現場指揮官の官職及び氏名
- 4 連絡方法、その他必要な事項

#### 第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

#### 第3 費用

活動に関する費用については、乙の負担とする。

#### 第4 補償

乙が行う排除活動について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

また、排除活動に伴い乙の従業員が疾病又は負傷した場合についても、同様とする。

#### 第5 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この覚書は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年3月28日

甲 山口県警察本部長 篠 宮 隆

乙 社団法人日本自動車連盟  
中国本部山口支部長 久 光 彰

## 〔2(7)イ-2〕大規模災害時における応急対策業務に関する協定（監理課）

山口県（以下「甲」という。）と社団法人山口県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

（対象となる災害）

第3条 本協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 震度5以上の地震発生により、複数の市町の地域において大規模な災害が発生した場合。
- (2) 大津波により、複数の市町の地域において大規模な災害が発生した場合。
- (3) 甲において災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた大規模な風水害により、複数の市町の地域において大規模な災害が発生した場合。

2 前項に定める災害以外の災害が発生する恐れがある場合の公共土木施設のパトロール及び災害が発生した場合の応急対策業務の実施に関しては、別に、甲の出先機関と乙の支部において、協定を締結するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、前条の災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、第5条に定める対策業務の実施を文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（対策業務の内容）

第5条 この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における公共施設の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- (2) 大規模災害時における公共施設の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（対策業務の実施）

第6条 乙は、甲から第4条の規定により対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を甲に提供することにより対策業務の支援を行うものとする。

（対策業務の監督）

第7条 対策業務を行う施工業者は、現地に派遣された山口県土木建築部職員（以下「職員」という。）の指揮、監督に従い、業務を実施する。

2 対策業務の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき対策業務を実施する。

（報告）

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。

ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 対策業務に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

- (2) 対策業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項  
(経費の負担)

第9条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。

ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(契約の締結及び経費の支払い)

第10条 対策業務に係る工事請負契約の締結及び経費の支払いについては、対策業務を実施した場所を保管する土木建築事務所又は土木事務所と施行業者との間において処理するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づく業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、河川法（昭和39年法律第167号）第22条に定めるところによる。

(情報の提供)

第13条 乙及び施工業者は、諸活動中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。

ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成10年1月7日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年1月7日

甲 山口県  
山口県知事 二井 関 成

乙 社団法人 山口県建設業協会  
会 長 嶋 田 富士雄

## (社)山口県建設業協会災害対策協力本部設置要綱

社団法人 山口県建設業協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人山口県建設業協会災害対策協力本部（以下「協力本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定め、山口県と社団法人山口県建設業協会が締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）の円滑かつ適切な実施を図る。

(本部の設置)

第2条 社団法人山口県建設業協会は、次の各号に掲げる場合において会長が必要と認めたときは、協力本部を設置する。

- (1) 震度5以上の地震発生により、複数の市町の地域において大規模な災害が発生した場合。
- (2) 大津波により、複数の市町の地域において大規模な災害が発生した場合。
- (3) 山口県災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた大規模な風水害により、複数の市町の地域において大規模な災害が発生した場合。

(本部の組織)

第3条 協力本部の組織は、別表1のとおりとする。

- 2 本部長は、本部を統括し、所属部員及び職員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、協力本部の業務に従事する。

(本部会議)

第4条 協力本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、協定に定める災害応急対策業務に関する事項を協議し、その実施を推進する。
- 3 本部会議は、本部長、副本部長及び部員で構成する。
- 4 本部会議は、本部長が召集する。

(連絡責任者及び連絡系統)

第5条 災害対策に関する連絡責任者及び連絡系統は、別表2のとおりとする。

(事務局)

第6条 協力本部に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び所掌業務は、別表3のとおりとする。

(委任)

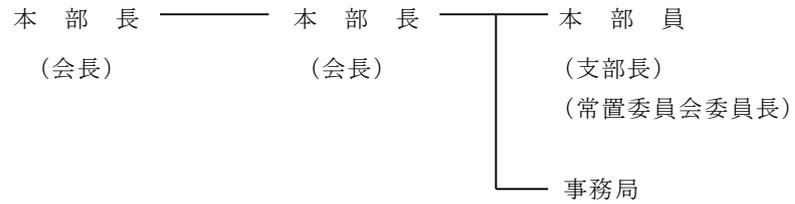
第7条 この要綱に定めるもののほか、協力本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成10年1月7日から施行する。

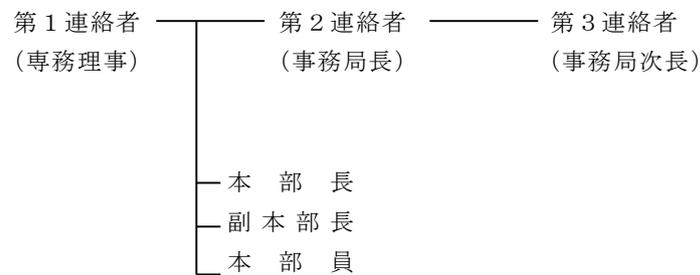
(別表 1)

(社) 山口県建設業協会災害対策協力本部組織



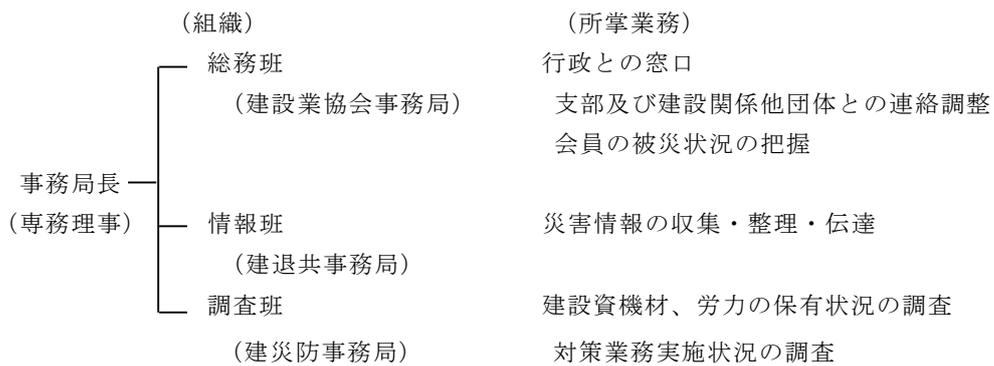
(別表 2)

(社) 山口県建設業協会災害対策連絡系統



(別表 3)

(社) 山口県建設業協会災害対策協力本部事務局



## 〔2(7)イ-3〕大規模災害時における災害対応業務の支援に関する協定 (技術管理課)

山口県（以下「甲」という。）と社団法人山口県測量設計業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する災害対応業務（以下「業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨、その他の異常な自然現象による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、甲の管理する公共土木施設が被災した場合において、施設を早期に復旧するため、乙の協力を得て、業務を円滑に実施することを目的とする。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の支援が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) その他必要な事項

(対象となる災害)

第3条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 震度5弱以上の地震又は津波により、大規模な災害が発生した場合
- (2) 大規模災害が発生し、甲において災害対策基本法(昭和36年法律223号)第23条第1項により山口県災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた場合

(支援の要請)

第4条 甲は、前条の災害が発生した場合において、必要と認めるときは、乙に対して、次条に定める業務の支援を書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

2 通信手段の途絶等のため、甲から乙へ支援の要請が出来ない場合は、甲は乙の会員に直接要請できるものとする。

(業務の内容)

第5条 この協定により、甲が乙に支援を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災概要把握業務（災害の終息直後において、公共土木施設の被災の有無及びその程度を把握する業務をいう。）
- (2) 災害箇所調査業務（甲が行う国への災害報告のため、被災した施設の位置を特定し、施設の被災状況を調査する業務をいう。）
- (3) 応急工事のために必要となる測量、調査及び設計業務
- (4) その他、(1)から(3)の業務に関連する業務であって、甲が特に乙の支援が必要と認める業務

(支援の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定により、業務の支援の要請があったときは、書面により承諾したうえで、業務の支援（以下「支援業務」という。）を行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で回答し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(報告)

第7条 乙は、支援業務を行った場合は、甲に対して書面により支援業務の内容を報告するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 支援業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項に係る経費の算出方法については、甲が別に定めた基準によるものとする。

(契約の締結及び経費の支払い)

第9条 支援業務に係る委託契約の締結及び経費の支払いについては、支援業務の対象となった公共土木施設を所管する出先機関と支援業務にあたった乙の会員との間において速やかに処理するものとする。

(損害の負担)

第10条 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は派遣した技術者並びに各種資機材等に損害が生じた場合においては、乙又は乙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲又は出先機関の長に報告し、その措置については、甲又は出先機関の長と、乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成24年3月15日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

甲 山口県  
山口県知事 二井 関 成

乙 社団法人山口県測量設計業協会  
会 長 伊藤 輝 泰

## 〔2(7)イ-4〕大規模災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定 (技術管理課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県地質調査業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する災害応急対策業務（以下「業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等（以下「大規模災害」という。）が発生し、甲の管理する公共土木施設または工事中の施設等（以下「対象施設」という。）が被災した場合において、対象施設を早期に復旧するため、乙の協力を得て、業務を円滑に実施することを目的とする。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の支援が迅速かつ効果的に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) その他必要な事項

(業務の対象)

第3条 この協定の業務は次の場合に行うものとする。

- (1) 震度5弱以上の地震が発生し、対象施設が被災した場合あるいは被災する恐れのある場合
- (2) 大規模災害が発生し、甲において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項により山口県災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた場合

(支接の要請)

第4条 甲は、前条の災害が発生した場合において、必要と認めたときは、乙に対して、次条に定める業務の支援を書面により要請するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を交付するものとする。

2 通信手段の途絶等のため、甲から乙へ支援の要請が出来ない場合は、甲は乙の会員に直接要請できるものとする。

(業務の内容)

第5条 この協定により、甲が乙に支援を要請する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設の被災の有無並びにその程度を把握するための位置の特定、点検及び調査
- (2) 対象施設の応急工事のために必要となる地質調査に関する現地踏査、原位置・室内試験、分析、解析、評価及び設計等
- (3) その他、(1)または(2)の業務に関連する業務であって、甲が特に乙の支援が必要と認める業務

(支援の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定により、業務の支援の要請があったときは、書面により承諾したうえで、業務の支援（以下「支援業務」という。）を行うものとする。ただし、緊急を要す

る時は、口頭で回答し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(報告)

第7条 乙は、支援業務を行った場合は、甲に対して書面により支援業務の内容を報告するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 支援業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項に係る経費の算出方法については、甲が別に定めた基準によるものとする。

(契約の締結及び経費の支払い)

第9条 支援業務に係る委託契約の締結及び経費の支払いについては、支援業務の対象となった対象施設を所管する出先機関と支援業務にあたった乙の会員との間において速やかに処理するものとする。

(損害の負担)

第10条 支援業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は派遣した技術者並びに各種資機材等に損害が生じた場合においては、乙又は乙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲又は出先機関の長に報告し、その措置については、甲又は出先機関の長と、乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意志表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、令和7年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月24日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 山口県地質調査業協会  
会長 鶴田 泰徳

## 〔2(7)イ-5〕 災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における電気設備、電気器具及び配線（以下「電気設備等」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設のうち、災害対策上速やかな電気設備等の機能の確保及び復旧が必要となる施設に関し、甲が乙に対して行う電気設備等の応急対策に係る業務（以下「業務」という。）の実施の要請について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の実施の要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、「電気設備等の応急対策業務要請書」（別記様式第1号）（次項において「文書」という。）によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭により要請を行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害時における電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検

(2) 災害時における電気設備等の応急措置及び応急復旧工事

(3) その他甲が特に必要と認める業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙の組合員に業務を実施させるものとする。

2 乙は、業務の実施にあたっては、甲が選任する電気主任技術者の了解を得なければならない。

(業務の報告)

第5条 乙は、業務を実施したときは、その旨を甲に対して報告するものとする。この場合において、第3条第1号に掲げる業務の内容については「災害情報等連絡票」（別記様式第2号）により、同条第2号及び第3号に掲げる業務の内容については「電気設備等の応急対策業務に係る完了報告書」（別記様式第3号）により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1号に掲げる業務の内容の実施に要する費用については当該業務を実施する乙の組合員が、同条第2号及び第3号に掲げる業務の内容の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙協議して定めるものとする。

(事故の補償等)

第7条 乙は、業務の実施中に乙の組合員が負傷又は死亡した場合には、「事故報告書」（別記様式第4号）により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害に対する補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 業務の実施により甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第2条第1項の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めた名簿を作成し、その名簿を交換するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、その有効期間は、1年間とする。ただし、甲又は乙から別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 乙又は乙の組合員が、第2条第1項の規定による要請によらず、甲と別に締結した契約等に基づき業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月23日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡嗣政

乙 山口市中央二丁目4番5号  
山口県電気工事工業組合  
代表理事 前村隆規

電気設備等の応急対策業務要請書

第 号  
年 月 日

山口県電気工事工業組合代表理事 様

山口県知事 印

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第2条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 被害状況

3 必要とする対策

4 連絡責任者及び電気主任技術者

連絡責任者	電気主任技術者

災害情報等連絡票

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県電気工事工業組合

代表理事 ○○○○○ 印

日 時	月 日 時 分現在
支 部 名	
組 合 員	
報 告 者 指 名	
連 絡 先	

災害発生箇所等	被害状況 (現状、今後の被害拡大の見通し等)	備 考

電気設備等の応急対策業務に係る完了報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県電気工事工業組合

代表理事 ○○○○○ 印

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
  - (1) 施設の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 応急対策の内容
  
- 2 組合員の要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
  - (1) 組合員名
  - (2) 人員
  - (3) 期間
  - (4) 資機材等の種類及び数量等
  
- 3 工事見積書(内訳書)
  
- 4 工事図面
  
- 5 その他必要な事項

別記様式第4号(第7条関係)

事 故 報 告 書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県電気工事工業組合

代表理事 ○○○○○ 印

平成 年 月 日付け電気設備等の応急対策業務要請書に係る業務の実施において、別添のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 添

傷 病 ・ 死 亡 者 の 状 況

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤 務 先			
傷 病 名		程 度	重傷・中等症・軽傷		
外 来・入 院 ( 年 月 日 )	診 療 医 療 機 関 名				
受 傷 ( 発 病 ) 日 時	年	月	日	午前・午後	時 分
受 傷 ( 発 病 ) 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年	月	日	午前・午後	時 分
死 亡 場 所					
受 傷 ・ 発 病 ・ 死 亡 時 の 状 況					

## 〔2(7)イ-6〕 災害時における電気設備の応急対策に関する協定

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県電業協会（以下「乙」という。）は、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びその他事故等が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設のうち、災害対策上速やかな機能の確保及び復旧が必要となる施設の建築電気設備（以下「電気設備」という。）の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策の内容）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 電気設備に関する被害の調査及び点検
- (2) 電気設備に関する機能不良箇所の応急復旧工事（使用上支障のない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。）
- (3) その他甲が特に必要と認める応急対策

（応急対策の要請）

第3条 甲は、応急対策を乙に要請する場合は、「応急対策要請書」（別紙様式1）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地
- (2) 被害の状況
- (3) 前条第3号に掲げる応急対策の内容
- (4) 連絡責任者及び第1号の施設について専任された電気主任技術者

（乙の責務）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに所属会員のうち応急対策に協力する会員（以下「協力会員」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 乙は、応急対策の実施にあたり、当該工事の現場に現場代理人、電気主任技術者及び電気保安技術者を配置する。

3 乙は、所属会員の連絡網を毎年6月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別紙様式2）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合、電話又は口頭により報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
- (2) 協力会員の名称、要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
- (3) 工事見積書
- (4) 工事図面
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 第2条第1号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については当該応急対策を実施する乙の協力会員が、同条第2号及び第3号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害時の直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(事故等の補償等)

第7条 乙は、応急対策の実施中に乙の協力会員の従事者が負傷又は死亡した場合には、「事故報告書」(別紙様式第3号)により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害に対する補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 応急対策の実施により、乙の協力会員が甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(連絡担当窓口)

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡担当窓口を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年10月30日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡嗣政

乙 山口市小郡下郷793番地の3  
一般社団法人 山口県電業協会  
会長 古谷伸一

応 急 対 策 要 請 書

第 号  
年 月 日

一般社団法人山口県電業協会長 様

山口県知事 印

年 月 日付けで締結した災害時における電気設備の応急対策に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 被害状況

3 必要とする対策

4 連絡責任者及び電気主任技術者

連絡責任者	電気主任技術者

応急対策実施報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人山口県電業協会

会 長 ○○○○○印

年 月 日付けで締結した災害時における電気設備の応急対策に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
  - (1) 施設の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 応急対策の内容
  
- 2 協力会員の要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
  - (1) 協力会員名
  - (2) 人員
  - (3) 期間
  - (4) 資機材等の種類及び数量等
  
- 3 工事見積書(内訳書)
  
- 4 工事図面
  
- 5 その他必要な事項

事 故 報 告 書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人山口県電業協会

会 長 ○○○○○印

年 月 日付け応急対策要請書に係る業務の実施において、別添のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 添

傷 病 ・ 死 亡 者 の 状 況

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重傷・中等症・軽傷		
外来・入院（年月日）		診療医療機関名			
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

## 〔2(7)イ-7〕 災害時における応急対策業務に関する協定（防災危機管理課）

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国クレーン建設業協会山口支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合における災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における、救助・救出及び緊急道路啓開等災害応急対策業務の実施に際し、建築物等の崩壊、倒壊、損壊に伴う障害物の除去について、甲が乙に協力を要請するにあたっての必要事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、障害物の除去について、応急対策業務を実施する関係機関（以下「関係機関」という。）からあつせんの求めがあつたときは、乙の会員が保有する移動式クレーン及び運転士の派遣による応急対策業務（以下「業務」という。）の実施について、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による暇がないときは、乙に対し口頭により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項に規定する文書は、別記様式第1号とする。

（実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに乙の会員に業務を実施させるものとする。

2 乙の会員は関係機関の指揮、監督に従い、業務を実施する。

3 乙の会員は、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）その他の法令を遵守し、二次災害の防止に努める。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

5 前項の規定による文書は、別記様式第2号とする。

（費用負担）

第4条 乙の会員が業務の実施に要した費用は、関係機関が負担するものとする。

2 前項の費用の算出については、関係機関及び乙の会員が協議して決定する。

（事故）

第5条 乙は、業務の実施にあつて事故のあつたときは、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

2 前項の規定による文書は、別記様式第3号とする。

（損害の負担）

第6条 第3条の規定により、生じた損害の負担は、関係機関、乙の会員が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づき、乙の会員が実施する業務に従事した者（以下、「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡先等の報告）

第8条 甲及び乙は、協定の締結後、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

報告の内容に変更があつたときも同様とする。

（人員の編成等の報告）

第9条 乙は、協定の締結後、業務に係る人員の編成及び移動式クレーンの数量について、甲に報告するものとする。報告の内容に変更があつたときも同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに甲又は乙から別段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 6 月 23 日

甲 山口市滝町 1 番 1 号  
山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 玖珂郡和木町和木 5 丁目 1 番 35 号  
一般社団法人全国クレーン建設業協会山口支部  
支部長 与 田 眞 矢 尚

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人 全国クレーン建設業協会  
山口支部長 様

山口県知事  
(担当者 )  
TEL

災害応急対策に必要な移動式クレーンの派遣について

災害時における応急対策に関する協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請する。

1 災害の状況及び応援を要請する事由

2 応援要請機関及び連絡先

3 応援を必要とする期間

4 その他

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人全国クレーン建設業協会

山口支部長

業務実施報告書

1 業務を実施した事業者名

2 派遣した移動式クレーンの台数及び人員の氏名

3 その他

様式第3号（第5条関係）

平成 年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人全国クレーン建設業協会

山口支部長

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までににおける災害時の〇〇に  
係る業務において、別紙のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 紙

傷 病・死 亡 者 の 状 況

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤 務 先			
傷 病 名		程 度	重傷・中等症・軽症		
外来・入院 (年 月 日)	診療医療機関名				
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受 死 傷 ・ 発 病 亡 時 の 状 況					

## 〔2(7)イ-8〕 災害時における機械設備の応急対策に関する協定

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県管工事工業協同組合（以下「乙」という。）は、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びその他事故等が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設のうち、災害対策上速やかな機能の確保及び復旧が必要となる施設の建築機械設備（以下「機械設備」という。）の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応急対策の内容)

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 機械設備に関する被害の調査及び点検
- (2) 機械設備に関する機能不良箇所の応急復旧工事（使用上支障のない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。）
- (3) その他甲が特に必要と認める応急対策

(応急対策の要請)

第3条 甲は、応急対策を乙に要請する場合は、「応急対策要請書」（別紙様式1）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地
- (2) 被害の状況
- (3) 前条第3号に掲げる応急対策の内容
- (4) 現地連絡責任者

(乙の責務)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに所属組合員のうち応急対策に協力する組合員（以下「協力組合員」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて応急対策を実施するものとする。

- 2 乙は、応急対策の実施にあたり、当該工事の現場に現場代理人、主任技術者を配置する。
- 3 乙は、所属組合員の連絡網を毎年6月末日までに、甲に対して報告するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙は、応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別紙様式2）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合、電話又は口頭により報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
- (2) 協力組合員の名称、要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
- (3) 工事見積書
- (4) 工事図面
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第2条第1号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については当該応急対策を実施する乙の協力組合員が、同条第2号及び第3号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害時の直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(事故等の補償等)

第7条 乙は、応急対策の実施中に乙の協力組合員の従事者が負傷又は死亡した場合には、「事故報告書」(別紙様式第3号)により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害に対する補償については、乙の協力組合員の責任において行うものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 応急対策の実施により、乙の協力組合員が甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の協力組合員の責任において行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(連絡担当窓口)

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡担当窓口を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年11月30日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡嗣政

乙 山口市吉敷下東二丁目1番3号  
山口県管工事工業協同組合  
代表理事 弘田壽男

応 急 対 策 要 請 書

第 号  
年 月 日

山口県管工事工業協同組合代表理事 様

山口県知事



平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日付けで締結した災害時における機械設備の応急対策に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 被害状況

3 必要とする対策

4 連絡責任者


応急対策実施報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県管工事工業協同組合

代表理事 ○○○○○印

平成28年11月30日付けで締結した災害時における機械設備の応急対策に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
  - (1) 施設の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 応急対策の内容
  
- 2 協力組合員の要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
  - (1) 協力組合員
  - (2) 人員
  - (3) 期間
  - (4) 資機材等の種類及び数量等
  
- 3 工事見積書(内訳書)
  
- 4 工事図面
  
- 5 その他必要な事項

事 故 報 告 書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県管工事工業協同組合

代表理事 ○○○○○印

年 月 日付け応急対策要請書に係る業務の実施において、別添のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 添

傷 病 ・ 死 亡 者 の 状 況

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重傷・中等症・軽傷		
外来・入院（年月日）		診療医療機関名			
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

## [2(7)イ-9] 漁港の大規模災害時における応急対策業務に関する協定

(漁港漁場整備課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県漁港建設協会（以下「乙」という。）は、甲又は市町（以下「丙」という。）が管理する漁港で大規模災害が発生した場合において、甲が乙に対し支援を要請する災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨、その他の異常な自然現象による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、甲又は丙が管理する漁港の公共土木施設（以下「施設」という。）が被災した場合において、施設を早期に復旧するため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(情報の交換)

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要な事項

(対象となる災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 震度5弱以上の地震発生により、大規模な災害が発生した場合
- (2) 津波により、大規模な災害が発生した場合
- (3) 甲において災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた大規模な風水害により、大規模な災害が発生した場合

(支援の要請)

第4条 甲は、前条の災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認めるとき又は丙が甲に支援を要請したときは、乙に対して、次条に定める対策業務の実施を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 通信手段の途絶等のため、甲から乙への支援の要請が出来ない場合は、甲は乙の会員に直接要請できるものとする。

(対策業務の内容)

第5条 この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における施設の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- (2) 大規模災害時における施設の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う船舶の航行確保又は道路交通確保のための障害物の除去
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(対策業務の実施)

第6条 乙は、甲から第4条の規定により対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する建設資機材及び労力を、施設を管理する甲又は丙（以下「漁港管理者」という。）に提供することにより対策業務の支援を行うものとする。

(対策業務の監督)

第7条 対策業務を行う施工業者は、現地に派遣された漁港管理者の職員（以下「職員」という。）の指揮、監督に従い、業務を実施する。

2 対策業務の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき対策業務を実施する。

(報告)

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 対策業務に従事した施工業者名

- (2) 対策業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項

2 甲は、丙の管理する施設に関する報告を乙から受けた時は、丙に対し、その内容を速やかに提供するものとする。

(経費の負担)

第9条 対策業務に要する費用は、漁港管理者が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時における漁港管理者の積算基準によるものとする。

(契約の締結及び経費の支払い)

第10条 対策業務に係る工事請負契約の締結及び経費の支払いについては、漁港管理者と施工業者との間において処理するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定による対策業務により生じた損害額の負担は、漁港管理者と乙が協議して処理するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づく業務に従事した者（以下「従事者」という。）が対策業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第13条 乙及び施工業者は、諸活動中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に漁港管理者に提供するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、締結日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が何らの意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は令和4年2月3日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月3日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 山口県漁港建設協会  
会長 黒瀬 正

## 〔2(7)イ-10〕 災害時における県有建築施設の応急対策に係る協定

(防災危機管理課・住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県建築協会（以下「乙」という。）は、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びその他事故等が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設のうち、災害対策上速やかな機能の確保及び復旧が必要となる施設並びに山口県営住宅、山口県営改良住宅及び山口県営特定公共賃貸住宅の施設（建築電気設備及び建築機械設備を除く。以下「建築施設」と総称する。）の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策の内容）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 建築施設に関する被害の調査及び点検
- (2) 建築施設に関する機能不良箇所の応急復旧工事（使用上支障のない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。）
- (3) その他甲が特に必要と認める応急対策

（応急対策の要請）

第3条 甲は、応急対策を乙に要請する場合は、「応急対策要請書」（別紙様式1）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地
- (2) 被害の状況
- (3) 前条第3号に掲げる応急対策の内容
- (4) 現地連絡責任者

（乙の責務）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに所属会員のうち応急対策に協力する会員（以下「協力会員」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 乙は、応急対策の実施にあたり、当該工事の現場に現場代理人、主任技術者を配置する。

3 乙は、協力会員の連絡網を毎年6月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別紙様式2）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合、電話又は口頭により報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
- (2) 協力会員の名称、要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
- (3) 工事見積書
- (4) 工事図面
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 第2条第1号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については当該応急対策を実施する乙の協力会員が、同条第2号及び第3号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害時の直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(事故等の補償等)

第7条 乙は、応急対策の実施中に乙の協力会員の従事者が負傷又は死亡した場合には、「事故報告書」(別紙様式第3号)により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害に対する補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 応急対策の実施により、乙の協力会員が甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(連絡担当窓口)

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡担当窓口を定めておくものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年10月18日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣 政

乙 山口市中央4丁目5番16号  
一般社団法人山口県建築協会  
会 長 中 山 統 夫

応急対策要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人山口県建築協会長 様

山口県知事



平成29年10月18日付けで締結した災害時における県有建築施設の応急対策に係る協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 被害状況

3 必要とする対策

4 連絡責任者


応急対策実施報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人山口県建築協会

会 長 ○○○○○印

平成29年10月18日付けで締結した災害時における県有建築施設の応急対策に係る協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
  - (1) 施設の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 応急対策の内容
  
- 2 協力会員の要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
  - (1) 協力会員名
  - (2) 人員
  - (3) 期間
  - (4) 資機材等の種類及び数量等
  
- 3 工事見積書(内訳書)
  
- 4 工事図面
  
- 5 その他必要な事項

事 故 報 告 書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人山口県建築協会

会 長 ○○○○○印

平成29年10月18日付け応急対策要請書に係る業務の実施において、  
別添のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 添

傷 病 ・ 死 亡 者 の 状 況

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重傷・中等症・軽傷		
外来・入院（年 月 日）	診療医療機関名				
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

## 〔2(7)イ-11〕 災害時等における連携に関する基本協定

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、相互に連携して対応にあたることに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等における停電復旧の連携等に関して、甲と乙との協力事項について定めるものとする。

(連携内容)

第2条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとし、自らが行う業務に支障のない範囲で相互に支援及び協力を行うものとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時等においては、停電情報等必要な情報の共有を図るものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時等において甲が行う電力設備への対応を要する災害応急対策又は乙が行う停電復旧作業等のために必要と認められるときは、相互に復旧作業の支援及び障害物除去作業等の協力を要請できるものとする。
- (3) 甲及び乙は、災害時等において優先して停電の復旧又は仮復旧が必要な施設について、情報を共有するものとする。
- (4) 甲及び乙は、災害時等に必要となる活動拠点について、相互に協力を要請できるものとする。
- (5) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第3条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、次項に定める場合を除き、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、原則として甲乙の協議により同意が得られた場合に限り、災害応急対策等のために必要な範囲内で、この協定に基づく業務を通じて知り得た秘密情報を第三者に開示することができるものとする。

(安全管理)

第5条 この協定に基づく業務の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期 間)

第6条 この協定は、令和4年3月31日までの間効力を有する。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申し出がない場合には、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(中国電力ネットワーク株式会社の協力)

第7条 乙は、この協定に定める電力の早期復旧にあたり中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力NW」という。）と協働してこれを実施することとし、この場合、乙の責任においてこの協定の内容を中国電力NWに遵守させるものとする。

- 2 甲は、乙がこの協定の履行のために必要な範囲内で、この協定及びこの協定に関して別途締結する覚書等

に基づいて知り得た情報を中国電力NWに開示することに同意するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害時等における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等（この協定の締結日以降に締結するものを含む。）を妨げるものではない。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月17日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣 政

乙 広島市中区小町4番33号  
中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂

## 〔2(7)イ-12〕 災害時等における連携に関する基本協定

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社山口支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、相互に連携して対応にあたることに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等における通信障害復旧の連携等に関して、甲と乙との協力事項について定めるものとする。

(連携内容)

第2条 甲及び乙が連携する内容は次の各号のとおりとし、自らが行う業務に支障のない範囲で相互に支援及び協力を行うものとする。

- (1) 甲及び乙は、平時から連絡体制を確立し、災害時等においては、通信障害の発生情報等必要な情報の共有を図るものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時等において甲が行う通信設備への対応を要する災害応急対策又は乙が行う通信障害復旧作業等のために必要と認められるときは、相互に復旧作業の支援及び障害物除去作業等の協力を要請できるものとする。
- (3) 甲及び乙は、災害時等において優先して通信障害の復旧又は仮復旧が必要な施設について、情報を共有するものとする。
- (4) 甲及び乙は、災害時等に必要となる活動拠点について、相互に協力を要請できるものとする。
- (5) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第3条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、次項に定める場合を除き、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、原則として甲乙の協議により同意が得られた場合に限り、災害応急対策等のために必要な範囲内で、この協定に基づく業務を通じて知り得た秘密情報を第三者に開示することができるものとする。

(安全管理)

第5条 この協定に基づく業務の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(期 間)

第6条 この協定は、令和4年3月31日までの間効力を有する。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申し出がない場合には、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、災害時等における連携に関し、甲及び乙が他の団体と別途締結している協定等（この協定の締結日以降に締結するものを含む。）を妨げるものではない。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月25日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣 政

乙 山口市熊野町4番5号  
西日本電信電話株式会社  
山口支店長 中川 健 一

## 〔2(7)ウ-1〕 災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等 支援に関する協定

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県石油商業組合（以下「乙」という。）との間に、災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関し、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における石油類燃料の確保及び交通の途絶により帰宅が困難になり徒歩により帰宅する者又は避難等のため徒歩で移動する者（以下「徒歩帰宅者等」という。）への支援について必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 山口県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(協力の内容)

第3条 甲が乙に要請する協力は、石油類燃料の優先的な供給とする。

2 乙の組合員は、災害時において、必要があると認められる場合は、運営する給油所において、次に掲げる事項を自主的に可能な範囲において実施するものとする。

- (1) 徒歩帰宅者等に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- (2) 徒歩帰宅者等に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

(要請の方法)

第4条 前条第1項の要請は文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(費用負担)

第5条 第3条第1項の協力を要する費用は、甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた市町が負担するものとし、その費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

(協議)

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

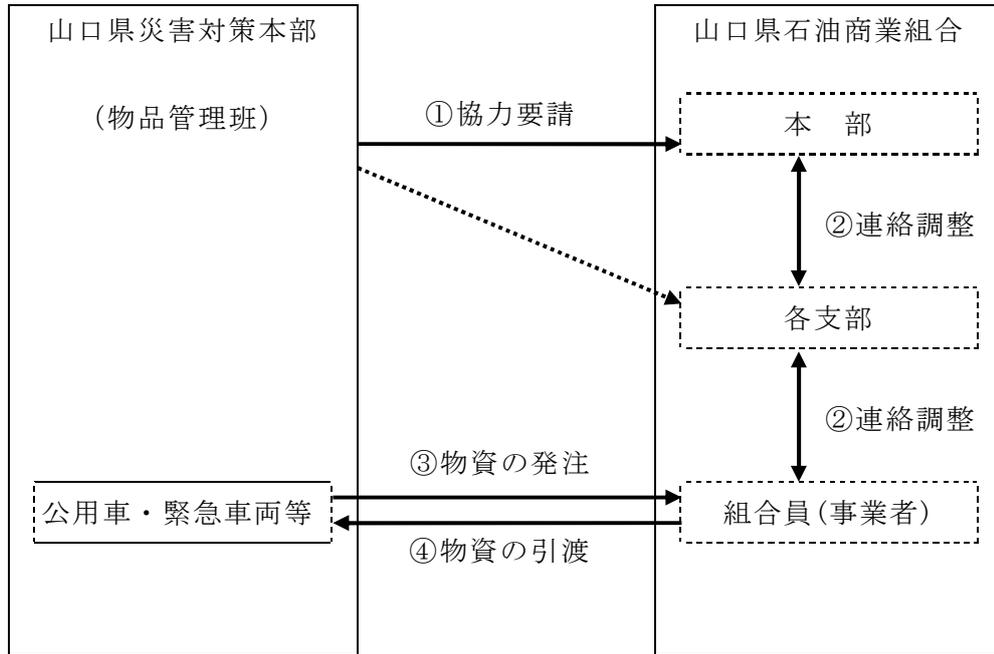
以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月23日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 二井 関 成

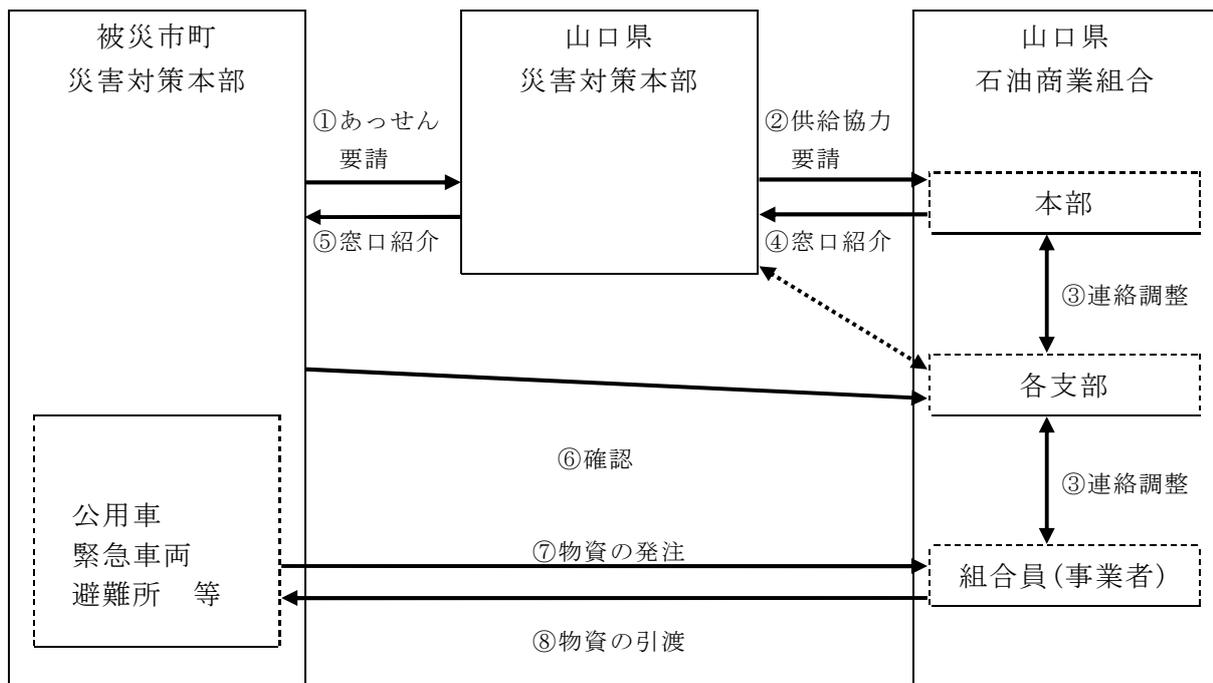
乙 山口県山口市小郡高砂町3番地10  
山口県石油商業組合  
理事長 塔 野 毅

○県が使用する石油類燃料の確保のための要請フロー



- ※ 点線は組合本部と連絡が取れない場合。
- ※ 費用負担についての協議は、県と組合本部で行う。

○被災市町から要請があった場合の要請フロー



- ※ 点線は組合本部と連絡が取れない場合。
- ※ 費用負担についての協議は、市町と組合支部で行う。

## [2(7)ウ-2]災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

(防災危機管理課)

山口県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において共有し有効に運用すべく、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、地震・風水害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、非定形的な燃料供給に政府が関与する場合において、その枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

(大規模災害)

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行った災害をいう。

(重要施設)

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

(重要施設の設備等情報)

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性の確保に努めるものとする。

(設備等情報の追加・変更)

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

(設備等情報の更新)

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の展開・共有)

第7条 乙は、甲から提供された設備等情報を、乙の会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び乙の会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 甲は、乙が資源エネルギー庁から、政府の大規模災害時対応計画の策定並びに災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、これを資源エネルギー庁に提供することについて同意する。

(設備等情報の管理)

第8条 乙及び乙の会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(設備等情報の利用)

第9条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされ、政府が関与して非定形的な燃料供給が実施されることとなった場合、並びにそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練に利用するものとし、乙及び乙の会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用又は流用しないものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法に基づく政府関与の制度が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月25日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山 口 県  
総 務 部 長 渡邊 繁樹

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
石 油 連 盟  
専 務 理 事 奥田 真弥

## 〔2(7)エ-1〕 災害時における地域の安全確保のための警備業務 に関する協定 (防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時における地域安全の確保等に係る警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が緊急かつ優先的に実施すべき警備業務に関し必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施することによって、地域安全の確保に資することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、甲が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる規模の災害とする。

（警備業務の内容）

第3条 甲の要請に基づき乙が調整を行う警備業務は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項に定める警備業務のうち、次の警備業務（以下「当該業務」という。）とする。

- (1) 緊急交通路の確保等のための交通誘導業務
- (2) 廃棄物仮置場出入口等の誘導整理を行う業務
- (3) 避難所等における犯罪防止等のための業務
- (4) その他甲において必要と認める業務

（業務の要請等）

第4条 甲は、第2条の災害が発生した場合において、乙に対し協力を要請することを決定した時は、第3条に定める当該業務の内容及び日時、場所、必要人員並びに従事期間を特定し、山口県警察と協議のうえ、乙に対して当該業務実施に関する調整を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受諾したときは、遅滞なく乙の会員事業者と当該業務の実施に向けた調整を行うものとする。

2 乙との調整により当該業務を受託した会員事業者又は共同事業者（以下、「受託警備業者等」という。）は、本協定の目的に沿って、自社に所属する警備員を甲が指定する場所に出動させ（この場合の警備員を「出動警備員」という。以下同じ。）、当該業務に従事させるものとする。

（契約の締結等）

第6条 受託警備業者等は、当該業務の開始までに、警備業法の定めるところにより、甲又は甲の要請に基づき役務の提供を受ける者（以下「受益者」という。）に対し契約書面を交付するなど、契約に必要な手続きを適正に履行するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請により受託警備業者等が実施する当該業務に要する費用は、甲又は受益者が負担する。

2 当該費用は、甲又は受益者が、役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、契約締結時に関係者が協議して決定するものとする。

(出動警備員に対する補償)

第8条 この協定に基づく警備業務の実施に関し、出動警備員が死亡又は負傷した場合の補償は、労働災害関係法令に基づいて支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 この協定に基づく当該業務の実施に関し、第三者に与えた損害の賠償は、甲がその責を負うものとする。ただし、この協定に基づく当該業務の実施に関し、出動警備員の責により第三者に損害を与えた場合は、当該業務を受託した警備業者等がその責を負うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、協定を締結した日から適用する。

2 平成9年6月5日に山口県警察本部長と乙との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」は、協定を締結した日限り、廃止する。

以上の協定締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月17日

甲 山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

乙 一般社団法人山口県警備業協会

会 長 豊 島 貴 子

## 〔2(7)エー2〕災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書 (物品管理課)

山口県（以下「甲」という。）と社団法人山口県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合の物資等の緊急・救援輸送等に関する協定を、次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資等の緊急・救援輸送等の要請に関する必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対し、トラック等による緊急輸送を要請することができるものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに、乙に対し文書を交付するものとする。

3 甲は、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を要請することができる。

(トラック等の種類)

第3条 甲が乙に提供を要請するトラック等は、次に掲げるもののうち、乙の会員事業者が保有するものとする。

- (1) トラック
- (2) トレーラー
- (3) 霊柩自動車
- (4) その他甲が指定する車両

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、通常業務に優先してその要請事項を実施するための措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を速やかに、甲に報告（様式第2号）するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条の要請に基づき、乙がトラック等の提供に要した費用（運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料等の実費負担額）及び物流専門家派遣に要した費用については、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生直前における地域の事業者の所管行政庁に届け出ている運賃、料金を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第6条 乙は、会員事業者が要した前条第1項の費用について、実費弁済請求書（様式第3号）を取りまとめて甲に提出し、甲は各請求書に基づいて速やかに、乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供したトラック等が故障その他の理由により運行できなくなったときは、当該トラック等を交換してその提供を継続しなければならないものとする。

2 会員事業者は、提供したトラック等の運行に際し、傷病又は死亡事故が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を報告（様式第4号）しなければならない。

(補償)

第8条 第2条の要請に基づき緊急輸送に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、次に掲げる場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月20日山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

- (1) 応急に従事する者の、故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙及び応援に従事する者が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 補償の支給を行う原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては会計管理局物品管理課長、乙においては社団法人山口県トラック協会専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は平成21年3月23日から、その効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月23日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 二井 関 成

乙 山口県山口市宝町2番84号  
社団法人山口県トラック協会  
会 長 三 浦 克 己

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（社）山口県トラック協会長 様

山口県知事  
（担当者 　　　　　）  
TEL

災害応急対策に必要なトラック等の提供について（依頼）

災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおりトラック等の提供を要請する。

1 災害の状況及び提供を要請する理由

2 提供車両数

3 輸送先

4 輸送物資の集荷場所

5 輸送物資の種類、数量等

\* 口頭で要請する場合は、この様式に準じて行う。



年 月 日

実 費 弁 済 請 求 書

山 口 県 知 事 様

氏名又は名称

住 所

(銀行口座)

緊急輸送の要請を受け、これを実施しましたので、下記の金額を請求します。

金 円也

(算出基礎)

輸 送 年月日	輸送区間 (距離)	使 用 車 両	品 名	輸 送 トン数	トラック 運 賃	諸料金 (含実費)	請求額

請求額には、消費税を含む。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

山 口 県 知 事 様

住 所  
氏 名

印

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の緊急輸送において、別紙のとおり

傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 紙

傷 病・死 亡 者 の 状 況

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤 務 先			
傷 病 名		程 度	重傷・中等症・軽症		
外来・入院 (年 月 日)	診療医療機関名				
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受 死 傷 ・ 発 病 亡 時 の 状 況					

## 〔2(7)エー3〕災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書 (防災危機管理課、交通政策課、水産振興課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県水難救済会、山口県旅客船協会、関門地区旅客船協会（以下、「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の船舶による緊急輸送等の災害応急対策に関する協定を、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送等の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対し緊急輸送等の協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書（様式第1号）により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) 救助部隊等の輸送業務
- (3) 食料品など生活必需品等の輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (5) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、その会員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

2 前項の会員は、別に定める名簿のとおりとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用（実費負担額）は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙の会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、文書（様式第3号）により、乙を経由して、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、提供した船舶等が故障その他の理由により運航できなくなったときは、当該船舶等を交換してその業務を継続するよう努めるものとする。

2 会員は、提供した船舶等の運航に際し、傷病又は死亡事故が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第4号）により報告しなければならない。

（補償）

第9条 甲は、第2条の規定に基づき緊急輸送に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、次に掲げる場合を除き、災害に

際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償に関する条例（昭和38年3月20日山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

（1）応急対策に従事する者の、故意又は重大な過失による場合

（2）乙及び応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（3）補償の支給を行う原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

（緊急連絡表の提出）

第10条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急時連絡表（様式第5号）を毎年1回甲に提出するものとする。

2 前項の規定は、年度途中に異動等があった場合についても準用する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を4通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年2月10日

山口県山口市滝町1丁目1番地  
山口県  
山口県知事 二井 関成

山口県下関市伊崎町1-4-24  
山口県水難救済会  
会長 田中 傳

山口県柳井市大字柳井134-6  
山口県旅客船協会  
会長 清水 聖

福岡県博多区博多駅東2-10-13  
関門地区旅客船協会  
会長 米田 真一郎

〇〇〇〇〇会長  
〇〇 〇〇様

山口県知事 二井 関成

船舶による緊急輸送等への協力要請について

このことについて、船舶による緊急輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者・救助部隊等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 その他の応急対策業務

第 号  
年 月 日

山口県知事 二井 関成 様

〇〇〇〇〇会長  
〇〇 〇〇

船舶による緊急輸送等の実施状況の報告について

このことについて、船舶による緊急輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者・救助部隊等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 物資・資機材等の輸送業務

輸送業務完了日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人数	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

実 費 弁 済 請 求 書

山口県知事 二井 関成 様

住 所

氏名又は名称

(銀行口座)

緊急輸送の要請を受け、これを実施しましたので、下記の金額を請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

(算出基礎)

輸 送 年 月 日	輸送区間	輸送内容 (人員) (物資)	数量 (人) (t)	運賃 (含実費)	請求額 (円)
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				
	地先から 地先まで				

※請求額には、消費税を含む。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

山口県知事 二井 関成 様

住 所

氏 名 印

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の緊急輸送において、別紙のとおり  
傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 紙

傷 病・死 亡 者 の 状 況

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤 務 先			
傷病名		程 度	重傷・中等症・軽症		
外来・入院 (年 月 日)	診 療 医 療 機 関 名				
受 傷 (発病) 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受 傷 (発病) 場 所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受 死 傷・発 病 亡 時 の 状 況					

## 〔2(7)エー4〕災害発生時等の物資の保管等に関する協定書（防災危機管理課）

山口県（以下「甲」という。）と山口県倉庫協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急・救援輸送に係る物資（以下「物資」という。）の搬入、仕分け、保管、搬出等（以下「保管等」という。）に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の保管等の要請に関する必要事項を定めるものとする。

（物資の保管及び物流専門家の派遣に関する要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に必要なと認めるときは、文書（様式第1号）により乙に対し物資の保管等を要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、前項に掲げる措置の他、物資の保管等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、文書（様式第2号）により乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又は関係市町等への派遣を要請する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は前2項の規定による甲の要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等又は物流専門家の派遣を行う。

（保管倉庫（場所）の選定及び報告）

第3条 乙は、前条第1項の要請に対し、災害時において優先的に活用を検討する倉庫としてあらかじめ指定する別表の倉庫の中から保管倉庫（施設）を選定し、甲に対して速やかに文書（様式第3号）により報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前条第2項の要請に対し、その措置状況について、甲に対して速やかに文書（様式第4号）により報告する。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（費用の負担）

第4条 物資の保管等に要した費用（保管料、荷役料及びその他実費負担額（パレット使用料等の費用をいう。））及び物流専門家派遣に要した費用については、甲が負担する。

2 前項の費用については、甲乙協議の上、決定する。なお、費用のうち倉庫に係る保管料及び荷役料等は、災害発生時の山口県の事業者が定める料金等を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（費用の支払い）

第5条 乙は、前条の規定により甲が負担することとなる費用について、実費弁済請求書（様式第5号）を取りまとめて甲に提出し、甲は、各請求書に基づいて速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第6条 事故の発生等により第3条第1項の倉庫による物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置を講じ物資の継続保管に努める。

2 乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を文書（様式第6号）により報告する。

（補償）

第7条 この協定に基づき物資の保管等に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、次に掲げる場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月20日山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

（1）当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（連絡責任者）

第8条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては、防災危機管理課長、乙においては、山口県倉庫協会事務局長とする。

（協議）

第9条 本協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年2月19日

(甲) 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事職務代理者  
山口県副知事 藤部 秀則

(乙) 山口県下関市東大和町1丁目1番40号  
山口県倉庫協会  
会 長 米田 英治

(別表)

災害時において優先的に活用を検討する倉庫

所有する事業者名	施設の名称	〒	施設の所在地	施設の面積(m <sup>2</sup> )	連絡先
下関海陸運送(株)	長府物流センター	752-0927	下関市長府扇町 4-16	3,989	083-249-0611 (長府物流センター)
日本通運(株) 宇部支店	日通 瀬戸原倉庫	759-0134	宇部市大字善和字 石ヶ谷204-45 (瀬戸原工業団地)	5,150	0836-62-2222 (総合物流センター)
西日本日立物流サービス(株)	西日本日立物流サービス(株)山口事業所	753-0871	山口市大字朝田字 流通センター 601-32	150	083-921-2277
センコー(株)	山口流通センター	753-0871	山口市大字朝田字 流通センター 601-24	2,995	083-986-2411
国広倉庫(有)	山口営業所	747-1221	山口市鑄銭司 1184-17	500	0834-63-1653 (徳山営業所)
防府通運(株)	中村倉庫	747-0833	防府市大字浜方 94-3	11,254	0835-22-0413
下松運輸(株)	下松運輸(株) 物流倉庫	744-0061	下松市葉山 1-819-24	808	0833-46-0210 (物流倉庫)
日本通運(株) 周南支店	日通 野村倉庫	746-0022	周南市野村 2-4760-1	4,332	0834-63-2111

※上記施設については必要に応じて適宜、追加・修正等を行う。



様式第2号（第2条関係）

年 月 日

山口県倉庫協会長 様

山口県知事  
（担当者 ）  
TEL

災害応急対策に必要な物流専門家の派遣について

災害発生時の物資の保管等に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、次のとおり物流専門家の派遣を要請する。

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣場所

3 派遣期間

4 業務内容

5 その他



様式第4号（第3条関係）

年 月 日

山口県知事 様

山口県倉庫協会 会長

物流専門家の派遣に係る報告書

1 派遣する者の所属及び氏名

2 派遣期間及び派遣場所

3 その他

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

山口県知事 様

氏名又は名称

住 所

（銀行口座）

実 費 弁 済 請 求 書

物資の保管等の要請を受け、これを実施しましたので、下記の金額を請求します。

金 円也

（算出基礎）

保管期間	保管品目	数量	保管料	諸料金	請求額

派遣者氏名	派遣場所	派遣期間	派遣費用	請求額

請求額には、消費税を含む。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

山口県知事 様

住 所

氏 名

印

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の物資の保管等  
に係る業務において、別紙のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 紙

傷 病・死 亡 者 の 状 況

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤務先			
傷 病 名		程 度	重傷・中等症・軽症		
外来・入院 (年 月 日)	診療医療機関名				
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受 死 傷 ・ 発 病 亡 時 の 状 況					

## 〔2(7)オ-1〕災害時における放送要請に関する協定

(広報広聴課、県警察本部)

### (1) 日本放送協会山口放送局との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が日本放送協会山口放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定める。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 知事は、NHKに対して次に掲げる事項を明らかにして要請する。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、山口県総務部消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及びNHKが協議して定める。

第7条 この協定の成立を証するため、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

昭和56年9月1日

山口県知事 平井 龍  
日本放送協会  
代表取締役社長 弘中 貞次

### (2) 民間放送機関に対する放送の依頼

ア 山口放送株式会社・テレビ山口株式会社との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が山口放送株式会社（以下「山口放送」という。）テレビ山口株式会社（以下「テレビ山口」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定める。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、山口放送・テレビ山口に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送の要旨
- (3) 希望する放送日時及び放送手段

(4) その他必要な事項

2 放送の要請は、緊急を要するときは、電話をもって要請することができる。この場合事後速やかに文書を提出する。

(放送の実施)

第4条 山口放送・テレビ山口は、知事から要請を受けたときはその内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送手段等をその都度決定し、速やかに放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、連絡責任者に山口県総務部消防防災課長、山口放送株式会社報道部長・テレビ山口株式会社報道制作部長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及び山口放送・テレビ山口が協議して定める。

第7条 この協定は、昭和56年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者双方記名押印の上、各1通を保有する。

昭和56年9月1日

山口県知事 平井 龍  
山口放送株式会社  
代表取締役社長 野村 幸祐  
テレビ山口株式会社  
取締役社長 中安 閑一

イ 株式会社エフエム山口との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が株式会社エフエム山口（以下「エフエム山口」という。）に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、エフエム山口に対して放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び放送手段
- (4) その他必要な事項

2 放送の要請は、緊急を要するときは、電話をもって要請することができる。この場合事後速やかに文書を提出する。

(放送の実施)

第4条 エフエム山口は、知事から要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送手段等をその都度決定し、速やかに放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、連絡責任者に山口県総務部消防防災課長、株式会社エフエム山口放送部長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及びエフエム山口が協議して定める。

第7条 この協定は、昭和60年12月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者双方記名押印の上、各1通を保有する。

昭和60年12月23日

山口県知事 平井 龍  
株式会社エフエム山口  
代表取締役社長 福田 克巳

ウ 山口朝日放送との協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事（以下「知事」という。）が、山口朝日放送株式会社（以下「山口朝日放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、山口朝日放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 前条の規定による放送の要請（以下「放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び放送手段
- (4) その他必要な事項

2 放送の要請は、緊急を要するときは、電話をもって要請することができる。この場合事後速やかに文書を提出する。

(放送実施)

第4条 山口朝日放送は、知事から要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送手段等をその都度決定し、速やかに放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送の要請に関する手続を円滑に実施するため、連絡責任者に山口県総務部消防防災課長、山口朝日放送株式会社報道制作部長をもって充てる。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、知事及び山口朝日放送が協議して定める。

第7条 この協定は、平成6年1月11日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成6年1月11日

山口県知事 平井 龍  
山口朝日放送株式会社  
代表取締役社長 尾上 康治

# 放送要請に係る様式（防災危機管理課）

## 放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放送事項	
放送日時	( 月 日 随時 即時)
系 統	(県下一円) (〇〇地区を主体) (テレビ・ラジオ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 ( 年 ) 月 日

様

山口県知事

印

## 放 送 報 告 書

項 目	内 容
放送日時	(〇〇時、〇〇時) 回)
系 統	
放送事項	
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 ( 年 ) 月 日

山口県知事

様

印

放送要請書、放送報告書ともA4版とする。

## 〔2(7)カ-1〕災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（住宅課）

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、山口県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

（所要の手続）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成7年2月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年2月20日

甲 山口県知事 平 井 龍

乙 社団法人プレハブ建築協会  
会 長 石 橋 毅 一

## 〔2(7)カ-2〕災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（住宅課）

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）とは、災害時に甲と乙が相互に協力して行う応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う住宅の建設に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、住宅を建設する必要がある場合には、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書により乙に通知し、協力を要請する。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力等）

第4条 乙は、前条の要請があったときは乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委託した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に係る業務（以下「業務」という。）に関する連絡窓口は、甲においては、山口県土木建築部住宅課、乙においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

（報告）

第8条 乙は、住宅の建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、この協定に係る業務担当者及び乙の会員等の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、当該名簿に記載された者に異動があった場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

（雑則）

第11条 この協定は、平成29年1月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

甲 山口県知事 村岡 嗣 政

乙 一般社団法人全国木造建設事業協会  
理事長 青木 宏之

## 〔2(7)カ-3〕災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書（厚政課）

山口県（以下「甲」という。）と山口県旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害時に被災した災害時要援護者等の避難所として、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「協力宿泊施設」という。）を活用するため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは 乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 山口県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山口県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、被災者の受入を要請されたとき。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、この協定に基づき、その業務の範囲内において可能な限り宿泊施設等の提供に協力する。

（災害時要援護者等の範囲）

第2条 災害時要援護者等は、次のとおりとする。ただし、協力宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない。

- (1) 高齢者（市町が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）
- (2) 障害者（市町が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
- (3) 乳幼児
- (4) 妊産婦
- (5) (1)から(4)までと同一世帯の者及び市町が必要と認めた介護者等

（宿泊施設等の提供内容）

第3条 協力宿泊施設が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 宿泊
- (2) 食事（3食）
- (3) 入浴
- (4) その他甲乙が協議し必要と認めるサービス

（要請の方法）

第4条 甲が乙に対し第1条に規定する協力を要請するときは、別記様式第1号により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合には、甲は、口頭によりこれを行うことができる。

3 乙は、甲から第1項又は第2項の規定により要請があった場合は、速やかに乙の組合員へ調査を行い、協力宿泊施設名及び受入可能人員・期間の情報を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（受入の方法）

第5条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町（以下「被災市町」という。）に対し、協力宿泊施設の情報等を提供する。

2 乙への利用申込は、甲又は被災市町が乙の定める方法により行うものとする。

3 災害時要援護者等の受入れは、災害の発生状況、被災状況等に応じて、甲及び被災市町と乙が連携して行う。

（受入対象期間）

第6条 協力宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能になった日から、公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等への入居が完了するなど、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでを基準として、甲が被災市町と協議の上別途定める日までの期間とする。

（借上げ費用等）

第7条 この協定に基づく協力宿泊施設の借上げ費用（第3条に定めるサービスの提供料金を含む。以下同じ。）の額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

ただし、第3条に定めるサービス以外のサービスの利用料金は、原則、利用者負担とする。

2 借上げ費用は、甲又は被災市町が負担するものとし、その支払方法等は、甲又は被災市町と乙との協議による。

（取消料等損害賠償）

第8条 乙は、甲又は被災市町による申込後に取消しがあった場合であっても、甲又は被災市町に対して取消料等損害賠償は請求し

ないものとする。

(輸送)

第9条 災害時要援護者等の被災地から協力宿泊施設への輸送について、甲又は被災市町は乙に対して協力を求めることができるものとする。この場合において、輸送に係る費用が生じた場合は、甲又は被災市町が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、本協定に基づく提供を行ったときは、甲又は被災市町に対し、別記様式第2号により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、第1条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに別記様式第3号により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間その効力を持続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

以上の協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月19日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 二井 関成

乙 山口市湯田温泉5丁目2番20号  
山口県旅館生活衛生同業組合  
理事長 宮川 力

## 災害時における宿泊施設等の提供要請書

文 書 番 号  
年 月 日

山口県旅館生活衛生同業組合  
理事長 様

山口県知事

平成 年 月 日締結の災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書第4条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり協力を要請します。

### 記

1 要請する理由

2 要請する内容

内 容	期 間	地 域 (市町)	受入を要請する 要援護者等の人数	備 考

山口県健康福祉部厚政課総務管理班  
担 当  
電 話 083-933-2710  
ファックス 083-933-2739  
E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp

## 災害時における宿泊施設等の提供実績報告書

年 月 日

山口県知事 様

山口県旅館生活衛生同業組合  
理事長

年 月 日付け 厚政第 号で要請のあった宿泊施設等の提供実績について、平成  
年 月 日締結の災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書第10条の規定に基づき、下記のとおり  
報告します。

### 記

内 容	地 域 (市町)	協力宿泊 施設名	期 間	受入 人数	備考

## 連絡責任者報告書

## 【山口県】

担 当 課	山口県健康福祉部厚政課		
担 当 者			
住 所	山口市滝町1-1		
電話番号(直通)	083-933-2710		
F A X 番 号	083-933-2739		
E-mail アドレス	a13200@pref.yamaguchi.lg.jp		
時 間 外 連 絡 先	第1連絡者	職 氏 名	携帯番号
	第2連絡者	職 氏 名	携帯番号
	第3連絡者	職 氏 名	携帯番号

## 【山口県旅館生活衛生同業組合】

担 当 係			
担 当 者			
住 所			
電話番号(直通)			
F A X 番 号			
E-mail アドレス			
時 間 外 連 絡 先	第1連絡者	職 氏 名	携帯番号
	第2連絡者	職 氏 名	携帯番号
	第3連絡者	職 氏 名	携帯番号

## 〔2(7)カ-4〕 災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書 (宅建業者による情報提供及び住宅の媒介) (住宅課)

山口県（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供及び媒介（以下「媒介等」という。）の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の媒介等の協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関する媒介等について、甲に可能な限り協力するものとする。

2 乙の会員業者は、被災者のうち自らの資力で民間賃貸住宅への入居を希望する者への媒介を無報酬で行うものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第3条第1項に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲からの委託を受けた業務に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等
- (3) 乙の会員業者の名簿
- (4) 民間賃貸住宅の空き家情報

(雑則)

第8条 この協定は、平成24年7月13日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月13日

甲 山口県  
山口県知事 二井 関成

乙

●災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定締結団体

(令和7年9月1日現在)

団体名
(一社) 山口県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山口県本部

# 災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定 運用細則

(宅建業者による情報提供及び住宅の媒介)

(住宅課)

平成24年7月13日付けで締結した、災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定(以下「協定」という。)第6条に基づき、山口県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」とう。)とは、次のとおり運用細則を締結した。

(目的)

第1条 この運用細則は、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応急借上げ住宅の基準)

第2条 協定第1条の応急借上げ住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)は、次に掲げる全ての基準を満たす住宅とする。

- 一 原則として昭和56年6月1日以降に建設され、且つ、乙により被災後に使用が可能であると確認された住宅であること。
- 二 世帯人数に適した間取り・面積を有するものであり、賃料についても適正な住宅であること。  
なお、間取りごとの標準的な世帯人数は別表のとおりとする。
- 三 その他災害の規模や被災地域における住宅事情に応じて甲が定める基準を満たす住宅であること。

(入居者の要件)

第3条 応急借上げ住宅に入居できることができる者は、災害の被災者で、災害の当時居住していた住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力をもっては住宅を確保することができないと市町が認める者(以下「住宅確保困難者」という。)とする。

(応急借上げ住宅の提供方法)

第4条 住宅確保困難者への応急借上げ住宅の提供に当たっては、甲が応急借上げ住宅として被災者に提供しようとする民間賃貸住宅の所有者(転貸を目的とする賃借人を含む。第5条において「所有者等」という。)と賃貸借契約を締結した上で、提供するものとする。

2 前項の賃貸借契約は借地借家法(平成3年法律第90号)第38条第1項の規定による定期建物賃貸借契約によることを原則とし、その期間は原則2年以内の甲の定める期間とする。

(応急借上げ住宅としての契約の締結)

第5条 甲は、協定第3条に基づき乙から情報提供を受けた民間賃貸住宅であって、第2条に定める基準を満たすもののうち、住宅確保困難者が入居を希望し、甲による借上げの申請があったものについて、応急借上げ住宅として用いることを前提として、当該民間賃貸住宅の所有者等と賃貸借契約を締結するものとする。

(入居者の決定)

第6条 甲は、甲が定める入居者決定に係る手続き及び基準に基づき、住宅確保困難者の中から、前条に基づき甲が賃貸借契約を締結した住宅の入居者を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担は、別紙に定めるとおりとする。

(協議)

第8条 この運用細則に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(雑則)

第9条 この運用細則は、平成31年3月4日から適用する。

別表(第2条関係) 間取りごとの標準的な世帯人員数

住宅の間取り	世帯人員数
1K、1DK、2DK	1人～2人
3DK(2LDK)	3人～4人
4DK(3LDK)	5人以上

以上のとおり運用細則を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月4日

甲 山口県 土木建築部  
部長 森 若 峰 存

乙

●災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定 運用細則締結団体

(令和7年9月1日現在)

団体名
(一社) 山口県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山口県本部

(別紙)

応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担について

運用細則第7条において別紙に定めることとしている応急借上げ住宅の提供に必要な経費の負担は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めたとおりとする。

- 一 応急借上げ住宅の賃料 山口県（以下「甲」という。）が全額負担する。
- 二 損害保険料 入居条件となっている範囲内で甲が全額負担する
- 三 仲介手数料 甲が負担することとし、1物件当たり賃料の0.5ヶ月相当分とする。
- 四 敷金 甲および入居者は負担しない。
- 五 礼金 甲が賃料の1ヶ月分を上限として負担する。
- 六 付帯設備 生活必需品として、ガスコンロ又は照明器具を新設する場合は、甲が全額負担する。
- 七 電気料金、水道料金、ガス料金、自治会費並びに賃料に含まれない駐車場料金は入居者が全額負担する。
- 八 賃料に含まれない共益費及び管理費は甲の負担とする。
- 九 入居時鍵等交換費が必要な場合は甲の負担とする。
- 十 退去修繕負担金 明渡し時における原状回復に要する費用として、甲が1物件当たり賃料の2ヶ月相当分を負担する。
- 十一 上記各号以外については、甲と内閣府との協議により定めることとする。

## 〔2(7)カ-5〕 災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定書 (賃貸住宅経営者及び管理者による情報提供及び住宅の提供) (住宅課)

山口県（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山口県において災害が発生した場合において、甲が、被災者の住宅となる民間賃貸住宅（甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者のために借り上げる応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）を含む。以下同じ。）の情報提供等の協力を乙に求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、被災者の住宅となる民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- (3) 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- (4) 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (4) 甲からの委託を受けた業務に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 乙は、平常時においても、この協定について会員の理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる資料を交換するものとする。

- (1) 山口県地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等

(雑則)

第8条 この協定は、平成26年7月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月31日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙

●災害時における被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定締結団体

(令和7年9月1日現在)

団体名
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会
(公財) 日本賃貸住宅管理協会

## 〔2(7)カ-6〕災害時における住宅の応急修理に関する協定書（厚政課・住宅課）

山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時に甲と乙が相互に協力して行う住宅の応急修理に関して、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 応急修理事業者 乙の会員（組合員）であって応急修理を行おうとするもの

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、応急修理を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により乙に通知し、協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

（協力等）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があった場合は、対応に必要な応急修理事業者の確保に最大限努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

（応急修理）

第5条 応急修理事業者は、甲（甲が応急修理を市町に委任した場合は、当該市町の長。次条において同じ。）の依頼に基づき応急修理を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 応急修理事業者が前条の応急修理に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

（応急修理事業者名簿等の提供）

第7条 乙は、応急修理事業者の名簿及び応急修理に係る業務担当者の名簿を、毎年1回甲に提供するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙においては〇〇〇〇〇事務局とする。

（雑則）

第10条 この協定は、平成29年〇月〇日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年〇月〇日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙

●災害時における住宅の応急修理に関する協定締結団体

(令和7年9月1日現在)

団体名	協定締結日
(一社) 山口県ビルダーズネットワーク	平成29年1月17日
西瀬戸ビルダーズサロン	平成29年1月17日
山口県建設労働組合	平成29年1月17日
山口県管工事工業協同組合	平成29年1月17日
(一社) 山口県電業協会	平成29年5月26日

## 〔2(7)カー7〕 災害時における県営住宅等の機械設備の応急対策に関する協定 (住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県管工事工業協同組合（以下「乙」という。）は、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急的なすまいを迅速に被災者に提供するため、山口県営住宅、山口県営改良住宅及び山口県営特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）の機械設備の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策の内容）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

- (1) 県営住宅等（その付帯する施設を含む。以下同じ。）の機械設備に関する被害の調査及び点検
- (2) 機械設備に関する機能不良箇所の応急復旧工事（県営住宅等を被災者向けの住宅として供給できる程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。）
- (3) その他甲が特に必要と認める応急対策

（応急対策の要請）

第3条 甲は、応急対策を乙に要請する場合は、応急対策要請書（別記第1号様式）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を必要とする県営住宅等の名称及び所在地
- (2) 被害の状況
- (3) 前条第3号に掲げる応急対策の内容
- (4) 連絡責任者

（乙の責務）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに所属組合員のうち応急対策に協力する組合員（以下「協力組合員」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 乙は、応急対策の実施に当たり、当該工事の現場に現場代理人及び主任技術者を配置する。

3 乙は、協力組合員の連絡網を毎年3月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別記第2号様式）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合、電話又は口頭により報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
- (2) 応急対策を実施した協力組合員の名称並びに応急対策に要した人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等
- (3) 工事見積書
- (4) 工事図面
- (5) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 第2条第1号に掲げる応急対策の実施に要する費用については当該応急対策を実施する乙の協力組合員が、第2号及び第3号に掲げる応急対策の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害時の直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（事故等の補償等）

第7条 乙は、応急対策の実施中に乙の協力組合員の従事者が負傷又は死亡した場合には、事故報告書（別記第3号様式）により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その損害に対する補償については、乙の協力組合員の責任において行うものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 応急対策の実施により、乙の協力組合員が甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の協力組合員の責任において行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（連絡担当窓口）

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、それぞれ連絡担当窓口を定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、この協定の締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成29年10月18日

甲 山口県  
山口県知事 村岡嗣政

乙 山口市吉敷下東二丁目1番3号  
山口県管工事工業協同組合  
代表理事 弘田壽男

応急対策要請書

第 号  
年 月 日

山口県管工事工業協同組合長 様

山口県知事 印

平成29年10月18日付けで締結した災害時における県営住宅等の機械設備の応急対策に関する協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 被害状況

3 必要とする対策

4 連絡責任者


応急対策実施報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県管工事工業協同組合

代表理事 ○○○○○印

平成29年10月18日付けで締結した災害時における県営住宅等の機械設備の応急対策に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
  - (1) 施設の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 応急対策の内容
  
- 2 協力会員の要した人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等
  - (1) 協力会員名
  - (2) 人員
  - (3) 期間
  - (4) 資機材等の種類及び数量等
  
- 3 工事見積書(内訳書)
  
- 4 工事図面
  
- 5 その他必要な事項

事 故 報 告 書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

山口県管工事工業協同組合

代表理事 ○○○○○印

年 月 日付け応急対策要請書に係る業務の実施において、  
別添のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 添

傷 病 ・ 死 亡 者 の 状 況

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重傷・中等症・軽傷		
外来・入院（年 月 日）	診療医療機関名				
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

## 〔2(7)カ-8〕 災害時における県営住宅等の電気設備の応急対策に関する協定 (住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県電業協会（以下「乙」という。）は、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急的なすまいを迅速に被災者に提供するため、山口県営住宅、山口県営改良住宅及び山口県営特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）の電気設備の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策の内容）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

- （1）県営住宅等（その付帯する施設を含む。以下同じ。）の電気設備に関する被害の調査及び点検
- （2）電気設備に関する機能不良箇所の応急復旧工事（県営住宅等を被災者向けの住宅として供給できる程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。）
- （3）被災者向けに県営住宅等を提供する際の照明器具の提供
- （4）その他甲が特に必要と認める応急対策

（応急対策の要請）

第3条 甲は、応急対策を乙に要請する場合は、応急対策要請書（別記第1号様式）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）応急対策を必要とする県営住宅等の名称及び所在地
- （2）被害の状況
- （3）前条第4号に掲げる応急対策の内容
- （4）連絡責任者

（乙の責務）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに所属会員のうち応急対策に協力する会員（以下「協力会員」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 乙は、応急対策の実施に当たり必要となる場合には、当該応急対策の現場に現場代理人及び主任技術者を配置する。

3 乙は、協力会員の連絡網を毎年6月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別記第2号様式）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合、電話又は口頭により報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
- （2）応急対策を実施した協力会員の名称並びに応急対策に要した人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等
- （3）工事見積書
- （4）工事図面
- （5）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 第2条第1号及び3号に掲げる応急対策の実施に要する費用については当該応急対策を実施する乙の協力会員が、第2号及び第4号に掲げる応急対策の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害時の直前の適正な単価により算出した額を基本とし

て、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(事故等の補償等)

第7条 乙は、応急対策の実施中に乙の協力会員の従事者が負傷又は死亡した場合には、事故報告書（別記第3号様式）により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その損害に対する補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 応急対策の実施により、乙の協力会員が甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(連絡担当窓口)

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、それぞれ連絡担当窓口を定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、この協定の締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成29年10月23日

甲 山口県  
山口県知事 村岡嗣政

乙 山口市小郡下郷793番地の3  
一般社団法人山口県電業協会  
会長 古谷伸一

応急対策要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人山口県電業協会長 様

山口県知事



平成29年10月23日付けで締結した災害時における県営住宅等の電気設備の応急対策に関する協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急対策を必要とする施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 被害状況

3 必要とする対策

4 連絡責任者


応急対策実施報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人山口県電業協会

会 長 ○○○○○印

平成29年10月23日付けで締結した災害時における県営住宅等の電気設備の応急対策に関する協定第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
  - (1) 施設の名称
  - (2) 所在地
  - (3) 応急対策の内容
  
- 2 協力会員の要した人員、期間並びに資機材等の種類及び数量等
  - (1) 協力会員名
  - (2) 人員
  - (3) 期間
  - (4) 資機材等の種類及び数量等
  
- 3 工事見積書(内訳書)
  
- 4 工事図面
  
- 5 その他必要な事項

事 故 報 告 書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

一般社団法人山口県電業協会

会 長 ○○○○○印

年 月 日付け応急対策要請書に係る業務の実施において、  
別添のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 添

傷 病 ・ 死 亡 者 の 状 況

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重傷・中等症・軽傷		
外来・入院（年 月 日）	診療医療機関名				
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

## 〔2(7)カ-9〕災害時における住宅の応急修理に関する広域応援協定書

(厚政課・住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時の住宅の応急修理の広域応援に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、甲又は乙の会員であって甲と応急修理の協定を締結している団体（以下「丙」という。）が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、丙の会員だけでは応急修理を実施することが困難となるおそれがある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により乙に通知し、協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

2 前項の要請を行った場合には、甲は丙にその旨を通知する。

(協力等)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があった場合は、対応に必要な乙の会員であって応急修理を行おうとするもの（以下「応急修理事業者」という。）の確保に最大限努め、その情報を甲及び丙に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

(応急修理)

第4条 応急修理事業者は、甲（甲が応急修理を市町に委任した場合は、当該市町の長。次条において同じ。）の依頼に基づき応急修理を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 応急修理事業者が前条の応急修理に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(業務担当者名簿の提供)

第6条 乙は、応急修理に係る業務担当者の名簿を、毎年1回甲に提供するものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙においては〇〇〇〇〇事務局とする。

(雑則)

第10条 この協定は、令和4年（2022年）4月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年（2022年）4月5日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣 政

乙

●災害時における住宅の応急修理に関する広域応援協定締結団体

(令和7年9月1日現在)

団体名
(一社) JBN・全国工務店協会
全国建設労働組合総連合

## 〔2(7)カ-10〕 災害時における住宅の屋根の応急対応に関する広域応援協定書

(厚政課・住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人災害復旧職人派遣協会（以下「乙」という。）とは、災害時に甲と乙が相互に協力して行う住宅の屋根の応急対応に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う住宅の屋根の応急対応に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理

二 応急対応 応急修理のうち住宅の屋根にブルーシートを設置するもの

三 応急修理事業者 応急修理を行おうとするもの

四 応急対応事業者 乙の会員（組合員）であって応急対応を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急対応の実施方針その他必要な事項を、文書により乙に通知し、協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出するものとする。

(協力等)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があった場合は、対応に必要な応急対応事業者の確保に最大限と努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

2 乙は、甲（甲が応急修理を市町に委任した場合は、当該市町の長。次条及び第6条において同じ。）が応急修理を依頼した応急修理事業者に協力するよう努めるものとする。

(応急対応)

第5条 応急対応事業者は、甲の依頼に基づき応急対応を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急対応事業者が前条の応急対応に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(応急対応事業者名簿等の提供)

第7条 乙は、応急対応事業者の名簿及び応急対応に係る業務担当者の名簿を、毎年1回甲に提供するものとする。

(機密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙においては一般社団法人災害復旧職人派遣協会とする。

(雑則)

第11条 この協定は、令和4年（2022年）3月29日から適用する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年(2022年)3月29日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 山梨県大月市猿橋町殿上630番1号  
一般社団法人災害復旧職人派遣協会  
代表理事 石岡 博実

## 〔2(7)カ-11〕 災害時における住宅の屋根の応急対応に関する広域応援協定書 (厚政課・住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本蔦工業連合会（以下「乙」という。）とは、災害時の住宅の屋根の応急対応の広域応援に関して、次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う住宅の屋根の応急対応に関して、甲又は乙の会員であって甲と住宅の屋根の応急対応の協定を締結している団体（以下「丙」という。）が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 応急対応 応急修理のうち住宅の屋根にブルーシートを設置するもの
- 三 応急修理事業者 応急修理を行おうとするもの
- 四 応急対応事業者 乙の会員（組合員）であって応急対応を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、丙の会員だけでは応急対応を実施することが困難となるおそれがある場合は、住宅の被災状況、応急対応の実施方針その他必要な事項を、文書により乙に通知し、協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

2 前項の要請を行った場合には、甲は丙にその旨を通知する。

(協力等)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があった場合は、対応に必要な乙の会員であって応急対応を行おうとするもの（以下「応急対応事業者」という。）の確保に最大限努め、その情報を甲及び丙に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

(応急対応)

第5条 応急対応事業者は、甲（甲が応急修理を市町に委任した場合は、当該市町の長。次条において同じ。）の依頼に基づき応急対応を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急対応事業者が前条の応急対応に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(業務担当者名簿の提供)

第7条 乙は、応急対応に係る業務担当者の名簿を、毎年1回甲に提供するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙においては一般社団法人日本蔦工業連合会事務局とする。

(雑則)

第11条 この協定は、令和4年（2022年）3月31日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年（2022年）3月31日

- 甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政
  
- 乙 東京都港区芝公園 3-5-20  
一般社団法人日本鳶工業連合会  
会 長 清水 武

## 〔2(7)カ-12〕 災害時における住宅の屋根の応急対応に関する協定書

(厚政課・住宅課)

山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時に甲と乙が相互に協力して行う住宅の屋根の応急対応に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、山口県内の災害における、甲が行う住宅の屋根の応急対応に関して、甲が乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 応急修理 災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に規定する応急修理
- 二 応急対応 応急修理のうち住宅の屋根にブルーシートを設置するもの
- 三 応急修理事業者 応急修理を行おうとするもの
- 四 応急対応事業者 乙の会員（組合員）であって応急対応を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急対応の実施方針その他必要な事項を、文書により乙に通知し、協力を要請することができるものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出するものとする。

(協力等)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請があった場合は、対応に必要な応急対応事業者の確保に最大限努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

2 乙は、甲（甲が応急修理を市町に委任した場合は、当該市町の長。次条及び第6条において同じ。）が応急修理を依頼した応急修理事業者に協力するよう努めるものとする。

(応急対応)

第5条 応急対応事業者は、甲の依頼に基づき応急対応を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 応急対応事業者が前条の応急対応に要した費用（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

(応急対応事業者名簿等の提供)

第7条 乙は、応急対応事業者の名簿及び応急対応に係る業務担当者の名簿を、毎年1回甲に提供するものとする。

(機密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩し、又は利用してはならない。業務終了又は協定が解除された後についても同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県土木建築部住宅課、乙において〇〇〇〇〇事務局とする。

(雑則)

第11条 この協定は、令和4年（2022年）〇月〇日から適用する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年（2022年）〇月〇日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙

●災害時における住宅の屋根の応急対応に関する協定締結団体

（令和7年9月1日現在）

団体名	協定締結日
山口県瓦工事業協同組合	令和4年3月29日
山口県蔦土工連合会	令和4年3月31日

## 〔2(7)キ-1〕災害時における応急生活物資の供給に関する協定

(防災危機管理課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、山口県地域防災計画に基づき被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、山口県（以下「甲」という。）と社団法人山口県エルピーガス協会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(供給物資の範囲)

第2条 この協定の対象となる応急生活物資は、L P ガス（容器を含む。）及び燃焼器具とする。

(要請の手続)

第3条 災害時において前条の応急生活物資を必要とする被災市町村（以下「市町村」という。）から物資のあっせんを要請を受けた甲は、乙に対し、その供給について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(物資の供給等)

第4条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、乙の会員であるL P ガス販売事業者等を選定するなどの措置を講じ、物資の供給方法等を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、市町村にその旨を連絡するとともに、物資の引渡場所等について市町村と調整のうえ決定するものとする。

4 甲又は市町村は、物資の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が運搬を行った場合の当該費用については、原則として市町村が負担するものとする。

(情報の収集・提供)

第6条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成9年9月17日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

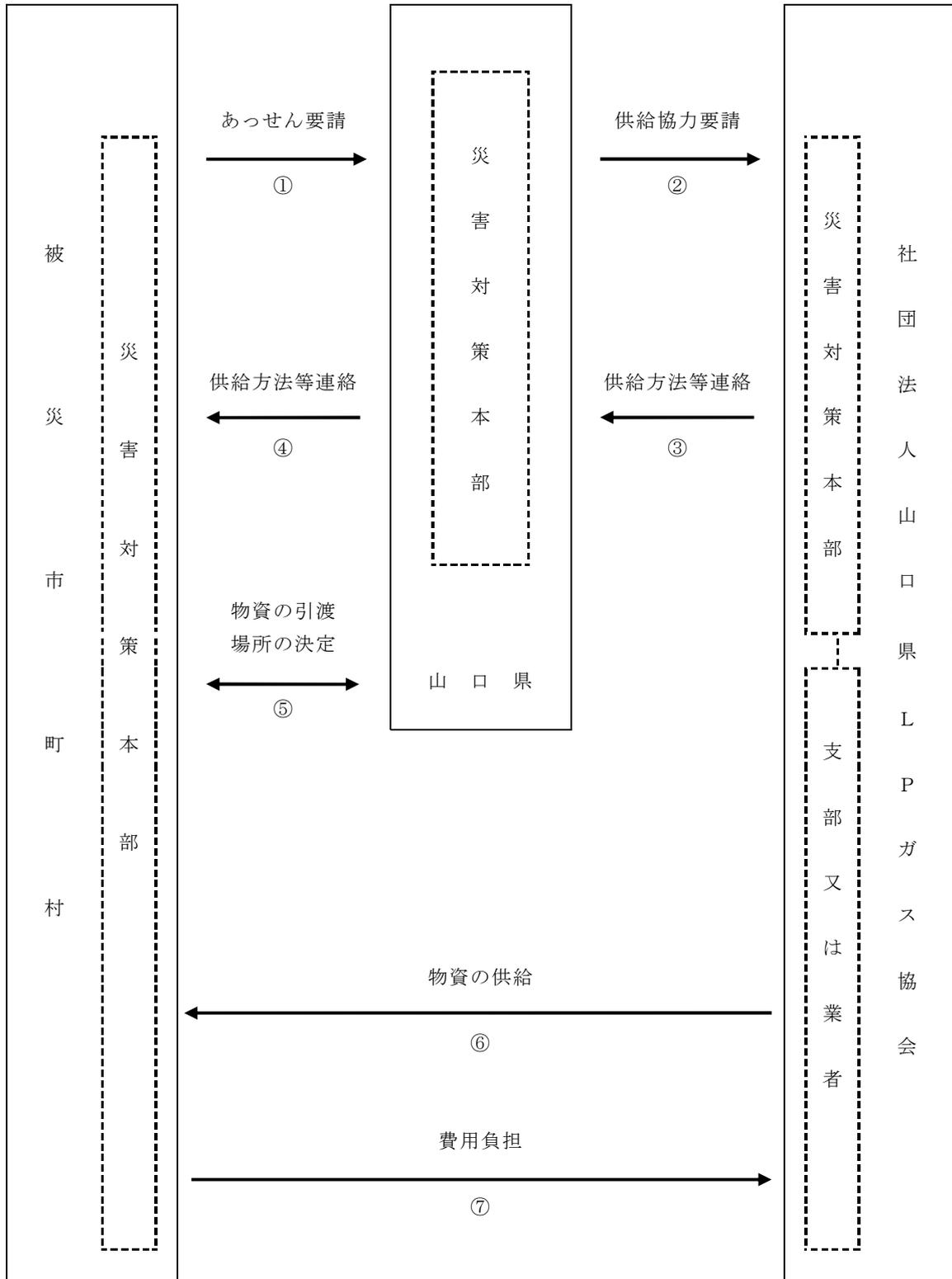
平成9年9月17日

甲 山 口 県  
山口県知事 二 井 関 成

乙 社団法人山口県エルピーガス協会  
会 長 小笠原 幹 夫

## 災害時におけるLPガス等の応急調達体制図

- ◇ 体制の発動
  - ◇ 調達対象物資
  - ◇ 体制概要図
- 原則として大規模な地震災害等の発生時  
LPガス（容器を含む。）及び燃焼器具  
次図のとおり



## 〔2(7)キ-2〕災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

(食料・水・生活必需品)

(厚政課)

山口県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、乙が所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 山口県内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山口県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別紙1に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

第3条 第1条に定める要請は、別紙2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第4条に定める措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(価格)

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(引渡し)

第6条 物資の取引場所は甲が指定するものとし、運搬は甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第1条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては山口県健康福祉部厚政課長を、乙においては〇〇〇〇〇をそれぞれ指定するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、引き取り後、速やかに支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、別途定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山口県  
山口県知事 二 井 関 成

乙

別紙1 調達物資の範囲

- 1 食料  
精米  
即席めん  
おにぎり  
弁当  
パン  
缶詰  
育児用調整粉乳
  
- 2 飲料水  
水（ペットボトル入りミネラルウォーター等）
  
- 3 生活必需品等  
毛布  
タオル  
下着  
トレーニングウェア  
敷物類  
雨具類  
軍手  
紙オムツ（大人用）  
紙オムツ（子供用）  
ちり紙  
なべ  
やかん  
食器類  
バケツ  
ポリ袋  
マッチ・ライター  
ローソク  
懐中電灯  
乾電池  
卓上コンロ  
卓上ボンベ

(別紙2)

## 緊急物資調達要請書

年 月 日

様

山口県健康福祉部厚政課長

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

必要とする物資の種類	数 量	引 取 場 所	運 搬 方 法	備 考

厚政課総務管理班

TEL 083-933-2710

FAX 083-933-2739

●災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結団体

(令和5年10月1日現在)

団体名	所在地	担当	T E L	F A X
山口県パン工業協同組合	下関市本町1丁目2-4		083-223-8008	083-231-0302
山口県乳業協同組合 (やまぐち県酪乳業株式会社)	下関市菊川町田部夢団地1	事務局	083-288-0525	083-288-0540
生活協同組合 コープやまぐち	山口市小郡上郷901-21	管理部	083-995-3600	083-995-3711
株式会社下関大丸	下関市竹崎町4丁目4-10	業務推進部	083-232-1111	083-232-3055
株式会社丸久	防府市大字江泊1936	総務部	0835-38-1511	0835-23-4643
山口農協直販株式会社	山口市佐山字産業団地南1200-1	パールライス部	083-988-0628	083-988-0660
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1-3-52	地域連携推進部	082-535-8511	082-281-0058
公益財団法人 山口県学校給食会	山口市富田原町1-18	総務課	083-922-0714	083-923-0830
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里3-1	顧客サービス部	082-264-3287	082-264-3165
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179-1	店舗統括部	082-890-1232	082-890-0561
株式会社セブン-イレブン・ ジャパ	東京都千代田区二番町8-8	危機管理課	03-6238-6372	03-5214-2330
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10	総務部	093-521-5155	093-521-1694
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2	リスク統括室	03-5435-1594	03-5759-6944
日本果実工業株式会社	山口市仁保下郷1771	総務管理部	083-927-0111	083-927-0787
N P O 法人 コメリ 災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501-1	事務局	025-371-4185	025-371-4151
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	CSR・総務部	03-6436-7622	03-3452-5213
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西1丁目2-1	営業業務部	089-926-2970	089-923-1608
株式会社伊藤園	山口市朝田流通センター601-33	山口支店	083-921-2350	083-932-1448
大塚製薬株式会社	山口市小郡山手上町4-17	ニュートラシュー ティカルズ事業部	083-973-1391	083-973-0219
イオンリテール株式会社 中四国カンパニー	広島県広島市南区段原南1-3-52	人事総務部	082-535-7600	082-535-7601
錦町農産加工株式会社	岩国市錦町府谷131		0827-72-3357	0827-72-3372
株式会社ファーストリテイリング	山内市佐山10717-1	サステナビリティ部	080-3354-2307	
株式会社グッデイ	福岡県福岡市博多区中洲中島町2-3		092-691-5633	092-691-5645

## 〔2(7)キ-3〕 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(飲料水)

(厚政課)

山口県(以下「甲」という。)と日本果実工業株式会社(以下「乙」という。)との間に、災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、乙が所有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 山口県内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山口県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別紙1に掲げる物資とする。

第3条 第1条に定める要請は、別紙2「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第4条に定める措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する物資調達の経費については、甲、乙協議の上、無償・有償の範囲を定めるものとする。

(物資の引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、運搬は甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第1条に基づく要請に関する事項の伝達及び連絡責任者を、甲、乙においてそれぞれ指定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、別途定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な要領は、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月23日

甲 山口県  
山口県知事 二井 関 成

乙 山口市仁保下郷 1771 番地  
日本果実工業株式会社  
取締役社長 藤野 正義

別紙1 調達物資の範囲

1 飲料水

水 (500ml ペットボトル ナチュラルウォーター「重源の郷」)

別紙2

緊急物資調達要請書

年 月 日

日本果実工業株式会社 代表取締役社長 様

山口県知事 二 井 関 成

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

必要とする物資の種類	数 量	引 取 場 所	運 搬 方 法	備 考
水(500ml ペットボトル ナチュラルウォーター 「重源の郷」)				

## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定実施要領

山口県（以下「甲」という。）と日本果実工業株式会社（以下「乙」という。）が締結した、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」（以下「協定」という。）については、次のとおり実施するものとする。

（経費の負担）

第1条 協定第5条に定める経費の負担については次のとおりとする。

- 1 乙が無償にて甲に提供する協定第2条に定める物資（以下「無償飲料水」という。）の数量は、500ml ペットボトル 24000 本（1000 ケース）を限度とする。なお、無償飲料水の運搬に要する費用は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 2 甲が前項の無償数量の限度を超える協力要請を行い、乙が有償にて甲に提供する協定第2条に定める物資（以下「有償飲料水」という。）の価格については、災害発生直前における適正な価格（協定第6条に規定する引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 3 前1項に規定する無償飲料水の運搬費用及び、前2項に規定する有償飲料水の代金は、履行が確認され次第速やかに支払うものとする。

（物資の保管）

第2条 乙が甲に提供する無償飲料水については、乙の倉庫内に常時保管することとし、保管場所等の詳細については別表1のとおりとする。

（物資の運搬）

第3条 前条に規定する保管場所から、甲が指定する協定第6条に規定する引渡し場所（以下「引渡し場所」という。）へ協定第2条に定める物資を運搬する場合は、甲又は乙の指定する者が行うこととする。

無償飲料水及び有償飲料水を、乙の指定する者が運搬する場合の費用については、第1条第1項及び第2項に定めるとおりとする。

但し、災害の状況により、保管場所から引渡し場所へ乙の指定する者により運搬することができない場合は、甲が責任をもって、運搬するものとする。

（その他）

第4条 甲、乙は協定運用が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月23日から施行する。

別表1（乙が飲料水を保管する場所）

名称	所在地	連絡先電話番号	連絡先FAX番号
日本果実工業株式会社	山口市仁保下郷1771番	083-927-0112	083-927-0787

## 〔2(7)キ-4〕災害時における物資調達に関する協定（県警察本部）

山口県警察（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、震災、風水害その他災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、甲が乙から迅速かつ円滑に物資の調達を行うことを 目的に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次のいずれかの場合において物資を調達する必要があると認めるときは、 乙に対し乙が保有する物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）を要請することができる。

（1）山口県の区域内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合。

（2）山口県の区域外において災害が発生し当該区域を管轄する都道府県への派遣が見込まれる場合。

（物資供給の協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 本協定により甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、災害時物資調達要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 甲は、乙と協議の上、物資の引渡し場所及び引渡し日時を指定するものとする。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該指定場所に職員を派遣し、物資を検査の上、引き取るものとする。

3 乙は、物資の供給を完了したときは、速やかに物資供給完了通知書（別記様式第2号）により甲に通知するものとする。ただし、文書により通知するいとまがないときは、口頭により通知し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った物資の運搬に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、引渡しを受けた物資の供給に要した費用について、乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上、別途定める。

（協定の有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月28日

甲 山口市滝町1番1号

山口県警察本部長 中村 範明

乙

別 表

工具類（スコップ、鳶口、チェーンソー等）
寝具類（毛布等）
炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ等）
食器類
日用雑貨
食料品（飲料水、簡易食料等）
燃料（灯油等）
簡易トイレ
その他

# 災害時物資調達要請書

令和 年 月 日

様

山口県警察本部長

「災害時における物資調達に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

## 記

品名	規格等	数量	備考

引渡し日時		令和 年 月 日 時 分
引渡し 場所	所在地	
	施設名	
	担当者	連絡先 FAX
運搬方法		

要請担当者	
	連絡先 FAX

様式第2号

# 物資供給完了通知書

令和 年 月 日

山口県警察本部長 殿

〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日要請のあった物資供給について、下記のとおり完了したので通知します。

## 記

品 名	規格等	数 量	備 考

引渡し日時		令和 年 月 日 時 分	
引渡し 場 所	所在地		
	施設名		
	担当者	連絡先	FAX
運 搬 方 法			

通知担当者		
	連絡先	FAX

● 災害時における物資調達に関する協定締結団体

(令和7年10月1日現在)

団体名	所在地	担当
NPO法人コメリ 災害対策センター	新潟県新潟市南区清水4501番地1	NPO法人コメリ 災害対策センター事務局
株式会社ジュンテンドー	広島県安芸郡府中町茂陰1丁目13番45号	広島営業本部 販売事業部 営業推進部
DCM株式会社	東京都品川区南大井6丁目22番7号 大森ベルポートE館	総務部 総務課
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	総務部

## 〔2(7)キ-5〕災害時における段ボール製品の供給等に関する協定書（厚政課）

山口県（以下「甲」という。）と南日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難所の設営等に必要となる段ボール製品（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）が保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（1）山口県内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）山口県以外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

2 前項の規定による要請は、「救援物資供給要請書」（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して書面により行うことができない場合は、口頭によることができる。

3 前項ただし書による要請を行った場合、甲は、事後に速やかに書面を乙に提出するものとする。

（物資の種類）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次の各号に掲げる物資のうち、要請時点で組合員が供給し、又は製造することが可能なものとする。

（1）段ボール製簡易ベッド

（2）段ボール製シート

（3）段ボール製間仕切り

（4）その他組合員の取扱商品

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、組合員のうち、次の各号のいずれかに該当する者を選定し、第1条第1項の要請に対応するための措置をとる。

（1）被災地の最寄りの場所に事業所を有する者

（2）生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有している者

（3）甲の要請に優先的に対応することが可能な者

2 乙は、前項の規定により選定した組合員（以下「選定組合員」という。）から、第1条第1項の要請の対応について承諾を得た後、「救援物資供給措置状況報告書」（別紙第2号様式）により、要請の対応に係る措置の状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲と選定組合員が協議のうえ決定する。

2 当該引渡場所までの物資の運搬は、選定組合員が行うものとする。ただし、選定組合員が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

3 物資の引渡しについては、甲が指定する者をもって確認させるものとする。

4 選定組合員は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

5 選定組合員は、運搬終了後、速やかに「救援物資供給完了報告書」（別紙第3号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第6条 甲の要請により選定組合員が供給した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「経費等」という。)は、災害発生時の直前における適正価格(災害発生前の取引については、当該取引時の適正な価格)を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

2 甲は、物資の供給を要請したときは、選定組合員から経費等に係る適正な支払請求書を受領した日から30日以内に選定組合員に支払うものとする。ただし、この期間内に支払うことができないときは、別途協議を行うものとする。

3 選定組合員は、前項の支払請求書に経費等の積算根拠を示す資料を添付しなければならない。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、本協定に係る手続を円滑に行うため、連絡担当者等を記載した「災害物資協定事務担当者(連絡先)名簿」(別紙第4号様式)を作成し、相互に報告するものとする。連絡窓口を変更したときも同様とする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より本協定の内容について組合員の理解を深めるものとする。

(他の協定との関係)

第9条 本協定は、甲、乙又は市町で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、本協定は更に1年間継続するものとし、以後この例による。

2 本協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。なお、組合員は本協定の写しを所持する。

令和元年(2019年)6月27日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 福岡市博多区博多駅東2丁目4-16  
福泉第一ビル5階  
南日本段ボール工業組合  
理事長 児島圭多朗

別紙第1号様式

## 救 援 物 資 供 給 要 請 書

年 月 日

南日本段ボール工業組合  
理事長 様

山口県知事

「災害時における段ボール製品の供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

物資の種類	数量	搬送日	引渡場所	運搬方法	備考

厚政課総務管理班  
T E L 083-933-2710  
F A X 083-933-2739

別紙第2号様式

# 救 援 物 資 供 給 措 置 状 況 報 告 書

年 月 日

山口県知事 様

南日本段ボール工業組合  
理事長

「災害時における段ボール製品の供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり措置の状況を報告します。

## 記

物資の種類	数量	搬送日	引渡場所	運搬方法	備考

担 当  
T E L  
F A X

# 救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

年 月 日

山口県知事 様

社名  
代表者

「災害時における段ボール製品の供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり供給が完了したことを報告します。

## 記

物資の種類	数量	搬送日	引渡場所	運搬方法	備考

担 当  
T E L  
F A X

## 災害物資協定事務担当者（連絡先）名簿

### 【山口県】

#### 1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
F A X 番号	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X 番号		

#### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
- ・休日 土日祝日、年末年始

### 【南日本段ボール工業組合】

#### 1 連絡担当者

役職・氏名	
電話番号	
携帯電話番号	
F A X 番号	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X 番号		

#### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間 ○○ : ○○ ~ ○○ : ○○
- ・休日 ○○○○、○○○○

## 〔2(7)キ-6〕災害時等における必要資材の供給等に関する協定書

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と中村被服株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害その他危機事象が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）における、必要資材の供給及び土地の使用（以下「必要資材の供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等における必要資材の供給等に関して、甲と乙との協力事項について定めるものとする。

(必要資材の供給等の範囲)

第2条 この協定により甲が乙に協力を要請する必要資材の供給等は、次のとおりとする。

なお、必要資材の詳細は実施細目において定めるものとする。

(1) 乙の取り扱う縫製工業品等の供給

(2) 災害種別に応じた特注品等の供給

(3) 乙の所有する土地の使用

(要請の手続)

第3条 甲は、次に掲げる場合において、第2条の必要資材の供給等を必要とする場合、又は県内被災市町（以下「市町」という。）からあっせんの要請を受けた場合は、乙に対し、その協力を要請するものとする。

(1) 山口県内における災害時等

(2) 山口県以外における災害時等に、国又は関係都道府県知事からあっせんの要請を受けたとき

(3) その他甲が必要があると認めるとき

2 前項の要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(供給等)

第4条 乙は、甲から第2条第1号及び第2号に関する前条の協力要請を受けたときは、原則、甲又は市町の指定する場所に運搬し、供給を行うものとする。

2 前項の場合において、甲又は市町は、指定した場所に職員又は指定する者を派遣し、現物、数量等を確認のうえ、供給を受けるものとする。

3 乙は、甲から第2条第3号に関する前条の協力要請を受けたときは、可能な範囲で土地を使用させるものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1号及び第2号の供給に要した費用については、原則として供給を受けた甲又は市町が負担する。

(訓練等)

第6条 乙は、この提供に基づく供給を円滑にするため、甲及び市町等が実施する防災訓練や防災啓発活動に協力するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては総務部長とする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は実施細目で定めるものとする。甲又は乙は、実施細目

に変更の必要性が生じた場合には、その都度相手方に対して協議を申し入れることができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和2年12月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020年)12月21日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 防府市石が口二丁目9番1号  
中村被服株式会社  
代表取締役社長 中村 顕

## 〔2(7)ク-1〕 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

(医療政策課・医務保険課)

山口県知事は、山口県医師会長、山口県歯科医師会長、及び山口県薬剤師会長と協議の結果次のとおり協定する。

昭和44年11月21日

山口県知事	橋本正之
山口県医師会長	梅原 享
山口県歯科医師会長	神力卯一
山口県薬剤師会長	渋谷 喬

災害に際して集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策を実施するため、民間医療関係者の活動を必要と認める場合は、山口県地域防災計画第3編第9章第2節集団発生傷病者救急医療対策計画に定めるところにより措置するものとする。

## 〔2(7)ク-2〕 災害救助又はその実施に関する業務委託契約

(医療政策課・医務保険課)

救助の実施の委託について、委託者山口県知事平井龍（以下「甲」という。）と受託者日本赤十字社山口県支部長平井龍（以下「乙」という。）とは、次の事項により契約を締結した。

第1条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第32条の規定に基づき、災害に際して行う救助（以下「救助」という。）のうち次に掲げるもの（以下「業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの介助
- イ 分べんの前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 死体の処理

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 検案

2 乙は、甲の要請により業務を開始するものとし、その実施期間は、業務のうち、前項第1号に掲げるものにあつては災害発生の日から14日以内、同項第2号に掲げるものにあつては災害発生の前後7日以内に分べんしたもので、分べんの日から7日以内、同項第3号に掲げるものにあつては災害発生の日から10日以内とする。

第2条 乙は、業務を行うため救護班及び現地医療班を編成する。

第3条 乙が業務を行うために必要な費用は、別表に定めるところにより、乙が支弁する。

第4条 甲は、前条の定めにより乙が支弁した費用のうちその費用に充当すべき寄付金その他の収入を控除した額を乙の補償請求に基づき負担する。

2 前項に規定する寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、日本赤十字社募金（社員募金）及び一般義援金は含まない。

第5条 乙は、前条第1項の定めにより、補償を請求する場合は、法第34条の規定による補償請求書（正本1通写し4通）を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の定めにより補償請求書を提出する際、乙の支弁に係る証拠書等の写し又は明細を明らかにした書類を添付しなければならない。

第6条 乙が業務の範囲及び第1条第2項に定める業務の実施期間を越えて救助を行う場合の当該救助に要する費用は、乙の負担とする。ただし、災害の状況によっては、甲乙協議の上、甲において負担することができる。

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙が行う業務に協力するものとする。

第8条 甲は、災害の状況により必要があると認めるときは、自ら業務を行うことができる。

第9条 この契約の存続期間（以下「契約期間」という。）は、契約の日から1年とする。

2 契約期間の満了の日までに双方からなんらの意思表示がなされないときは、この契約は更に1年間更新されたものとみなし、その後もこの例による。

第10条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する。

第11条 前各条定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定する。

以上の契約締結の託として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持する。

昭和61年9月16日

甲 委託者 山口県知事 平井 龍  
乙 受託者 日本赤十字社山口県支部長 平井 龍

(別表)

### 第3条の業務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事項の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）時間外手当、深夜手当及び旅費については、日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償に関する規定、日本赤十字社時間外手当、深夜手当支給規程、日本赤十字社内国旅費規則等により計算した額
救護所設置費	救護所設置のために使用した消耗品材料及び建物等の借上料又は損料の実費
救護諸費	ア 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療機具の実費及び破損修理等の実費 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用、（厚生省社会局長通知（昭和34年8月18日付け社発第428号）の記の5の(3)のロに定められたとおりとする。）
輸送所及び人夫費	医療、助産、死体の処理及び救護所設置のために必要な輸送及び人夫賃は、当該地域における通常の実績
その他の費用	前各号に該当しない費用であって委託事項実施のために使用した費用の実費
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に対し日本赤十字社法第32条の規定により支給した扶助金の額
事務費	委託事項実施のため、事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費

## 〔2(7)ク-3〕 災害時の医薬品等調達に関する協定書（薬務課）

山口県を「甲」とし、山口県薬業卸協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「山口県地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、供給を要請することができる。

（供給医薬品等）

第3条 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において、優先的に供給に応じるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時などやむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第5条 乙等は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の引き渡し）

第6条 医薬品等の引き渡し場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の指定する者が医薬品等を確認の上、引き取るものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲は、乙等の協力により供給された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（保有量の報告）

第8条 乙等は、毎年12月末現在の医薬品等（災害救助に必要な医薬品等に限る）の保有数量を甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年7月3日

（甲） 山口県知事 二井 関 成

（乙） 山口県薬業卸協会  
会 長 枝 廣 圭 介

山口県を「甲」とし、山口県製薬工業協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「山口県地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における医薬品等調達業務に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を斡旋、調達する必要が生じたときは、乙に対し、供給を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けた時は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(緊急要請)

第4条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(調達医薬品等の引取)

第5条 医薬品等の引き取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

(費用弁償等)

第6条 甲は、乙等の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年7月8日

(甲) 山口県知事 二井 関 成

(乙) 山口県製薬工業協会  
会 長 色 摩 哲 二

山口県（以下「甲」という。）と地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター（以下「乙」という。）との間に、災害時に必要な医薬品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、山口県内外において、地震、風水害、その他の災害が発生し、医薬品等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が備蓄する災害時緊急医薬品等の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時などやむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(引き渡し)

第4条 災害時緊急医薬品等の引き渡し場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の指定する者が確認の上、引き取るものとする。

(費用弁償等)

第5条 甲は、乙から供給された災害時緊急医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(災害時緊急医薬品等)

第6条 乙が備蓄する災害時緊急医薬品等の品目及び数量については、甲乙協議の上決定するものとする。変更の場合も同様とする。

(協議)

第7条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月12日

(甲) 山口県  
山口県知事 山本 繁太郎

(乙) 地方独立行政法人山口県立病院機構  
山口県立総合医療センター  
院長 前川 剛志

## 〔2(7)ク-4〕 山口県DMA Tの出動に関する協定等（医療政策課）

### 山口県DMA Tの出動に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と山口県DMA T指定病院（以下「乙」という。）とは、山口県DMA T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請等）

第2条 甲は、運営要綱に基づき、山口県DMA Tが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して山口県DMA Tの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、山口県DMA Tの出動が可能と判断したときには、山口県DMA Tを出動させるものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に山口県DMA Tを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した山口県DMA Tの派遣は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 山口県DMA Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲又は甲が指名する者が行うものとする。

2 山口県DMA Tが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMA T受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、山口県DMA Tの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 山口県DMA Tは原則、被災地内で以下の活動を行うものとする。

一 消防機関等と連携し、被災状況等に関する情報の収集と伝達、トリアージ、救急医療等を行う。

二 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行う。

三 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行う。

2 山口県DMA Tは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外に搬送を行うものとする。

3 山口県DMA Tは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は山口県災害・救急医療情報システム及び広域災害情報システム等を活用しつつ情報を共有し、山口県DMA Tの活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた山口県DMA Tが、運営要綱第3条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。

一 山口県DMA Tが携行した医薬品等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた山口県DMA Tが、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

（待機に係る費用）

第7条 山口県DMA Tの待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた山口県DMA Tの隊員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月20日山口県条例第2号）」に定めるところによりその損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた山口県DMA Tの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

（体制の整備）

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して

定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、契約締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 山口県知事 二井 関成

乙 山口県DMAT指定病院長

## 山口県DMAT運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故、新興感染症等のまん延時等における入院調整や感染制御、医療施設等への業務継続に係る支援等が必要な事態（以下「災害等」という。）といった災害時に、迅速に救出・救助部門と合同して救急医療を行うための専門的な研修を受けた災害派遣医療チーム（以下「山口県DMAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

(活動範囲)

第2条 山口県DMATの活動範囲は、次の各号に定めるものとする。

- 一 本県内外の災害等の被災地内での活動
- 二 本県内外の災害等の被災地から搬送・広域搬送等を実施する場合の被災地外での活動

(活動内容)

第3条 山口県DMATは原則として、被災地内で次の各号に定める活動を行う。

- 一 市町や消防機関、警察等公共機関、他の保健医療活動チームと連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等
  - 二 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療等
  - 三 患者搬送及び搬送中の診療
  - 四 新興感染症等のまん延時等における入院調整、感染制御、医療施設等への業務継続に係る支援等
- 2 山口県DMATは、前項の活動以外に、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外に航空機等を用い患者搬送を行う。
- 3 山口県DMATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(指定等)

第4条 次の各号に定める要件をすべて満たす病院は、その旨を山口県知事（以下「知事」という。）に申し出るものとする。

- 一 病院として山口県DMATを派遣する意志があること。
  - 二 山口県DMATの活動に必要な人員及び装備を持っていること。
- 2 知事は、前項の申出を踏まえて適当と判断した場合には、当該病院を山口県DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するとともに、指定病院との間に山口県DMATの出動に関する協定を締結する。
- 3 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証（別紙様式第1号）を交付する。

(編成)

第5条 山口県DMATは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、山口県DMAT1隊は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の計4名を基本編成とする。ただし、一の指定病院でDMATを構成できない場合は、本県内の他のDMAT隊員とともに山口県DMATを構成するものとする。

- 2 知事は、指定病院の長からの推薦に基づき、知事が指定する研修を受講した者を山口県DMAT隊員として山口県DMAT隊員登録者名簿（別紙様式第2号）に登録する。
- 3 山口県DMAT隊員は、知事が指定する研修を受講した者であること。
- 4 知事は、山口県DMAT隊員の活動における事故等に対応するため、損害賠償保険に加入するものとする。

(出動基準)

第6条 山口県DMATの出動基準は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たすこととする。

- 一 県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
- 二 前号に定める場合のほか、県内における災害等の被災者の救出に時間を要する等、山口県DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合
- 三 国又は他都道府県から山口県DMATの出動要請があった場合

(出動要請)

第7条 知事は、前条の出動基準に照らし、山口県DMATを出動し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して山口県DMATの出動を要請する。

- 2 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、山口県DMATの出動が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い山口県DMATを出動させるものとする。
- 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に山口県DMATを出動させたときは、速やかに知事に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により知事が承認した山口県DMATの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- 5 知事は、山口県DMATの出動要請を行う際には、関係機関と調整の上、山口県DMATの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝えるものとする。
- 6 現場での活動が終了した後、指定病院の長は山口県DMAT活動記録報告書（別紙様式第3号）により知事に報告するものとする。

(待機要請)

第8条 知事は、災害等が発生し、第6条の出動基準に該当することが見込まれる場合、指定病院に山口県DM

A Tの待機を要請する。

2 待機要請の手順は出動要請の手順に準じて行う。

3 次の各号に該当する場合には、指定病院は、県からの要請を待たずに、DMA T出動のための待機をしなければならない。

一 山口県内で震度5弱以上の地震が発生した場合

二 中国地方又は福岡県において震度6弱の地震が発生した場合又は特別警報が発表された場合

三 近畿、中国、四国、九州・沖縄地方内において震度6強の地震が発生した場合

四 全国において震度7以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合

五 東海トラフ地震臨時情報が発表された場合

六 大規模な航空機墜落又は列車事故等が発生した場合

七 山口県DMA Tが出動を要すると判断するような災害が発生した場合

(研修等)

第9条 指定病院の長は、山口県DMA T隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努めるものとする。

2 知事は、山口県DMA T隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第10条 知事は、必要に応じて連絡調整会議を設置し、山口県DMA Tの運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議する。

(その他)

第11条 その他山口県DMA Tに係る事項については、別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月26日から運用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月14日から運用する。

## 山口県DMAT運用計画

### 1 目的等

この計画は、山口県DMAT運営要綱（以下「運営要綱」という。）第4条第2項に基づき指定された指定病院に所属する山口県DMATが、本県内外における災害等の発生時に効果的な活動ができるよう具体的な運用等について定めるものとする。

なお、県外の災害等に関する山口県DMATの活動にあつては、当該都道府県のDMAT運用計画等に従うものとする。

### 2 出動要請の手続き

(1) 山口県DMATの派遣出動は、県からの出動要請を基本とする。ただし、県内の災害等にあつては、市町、消防機関及び警察等公共機関（以下「市町等」という。）からの災害等の情報又は要請に基づいて山口県DMATを出動させることができるものとする。この場合、山口県DMATを出動させたDMAT指定病院（以下「指定病院」という。）は、山口県DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得なければならない。

(2) 県及び市町等は、山口県DMATの出動に際し、被災現場に関する情報を指定病院に伝えるように努める。

### 3 出動要請の手続きに関する特則

本県内で災害等が発生し、運営要綱第6条の出動基準に該当する場合は、被災地外又は被災地内の比較的被害程度の軽い地域であり、かつ、現地に速やかに到着できる地域の指定病院に対して山口県DMATの出動を要請する。ただし、場合によっては、同時に複数の山口県DMATの出動要請又は順次の出動要請を行うものとする。

### 4 統括山口県DMAT

DMAT調整本部等の各DMAT本部（DMAT派遣本部を除く）の責任者は、県が指定した統括山口県DMATとし、本部活動等に係る統括を行わせるものとする。

### 5 連絡体制等

(1) 各指定病院は、山口県災害・救急医療情報システム及び広域災害情報システム等を活用して山口県DMATの活動に必要な情報を積極的に収集し、情報の共有を図るものとする。

(2) 県は、県内の災害等にあつては、必要に応じて、災害拠点病院等に対して情報を提供し、山口県DMAT及び他都道府県DMATへの活動支援を要請するものとする。

### 6 DMAT派遣本部

山口県DMATを派遣した指定病院は、当該病院内にDMAT派遣本部を設置し、次の業務を行う。

(1) 山口県DMATの活動状況の把握及び活動に必要な支援

(2) 現地情報の収集

(3) 収集した現地情報の国、県、市町等への伝達

(4) 山口県災害・救急医療情報システム及び広域災害情報システム等への情報入力

### 7 DMAT現地本部

(1) 県は、DMAT派遣や他都道府県からのDMAT受入れの必要がある場合は、DMAT調整本部を設置する。

(2) DMAT調整本部は、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部の指揮下に置かれる。

(3) DMAT調整本部は、必要に応じて以下の業務を行う。

ア 非被災都道府県や厚生労働省へのDMAT派遣要請の実施に係る県への助言

イ 各DMAT本部の立ち上げ、運用

ウ 被災状況の把握及びDMAT活動戦略の策定

エ 医療運搬調整

オ DMAT、医療機関へのロジスティクス

カ DMAT撤収と引継ぎの調整

キ その他必要な事務

### 8 DMAT活動拠点本部

(1) DMAT調整本部は、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置する。

(2) DMAT活動拠点本部は、DMAT調整本部の指揮下に置かれる。

(3) DMAT活動拠点本部は必要に応じて以下の業務を行う。

ア 管内のDMAT指揮所の設置、指揮や、参集したDMATの登録、指揮、関係機関への連絡要員の派遣等、指揮系統の確立

イ 医療機関の情報収集

ウ 医療運搬調整

エ DMAT、医療機関へのロジスティクス

オ DMAT撤収と引継ぎの調整

カ その他必要な事務

### 9 DMAT指揮所

(1) DMAT調整本部又はDMAT活動拠点本部は、必要に応じてDMAT指揮所を設置する。

- (2) DMA T 指揮所を設置したDMA T 調整本部又はDMA T 活動拠点本部は、指揮所の責任者である「リーダー」を任命する。
  - (3) DMA T 指揮所は必要に応じて以下の業務を行う。
    - ア 管下のDMA T の指揮及び調整
    - イ 管下のDMA T 活動方針の策定
    - ウ 診療部門の設置及び運営
    - エ 運搬に関わる調整
    - オ 当該活動場所の関係機関や、消防・自衛隊等の関係機関との連携
    - カ 当該活動場所の撤収及び追加派遣の必要性の判断
- 10 DMA T 参集拠点本部
- (1) DMA T 調整本部又はDMA T 事務局は、必要に応じてDMA T 参集拠点にDMA T 参集拠点本部を設置する。
  - (2) DMA T 参集拠点本部は、DMA T 調整本部又はDMA T 事務局の指揮下に置かれる。
  - (3) DMA T 参集拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行う。
    - ア 参集したDMA T の登録と指揮
    - イ 活動する県及びDMA T 本部の具体的な指示
    - ウ 被災情報等の収集
    - エ DMA T、医療機関へのロジスティクスの拠点として活動
    - オ DMA T 調整本部、保健医療福祉調整本部等との連絡及び調整
    - カ 消防、自衛隊等の関係機関との連携及び情報共有
    - キ 厚生労働省との情報共有
    - ク その他必要な事務
- 11 山口県DMA T の活動
- (1) 現場活動を担当する山口県DMA T は、被災地内で活動中の市町等又は他都道府県DMA T、他の保健医療活動チームと連携し、トリアージ、緊急治療、搬送、閉鎖空間の医療等を行う。
  - (2) 病院支援を担当する山口県DMA T は、被災地内の災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。
  - (3) 域内搬送を担当する山口県DMA T は、DMA T 活動拠点本部等に参集し、その本部等の指示のもと、搬送時のトリアージを行うとともに、搬送中の医療活動を行う。
- 12 広域医療搬送等
- (1) 県は、関係機関と連携の上、広域医療搬送拠点にステージングケアユニット（以下「SCU」という。）を設置するとともに、広域医療搬送を担当するDMA T を統括するSCU本部を設置し、統括山口県DMA T を置く。
  - (2) 本県におけるSCU本部は、以下の業務を行う。
    - ア 広域医療搬送に係る情報収集
    - イ 各DMA T の活動調整
    - ウ 輸送手段の確保及び機材などの調達に係る調整
    - エ 関係機関との連絡調整
    - オ 各SCU本部との連絡調整
  - (3) 広域医療搬送の要請を受けた山口県DMA T は、SCU本部に参集し、その指揮下で活動を行う。
  - (4) SCU本部に参集した山口県DMA T は、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
  - (5) 航空機内の医療活動を担当する山口県DMA T は、SCU本部の指揮下に入り、航空機内における患者の症候監視と必要な処置を行う。
- 13 後方支援
- 山口県DMA T は、移動、医薬品等の資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とするが、県及び市町等は、山口県DMA T の活動が効果的なものとなるよう可能な限り支援、調整を行う。
- 14 その他
- その他災害時等の山口県DMA T の活動等については、日本DMA T 活動要領に準じて行う。

附 則

この計画は、平成21年3月26日から運用する。

附 則

この計画は、令和5年11月14日から運用する。

## 〔2(7)ク-5〕災害時の医療ガス等調達に関する協定書（薬務課）

山口県を「甲」とし、一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「山口県地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙の山口支部若しくは乙に加盟する会員会社（以下「乙等」という。）に対し、供給を要請するものとする。

（医療ガス等）

第3条 前条の規定により甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙等においては、当該範囲内において措置可能な品目及び数量を措置するものとする。

- (1) 酸素ガス等医療ガス
- (2) 酸素ガス等医療ガスの使用にあたり必要となる調整器等の資器材等
- (3) その他甲が必要と認めたもの

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時などやむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第5条 乙等は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の引き渡し）

第6条 医療ガス等の引き渡し場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の指定する者が医療ガス等を確認の上、引き取るものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲は、乙等の協力により供給された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

（補償）

第8条 第2条の要請に基づき会員会社の社員で医療ガス等の輸送業務に従事した者（以下「輸送業務従事者」という。）が、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合においては、次に掲げる場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月20日山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

- (1) 輸送業務従事者の、故意又は重大な過失による場合
- (2) 輸送業務従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合
- (3) 乙及び輸送業務従事者が、締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (4) 補償の支給を行う原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

（保有量の報告）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙等に対し、医療ガス等の保有状況について報告を求めることができる。

（協議）

第10条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の協定を締結した証として、この証書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月1日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 山本 繁太郎

乙 広島県広島市中区紙屋町二丁目3番1号  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会中国地域本部  
本部長 永江 裕

# 〔2(7)ク-6〕 災害等時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定書

(医療政策課、健康増進課)

(趣旨)

第1条 山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人山口県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動及び健康管理活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(派遣要請)

第2条 甲は、災害等時に医療救護活動又は健康管理活動を実施する上で、乙の会員である保健師、助産師、看護師、准看護師の活動を必要と認める場合は、山口県地域防災計画に定めるところにより乙に対して派遣要請を行い、乙は、直ちに会員を派遣し、医療救護活動又は健康管理活動を実施するものとする。

(活動内容)

第3条 乙の会員が実施する活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における負傷者の応急看護その他医療救護に関する必要な業務
- (2) 避難所、地域等における保健指導その他健康管理に関する必要な業務

(その他)

第4条 その他必要な事項については、本協定の実施細目に定めるところによる。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有する。

平成28年(2016年)9月13日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 公益社団法人 山口県看護協会  
会 長 吉村 喜代子

# 災害等時における健康管理活動に関する協定実施細目

山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人山口県看護協会（以下「乙」という。）との間において締結した、災害等時の医療救護活動及び健康管理活動に関する協定書（以下「協定書」という）第4条の規定に基づき定める、同第3条第2号に関する実施細目は、次のとおりとする。

## （派遣要請）

第1条 甲は、災害・事故等時（以下「災害等時」という）に、乙の会員である保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「会員」という）の協力の必要が生じたときは、「県及び市町相互の災害時応援協定書」に基づき、乙に対して会員の派遣を要請するものとする。

## （活動場所）

第2条 乙が派遣する会員は、市町が開設する避難所・救護所等甲が指示する場所において、健康管理活動を実施するものとする。

## （活動内容）

第3条 協定書第3条第2号に定める、乙が派遣する会員の業務は、山口県地域防災計画本編第3編第4章第2節第3項健康管理体制に準じて行うものとする。

## （指揮命令）

第4条 乙が派遣する会員に係る指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

## （報告）

第5条 乙は、派遣した会員の健康管理活動を記録し、活動終了後に甲に報告するものとする。

2 乙は派遣した会員に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

## （費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が派遣した会員が、細目第3条に定める業務を実施した場合に要する、旅費、宿泊費、日当、衛生材料及び、傷害保険加入に係る費用は、「県及び市町の災害時応援協定書」に準じた負担とする。

## （補償）

第7条 乙は、派遣した会員が、細目第3条に定める業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、傷害保険に加入することとする。ただし、傷害保険で補償されないときには、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

## （協議）

第8条 協定書及びこの細目に関して定めのない事項や疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上対応する。

平成28年(2016年)9月13日

甲 山口県健康福祉部健康増進課長

喜多 洋輔

乙 公益社団法人山口県看護協会会長

吉村 喜代子

## [2(7)ク-7]災害時における福祉支援に関する協定書（厚政課）

（趣旨）

第1条 山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時に、被災した要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号の要配慮者をいう。以下同じ。）に対する福祉支援が、広域的な支援体制の下で、迅速かつ円滑に実施できるようにするため、次のとおり協定を締結する。

（支援内容）

第2条 乙が実施する支援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災市町が開設する福祉避難所等又は被災福祉施設への応援職員の派遣
- （2）福祉車両等の応援派遣
- （3）市町が行う福祉避難所の事前指定への協力
- （4）その他災害時における要配慮者に対する必要な援助

（応援職員等の派遣）

第3条 甲は、被災市町又は被災福祉施設から応援派遣の要請を受けたときは、山口県社会福祉協議会と共同で、事務局を設置し、前条第1号及び第2号に掲げる支援の調整を行う。

2 乙は、前項による支援の調整に係る連絡窓口として、連絡調整担当者を設置する。

3 事務局は、乙から、派遣可能な職員又は車両（以下「職員等」という。）に関する情報の提供を受けて、福祉支援ニーズとのマッチングを行い、当該マッチング結果に基づき、乙に対し、職員等の派遣を要請する。

4 前項の要請は、文書により行う。ただし、文書によって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

5 乙は、前2項の要請に基づき、乙の会員から職員等を派遣する。

6 乙は、乙の会員が職員等を派遣したときは、文書により派遣した職員等に関する事項等を事務局に報告する。

（費用負担）

第4条 前条第5項の規定による派遣に要した費用は、原則として、応援派遣を要請した市町又は福祉施設が負担する。（補償）

第5条 第3条第5項の規定による派遣に従事した者（以下「従事者」という。）が、本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から1年間その効力を持続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

以上の協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲、乙記名の上、各自1通を保有するとともに、乙は、その会員に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成28年(2016年)9月2日

甲 山口県  
山口県知事

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇  
会長

●災害時における福祉支援に関する協定締結団体

(令和5年10月1日現在)

団体名	所在地	担当	電話番号	FAX番号
山口県社会福祉法人経営者協議会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内	山口県社会福祉協議会 総務企画部 福祉振興班	083-924-2799	083-924-2798
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内	総務企画部 総務班	083-924-2777	083-924-2792
山口県老人福祉施設協議会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内	山口県社会福祉協議会 総務企画部 福祉振興班	083-924-2799	083-924-2798
山口県障害福祉サービス協議会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内	山口県社会福祉協議会 総務企画部 福祉振興班	083-924-2799	083-924-2798
一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内		083-925-2424	083-925-2212
一般財団法人 山口県児童入所施設連絡協議会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内		083-925-2424	083-925-2212
山口県老人保健施設協議会	751-0833 下関市武久町2-53-8		083-252-7124	083-252-7125
山口県身体障害者施設協議会	745-0801 山口県周南市久米752-4鼓澄苑内	鼓澄苑 総務部	0834-29-5011	0834-29-5012
山口県救護施設協議会	759-6534 下関市大字永田郷459-4梅花園内		083-286-2231	083-286-4319
一般財団法人 山口県保育協会	〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	事務局	083-925-2424	083-925-2212
山口県ダイサービスセンター協議会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内	山口県社会福祉協議会 総務企画部 福祉振興班	083-924-2799	083-924-2798
山口県聴覚障害者福祉協会	〒747-1221 山口市鋳銭司南原2364-1 山口県聴覚障害者情報センター内		083-985-0611	083-985-0613
一般社団法人 山口県社会福祉士会	〒753-0072 山口市大手町9-6 社会福祉会館内	事務局	083-928-6644	083-922-9915
一般社団法人 山口県介護福祉士会	〒754-0893 山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内		083-987-0122	083-987-0124

## [2(7)ク-8]災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

(健康増進課)

(趣旨)

第1条 山口県(以下「甲」という。)と公益社団法人山口県栄養士会(以下「乙」という。)は、災害時における栄養・食生活支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(派遣要請)

第2条 甲は、災害時に栄養・食生活支援活動を実施する上で、乙の会員である管理栄養士、栄養士の活動を必要と認める場合、乙に対して会員の派遣を要請し、乙は、直ちに会員を派遣し、栄養・食生活支援活動を実施するものとする。

(活動内容)

第3条 乙の会員が実施する活動の内容は、次のとおりとする。

- (1)被災者への食事・栄養に関する確認及び相談支援
- (2)食事提供の運営支援、食料供給の体制整備に関する助言
- (3)食事制限等のある被災者(食の要配慮者)に必要な食料供給支援
- (4)その他被災地の栄養・食生活支援活動に関する必要な事項

(その他)

第4条 その他必要な事項については、本協定の実施細目に定めるところによる。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)3月19日

甲 山口県

山口県知事 村岡 嗣政

乙 公益社団法人山口県栄養士会

会長 中谷 昌子

## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定実施細目

山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人山口県栄養士会（以下「乙」という。）との間において締結した、災害時の栄養・食生活支援活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条の規定に基づき定める、同第3条に関する実施細目は、次のとおりとする。

### （派遣要請）

第1条 甲は、災害時に、乙の会員である管理栄養士、栄養士（以下「会員」という。）の協力の必要が生じたときは、乙に対して会員の派遣を要請するものとする。

### （活動場所）

第2条 乙が派遣する会員は、市町が開設する避難所等甲が指定する場所において、栄養・食生活支援活動を実施するものとする。

### （活動内容）

第3条 協定書第3条に定める、乙が派遣する会員の業務は、山口県地域防災計画の本編第3編第4章第2節第3項及び震災対策編第3編第3章第2節第3項、健康管理体制に準じて行うものとする。

### （指揮命令）

第4条 乙が派遣する会員に係る指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、派遣した会員の栄養・食生活支援活動を記録し、活動終了後に甲に報告するものとする。

2 乙は派遣した会員に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

### （費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が派遣した会員が、細目第3条に定める業務を実施した場合に要する、旅費、宿泊費、日当、傷害保険加入に係る費用及び、活動のために必要な経費のうち甲が必要と認められた費用は、「県及び市町の災害時応援協定書」に準じた負担とする。

### （補償）

第7条 乙は、派遣した会員が、細目第3条に定める業務に従事したことに伴う事故等に対応するため、傷害保険に加入することとする。ただし、傷害保険で補償されないときには、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年山口県条例第2号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

### （協議）

第8条 協定書及びこの細目に関して定めのない事項や疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上対応する。

令和3年（2021年）3月19日

甲 山口県健康福祉部健康増進課長

石丸 泰隆

乙 公益社団法人山口県栄養士会会長  
中谷 昌子

## [2(7)ク-9] 災害派遣（急患空輸）の実施に関する協定

（防災危機管理課）

山口県知事（以下「甲」という。）と航空自衛隊第3術科学学校長（以下「乙」という。）は、自衛隊法第83条第2項の規定に基づき、甲の要請により乙が行う山口県萩市見島への災害派遣（航空機による救急患者の航空輸送。以下「急患空輸」という。）を安全かつ円滑に行うため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請を受けて乙が急患空輸を行う際、甲と乙とが綿密に連携して安全に任務を遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（平素からの準備）

第2条 甲と乙は、急患空輸に適切に対応できるよう、平素からその実施に影響する情報を交換し合い、また適宜意見交換を行う等により、相互に連携を保持するものとする。

2 甲は、平素から急患空輸の実施に備えて空港等の離発着場の整備（通信手段の確保等を含む。）に努めるほか、急患空輸の実施に必要な局地気象等の運航関連情報を的確に把握し、乙に提供するために必要な態勢を整えるものとする。

（緊急性等の確認）

第3条 甲は、乙に急患空輸を要請するに先立ち、患者の容態及び医師の意見を聴取した上、緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を確認するものとする。

（医師等の搭乗）

第4条 甲は、急患空輸の実施に際して、山口県地域防災計画に基づき萩市が確保した医師を搭乗させるものとする。

（要請の手続）

第5条 甲が乙に対して急患空輸を要請しようとする場合には、文書をもってするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話若しくは口頭によることができる。

2 前項ただし書の場合であっても、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項の文書においては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 要請担当者の職、氏名及び連絡先
- (2) 現地担当者の職、氏名及び連絡先
- (3) 空輸を要請する区間
- (4) 患者の人数、氏名、年齢、性別及び住所
- (5) 患者の症状及び医師の判断（特に、緊急空輸の必要性に関する判断、

感染症等に関する危険性、運航あるいは装備品等について配慮を要する事項等)

- (6) 添乗する医師、看護師等の人数、職、氏名、年齢、性別及び住所
  - (7) 同時に空輸を要する医療機材の種類及び数(必要に応じ、寸法・重量)
  - (8) 患者の付添人を要する場合、人数、氏名、年齢、性別及び住所(必要に応じ、付添の理由及び患者との関係)
  - (9) その他必要な事項(特に、患者の空輸高度制限の有無、現地の気象状況のほか、救急車両等の自衛隊基地内に乗り入れの有無)
- 4 前項第3号の急患空輸を希望する区間については、原則として萩市見島と萩市玉江又は萩市見島と防府市田島の間とする。

(派遣の判断及び調整等)

第6条 乙は、甲からの要請内容に基づいて急患空輸の必要性を判断するとともに、「航空救難に関する訓令」(防衛省訓令第56号昭和35年12月24日)に基づく救難待機のほか、関係部隊が従事している職務を勘案し、応ずることが可能な場合にこの要請を受理するものとする。ただし、気象の急変等の理由により、乙が急患空輸の実施が困難になったと判断した場合は、一旦、要請を受理した後であっても当該急患空輸を中止できる。この際、乙は、速やかに甲に対して、その旨を通知するものとする。

2 乙は、自ら災害派遣を命ずる部隊では要請の内容に応じられない場合又はこのほかの部隊の協力を必要とする場合、自衛隊内の所要の調整を行うものとする。この結果、乙以外の部隊長が要請受理者となる場合にあっては、その旨を甲に通知するものとする。

(急患空輸の実施)

第7条 乙は、急患空輸を実施する場合は、速やかに甲に次の事項を通知するものとする。

- (1) 実施部隊担当者の職、氏名、連絡先
- (2) 実施部隊の運航予定経路、運航予定時刻等
- (3) 急患空輸に際して準備する事項

2 甲は、乙より急患空輸の実施の通知を受けた場合、乙に対して原則として、自衛隊基地内に立ち入る救急車両の到着予定時刻及びその他必要な事項等を通知するものとする。

(運航間の情報交換)

第8条 甲及び乙は、急患空輸の実施間、運航に影響する情報の交換を相互に、かつ継続的に行うものとする。

(医師等の輸送)

第9条 医師、看護師等及び付添人の帰路の輸送は、原則として、行わないものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項、あるいはこの協定書の解釈に疑義を生じた事項は、その都度、相互に協議の上決定するものとする。

2 この協定書の改廃を必要とする場合は、相互に協議の上決定するものとする。

附 則

この協定は、平成22年7月1日から施行する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年7月1日

甲 山口県知事  
二 井 関 成

乙 航空自衛隊第3術科学学校長  
空将補 吉 松 卓 夫

# [2(7)ク-10] 山口県における災害支援ナースの派遣に関する

## 協定

(医療政策課)

山口県知事(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」(病院又は診療所等の管理者)という。)とは、災害支援ナースの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要な研修の課程を修了した看護職員が速やかに出動し、看護支援活動を行うことにより、地域の医療提供体制を支援し、人々の生命や健康を守ることを目的とする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等について対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、災害支援ナースの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに災害支援ナースを派遣するものとする。

(派遣先)

第3条 乙が派遣する災害支援ナースは、山口県内において看護支援活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める看護支援活動を行うことができる。

(災害支援ナースの活動)

第4条 乙が派遣する災害支援ナースが行う業務は、災害支援ナース活動要領等に定めるものとする。

(指揮系統等)

第5条 乙が派遣した災害支援ナースに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 災害支援ナースが他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した都道府県の災害支援ナース受入に係る体制の中で活動するものとする。

(身分)

第6条 乙が派遣する災害支援ナースは、原則として派遣元である乙の職員として看護支援活動に従事する。

(協定の実施状況等の報告)

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努める。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して災害支援ナースの派遣を要請した場合は、前項に定める費用について、甲が支弁する。

(災害救助法適用時の費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した災害支援ナースが、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 7 条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第 2 項及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 5 条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第 11 条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースが、第 4 条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 38 年 3 月 20 日山口県条例第 2 号）」に定めるところにより、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した災害支援ナースの看護支援活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第 13 条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として災害支援ナースの派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙

## 災害支援ナース派遣協定締結医療機関一覧

R7年4月1日時点

医療機関等名	所在地	電話番号	協定締結年月日
岩国市医療センター医師会病院	岩国市室の木町3丁目6番12号	0827-21-3211	令和6年9月18日
岩国市立美和病院	岩国市美和町洪前1776番地	0827-96-1155	令和6年9月18日
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	柳井市古開作1000-1	0820-22-3456	令和6年9月18日
独立行政法人国立病院機構 柳井医療センター	柳井市伊保庄95	0820-27-0211	令和6年9月18日
医療法人光輝会 光輝病院	熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77	0820-58-1111	令和6年9月18日
周防大島町立大島病院	大島郡周防大島町大字小松1415番地1	0820-74-2580	令和6年9月18日
独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院	周南市孝田町1-1	0834-28-4411	令和6年9月18日
地域医療支援病院オープンシステム 徳山医師会病院	周南市東山町6番28号	0834-31-2350	令和6年9月18日
医療法人社団生和会 徳山リハビリテーション病院	周南市徳山626	0834-33-7770	令和6年9月18日
周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前2丁目3番15号	0834-61-2500	令和6年9月18日
社会医療法人同仁会 周南記念病院	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3330	令和6年9月18日
光市立光総合病院	光市光ヶ丘6番1号	0833-72-1000	令和6年9月18日
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎10077番地	0835-22-4411	令和6年9月18日
医療法人神徳会 三田尻病院	防府市お茶屋町3-27	0835-22-1110	令和6年9月18日
医療法人貴和会 防府病院	防府市高井961	0835-22-0759	令和6年9月18日
医療法人和同会 防府リハビリテーション病院	防府市大字台道1634番地1	0835-32-1777	令和6年9月18日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会山口総合病院	山口市緑町2番11号	083-901-6111	令和6年9月18日
山口県厚生農業協同組合連合会 小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862番地3	083-972-0333	令和6年9月18日
山口大学医学部附属病院	宇部市南小串1-1-1	0836-22-2111	令和6年9月18日
医療法人社団 宇部興産中央病院	宇部市大字西岐波750番地	0836-51-9968	令和6年9月18日
医療法人和同会 宇部西リハビリテーション病院	宇部市大字沖ノ且797番地	0836-45-2111	令和6年9月18日
医療法人聖比留会 セントヒル病院	宇部市今村北3丁目7-18	0836-51-5111	令和6年9月18日
独立行政法人労働者健康安全機構 山口労災病院	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836-83-2881	令和6年9月18日
山陽小野田市民病院	山陽小野田市大字東高泊1863番地1	0836-83-2355	令和6年9月18日
美祢市立美東病院	美祢市美東町大田3800番地	08396-2-0515	令和6年9月18日
下関市立市民病院	下関市向洋町1丁目13番1号	083-231-4111	令和6年9月18日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町8丁目5-1	083-262-2300	令和6年9月18日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 山口県済生会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串10007番3	083-774-0511	令和6年9月18日
独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター	下関市上新地町3丁目3番8号	083-231-5811	令和6年9月18日
脳神経筋センターよしみず病院	下関市後田町1丁目1番1号	083-231-3888	令和6年9月18日
下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田365番地1	083-766-1012	令和6年9月18日
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	長門市東深川85番地	0837-22-2220	令和6年9月18日
萩市民病院	萩市大字椿3460番地3	0838-25-1200	令和6年9月18日
医療法人医誠会 都志見病院	萩市大字江向413番地1	0838-22-2811	令和6年9月18日
医療法人全真会 全真会病院	萩市大字山田字西沖田4807番3	0838-22-4106	令和6年9月18日
周防大島町立東和病院	大島郡周防大島町大字西方571番地1	0820-78-0310	令和7年4月1日
光市立大和総合病院	光市岩田974番地	0820-48-2111	令和7年4月1日
医療法人和同会 片倉病院	宇部市西岐波229番地3	0836-51-6222	令和7年4月1日
医療法人社団青寿会 武久病院	下関市武久町2丁目53番8号	0832-52-2124	令和7年4月1日
社会医療法人松涛会 安岡病院	下関市横野町3丁目16番35号	0832-58-3711	令和7年4月1日
岩国市立錦中央医院	岩国市錦町広瀬1072番地1	0827-72-2321	令和7年4月1日
在宅医療支援センター 山口訪問看護ステーション	山口市吉敷中東1丁目1番2号	083-933-6000	令和7年4月1日

## [2(7)ク-11] 山口県における DPAT の派遣に関する協定

(健康増進課)

山口県知事(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」(病院又は診療所の管理者)という。)とは、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害・感染症が発生した際に専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員が機動性をもって出動し、災害精神保健医療活動を行うことにより、地域の精神保健医療ニーズに対応することを目的とする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、DPAT 活動要領及び山口県 DPAT 設置要綱に基づき、災害や新型インフルエンザ等感染症等により、精神保健医療への対応を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DPAT の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに DPAT を派遣させるものとする。

3 乙は、甲の要請を受ける前に、他機関の要請を受けた場合等の緊急やむを得ない場合は、DPAT を派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定により DPAT を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、乙が派遣した DPAT は、甲の要請に基づいて派遣されたものとみなす。

(派遣先)

第3条 乙が派遣する DPAT は、甲の県内において災害精神保健医療活動を行うことを原則とする。

2 甲又は国が認めた場合には、他の都道府県において第4条に定める災害精神保健医療活動を行うことができる。

(DPAT の活動)

第4条 乙が派遣する DPAT が行う業務は DPAT 活動要領に定めるものとする。

(指揮系統等)

第5条 乙が派遣した DPAT に対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 DPAT が他の都道府県からの要請を受けて派遣される場合には、要請した(被災)都道府県の DPAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

(身分)

第6条 乙が派遣する DPAT の隊員は、原則として派遣元である乙の職員として災害精神保健医療活動に従事する。

(協定の実施状況等の報告)

第7条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の派遣状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

この場合において、広域災害救急医療情報システム(EMIS)等により報告を行うものとする。

(平時における準備)

第8条 乙は派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、DPAT 隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び機会の提供に努めるものとする。

(費用負担等)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT が、第4条の業務を実施した場合に要する次の費用は、甲が支弁するものとする。

一 乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

二 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費  
(災害救助法適用時の費用負担)

第 10 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した DPAT が、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 7 条の規定に基づく救助に関する業務に従事した場合は、甲は災害救助法第 18 条第 2 項及び災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 5 条に定めるところにより費用を負担する。

(損害補償)

第 11 条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT の隊員が、第 4 条の業務に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した DPAT の災害精神保健医療活動等において生じた事故等における損害を補償するため、甲の負担により傷害保険に加入させる。

(定めのない事項等)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(当該協定変更に関する事項)

第 13 条 この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第 15 条 甲は、乙が、正当な理由がなく、本協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、医療法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(感染症法に規定する医療措置協定との関係)

第 16 条 甲と乙が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る人材派遣として DPAT の派遣を実施する場合には、本協定が医療措置協定の一部を兼ねるものとし、本協定に定めるもののほか、当該派遣については医療措置協定によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙

# 山口県 DPAT 設置要綱

(性格)

第1条 この要綱は、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領について」(以下、「国活動要領」という。)に基づき、県が体制を整備、運用するための必要事項を定めたものである。

2 自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。このような活動を行うために都道府県によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが DPAT である。

(山口県 DPAT)

第2条 県内で山口県 DPAT が活動する際の統括業務は、山口県保健医療福祉調整本部内に設置される DPAT 調整本部で行うものとし、災害医療コーディネーターや DMAT 等と連携しながら DPAT 統括者が統括業務を掌握し、原則として、県健康増進課及び精神保健福祉センターが庶務業務に従事する。

2 山口県 DPAT は、山口県が実施する DPAT 研修又は厚生労働省委託事業 DPAT 事務局(以下「DPAT 事務局」という)が行う DPAT 先遣隊研修を終了し、山口県に登録した者により編成することを原則とする。これに加え、DPAT 統括者を有する。

3 山口県 DPAT を構成する隊のうち、DPAT 先遣隊研修の修了者によって組織され、発災から概ね 48 時間以内に、被災した都道府県等で活動できる隊であって、山口県が厚生労働省に登録したものを山口県 DPAT 先遣隊(以下、「先遣隊」という)とする。

4 山口県 DPAT 1 隊は、次の各号の隊員で構成され、同一の医療機関に所属する隊員で構成することを基本とする。

(1) 精神科医師(先遣隊の場合は精神保健指定医)

(2) 看護師

(3) 業務調整員

5 出動に際し、一つの医療機関で山口県 DPAT を構成できない場合は、DPAT 調整本部で調整を行い、本県内の複数の医療機関の職員等により、前項に準じたチームを編成することができる。

6 DPAT 統括者とは、国活動要領の定めに基づき、各都道府県によって任命された精神科医であり、DPAT 調整本部に係る統括を行う。

(山口県 DPAT の役割)

第3条 山口県 DPAT は、主に次の各号の役割を担う。このうち、第1号については、主に先遣隊が担うものとする。

(1) 本部機能の立ち上げ

(2) ニーズアセスメント

(3) 急性期の精神科医療ニーズへの対応等

(4) 本部機能の継続

(5) 被災地での精神科医療の提供

(6) 精神保健活動への専門的支援

(7) 被災した医療機関への専門的支援

(8) 支援者(地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等)への専門的支援等

(山口県 DPAT の登録及び協定)

第4条 山口県 DPAT 研修の修了者が所属し、山口県 DPAT の派遣に協力する意思を有する医療機関等は、山口県 DPAT 登録申請書(様式第1号)を県に提出し、山口県 DPAT の登録を行うものとする。

2 DPAT 登録機関は、DPAT 先遣隊派遣のために県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結し、県に山口県 DPAT 登録機関申請書(様式第2号)により申請し、登録された医療機関等とする。

3 人事異動等により山口県 DPAT 隊員に変更が生じた場合は、山口県 DPAT 登録変更・取消申請書(様式第3号)により、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 DPAT 先遣隊を有さず、山口県 DPAT を有する機関から申し出があったときは、次の要件を満たしており適当と県が判断した場合は、当該機関との間に協定を締結する。

- (1) 医療機関として山口県 DPAT を派遣する意志を有すること。
- (2) 山口県 DPAT の活動に必要な人員及び装備を有していること。

(費用等)

第5条 DPAT の活動に要した費用は、原則として県が支弁をする。詳細については、DPAT の派遣に関する協定により取り決める。

(派遣基準)

第6条 山口県知事（以下「知事」という。）は、次の各号のいずれかの場合は、管下の DPAT 統括者と協議し、山口県 DPAT の派遣要請を検討する。

- (1) 県内の精神科医療機関が被災し、診療の継続が困難な場合
- (2) 県内において、多数の者が避難を必要とする場合(地震・津波・河川氾濫・土砂災害等で避難生活を余儀なくされる場合)
- (3) 県内において、多数の者が生命又は身体に危害を受ける、又は受けるおそれが生じている場合(火山噴火・雪崩等で多数の死者や負傷者が発生している場合)
- (4) 県内で新興感染症に係る患者が増加し、通常県の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合
- (5) 厚生労働省及び DPAT 事務局、又は他の都道府県から派遣要請があった場合
- (6) その他知事が必要と認めた場合

(派遣要請)

第7条 知事は、前条の派遣基準を満たし、山口県 DPAT の派遣が必要であると認めた場合には、協定を締結した機関の長に対して山口県 DPAT の派遣を要請する。この場合、想定される業務や災害等の状況等を協定を締結した機関の長に伝えるものとする。

- 2 協定を締結した機関の長は、前項の要請を受けた時は、山口県 DPAT の派遣の可否について、速やかに知事に報告する。
- 3 知事は、前項の報告を踏まえ、活動先及び活動期間等を調整し、山口県 DPAT を派遣させる。
- 4 知事は、災害等の状況により他の都道府県に対して派遣要請が必要であると判断した時は、厚生労働省、DPAT 事務局又は他の都道府県に派遣を要請する。

(活動期間)

第8条 山口県 DPAT の活動期間は、原則として被災地域の精神保健医療体制が復旧するまでとする。ただし、被災地域から引き続き派遣要請がある場合は、活動期間を延長することができる。

- 2 山口県 DPAT の1チームあたりの活動期間は、7日間を標準として、1日目と7日目を移動と引継ぎにあて、2日目～6日目の5日間を活動日とする。

(平時の備え)

第9条 県は、山口県 DPAT 隊員の技量向上及び山口県 DPAT 隊員の登録のため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

- 2 DPAT を有する医療機関は、山口県の DPAT 隊員の技術の向上及び DPAT 受け入れ体制強化等を図るため、医療機関内外における研修、訓練に努めるものとする。
- 3 県は、地域防災計画又は医療計画を見直す際には、予め DPAT の運用について明記する。

(DPAT 運営委員会)

第10条 県は、DPAT 運営委員会を設置し、必要に応じて山口県 DPAT の人材養成・確保、支援体制の整備、派遣体制の整備、活動の検証等について検討協議する。

- 2 DPAT 運営委員会については県が別に定める。

(その他)

第11条 その他山口県 DPAT に係る事項については、必要に応じて県が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から運用する。

## 山口県におけるDPATの派遣に関する協定締結医療機関

(令和7年10月1日現在)

医療機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
山口県立こころの医療センター	〒755-0241 宇部市大字東岐波4004-2	0836-58-2370	0836-58-6503
医療法人光の会 重本病院	〒759-6312 下関市豊浦町大字黒井97-50	083-772-0014	083-774-3460
医療法人和同会 吉南病院	〒747-1221 山口市鑄銭司3381番地	083-986-2111	083-986-3076
医療法人扶老会 扶老会病院	〒757-0216 宇部市大字船木833番地	0836-67-1167	0836-67-1719
医療法人水の木会 下関病院	〒769-6613 下関市富任町6-18-18	083-258-0338	083-259-8876

## 〔2(7)ケ-1〕 災害時における仮設トイレの供給に関する協定 (廃棄物・リサイクル対策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等が発生した場合（以下「災害等」という。）に、山口県地域防災計画に基づき被災者等に対して行う仮設トイレの供給に関して、山口県（以下「甲」という。）と山口県衛生仮設資材事業協同組合（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(供給要請の手続き)

第2条 災害時において、被災市町村（以下「市町村」という。）から仮設トイレの供給の要請を受けた甲は、乙に対し、その供給について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(供給等)

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、仮設トイレの優先的供給、運搬、設置及びその他の事項に積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、組合員を選定するなどの措置を講じ、仮設トイレの供給方法を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、市町村にその旨を連絡するとともに、仮設トイレの引渡・設置場所等について市町村と調整のうえ決定するものとする。

4 甲または市町村は、仮設トイレの引渡・設置場所に職員を派遣し、仮設トイレの設置を確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第4条 前条の規定により、乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬・設置に要した費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、原則として市町村が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(遵守事項)

第6条 仮設トイレの使用に伴って生じたし尿は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成10年2月9日から適用する。

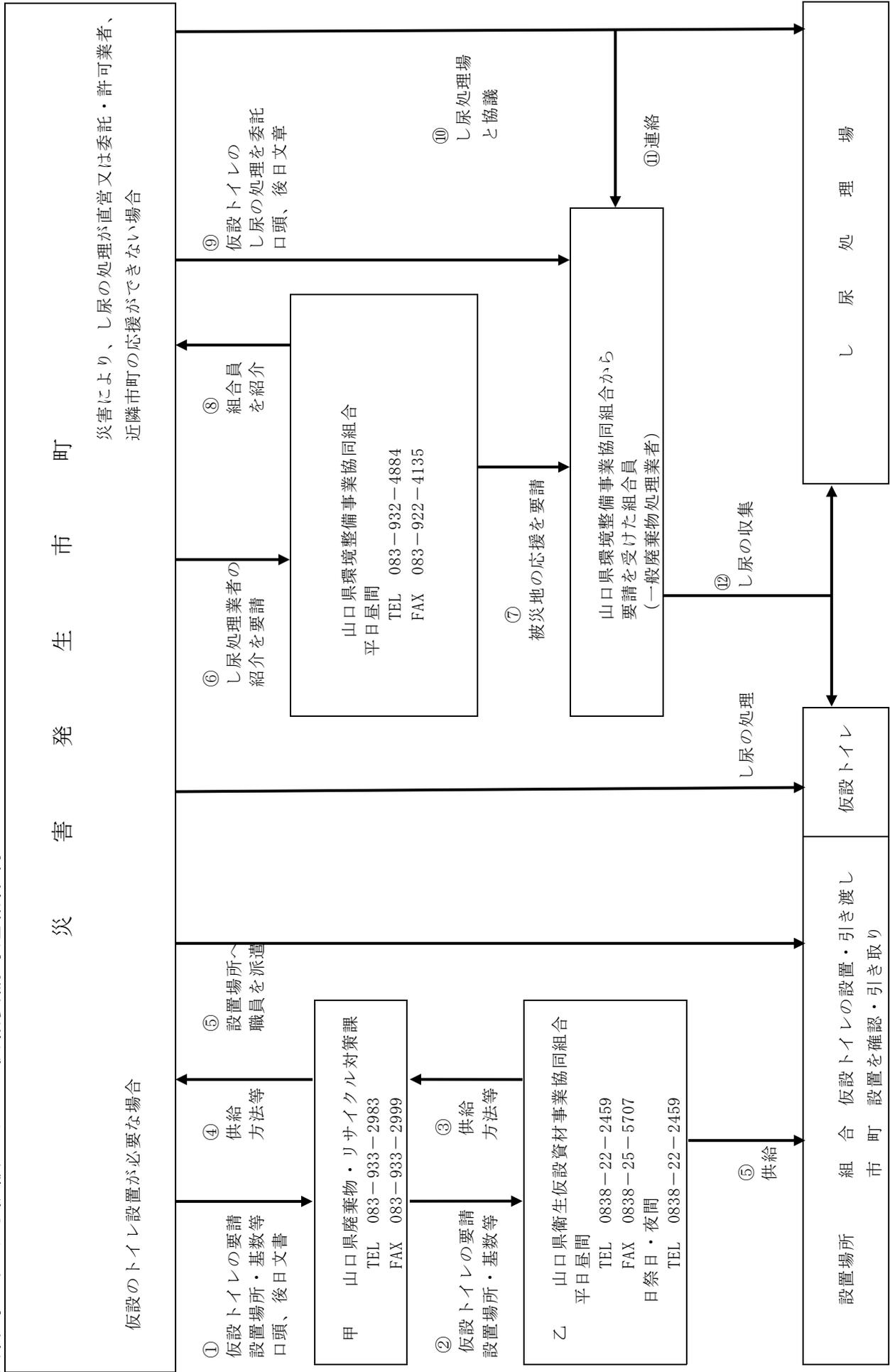
この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成10年2月9日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 二井 関 成

乙 山口県宇部市大字妻崎開作1319番地の1  
山口県衛生仮設資材事業協同組合  
理事長 海原 東 成

# 災害時における仮設トイレの供給要請等連絡体制



## 〔2(7)ケ-2〕 災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(廃棄物・リサイクル対策課)

山口県（以下「甲」という。）と社団法人山口県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物の処理等」とは、県内市町が実施する、災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物の撤去、収集・運搬、処分その他これらに伴う必要な事項をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害廃棄物の処理等について、市町からの要請に基づき、乙に協力を要請するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 要請内容
- (3) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車輛及び資機材を確保する等、災害廃棄物の処理等に関して可能な限り協力するものとする。

2 災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町の指示に基づいて、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、協力要請を行った市町と連携を図り、その分別に努めること。

(実施報告)

第6条 乙は、その会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、要請を行った市町が負担するものとし、その支払い方法等は当該乙の会員と要請を行った市町との間で協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の負担については、当該乙の会員と協力要請を行った市町との間で協議するものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第10条 災害が発生した時は、甲は乙に対して、速やかに県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条に規定する協力要請を受けたときは、前項の情報に基づき、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況や提供可能な資機材等について、甲に情報を提供するものとする。

3 乙は、この協定に基づく災害破棄物の処理等が円滑に行われるよう、協力可能な会員の状況や提供可能な資機材等について、常時把握するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課とし、乙においては社団法人山口県産業廃棄物協会事務局とする。

(他被災都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県における災害廃棄物の処理についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 二井 関 成

乙 山口県山口市後河原松柄150-1  
社団法人 山口県産業廃棄物協会  
会 長 堀 允 朋

## 〔2(7)ケ-3〕 災害時の衛生材料等調達に関する協定書（薬務課）

山口県を「甲」とし、山口県医療機器販売協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「山口県地域防災計画」に基づき、甲が行う災害時における衛生材料等の調達に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、衛生材料等の確保を図るため、衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、供給を要請することができる。

（供給衛生材料等）

第3条 乙等は、甲から要請のあった衛生材料等について、その保有する範囲内において、優先的に供給に応じるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時などやむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第5条 乙等は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（衛生材料等の引き渡し）

第6条 衛生材料等の引き渡し場所については、甲が指定するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する者が衛生材料等を確認の上、引き取るものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲は、乙等の協力により供給された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（保有量の報告）

第8条 乙等は、毎年12月末現在の衛生材料等（災害救助に必要な衛生材料等に限る）の保有数量を甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年10月15日

（甲） 山口県知事 二 井 関 成

（乙） 山口県医療機器販売協会  
会長 増 田 徹

## 〔2(7)ケ-4〕消石灰の調達に関する協定（防災危機管理課、畜産振興課）

山口県（以下「甲」という。）と宇部マテリアルズ株式会社、重安石灰株式会社、葉仙石灰株式会社（以下「乙」という。）との間に、消石灰の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、消石灰を調達する必要があると認めるときは 乙に対し、乙が所有する消石灰の供給を要請することができる。

- (1) 水害等の自然災害のため、消石灰を調達する必要があると認めるとき。
- (2) 鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の発生、又は発生する恐れがあり防疫対策の必要があるとき。
- (3) その他甲が消石灰を調達する必要があると認めるとき。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急時などやむを得ないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から第1条による要請を受けたときは、その保有する範囲内において、優先的に消石灰の供給に応じるものとする。

（価格）

第4条 消石灰の取引価格は、要請直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（引渡し）

第5条 消石灰の引き渡し場所は甲が指定するものとし、運搬は乙、又は乙の指定する者が行うものとする。

2 当該指定場所において、甲の職員又は甲の指定する者が現物、数量等を確認の上、引き取るものとする。

（代金の支払）

第6条 甲が引き取った消石灰の代金は、引き取り後、速やかに支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、別途定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

以上の協定を締結した証として、本書を4通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月30日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 二井 関 成

乙 山口県宇部市相生町8番1号  
宇部マテリアルズ株式会社  
取締役社長 安部 研 一

山口県美祢市大嶺町北分562  
重安石灰株式会社  
代表取締役社長 佐藤 俊 明

山口県美祢市伊佐町伊佐3362番地  
葉仙石灰株式会社  
代表取締役社長 江藤 龍 夫

## [2(7)ケ-5]九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

(環境政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口9県災害時応援協定第5条第7号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
- 三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
- 四 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
- 五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
- 六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項

2 前項第1号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

(支援に係る手続き)

第3条 前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

(被災県における受援体制)

第4条 被災県は、前条に定める要請を行った場合（同条ただし書において要請があったものとみなす場合を含む。）、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

(平常時の情報共有)

第5条 九州・山口9県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報
- 二 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報
- 三 市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報
- 四 災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、九州・山口9県が必要と認めた事項

(連絡会議の実施)

第6条 九州・山口9県は、第3条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。

2 連絡会議の運営については、別途定める。

(経費の負担)

第7条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

2 支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 被災県及び支援県が前2項の規定により難いと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口9県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定は、平成29年11月15日から適用する。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月15日

福岡県知事 小川 洋

宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 山口 祥義

鹿児島県知事 三反園 訓

長崎県知事 中村 法道

沖縄県知事 翁長 雄志

熊本県知事 蒲島 郁夫

山口県知事 村岡 嗣政

大分県知事 広瀬 勝貞

## [2(7)ケ-6]九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書

(環境政策課)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県(以下「九州・山口9県」という。)と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(以下「協会」という。)とは、災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、九州・山口9県内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、協会の支援を得て被災建築物等のアスベスト調査を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。

### (支援の対象地域)

第2条 前条に基づく支援の対象となる地域は、被災県の全域とする。

### (定義)

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物等 被災県が保有している情報を基に、被災県又は協会がアスベスト調査を必要と判断した被災した建築物その他の工作物とする。
- 二 調整役 九州・山口9県において、広域的な災害等を想定しあらかじめ選定したもので、被災県及び協会との調整等を担う県をいう。

### (支援の内容)

第4条 協会が被災県に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の有無及び露出・破損状況等の調査(以下「被災建築物等調査」という。)
  - 二 その他アスベスト飛散防止のため必要となる助言
- 2 被災県は、前項各号に定める事項以外の支援を必要とする場合は、協会と協議する。
- 3 調整役は、広域的な災害の発生や災害の状況等に応じ、協会が被災県に対して行う支援について、第5条第3項に定める調整及び同条第5項に定める協力を行うものとする。

### (支援の要請)

第5条 被災県は、その県内において支援を得て被災建築物等調査を行う必要があると判断する場合は、協会に対して支援を要請することができる。

- 2 前項に掲げる支援の要請は、原則として、被災県が直接行う。ただし、広域的な災害の発生その他の事情により、被災県から協会に直接の要請が困難な場合は、調整役を通じて行うものとする。

- 3 調整役は、前項ただし書により被災県からの支援の要請についての協力依頼があった場合は、協会に対して要請があったことを連絡し、協会及び被災県と支援内容について調整する。
- 4 協会は、支援の要請を受けたときは、可能な範囲で支援する。
- 5 調整役は、災害の状況等に応じ、被災県からの第3項による速やかな協力依頼が困難と見込まれるときは、被災県からの協力依頼が行われる前に被災県に対して必要な協力を行うものとする。
- 6 被災県において、支援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する支援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

#### （被災県における受援体制）

第6条 被災県は、協会に対して、第5条に基づく支援が円滑に行われるよう、被災状況及び被災建築物等の情報の提供並びに調査における職員の同行について取り組むものとする。

#### （経費の負担）

- 第7条 協会が支援に要した経費（人件費及び機器費を除く。以下同じ。）は、原則として支援を受けた被災県の負担とし、その負担の範囲は被災県と協会とで協議して定める。
- 2 支援を受けた被災県において、その支援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた支援に関する経費の負担については、支援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

#### （実施報告）

第8条 協会は、第4条第1項第1号及び同条第2項の支援を実施したときは、時期、場所、調査者氏名（資格）、種類、件数その他必要な事項を文書により、被災県に報告するものとする。

#### （守秘義務）

第9条 協会は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ書面により被災県の承諾を得たときは、この限りでない。

#### （平常時の連携）

第10条 協会と九州・山口9県は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から情報交換等を行うものとする。

#### （有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(補足)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協会及び九州・山口9県で協議して定める。

2 この協定は、協会及び九州・山口9県が個別に又は共同で他者と締結する災害時の協定又は個別計画に基づく取組を妨げるものではない。

附則

この協定は、令和4年(2022年)6月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、各県知事及び協会それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 山口 祥義

鹿児島県知事 塩田 康一

長崎県知事 大石 賢吾

沖縄県知事 玉城 康裕

熊本県知事 蒲島 郁夫

山口県知事 村岡 嗣政

大分県知事 広瀬 勝貞

東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号田辺ビル4階

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会

代表理事 貴田 晶子

## [2(7)ケー7]九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定書

(環境政策課)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）と一般社団法人日本アスベスト調査診断協会（以下「協会」という。）とは、災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、九州・山口9県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県が単独では十分な対策が実施できない場合において、協会の支援を得て被災建築物等のアスベスト調査を速やかに実施し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るために必要な事項を定めるものである。

### (支援の対象地域)

第2条 前条に基づく支援の対象となる地域は、被災県の全域とする。

### (定義)

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物等 被災県が保有している情報を基に、被災県又は協会がアスベスト調査を必要と判断した被災した建築物その他の工作物とする。
- 二 調整役 九州・山口9県において、広域的な災害等を想定しあらかじめ選定したもので、被災県及び協会との調整等を担う県をいう。

### (支援の内容)

第4条 協会が被災県に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の使用の有無及び露出・破損状況等の調査（以下「被災建築物等調査」という。）
  - 二 その他アスベスト飛散防止のため必要となる助言
- 2 被災県は、前項各号に定める事項以外の支援を必要とする場合は、協会と協議する。
- 3 調整役は、広域的な災害の発生や災害の状況等に応じ、協会が被災県に対して行う支援について、第5条第3項に定める調整及び同条第5項に定める協力を行うものとする。

### (支援の要請)

第5条 被災県は、その県内において支援を得て被災建築物等調査を行う必要があると判断する場合は、協会に対して支援を要請することができる。

- 2 前項に掲げる支援の要請は、原則として、被災県が直接行う。ただし、広域的な災害の発生その他の事情により、被災県から協会に直接の要請が困難な場合は、調整役を通じて行うものとする。

- 3 調整役は、前項ただし書により被災県からの支援の要請についての協力依頼があった場合は、協会に対して要請があったことを連絡し、協会及び被災県と支援内容について調整する。
- 4 協会は、支援の要請を受けたときは、可能な範囲で支援する。
- 5 調整役は、災害の状況等に応じ、被災県からの第3項による速やかな協力依頼が困難と見込まれるときは、被災県からの協力依頼が行われる前に被災県に対して必要な協力を行うものとする。
- 6 被災県において、支援を要請する地域に大気汚染防止法政令市（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条に規定する市、以下同じ。）を含む場合は、その市の地域に関する支援の内容については、大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

#### （被災県における受援体制）

第6条 被災県は、協会に対して、第5条に基づく支援が円滑に行われるよう、被災状況及び被災建築物等の情報の提供並びに調査における職員の同行について取り組むものとする。

#### （経費の負担）

- 第7条 協会が支援に要した経費（人件費及び機器費を除く。以下同じ。）は、原則として支援を受けた被災県の負担とし、その負担の範囲は被災県と協会とで協議して定める。
- 2 支援を受けた被災県において、その支援を受けた地域に大気汚染防止法政令市を含む場合は、その市の地域で行われた支援に関する経費の負担については、支援を受けた大気汚染防止法政令市と当該市の区域を管轄する県とが協議の上、決定する。

#### （実施報告）

第8条 協会は、第4条第1項第1号及び同条第2項の支援を実施したときは、時期、場所、調査者氏名（資格）、種類、件数その他必要な事項を文書により、被災県に報告するものとする。

#### （守秘義務）

第9条 協会は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、あらかじめ書面により被災県の承諾を得たときは、この限りでない。

#### （平常時の連携）

第10条 協会と九州・山口9県は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から情報交換等を行うものとする。

#### （有効期間）

第11条 この協定は、協定の締結日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

(補足)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協会及び九州・山口9県で協議して定める。

2 この協定は、協会及び九州・山口9県が個別に又は共同で他者と締結する災害時の協定又は個別計画に基づく取組を妨げるものではない。

附則

この協定は、令和4年(2022年)6月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、各県知事及び協会それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 山口 祥義

鹿児島県知事 塩田 康一

長崎県知事 大石 賢吾

沖縄県知事 玉城 康裕

熊本県知事 蒲島 郁夫

山口県知事 村岡 嗣政

大分県知事 広瀬 勝貞

東京都港区芝5-26-30専売ビル5F2B

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会

代表理事 本山 幸嘉

## [2(7)ケ-8]災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

(廃棄物・リサイクル対策課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥及びその他の汚水（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害し尿等の収集運搬に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「その他の汚水」とは、県又は市町が管理する集合処理施設に流入した廃水をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害し尿等の収集運搬について、市町から要請があった場合、又は甲が実施主体の事業に関し乙の支援が必要と判断した場合、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) 被災市町等名

(2) 協力の要請内容

(3) その他必要な事項

(災害し尿等の処理の実施)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けたときは、速やかに、乙の組合員の中から、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、災害し尿等の収集運搬に関して可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲又は要請を行った市町の指示に基づいて、乙の組合員に災害し尿等の収集運搬を実施させるものとする。

3 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施する組合員に対し、周辺的生活環境に支障を生じないように十分に配慮させるものとする。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害し尿等の収集運搬を円滑に実施できるよう、県内の被災の状況、復旧の状況、その他必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、災害し尿等の収集運搬に関し、協力可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、乙の組合員が、第3条第1項の要請に基づく災害し尿等の収集運搬を実施

したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 収集運搬の要請を行った市町等名
- (2) 収集、処分の場所
- (3) 収集運搬を行った日時、災害し尿等の種類、量及び組合員名
- (4) 収集運搬車両の台数
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が、第3条第1項の規定による要請に基づき乙の組合員に実施させた災害し尿等の収集運搬に要する費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と要請を行った市町又は乙と甲が協議の上、決定するものとする。

(事故の補償)

第8条 第3条の要請により、乙が乙の組合員に実施させた災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の適用がある場合を除き、乙と市町又は乙と甲で協議して対応するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課、乙においては山口県環境整備事業協同組合事務局とする。

(体制の整備)

第10条 乙は、この協定に基づく災害し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、組合員の収集運搬車両の確保等、協力体制の整備に努めるものとする。また、甲はその状況について、乙に随時報告を求めることができるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年5月24日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 山口市吉敷下東二丁目14番22号  
山口県環境整備事業協同組合  
理事長 山田 幹二

## 〔2(7)コ-1〕災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（防災危機管理課）

（目的）

第1条 山口県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の各市町内に乙の直営店及び、乙のフランチャイズチェーン契約により加盟されている店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町（以下、「市町」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲及び市町は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

（支援の内容）

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙の店舗は、支援ステーションとして協力している取組について、広く住民に周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、乙の店舗へ掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回2月1日までに乙に次年度の必要数を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第9条 この協定の効力は、協定締結日後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

平成 年 月 日

(甲) 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事 山本 繁太郎

(乙)

●災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定締結団体

団体名	所在地	担 当	TEL	FAX
(株)老番屋	愛知県一宮市三ツ井6-12-23	営業本部・営業管理部	0586-81-0773	0586-81-1084
(株)オートバックスセブン	東京都江東区豊洲5-6-52	お客様相談部	03-6219-8771	03-6219-8757
(株)ココストア	愛知県名古屋市中区栄 1-7-34	管理本部	052-265-8692	052-265-8695
(株)セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	渉外部	03-6238-3734	03-6238-3491
(株)ダスキン	大阪府吹田市芳野町5-32	フードグループ安全管理部 リスク・安全対策室	06-6821-5229	06-6821-5292
(株)デイリーヤマザキ	千葉県市川市市川1-9-2	総務法務部	047-323-0001	047-324-0083
(株)ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3-1-1	運営本部 店舗運営業務部 運営管理グループ	03-3989-7765	03-3981-1500
(株)ポプラ	神奈川県川崎市川崎区塩浜 3-29-3	経営企画室	044-280-2813	044-280-1936
(株)モスフードサービス	東京都品川区大崎2-1-1	CSR推進室 リスク管理グループ	03-5487-7305	03-5487-7340
(株)吉野家	東京都北区赤羽南1-20-1	SSC本部 総務	03-4332-9712	03-4332-9714
(株)ローソン	東京都品川区大崎1-11-2	コンプライアンス・リスク 統括室	03-5435-1594	03-5759-6944

# 〔2(7)サ-1〕 災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

(防災危機管理課)

## 1 警察通信設備

### 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、山口県知事と山口県警察本部長は、同法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の使用に関する事務の取り扱いについてもこの協定を準用する。

昭和39年12月26日

山口県知事 橋本正之  
山口県警察本部長 三角嘉裕

- 第1 山口県知事が、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、又は警察の有線電気通信設備若しくは無線設備（以下「警察通信設備」という。）を使用する場合は、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2 山口県知事が、法第57条の規定に基づき利用又は使用する警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。
- 第3 山口県知事が、法第57条の規定に基づき警察通信設備を利用又は使用する場合は、警察本部においては警備部警ら課長を、警察署においては警ら交通課（係）長を経由して、山口県警察本部長が指定した通信統制官等（別添「通信統制官等の指定について」参照）に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。
- 1 利用又は使用する警察通信設備
  - 2 利用又は使用する理由
  - 3 通信の内容
  - 4 発信者及び受信者
- 第4 警察本部警備部警ら課長又は警察署警ら交通課（係）長は、当該申し出の内容が法第57条の規定に適合の有無、及び迅速に到達できると認められる警察通信設備その他参考となる意見を付して、当該通信統制官等に回付又は報告するものとする。
- 第5 通信統制官等は、当該申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、当該警察通信設備で到達可能と認めるときは、その利用又は使用を承認するものとする。この場合において、受け付けた通信の取り扱い順位の設定は、通信統制官等が、当該通信の緊急性、通話の内容及び受け付け順位等を考慮して、決定するものとする。
- 第6 山口県知事は、法第55条の規定に基づく通知、又は要請を行う場合の対象者及び当該対象者に対する非常時における連絡方法等、警察通信設備の利用又は使用に関する参考事項をあらかじめ通信統制官（警察本部警務部警務課長及び同警備部長、警ら課長）に連絡しておくものとする。
- 第7 この協議に基づく警察通信設備の利用又は使用については、原則として警察通信設備の新設若しくは増設又は通信機器の貸与は行わないものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、昭和40年1月1日から施行する。

参考 （別添）通信統制官の指定について

警察通信設備	通 信 統 制 官	
警察有線電話	警 察 本 部	生活安全部地域課長
	警 察 署	各警察署次長
警察無線電話	警 察 本 部	生活安全部機動警察隊長
警察無線電信	警 察 本 部	生活安全部地域課長

## 2 鉄道通信設備

### 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して、山口県知事と西日本旅客鉄道株式会社社長とは、同法施行令第22条の規定に基づき、次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取り扱いについても、本協定を準用する。

昭和62年4月1日

山口県知事 平井 龍  
西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 角田 達郎

### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(目的)

第1 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、山口県知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第2 山口県知事が、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申込み及び承認)

第3 山口県知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する理由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者及び受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたとときに、その使用を承認するものとする。

(取扱順位)

第5 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

(通信の利用方)

第7 山口県知事が西日本会社の通信を利用するときは、原則として発、受信者とも、最寄り駅（駅員無配置駅は、除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免責)

第8 西日本会社の取扱により生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社は、その責任を負わないものとする。

(準備及びその周知)

第9 山口県内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については山口県知事、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1か月前までに相手いづれからも別段の意思表示がないときは、次の1か年間、この協定の効力は、継続するものとする。その後においても、この例による。
- 2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名捺印して、各自1通を保管する。

## 〔2(7)サー2〕道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する業務協定 (道路整備課)

山口県（以下「甲」という。）と県内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、山口県内の道路における落石、倒木等の通行障害物や道路施設の損傷を発見した場合の通報に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口県内における道路法（昭和27年法律第180号）に規定する一般交通の用に供する道路（以下「県道等」という。）の安全な通行を確保するため、通行を阻害する落石や倒木などの通行障害物や損傷した道路施設（以下「損傷箇所」という。）を発見した場合の通報を円滑かつ速やかに実施することを目的とする。

（損傷箇所）

第2条 乙が甲に通報すべき損傷箇所は、乙の職員がその業務を遂行するために山口県内の県道等を通行する際に発見した次のものとする。

- (1) 落石、土砂流出、倒木、廃油、ゴミなどの安全な通行を阻害する障害物
- (2) 路面の段差、穴ぼこ、陥没、ひび割れ、わだち掘れなどの損傷
- (3) ガードレール、道路照明、カーブミラー、道路情報板などの施設の損壊
- (4) 側溝蓋の欠落、ガタつき又は蓋はずれ
- (5) 区画線など路面表示のうすれ
- (6) 雨天時に発生した側溝のつまりによる道路冠水
- (7) トンネルや急峻な崖の壁面の漏水、ひび割れなど異常な兆候
- (8) その他これらに類すると判断される事象

（通報の方法）

第3条 乙の職員が前条の損傷箇所の発見をしたときは、帰局後、乙の定める方法により、速やかに甲が指定した道路相談室に通知するものとする。

なお、この場合にあつて、乙が既に関係県内市町村長と道路の損傷箇所に係る情報提供の取り決めをしているときは、当該市町村長との取り決めによる報告をもって足りるものとする。

2 発見をした損傷箇所が、直ちに修復等の措置を講じないと甚大な被害を生じる恐れがあると判断される場合には、前号の規定に係わらず、乙の職員は発見後直ちに道路相談室及び最寄りの警察に通知するものとする。

（保全の措置）

第4条 前条の報告を受けた道路相談室は、報告を受けた道路が甲の管理する道路の場合、担当する職員をして速やかに現地を調査させ、必要な対策を講じさせることによって、安全な交通の確保に努めなければならない。

なお、甲が管理する道路以外の道路の場合には、管理者である建設省又は市町村へ通報するものとする。

（免責）

第5条 乙は、第2条の箇所の未発見又は第3条の通知の遅延若しくは内容の精度に対し、責任を負わない。

（相互の協力）

第6条 甲は、円滑な道路交通の確保のため、道路パトロールによる点検を実施し、適正な維持、管理に努めるとともに、建設省や市町村と連携を図り、県内道路の安全な通行の確保に努めるほか、乙の職員が県道等の位置を理解するための資料等を必要に応じて乙に提供するものとする。

2 乙は、その職員に対し、安全運転の励行や事故防止のための教育を実施するとともに、この協定の内容の周知、励行に努めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了する。

ただし、終了日前30日前までは、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成10年1月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年12月25日

甲 山口県  
山口県土木建築部長 古 庄 隆

乙 県内郵便局代表  
山口中央郵便局長 山 下 宅 夫

## 〔2(7)サ-3〕 山口県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定 (建築指導課)

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における山口県地域防災計画に基づく応急対策活動の実施に必要な山口県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関し、山口県（以下「甲」という。）が、社団法人山口県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、山口県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成8年1月17日施行）第2条第2項に定める山口県地震被災建築物応急危険度判定士のうち民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の招集に際しては文書で要請するが、緊急を要するときは口頭等により協力を要請し、後日文書によることができる。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、判定士に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(協力のための準備)

第4条 甲は、判定士の登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時において、判定士に対して甲の要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

(訓練)

第5条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成11年8月30日

甲 山 口 県  
山口県知事 二 井 関 成

乙 社団法人 山口県建築士会  
会 長 仲 子 正 則

## 〔2(7)サ-4〕災害の予防及び住宅復旧に向けた協力に関する協定（住宅課）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の予防及び災害時の被災住宅の早期復旧に資するため、山口県地域防災計画に基づき山口県（以下「甲」という。）が実施する住宅関連の予防対策並びに災害発生時の応急対策及び復旧対策に関して、住宅金融公庫中国支店（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たり必要な事項を定めるものとする。

（被害軽減のための啓発活動）

第2条 甲と乙は連携して、災害の被害を最小限度に抑えるため、住宅に関する災害予防の情報を県民に発信することにより、防災意識を向上させ、災害に強いまちづくりを推進する。

（臨時住宅相談窓口の設置）

第3条 災害発生時において、乙は必要により、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための住宅相談窓口を中国支店内に臨時に開設し、住宅に関しての復旧に資する情報を被災者に提供するものとする。

2 乙は甲と協議の上、必要により被災市町村へ職員を派遣し、住宅相談窓口を臨時に開設するものとする。

3 前項の住宅相談窓口の開設に当たり、甲は開設場所の確保に協力するものとする。

（被災者となった債務者への支援）

第4条 乙は、その諸規定に従い、乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した県民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとする。

（復旧に向けた諸制度の周知）

第5条 甲は、前2条に規定する乙の措置及び乙が実施する災害復興住宅融資について、県民への周知に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する住宅復旧関連施策について、県民への周知に努めるものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲においては土木建築部住宅課とし、乙においては公共業務課とする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成17年2月22日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年2月22日

甲 山口県知事 二 井 関 成

乙 住宅金融公庫中国支店  
中国支店長 上 野 邦 雄

《注記》

住宅金融支援機構法附則の規定により、平成19年4月1日に住宅金融公庫は解散し、その一切の権利及び義務は、独立行政法人住宅金融支援機構に継承された。

## 〔2(7)サ-5〕道路サポートに関する協定（道路整備課）

社団法人山口県乗用自動車協会（以下「甲」という。）と国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所（以下「乙」という。）、山口県（以下「丙」という。）は、道路情報の収集と提供（以下、「道路サポート」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、甲、乙及び丙が協力して道路情報の収集を行い、迅速かつ的確な道路の維持管理に対応することを目的とする。

（対象道路）

第2条 本協定に基づき、情報収集を行う道路は、山口県内における乙又は丙が管理する一般国道及び県道を対象とする。

2 市町村道に関する事項は、該当する市町村に乙又は丙から情報提供を行う。

（実施者）

第3条 本協定に基づく道路サポートは、甲の会員及びその乗務員（以下、「会員等」という。）が行うものとする。

（活動内容）

第4条 会員等は、落石、陥没等の道路の通行に支障となる異状を発見した場合、速やかに乙又は丙が指定する受付窓口に、電話等により連絡する。

2 乙及び丙は、情報連絡のあった異状等について、早期改善措置に努めるものとする。

（活動内容の周知）

第5条 乙及び丙は、本協定による活動内容をより効果的なものにするため、関係機関への周知徹底を図るとともに、道路利用者へのPRに努めるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲、乙又は丙が協定期間中に協定の解除を申し出たときは、相互に協定の解除をすることができる。

（疑義の処理）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

附則 この協定書は平成17年6月21日から実施する。

以上のとおり協定を締結した証として、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年6月21日

甲 所在地 山口県山口市葵町一丁目5番58号  
社団法人山口県乗用自動車協会  
会 長 森 橋 律 夫

乙 所在地 山口県防府市国衙一丁目10番20号  
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所  
所 長 中 村 稔

丙 所在地 山口県山口市滝町1番1号  
山口県土木建築部  
部 長 中 村 和 之

## 〔2(7)サ-6〕大規模災害発生時等における相互協力に関する協定（道路整備課）

山口県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時等の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等における災害対策の実施に当たり、甲及び乙の相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時等の相互協力は、次に掲げる内容とし、協力要請された甲又は乙は、関係機関と協議の上、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- (1) 高速道路施設の防災拠点としての活用
- (2) 緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- (3) 災害対策等に係る資機材及び物資の提供
- (4) 災害情報の共有
- (5) 調査・復旧に対する技術的支援
- (6) 相互の道路機能の活用
- (7) 予防保全に関する情報共有
- (8) その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 前条の規定に基づき協力を要請するときは、協力を要請する内容を明らかにした上で、口頭又は電話等で協力を要請することとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の規定に基づく協りに要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時等の協力を円滑に実施するために、協りに係る担当部局の名称及び連絡先を交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に実施するために、相互に相手方が企画又は立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、調印の日から平成24年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙から文書による申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年2月15日

甲 山口県  
山口県知事 二井 関成

乙 西日本高速道路株式会社  
中国支社長 角田 直行  
西日本高速道路株式会社  
九州支社長 本間 清輔

## 〔2(7)サー7〕アマチュア無線による災害時応援協定（防災危機管理課）

一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）山口県支部（以下「甲」という。）と山口県（以下「乙」という。）とは、乙が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき実施する災害時における災害に関する情報の収集及び伝達（以下「情報の収集伝達」という。）に関し、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、山口県内において大規模な災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、山口県災害対策本部条例（昭和37年9月20日山口県条例第40号）に基づき災害対策本部が設置された場合に、甲がその構成員により設置されているアマチュア無線局をして乙に協力し、情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（非常通信活動の性格）

第2条 この協定に基づき実施するアマチュア無線局の非常通信活動は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

（情報の収集伝達の実施）

第3条 この協定による情報の収集伝達は、甲の構成員が行うものとする。

2 甲は、この協定による情報の収集伝達を行う甲の構成員にかかる名簿を毎年定期に作成し、乙に提出するものとする。

（協力の要請）

第4条 乙は、災害時に公衆通信網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能となった場合において情報の収集伝達上必要があると認めるときは、甲に対し、情報の収集伝達について必要な項目又は内容を明らかにして、協力を要請することができるものとする。

（臨機の措置）

第5条 乙は、甲がこの協定による情報の収集伝達を行うために必要となるアマチュア無線局を開設するときは、施設、設備の提供その他臨機の措置を執るものとする。

（災害情報の提供）

第6条 甲は、第4条の規定による協力要請を待たずに特に必要があると認められる災害情報を乙に提供することができるものとする。

（情報連絡系統）

第7条 この協定による甲と乙との情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

（情報の収集伝達に係る共同訓練の実施）

第8条 甲及び乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して所要の訓練を実施するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決するものとする。

附則 この協定は、平成24年7月1日から適用する。

2 平成10年3月9日に締結された協定はこれを廃止する。

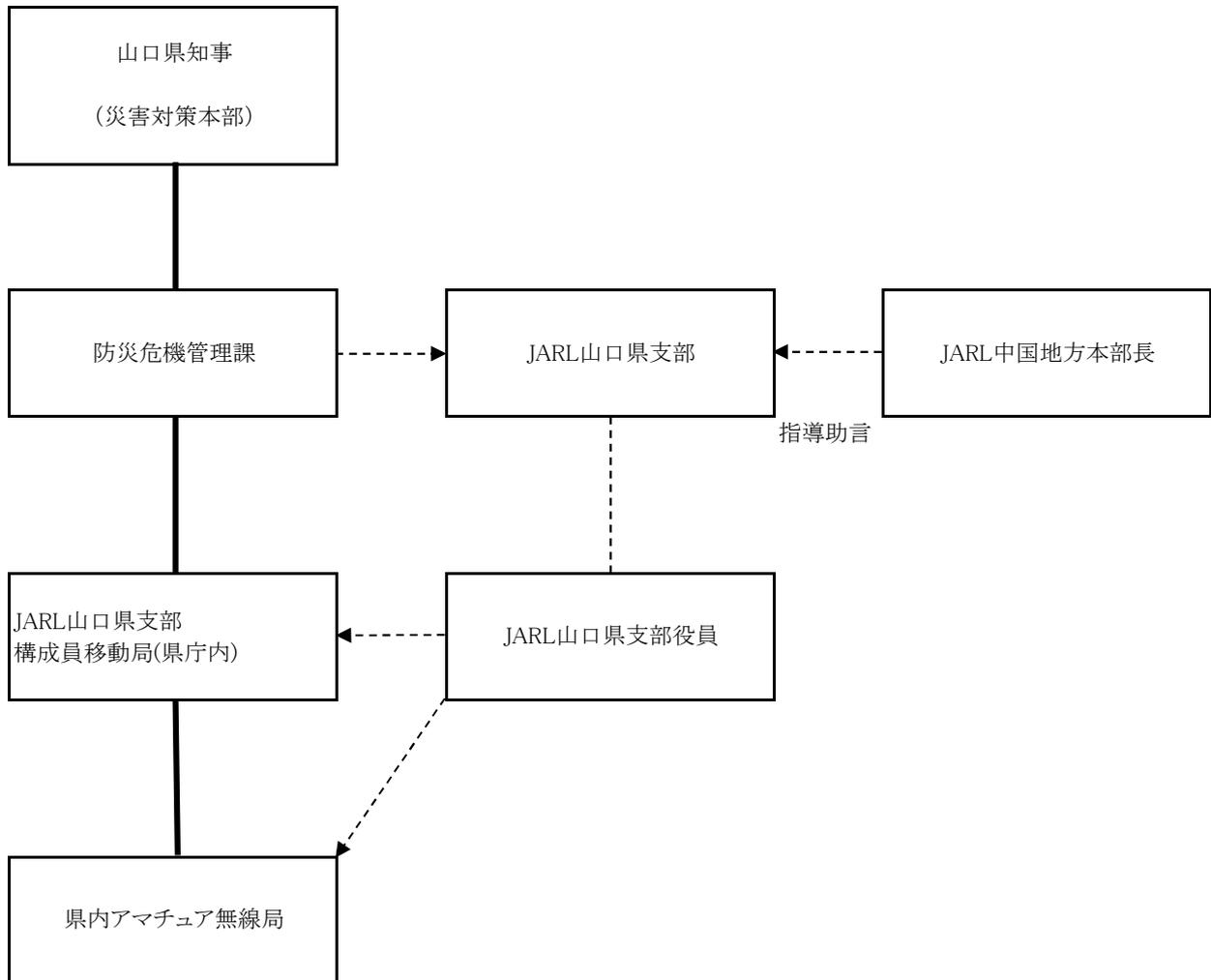
以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年7月1日

甲 一般社団法人日本アマチュア無線連盟山口県支部  
支 部 長 岩 本 友 昭

乙 山 口 県  
山口県知事 二 井 関 成

# 情報連絡系統



----- 協力要請伝達系統

————— 災害情報連絡系統

※系統は状況に応じ変更することがある

## 〔2(7)サ-8〕九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定（生活衛生課）

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災県単独では愛護動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県が円滑に応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

（救護の対象動物）

第2条 この協定において救護の対象とする愛護動物は、原則として犬及び猫とする。

（応援の種類）

第3条 愛護動物の救護に関する応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 被災した愛護動物の餌、ケージ等の物資の提供又は貸与
- 三 被災した愛護動物の保護及び収容
- 四 被災した愛護動物の一時預かり及び譲渡
- 五 その他愛護動物の救護のために必要な事項

（協定の運用体制）

第4条 この協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、この協定の定めるところにより、必要な総合調整を行う。
- 3 副幹事県は、幹事県を補佐するとともに、幹事県が被災等によりその職務を遂行できないときは、幹事県の職務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県が被災等により職務を遂行できないときは、これらの県以外の県が協議の上、その職務を代行する。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要する地域、内容及び期間等を明らかにして、幹事県に応援を要請するものとする。

- 2 幹事県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たずに必要な応援を行うことについて、九州・山口9県（被災県を除く。）と協議し、決定することができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第6条 幹事県は、前条第1項の規定により応援の要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、九州・山口9県（被災県を除く。）と調整を図り、各県に対して、応援を行う地域、応援の内容等（以下「応援内容等」という。）の割り当てを行うものとする。

- 2 応援を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、割り当てられた応援内容等に応じ、必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援担当県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告するものとし、幹事県は、報告に基づき、必要に応じて、それぞれの応援担当県の応援内容等を調整するものとする。
- 4 第1項の規定による応援の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定により個別の応援を実施する県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告するものとする。

（関係団体への協力要請）

第7条 被災県は、愛護動物の救護に関し、九州・山口9県（被災県を除く。）の獣医師会、動物愛護団体等関係団体（以下「関係団体」という。）の協力を要請しようとする場合、当該要請を幹事県に依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受けた幹事県は、九州・山口9県（被災県を除く。）を通じて、関係団体に協力を要請するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の事務）

第9条 幹事県は、平常時においては、次に掲げる事務を行う。

- 一 九州・山口9県における担当部署の連絡先、応援能力その他応援要請時に必要となる事項を取りまとめて、各県に情報提供するとともに、各県からの連絡により更新すること。
- 二 会議の開催等により、この協定の運用に関する情報交換、協議等を実施すること。
- 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
- 四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要なこと。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州・山口9県が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成25年10月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年10月22日

福岡県知事 小川 洋

宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 古川 康

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

長崎県知事 中村 法道

沖縄県知事 仲井眞 弘多

熊本県知事 蒲島 郁夫

山口県知事 山本 繁太郎

大分県知事 広瀬 勝貞

## 〔2(7)サ-9〕大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定書（広報広聴課）

山口県（以下「甲」という。）と山口法律関連士業ネットワーク（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における相談会業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県内に大規模災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により甚大な被害をもたらしたものの又は火災若しくは爆発、有害物質の大量放出等その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものをいう。）が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談会業務の応援に関し、必要な事項を定める。

（応援の要請）

第2条 甲は、山口県内に大規模災害が発生した場合において、次の各号に掲げる場合には、乙に対し、相談会業務応援要請書（別記第1号様式）により相談会業務の応援を要請することができる。

(1) 甲が乙の会員団体の応援による相談会（以下「相談会」という。）を開催する場合

(2) 甲が山口県内の市町から、市町が相談会を開催するため、市町相談会業務応援要請依頼書（別記第2号様式）により、乙に対し相談会業務の応援を要請するよう依頼を受けた場合

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合、各会員団体より、速やかに相談会業務に従事する者（以下「相談会業務従事者」という。）を選出し、甲又は市町が開催する相談会に派遣する。

（相談会の実施内容）

第3条 相談会の実施内容は、相談需要等に応じて、甲乙協議の上決定する。

（相談会業務従事者の業務内容）

第4条 相談会業務従事者は、甲又は市町が開催する相談会において、各士業の専門分野に関する相談を受ける。

（報告）

第5条 乙は、相談会の実施期間中に前条に規定する相談を受けた場合、応援相談会業務報告書（別記第3号様式）により、実施期間終了後速やかに甲に報告を行うものとする。

（相談会業務の実施に関する調整）

第6条 第4条の相談会業務の実施に関する関係市町との連絡調整は、原則として甲において実施する。

（経費負担）

第7条 第2条の規定に基づく甲の要請による相談会業務への従事に要する費用は、乙の負担とする。

（損害への対応）

第8条 この協定に基づく業務の実施において、乙及び乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して何らかの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月17日

甲 山口県  
山口県知事 山本 繁太郎

乙 山口県山口市駅通り2丁目4番17号  
山口法律関連士業ネットワーク  
理事長 杉山 久美子

相談会業務応援要請書

年 月 日

山口法律関連士業ネットワーク  
理事長 様

山口県知事

(事務担当)

山口県 部 課  
担当  
電話  
FAX  
電子メール

大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

要 請 者 (県・市町名)				
業 務 期 間	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日
期 間 内 業 務 時 間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
業 務 場 所				
相 談 会 業 務 従 事 者 必 要 人 数				
業 務 内 容				
そ の 他 連 絡 事 項				

市町相談会業務応援要請依頼書

年 月 日

山口県知事 様

市町長

(事務担当)

市町 部 課

担当

電話

FAX

電子メール

次のとおり大規模災害発生に伴う相談会を開催するに当たり、山口法律関連士業ネットワークから相談会業務の応援を受けたいので、下記のとおり同ネットワークへの要請について依頼します。

記

業 務 期 間	月 日 ～ 月 日	月 日 ～ 月 日
期 間 内 業 務 時 間	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分
業 務 場 所		
相 談 会 業 務 従 事 事 者 必 要 人 数		
業 務 内 容		
そ の 他 連 絡 事 項		

応援相談会業務報告書

年 月 日

山口県知事 様

山口法律関連士業ネットワーク  
理事長

(事務担当)

担当

電話

FAX

電子メール

大規模災害時における相談会業務の応援に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要 請 者 (県・市町名)		
業 務 期 間	月 日～ 月 日	月 日～ 月 日
期 間 内 業 務 時 間	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
業 務 場 所		
相 談 会 業 務 従 事 者 数		
相 談 件 数 及 び 内 容		
相 談 会 業 務 実 施 に 係 る 課 題 等		

## 〔2(7)サ-10〕災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書 (生活衛生課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県霊柩葬祭協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の事故により大規模な被害が生じたとき（以下「災害時」という。）における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等（以下「葬祭用品の供給等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山口県内市町において、災害時に多数の死者が発生した場合における葬祭用品の供給等について、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において被災地域の市町（以下「被災市町」という。）からの要請等により葬祭用品の供給等が必要であると認めるときは、乙に対し葬祭用品の供給等に係る協力の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、その他の業務に優先して協力するものとする。

3 第1項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリなどで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

4 乙は、甲から第1項の協力の要請があった場合において、乙のみでは葬祭用品の供給等の実施が困難な場合は、丙に対して協力を依頼することができる。

5 甲は、やむを得ない事由により乙に対し連絡がとれない場合は、丙に対し協力を依頼することができる。

（要請に対する措置）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置をとるとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、乙及び丙から応諾状況の通知を受けたときは、その旨を速やかに被災市町へ通知するものとする。

（協力業務）

第4条 甲の要請により乙及び丙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、第2条第1項及び第5項の規定による協力の要請に応じた後は、被災市町と業務の内容、方法等について、相互に確認し、葬祭用品の供給等を行うものとする。

（報告）

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第4条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（緊急要請）

第7条 第2条第1項又は第5項の規定による協力の要請について、やむを得ない事由により、甲から乙及び丙に対する連絡がとれない場合には、甲は、直接乙又は丙の会員に対し当該要請をすることができる。

2 前項の要請については、前4条の規定を準用する。

(経費の負担)

第8条 乙及び丙が実施した協力業務に係る経費については、甲又は被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により甲又は被災市町が負担する経費の総額は、災害救助法に基づく基準額を限度にして、甲又は被災市町と乙及び丙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 乙及び丙は、協力業務が完了したときは、葬祭用品の供給等実績を集計し、協力業務に係る経費を甲又は被災市町に請求するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は山口県環境生活部生活衛生課長、乙は山口県霊柩葬祭協同組合理事長、丙は全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙及び丙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月19日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 山口県下関市椋野町2丁目5番18号  
山口県霊柩葬祭協同組合  
理事長 嶋 員久

丙 東京都港区港南2丁目4番12号  
港南YKビル4階  
全日本葬祭業協同組合連合会  
会長 松井 昭憲

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品の範囲)

第2条 協定第4条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次のとおりとする。

- (1) 桐棺（内張付き、納棺用品一式を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(要請手続)

第3条 協定第2条第1項に規定する被災市町から甲への要請は、協力要請書（第1号様式）により、同項に規定する甲から乙への要請は、協力要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

2 協定第2条第5項の要請については、前項の規定を準用する。

(報告書)

第4条 協定第6条に規定する実施状況の報告は、業務実績報告書（第3号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

(通知)

第5条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により支援協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

## 【平成 31 年 3 月 26 日締結協定書】

山口県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の事故により大規模な被害が生じたとき（以下「災害時」という。）における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等（以下「葬祭用品の供給等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、山口県内市町において、災害時に多数の死者が発生した場合における葬祭用品の供給等について、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において被災地域の市町（以下「被災市町」という。）からの要請等により葬祭用品の供給等が必要であると認めるときは、乙に対し葬祭用品の供給等に係る協力の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、その他の業務に優先して協力するものとする。

3 第 1 項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリなどで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

### （要請に対する措置）

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置をとるとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、乙から応諾状況の通知を受けたときは、その旨を速やかに被災市町へ通知するものとする。

### （協力業務）

第 4 条 甲の要請により乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

### （協力の実施）

第 5 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定による協力の要請に応じた後は、被災市町と業務の内容、方法等について、相互に確認し、葬祭用品の供給等を行うものとする。

### （報告）

第 6 条 乙は、甲の要請により第 4 条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

### （緊急要請）

第 7 条 第 2 条第 1 項の規定による協力の要請について、やむを得ない事由により、甲から乙に対する連絡がとれない場合には、甲は、直接乙の会員に対し当該要請をすることができる。

2 前項の要請については、前 4 条の規定を準用する。

### （経費の負担）

第 8 条 乙が実施した協力業務に係る経費については、甲又は被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により甲又は被災市町が負担する経費の総額は、災害救助法に基づく基準額を限度にして、甲又は被災市町と乙が協議して決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、協力業務が完了したときは、葬祭用品の供給等実績を集計し、協力業務に係る経費を甲又は被災市町に請求するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は山口県環境生活部生活衛生課長、乙は乙の会員である株式会社日本セレモニーとする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣政

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号  
COMS虎ノ門6階  
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会 長 山下 裕史

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品の範囲)

第2条 協定第4条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次のとおりとする。

- (1) 棺（納棺用品一式を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(要請手続)

第3条 協定第2条第1項に規定する被災市町から甲への要請は、協力要請書（第1号様式）により、同項に規定する甲から乙への要請は、協力要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

(報告書)

第4条 協定第6条に規定する実施状況の報告は、業務実績報告書（第3号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

(通知)

第5条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により支援協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

山 口 県 知 事 殿

市町長

協力要請書（第 報）

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第2条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

担当者の連絡先	所 属	
	職・氏名	
	電 話	
	F A X	
電話、F A X 等による要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃	
要請の理由		
要請の内容 (該当項目に○)	(1) 葬祭用品の供給及び役務の提供 (品名、サイズ、数量等)  (2) 遺体安置施設等の提供 (3) 遺体の搬送 (4) その他	
履行の場所		
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇長 殿

山 口 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第2条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

担当者の連絡先	山	所 属	県		部	課
	口	職・氏名				
	県	連 絡 先	電 話	FAX		
	市	所 属	市・町		部	課
	町	職・氏名				
		連 絡 先	電 話	FAX		
電話、FAX等 による要請日	年 月 日 ( ) 時 分頃					
要請の理由						
要請の内容 (該当項目に○)	(1) 葬祭用品の供給及び役務の提供 (品名、サイズ、数量等) (2) 遺体安置施設等の提供 (3) 遺体の搬送 (4) その他 (内容)					
履行の場所						
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
備 考						

山 口 県 知 事 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇長

### 業 務 実 績 報 告 書

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼日時 及び番号	年 月 日 ( ) 時 分頃 (第 報)
実施業務内容 (該当項目に○)	(1) 葬祭用品の供給及び役務の提供 (品名、サイズ、数量等)  (2) 遺体安置施設等の提供 (3) 遺体の搬送 (4) その他 (内容)
従事者氏名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
報告担当者	氏名  連絡先電話番号
備 考	

## 〔2(7)サ-11〕 災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の応急・復旧対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が行う応急・復旧対策業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、応急・復旧対策業務を実施する関係機関（以下「関係機関」という。）から乙の会員が所有するドローンによる応急・復旧対策業務（以下「業務」という。）のあっせんの求めがあったとき又は甲が業務を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による暇がないときは、乙に対し口頭により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項に規定する文書は、別記様式第1号とする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）災害発生現場等の被災状況等の把握

（2）被災者の捜索

（3）物資の運搬

（4）その他甲乙双方で協議の整った事項

（実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに乙の会員に業務を実施させるものとする。

2 乙の会員は甲又は関係機関の指揮、監督に従い、業務を実施する。

3 乙の会員は、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）その他の法令を遵守し、二次災害の防止に努める。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

5 前項に規定する文書は、別記様式第2号とする。

（費用負担）

第5条 乙の会員が業務の実施に要した費用は、甲又は関係機関が負担するものとする。

2 前項の費用の算出については、甲又は関係機関及び乙の会員が協議して決定する。

（事故）

第6条 乙は、業務の実施にあたって事故のあったときは、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

2 前項の規定による文書は、別記様式第3号とする。

（損害の負担）

第7条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲又は関係機関及び乙の会員が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づき、乙の会員が実施する業務に従事した者（以下、「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡先等の報告）

第9条 甲及び乙は、協定の締結後、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

報告の内容に変更があったときも同様とする。

(人員の編成等の報告)

第10条 乙は、協定の締結後、業務に係る人員の編成及びドローンの数量について、甲に報告するものとする。  
報告の内容に変更があったときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から別段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡嗣政

乙 下松市桜町1丁目6番5号  
山口県産業ドローン協会  
会長 池田隆志

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

山口県産業ドローン協会会長 様

山口県知事  
（担当者）  
TEL

災害応急・復旧対策に必要なドローンの派遣について

災害時におけるドローンによる応急・復旧対策に関する協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請する。

1 災害の状況及び協力を要請する業務の内容

2 協力要請があった関係機関名及び連絡先

3 協力を必要とする期間

4 その他

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

山口県知事 様

山口県産業ドローン協会会長

業務実施報告書

- 1 業務を実施した事業者名及び連絡先
- 2 派遣したドローンの台数及び人員の氏名
- 3 その他

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

山口県知事 様

山口県産業ドローン協会会長

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の〇〇に係る業務  
において、別紙のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別 紙

傷 病・死 亡 者 の 状 況

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤 務 先			
傷 病 名		程 度	重傷・中等症・軽症		
外来・入院 (年 月 日)	診療医療機関名				
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死 亡 場 所					
受 死 傷 ・ 発 病 亡  時  の 状 況					

## 〔2(7)サ-12〕 災害時等における隊友会の協力に関する協定（防災危機管理課）

山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山口県隊友会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口県内において次の第1号に掲げる災害が発生、若しく発生のおそれがある場合及び第2号並びに第3号に掲げる事態（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して災害時等における協力（以下「協力」という。）を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- （3）事態対処法第22条第1項に定める緊急処理事態

（協力の内容）

第2条 甲が災害時等において、乙に対し要請する協力は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）災害時における被害情報及び救援情報等の情報提供
- （2）市町の要請に基づく炊飯・給水活動
- （3）市町の要請に基づく避難所運営
- （4）救援物資の受入、仕分、配送、管理
- （5）その他、災害応急対策等に必要の援助

（協力の要請）

第3条 甲は災害時等において必要があると認められるときは、乙に対し業務の支援について協力を要請することができる。

- 2 甲が、乙に対して前項の規定による要請をするときは、様式第1号により行うものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。
- 3 甲が、乙に対して前2項による協力の要請を行う場合、甲は、乙に対して安全が確保されるよう、協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
- 4 甲は、前2項の規定により行った協力の要請について、その必要がなくなった場合は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が協力をを行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償等）

第5条 乙は、この協定を実施するにあたり、ボランティア活動保険等に加入し、乙の会員に事故等が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（訓練等）

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑にするため、甲及び市町等が実施する防災訓練及び地域住民の避難訓練、その他の防災活動に積極的に協力するものとする。

- 2 甲は、平素から、防災情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲乙は、平常時からこの協定に基づく協力を円滑に実施するため連絡体制を整備し、それぞれの連絡責任者を定め、お互いに連絡先等を通知するものとする。

- 2 この協定に係る業務により、甲が知り得た乙及び乙の会員の個人情報には厳重に管理し、協定目的以外の目的には使用しないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、

定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定を締結した日から1年間有効とする。但し、有効期限満了1ヶ月前までに、甲又は乙が文書をもって通知しない限り、その効力を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成28年12月20日

甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣 政

乙 山口市八幡馬場814  
公益社団法人隊友会山口県隊友会  
会 長 高 橋 佳 嗣

(様式第1号)

## 協力要請書

年 月 日

公益社団法人隊友会 山口県隊友会会長

山 口 県 知 事

「災害時等における隊友会の協力に関する協定」に基づき、次のとおり協力を要請します。

災害等の区分	1 災 害：暴風、豪雨、洪水、土砂災害、地震、津波 その他（ ） 2 緊急処理事態、武力攻撃事態
要請する期間	
協力の場所	
協力の 業務内容	
被害の状況	
その他	

連絡先

山口県総務部防災危機管理課 ( 担当者名 )  
TEL 083-933-2370  
FAX 083-933-2408

(様式第2号)

## 撤 収 要 請 書

年 月 日

公益社団法人隊友会 山口県隊友会会長

山 口 県 知 事

「災害時等における隊友会の協力に関する協定」に基づき、 年 月 日要請  
を行った協力について、下記のとおり終了しましたので通知します。

### 記

- 1 協力終了の理由
  
- 2 協力終了年月日
  
- 3 協力終了後の措置事項
  
- 4 その他
  
- 5 連絡先  
山口県総務部防災危機管理課 ( 担当者名 )  
TEL 083-933-2370  
FAX 083-933-2408

## [ 2 (7) サ-13] 山口県災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定書

(国際課)

山口県（以下「甲」という。）と公益財団法人山口県国際交流協会（以下「乙」という。）は、災害時の外国人支援を円滑に行うため、山口県災害時多言語支援センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、大規模災害時における外国人の支援を円滑に行うため、センターの設置・運営に関し、必要な事項を定める。

(センターの設置要請)

第2条 甲は、山口県災害対策本部を設置した場合で、センターの設置が必要と判断したときは、その設置を乙に要請する。

(センターの業務)

第3条 乙は、前条の要請を受けた時は、センターを設置し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 外国人に必要な多言語による災害情報等の提供

(2) 外国人からの問合せ・相談への対応

(3) 地域国際化協会・NPO等への協力依頼と受入れ調整

2 前項のほか、被害の状況や外国人の被災状況により甲乙で協議し、追加・変更することができる。

(センターの設置・運営への支援)

第4条 甲は乙が前条の活動を円滑に行うため、災害に関する情報等、外国人支援に必要な情報を提供するほか、人員の派遣、その他運営協力等必要な支援を行うものとする。

(センターの設置場所)

第5条 センターの設置場所は、乙の事務所内とする。ただし、災害被害状況により、

乙の事務所内にセンターを設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

(他団体との連携)

第6条 乙は、必要に応じて、県内外の自治体・団体等と連携してセンターの運営を行うものとする。

(経費負担)

第7条 センターの設置・運営に伴い発生する経費は、原則として甲の負担とする。

(災害に備えての体制整備)

第8条 甲及び乙は、センターの設置に備え、大規模災害発生時に迅速に対応できるよう情報の共有化を図り、マニュアルの整備及び研修・訓練の実施に努める。

2 甲及び乙は、センターの円滑な運営を図るため、日頃から様々な主体とのネットワークの構築に努める。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の30日前までに甲乙のいずれかから文書をもって解約の申し出がないときは、この協定は同一の内容で1年間更新され、以降の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月21日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県  
山口県知事臨時代理者  
山口県副知事 弘 中 勝 久

乙 山口県山口市水の上町1番7号  
公益財団法人山口県国際交流協会  
理事長 村 岡 嗣 政

## 〔2(7)サ-14〕 災害時等における電力の提供等に関する協定書

(防災危機管理課)

山口県（以下「甲」という。）と山口トヨペット株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害又は大規模停電が発生した場合（以下「災害時等」という。）の電力の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等における電力の提供等に関して、甲と乙との協力事項について定めるものとする。

(提供の範囲)

第2条 この協定により乙が提供するものは、次のとおりとする。

- (1) プラグインハイブリッド車を利用した電力
- (2) 飲料水
- (3) その他乙が提供可能な物資

(要請の手続)

第3条 甲は、災害時等において前条の提供を必要とする場合又は被災市町（以下「市町」という。）からあつせん

んの要請を受けた場合は、乙に対し、その提供について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(提供等)

第4条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、原則、甲の指定する場所に運搬し、第2条の提供を行うものとする。

2 甲又は市町は、指定した場所に職員を派遣し、確認のうえ、第2条の提供を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定による提供に要した費用については、乙が負担する。

(補償)

第6条 この協定に基づき第4条第1項の提供中に発生した自動車による賠償事故に際し、原則として乙が加入する「自動車保険」等を適用し負担する。ただし、自動車を媒体とした事故以外で乙に過失が発生しない場合は、この限りではない。

(訓練等)

第7条 乙は、この提供に基づく提供を円滑にするため、甲及び市町等が実施する防災訓練や防災啓発活動に積極的に協力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災危機管理課長、乙においては総務部長とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和2年6月3日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月3日

- 甲 山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣政
- 乙 山口市維新公園三丁目12番25号  
山口トヨペット株式会社  
代表取締役社長 中野 文夫

## 災害に係る情報発信等に関する協定

(防災危機管理課)

山口県およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、山口県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、山口県が山口県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ山口県の行政機能の低下を軽減させるため、山口県とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組）

1 本協定における取組みの内容は次の中から、山口県及びヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、山口県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、山口県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 山口県が、山口県内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 山口県が、山口県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 山口県が、災害発生時の山口県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 山口県が、山口県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 山口県が、山口県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 山口県およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、山口県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく山口県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、山口県から提供を受ける情報について、山口県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、山口県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更

新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、山口県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、山口県とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年12月8日

山口県：山口県山口市滝町1番1号  
山口県知事 村岡 嗣 政

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 〔2(7)サ-16〕 災害時における動物の救護に関する協定書

(生活衛生課)

山口県（以下「甲」という。）と公益社団法人山口県獣医師会（以下「乙」という。）とは、県内で大規模な災害が発生した際に、その被災地において被災動物を救護する活動を実施し、被災動物及びその飼養者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県地域防災計画に基づき、甲が行う被災動物の救護対策について、乙が動物救護活動（以下「活動」という。）を実施して協力することに関し、必要な事項を定める。

(対象動物)

第2条 この協定において活動の対象となる動物は、犬及び猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物及び被災により逸走し、又は放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

(協力の内容)

第3条 協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 負傷した被災動物の治療に関すること
- 二 被災動物の保護及び健康管理に関すること
- 三 その他被災動物の救護に関し必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は前条の協力が必要と判断したときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。

- 一 活動の内容
- 二 活動を行う場所
- 三 活動を行う期間
- 四 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(活動の履行)

第5条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

(活動の終了)

第6条 乙は、活動を終了したとき、速やかに次の事項を記載した文書により、その内容を甲に報告するものとする。

- 一 活動の具体的内容
- 二 活動の実施期間
- 三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が、第4条の規定による要請に基づき実施した活動に要する費用については、甲と乙が協議して決定するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあつては動物愛護センター、乙にあつては乙の本会とする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

る。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定は、締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 6 月 1 5 日

甲 山口市滝町 1 番 1 号  
山口県  
山口県知事 村 岡 嗣 政

乙 山口市小郡下郷 1 0 8 0 番地 3  
公益社団法人山口県獣医師会  
会長理事 田 中 尚 秋

## 災害時における動物の救護に関する協定実施要領

### (趣旨)

- 第1条 この実施要領は、災害時における被災動物の救護活動に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な付帯的事項を定めるものとする。
- 2 この実施要領における用語の意義は、協定の例による。

### (協力の内容)

- 第2条 協定第3条に規定する協力の内容の実施細目は、別表に定めるものとする。

### (要請手続)

- 第3条 協定第4条に規定する甲から乙への要請は、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。

### (報告書)

- 第4条 協定第6条に規定する乙から甲への報告は、実施報告書（第2号様式）により行うものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年6月19日から施行する。

### 別表

協力の内容	実施細目
負傷した被災動物の治療に関する事	○ 甲が保護、収容した所有者不明の負傷動物について、甲において対応が困難な場合に、乙の会員において応急処置及び治療を実施すること。
被災動物の保護及び健康管理に関する事	○ 避難所において飼養される被災動物について、避難所運営市町等の求めに応じて、乙の会員において健康相談の対応及び診療を行うこと。 ○ 甲の施設において収容される被災動物について、必要に応じて乙の会員において診療を行うこと。 ○ 被災者である飼主からの飼養動物の一時預かり等について、甲の施設では飼養困難な場合に、乙の会員の施設において実施すること。

第1号様式

年 月 日

公益社団法人山口県獣医師会会長 様

山口県知事

災害時における動物救護活動の協力要請書（第 報）

災害時における動物の救護に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり要請します。

記

協力要請理由	
活動内容	<input type="checkbox"/> 負傷した被災動物の治療に関する事 <input type="checkbox"/> 被災動物の保護に関する事 <input type="checkbox"/> 被災動物の健康管理に関する事 <input type="checkbox"/> その他被災動物の救護に関し必要な事項 具体的な内容
活動場所	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡担当者 (山口県)	保健所 担当者 TEL
	動物愛護センター 担当者 TEL
備考	

第2号様式

年 月 日

山口県知事 様

公益社団法人山口県獣医師会会長

災害時における動物救護活動の実施報告書

災害時における動物の救護に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力要請日	年 月 日 (第 報)
活動内容	具体的に記載してください。
活動場所	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当獣医師	TEL:
備考	

## 〔2(7)サ-17〕 大規模災害発生時における宿泊施設等の確保に関する協定書

(県警察本部)

山口県警察（以下「甲」という。）と山口県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時において、災害警備活動に従事する山口県警察及び県外からの特別派遣部隊等（以下「特別派遣部隊等」という）の宿泊施設等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模災害発生時において、乙から協力を得ることで、山口県警察及び特別派遣部隊等の宿泊施設等を迅速に確保し、甲の災害警備活動を円滑に推進することを目的とする。

(宿泊施設等の確保に関する協力要請)

第2条 甲は、大規模災害発生時において、山口県警察及び特別派遣部隊等の宿泊施設等を確保するため、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、施設利用者に配慮しつつ、可能な範囲内で甲に対して協力するものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、乙に対する要請を行う場合は、「宿泊施設等提供要請書」（別記様式）に必要事項を記載し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請することができない特別の理由があるときは、口頭その他の方法で要請できるものとする。

2 甲は、前項ただし書きにより要請したときは、遅滞なく「宿泊施設等提供要請書」に必要事項を記載の上、乙に提出するものとする。

3 山口県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局（以下「事務局」という）と連絡がとれない場合は、乙の各支部長等に対して要請できるものとする。

(宿泊施設等に関する情報提供)

第4条 乙は甲の要請に基づき、乙の組合員が経営する宿泊施設等に関して、宿泊可能な有無、宿泊可能人員、食事提供の有無、駐車場の有無などの情報を甲に対して提供するものとする。

(連絡窓口)

第5条 本協定の実施に関する連絡窓口は、甲にあつては「警備課若しくは災害警備本部」、乙にあつては「事務局」とする。ただし、事務局と連絡が取れない場合は、乙の各支部長等を窓口にするものとする。

(宿泊申込等)

第6条 甲は乙の情報に基づき宿泊可能な施設を選定し、直接、当該宿泊施設に対して、宿泊申込及びその他の交渉を行うものとする。

(宿泊申込後の連絡)

第7条 甲は当該宿泊施設に対する宿泊申込を行った場合は、その旨を事務局へ連絡するものとする。

(宿泊料金等の支払い)

第8条 宿泊料金等の支払いは、山口県警察及び特別派遣部隊等の派遣元警察の財務規定に基づいて、甲と乙が協議の上支払うこととする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新し、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を所有する。

令和6年6月12日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県警察本部長 阿久津 正好

乙 山口県山口市湯田温泉六丁目6番53号  
山口県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 森本 洋一

## 〔2(7)サ-18〕 災害発生時における宇部伊佐専用道路の通行に関する協定書

(県警察本部)

山口県警察（以下、「甲」という。）とUBE三菱セメント株式会社宇部セメント工場（以下、「乙」という。）は、乙が所有する宇部伊佐専用道路（以下、「専用道路」という。）の災害発生時における警察車両等の通行に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下、「災害」という。）発生時における甲の災害警備活動等を円滑に推進するため、専用道路における甲及び県外からの派遣部隊の警察車両等（以下、「警察車両等」という。）の通行に必要な事項を定めることを目的とする。

### (協力の要請)

第2条 甲は、災害警備活動等のため必要があると認めるときは、乙に対し、警察車両等による専用道路の通行を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に対して前項の要請を行う場合は、「専用道路通行要請書」（別記様式）に必要事項を記載して文書により要請するものとする。ただし、文書により要請することができない特別の理由があるときは、口頭その他の方法で要請し、事後、速やかに、乙に対し「専用道路通行要請書」を交付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、安全かつ支障のない範囲で、甲に対して協力するものとする。

### (専用道路の通行)

第3条 乙は、甲から前条に基づく専用道路の通行の要請があったときは、専用道路の通行の可否を確認の上、甲に連絡するものとする。

2 甲は、専用道路において、警察車両等を安全に通行させるため、乙の指示に従うとともに、次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 警察車両等が複数となるときは、車列又は部隊毎に通行すること。

(2) 赤色灯を有する警察車両等は、赤色灯を点灯すること。

3 専用道路への流出入方法等の必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

### (連絡窓口)

第4条 本協定に関する連絡窓口は、甲にあつては、山口県警察本部警備部警備課又は山口県警察災害警備本部、乙にあつては、UBE三菱セメント株式会社宇部セメント工場宇部物流課とする。

### (事故等の措置)

第5条 警察車両等が専用道路を通行中に事故等が発生したときは、当該警察車両等の責任者から甲に即報し、報告を受けた甲は、乙と連携して、速やかに必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項の事故等に関し、乙の管理車両が関与する場合を除き、原則として、責任を負わないものとする。

(通行の中止)

第6条 乙は、次の各号に該当する場合、甲に専用道路の通行を中止させ、警察車両等の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が専用道路の通行の必要がなくなつたと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙が専用道路の安全点検を実施した結果、車両通行の安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合
- (3) その他合理的な理由により、乙が甲に専用道路の通行の中止を求めた場合

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定を更新し、その後も同様とする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年8月27日

甲 山口県山口市滝町1番1号  
山口県警察本部  
警備部長 坂本 英治

乙 山口県宇部市大字小串1978番地の2  
UBE三菱セメント株式会社  
執行役員  
宇部セメント工場長 村山 亮一